第10章 資料

第10章 資料

目次

1	関係法令,要綱,要領等	273
	· 水道法(抄)	273
	·水道法施行令(抄)	313
	·水道法施行規則(抄)	321
	・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(抄)	367
	·福岡市水道給水条例(抄)	371
	·福岡市水道給水条例施行規程(抄)	383
	・給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(抄)	388
	·加入金取扱要領	391
	・水道供給の承諾保留に関する事務処理要領(抄)	397
	·福岡市水道局給水工事資金融資制度要綱	399
	·福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領	403
	・貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準(抄)	407
	・共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準	412
	・給水装置に係る集中検針装置の設置基準	420
	・個別検針方式における遠隔指示装置付メーターの設置基準	424
	·福岡市節水推進条例	427
	·福岡市節水推進条例施行規則(抄)	434
	·建築基準法施行令(抄)	440
	・建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支	
	・建築物に設ける飲料水の配官設備及び排水のための配官設備を安全工及び衛生工文 構造方法を定める件(抄)	
	情	
	・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(抄)	
	- '덩찌프비사18/1/18'대 '윤어쌤'유니 # #//유니 #네오네시아트파트 기시(449

	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(抄)	451
	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(抄)	453
	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(抄)	454
	・福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則(抄)	456
	・貯水槽以下装置の設置及び管理要領	459
	·福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領	463
	・福岡市貯水槽水道管理指導要綱	465
	・福岡市貯水槽水道管理指導要領(抄)	469
	・「貯水槽水道通知書(新設・改造・変更・廃止)」「貯水槽水道情報変更連絡票」の	
	取扱いマニュアル	472
2	水理計算関連	477
	・瞬時最大給水量および給水管口径早見表	477
	·給水器具負荷単位流量表	483
	·動水勾配早見表(ϕ 50mm 以下)	488
	·動水勾配早見表(φ75mm 以上,流速計数 C:110)	491
	·動水勾配早見表(φ75mm 以上,流速計数 C:130)	497
	・瞬時最大給水量及び給水管口径早見表(戸数,人数)	503
3	指定給水装置工事事業者関連	513
	・新規申請のご案内	513
	・更新申請のご案内	516
	・各種届出のご案内	519
	·指定給水装置工事事業者証	521
	・指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準	522
4	その他	523
	・その他必要な防護対策	523

〇水道法(抄)

(昭和三十二年六月十五日) (法律第百七十七号) 令和元年六月一四日同第三七号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を 強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活 環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。
- 2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設 並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。
- 第二条の二 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を 超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又 は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に 関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤 の強化に努めなければならない。

(用語の定義)

- 第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- 5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を 経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道 用水供給事業を経営する者をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他 水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地 表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
 - 一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - 二 その水道施設の一日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同 じ。)が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配 水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

- 第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。
 - 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質 を含むものでないこと。
 - ニ シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
 - 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - 六 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設基準)

- 第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、 導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設 は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。
 - 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄

水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

- 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、 かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第二章 水道の基盤の強化

(基本方針)

- 第五条の二 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 水道の基盤の強化に関する基本的事項
 - 二 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
 - 三 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の健全な経営の確保に関する事項
 - 四 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
 - 五 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
 - 六 その他水道の基盤の強化に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(水道基盤強化計画)

- 第五条の三 都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強 化に関する計画(以下この条において「水道基盤強化計画」という。)を定めることができる。
- 2 水道基盤強化計画においては、その区域(以下この条において「計画区域」という。)を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 水道の基盤の強化に関する基本的事項
 - 二 水道基盤強化計画の期間
 - 三 計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標
 - 四 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項
 - 五 都道府県及び市町村による水道事業者等の間の連携等の推進の対象となる区域(市町村の 区域を超えた広域的なものに限る。次号及び第七号において「連携等推進対象区域」という。)
 - 六 連携等推進対象区域における水道事業者等の間の連携等に関する事項
 - 七 連携等推進対象区域において水道事業者等の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に 関する事項
- 3 水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。
- 4 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならない。
- 5 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等を推進しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、共同して、都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることを要請することができる。
- 6 都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとする。
- 7 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、計画区域に次条第一項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するととも に、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水 道用水の供給を受ける水道用水供給事業者に通知しなければならない。
- 9 都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。
- 10 第四項から前項までの規定は、水道基盤強化計画の変更について準用する。

(広域的連携等推進協議会)

- 第五条の四 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関 し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会(以下 この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

- 一 前項の都道府県
- 二 協議会の区域をその区域に含む市町村
- 三 協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける 水道用水供給事業者
- 四 学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 水道事業

第一節 事業の認可等

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする 区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるもの とする。

(認可の申請)

- 第七条 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生 労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければなら ない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 給水区域、給水人口及び給水量
 - 二 水道施設の概要
 - 三 給水開始の予定年月日
 - 四 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 五 給水人口及び給水量の算出根拠
 - 六 経常収支の概算
 - 七 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種別及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- 五 浄水方法
- 六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
- 七 工事の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(認可基準)

- 第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められると きでなければ、与えてはならない。
 - 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
 - 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
 - 三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
 - 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
 - 五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。
 - 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経 理的基礎があること。
 - 七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(附款)

- 第九条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、 これに必要な期限又は条件を附することができる。
- 2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために 必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるもので あつてはならない。

(事業の変更)

- 第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。
 - その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。
 - 二 その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。
- 2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。
- 3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働

省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

- 第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しては ならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことによ り、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。
- 2 地方公共団体以外の水道事業者(給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。)が、前項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。
- 3 第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(技術者による布設工事の監督)

- 第十二条 水道事業者は、水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。
- 2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

(給水開始前の届出及び検査)

- 第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録 を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

第二節 業務

(供給規程)

- 第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

- 第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。 ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由が あつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することがで きる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び 期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに 給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、 その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止すること ができる。

(給水装置の構造及び材質)

第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、 政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契 約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水 を停止することができる。

(給水装置工事)

第十六条の二 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質 が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給 水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

- 第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を 受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守 し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居 住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

- 第十八条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査 及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
- 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

- 第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。
- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
 - 一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第二十二条の二 第二項に規定する点検を含む。)
 - 二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
 - 三 給水装置の構造及び材質が第十六条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - 四 次条第一項の規定による水質検査
 - 五 第二十一条第一項の規定による健康診断
 - 六 第二十二条の規定による衛生上の措置
 - 七 第二十二条の三第一項の台帳の作成
 - 八 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止

- 九 第三十七条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

(水質検査)

- 第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関 又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

(登録)

第二十条の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行おうと する者の申請により行う。

(欠格条項)

- 第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第三項の登録を受けることができない。
 - この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第二十条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

- 第二十条の四 厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件 のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
 - 第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。
 - 二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、そ の人数が五名以上であること。
 - 三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。
 - イ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
 - ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保 を行う部門が置かれていること。
- 2 登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在 地

(登録の更新)

- 第二十条の五 第二十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(受託義務等)

- 第二十条の六 第二十条第三項の登録を受けた者(以下「登録水質検査機関」という。)は、同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。
- 2 登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十条の七 登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、 その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

- 第二十条の八 登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程(以下「水質検査業務規程」 という。)を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第二十条の九 登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条の十 登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電 子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記 録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がさ れている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成 し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

- 2 水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十条の十一 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十条の十二 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に 違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は 水質検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることがで きる。

(登録の取消し等)

- 第二十条の十三 厚生労働大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、 その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ とができる。
 - 一 第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 二 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 四 第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十条の十四 登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する 事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めると

きは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録 水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その 他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

- 第二十条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
 - 一 第二十条第三項の登録をしたとき。
 - 二 第二十条の七の規定による届出があつたとき。
 - 三 第二十条の九の規定による届出があつたとき。
 - 四 第二十条の十三の規定により第二十条第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。

(健康診断)

- 第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及 びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところに より、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第二十二条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関 し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(水道施設の維持及び修繕)

- 第二十二条の二 水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保 つため、その維持及び修繕を行わなければならない。
- 2 前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

(水道施設台帳)

- 第二十二条の三 水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。
- 2 前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(水道施設の計画的な更新等)

- 第二十二条の四 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、 水道施設の計画的な更新に努めなければならない。
- 2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むそ

の事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(給水の緊急停止)

- 第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたとき は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる 措置を講じなければならない。
- 2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火栓)

- 第二十四条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。
- 2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。
- 3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(情報提供)

第二十四条の二 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第 二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければなら ない。

(業務の委託)

- 第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に 実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。
- 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める 事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様 とする。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という。)は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。
- 4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条 第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督 しなければならない。
- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。)及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条(第二項及び第三項を除く。)の規定(これら

- の規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内に おいて、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。
- 7 前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用 する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業 者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。
- 8 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

(水道施設運営権の設定の許可)

- 第二十四条の四 地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業(水道施設の全部又は一部の運営等(民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。)であつて、当該水道施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。以下同じ。)に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権(以下「水道施設運営権」という。)を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の許可(水道事業の休止に係るものに限る。)を受けることを要しない。
- 2 水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。
- 3 水道施設運営権を有する者(以下「水道施設運営権者」という。)が水道施設運営等事業を 実施する場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要 しない。

(許可の申請)

- 第二十四条の五 前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施 計画書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提 出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
 - 二 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者(以下この条及び次条第一項において単に「選定事業者」という。)の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
 - 三 選定事業者の水道事務所の所在地
- 3 第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地

- 二 水道施設運営等事業の内容
- 三 水道施設運営権の存続期間
- 四 水道施設運営等事業の開始の予定年月日
- 五 水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するため に講ずる措置
- 六 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置
- 七 水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における措置
- 八 選定事業者の経常収支の概算
- 九 選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施 設の利用料金
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

(許可基準)

- 第二十四条の六 第二十四条の四第一項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。
 - 一 当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
 - 二 当該水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。
 - 三 当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(水道施設運営等事業技術管理者)

- 第二十四条の七 水道施設運営権者は、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させる ため、水道施設運営等事業技術管理者一人を置かなければならない。
- 2 水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、第十 九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を 監督しなければならない。
- 3 水道施設運営等事業技術管理者は、第二十四条の三第五項の政令で定める資格を有する者で なければならない。

(水道施設運営等事業に関する特例)

第二十四条の八 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十四条第一項、第二項及び第五項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第二項、第二十四条第三項並びに第四十条第一項、第五項及び第八項の規定の適用については、第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金(第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者(次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。)が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含

- む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書中「受けた場合」とあるのは「受けた場合(水道施設運営権者が当該供給命令を受けた場合を含む。)」と、第二十三条第二項中「水道事業者の」とあるのは「水道事業者(水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。)の」と、第四十条第一項及び第五項中「又は水道用水供給事業者」とあるのは「若しくは水道用水供給事業者又は水道施設運営権者」と、同条第八項中「水道用水供給事業者」とあるのは「水道用水供給事業者若しくは水道施設運営権者」とする。この場合において、水道施設運営権者は、当然に給水契約の利益(水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払を請求する権利に係る部分に限る。)を享受する。
- 2 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。)及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条(第二項及び第三項を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二条の四第一項中「更新」とあるのは、「更新(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。)」とする。
- 3 前項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道施設運営権者」とする。
- 4 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、水道施設運営等事業技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

(水道施設運営等事業の開始の通知)

第二十四条の九 地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(水道施設運営権者に係る変更の届出)

第二十四条の十 水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その 旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者及び厚生労働大臣に届け出なけ ればならない。

- 一 水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 二 水道施設運営権者の水道事務所の所在地

(水道施設運営権の移転の協議)

第二十四条の十一 地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業に係る民間資金法第 二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければな らない。

(水道施設運営権の取消し等の要求)

第二十四条の十二 厚生労働大臣は、水道施設運営権者がこの法律又はこの法律に基づく命令の 規定に違反した場合には、民間資金法第二十九条第一項第一号(トに係る部分に限る。)に掲 げる場合に該当するとして、水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者に対し て、同項の規定による処分をなすべきことを求めることができる。

(水道施設運営権の取消し等の通知)

- 第二十四条の十三 地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨 を厚生労働大臣に通知するものとする。
 - 一 民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使 の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。
 - 二 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。

(簡易水道事業に関する特例)

- 第二十五条 簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、第十九条第三項の規定を 適用しない。
- 2 給水人口が二千人以下である簡易水道事業を経営する水道事業者は、第二十四条第一項の規 定にかかわらず、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第七条に規定する市町村長 との協議により、当該水道に消火栓を設置しないことができる。

第三節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

- 第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- 2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(以下この節におい

て単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

- 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

- 第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれ にも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
 - 一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - 三次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働 省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なつた日から二年を経過しない者
 - 二 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経 過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理 由がある者
 - へ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

- 第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定 の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指 定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせる ため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている 者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

- 第二十五条の五 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に 対し、厚生労働大臣が交付する。
- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過 しない者
 - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日から二年を経過しない者
- 3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

- 第二十五条の六 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。
- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第二十五条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第二十五条の八 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営 に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第二十五条の九 水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第二十五条の十 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者 が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることがで きる。

(指定の取消し)

- 第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当すると きは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。
 - 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
 - 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。
 - 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないと き。
 - 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大である とき。
 - 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。
- 2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第四節 指定試験機関

(指定試験機関の指定)

- 第二十五条の十二 厚生労働大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。
- 2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

- 第二十五条の十三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画 が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験 事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第二十五条の十五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して 二年を経過しない者

(指定の公示等)

- 第二十五条の十四 厚生労働大臣は、第二十五条の十二第一項の規定による指定をしたときは、 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければなら ない。
- 2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

- 第二十五条の十五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、 その効力を生じない。
- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。) 若しくは第二十五条の十八第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第二十五条の十六 指定試験機関は、試験事務のうち、給水装置工事主任技術者として必要な知

識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える 者のうちから選任しなければならない。
- 3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。
- 4 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

- 第二十五条の十七 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。) 又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

- 第二十五条の十八 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下 「試験事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変 更しようとするときも、同様とする。
- 2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な 実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずる ことができる。

(事業計画の認可等)

- 第二十五条の十九 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十五条の十二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十五条の二十 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条の二十一 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

- 第二十五条の二十二 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

- 第二十五条の二十三 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の 適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許 可をしてはならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第二十五条の二十四 厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の十三第二項第一号又は第三 号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 第二十五条の十三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
 - 二 第二十五条の十五第二項(第二十五条の十六第四項において準用する場合を含む。)、第 二十五条の十八第三項又は第二十五条の二十一の規定による命令に違反したとき。
 - 三 第二十五条の十六第一項、第二十五条の十九、第二十五条の二十又は前条第一項の規定に 違反したとき。
 - 四 第二十五条の十八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を 行つたとき。
 - 五 不正な手段により指定試験機関の指定を受けたとき。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定等の条件)

- 第二十五条の二十五 第二十五条の十二第一項、第二十五条の十五第一項、第二十五条の十八第 一項、第二十五条の十九第一項又は第二十五条の二十三第一項の規定による指定、認可又は許 可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度

のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるも のであつてはならない。

(厚生労働大臣による試験事務の実施)

- 第二十五条の二十六 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わない ものとする。
- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験 事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十五条の二十四第二項の規定により指定試験機 関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の 事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があ ると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、 又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示 しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十五条の二十七 この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並び に試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 水道用水供給事業

(事業の認可)

第二十六条 水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(認可の申請)

- 第二十七条 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計 書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、 その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 給水対象及び給水量
 - 二 水道施設の概要
 - 三 給水開始の予定年月日

- 四 工事費の予定総額及びその予定財源
- 五 経常収支の概算
- 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
 - 五 浄水方法
 - 六 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 七 その他厚生労働省令で定める事項

(認可基準)

- 第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると 認められるときでなければ、与えてはならない。
 - 一 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。
 - 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
 - 三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに 足りる経理的基礎があること。
 - 四 その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(附款)

- 第二十九条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。
- 2 第九条第二項の規定は、前項の条件について準用する。

(事業の変更)

- 第三十条 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水 地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときを除く。) は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 - その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。
 - 二 その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。
- 2 前三条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 水道用水供給事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、 厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十一条第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条(第

二項第三号を除く。)、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三(第七項を除く。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六(第一項第二号を除く。)、第二十四条の七、第二十四条の八(第三項を除く。)、第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		,
第十一条第一項	水道事業の全部又は	水道用水供給事業の全部又は
第十一条第一項た	水道事業の	水道用水供給事業の
だし書	水道事業を	水道用水供給事業を
第十五条第二項	給水を受ける者に対し、常時水	水道用水の供給を受ける水道事業者
		に対し、給水契約の定めるところに
		より水道用水
第十五条第二項た	給水区域	給水対象
だし書	区域及び	対象及び
	関係者に周知させる	水道用水供給事業者が水道用水を供
		給する水道事業者に通知する
第十九条第二項	事項	事項(第三号に掲げる事項を除く。)
第二十二条の四第	給水区域	水道用水供給事業者が水道用水を供
一項		給する水道事業者の給水区域
第二十三条第一項	関係者に周知させる	水道用水供給事業者が水道用水を供
		給する水道事業者に通知する
第二十四条の二	水道の	水道用水供給事業者が水道用水を供
		給する水道事業者の水道の
	水道事業に	水道用水供給事業に
第二十四条の三第	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号(第三号を除
四項		<.)
第二十四条の三第	第十七条、第二十条	第二十条
六項	第二十五条の九、第三十六条第二項	第三十六条第二項
第二十四条の三第	同項各号	同項各号(第三号を除く。)
八項		
第二十四条の四第	水道事業の	水道用水供給事業の
一項		
第二十四条の四第	第六条第一項	第二十六条
三項	水道事業経営	水道用水供給事業経営
第二十四条の五第	水道事業	水道用水供給事業
三項第六号		
第二十四条の七第	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号(第三号を除
二項		⟨。)

	第二十四条の八第	第十四条第一項、第二項及び第五項、	第十五条第二項
第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金(第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者(次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。)が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する	一項	第十五条第二項及び第三項	
は「料金(第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者(次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。)が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書		、第二十四条第三項並びに	並びに
規定する水道施設運営権者(次項、 次条第二項及び第二十三条第二項に おいて「水道施設運営権者」という。) が自らの収入として収受する水道施 設の利用に係る料金(次項において 「水道施設運営権者に係る利用料 金」という。)を含む。次項第一号 及び第二号、第五項、次条第三項並 びに第二十四条第三項において同 じ。)」と、同条第二項中「次に」 とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接に その支払を請求する権利を有する旨 が明確に定められていることのほ か、次に」と、第十五条第二項ただ し書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		第十四条第一項中「料金」とあるの	第十五条第二項ただし書
次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。)が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		は「料金(第二十四条の四第三項に	
おいて「水道施設運営権者」という。)が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		規定する水道施設運営権者(次項、	
が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金(次項において「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		次条第二項及び第二十三条第二項に	
設の利用に係る料金(次項において 「水道施設運営権者に係る利用料 金」という。)を含む。次項第一号 及び第二号、第五項、次条第三項並 びに第二十四条第三項において同 じ。)」と、同条第二項中「次に」 とあるのは「水道施設運営権者に係 る利用料金について、水道施設運営 権者は水道の需要者に対して直接に その支払を請求する権利を有する旨 が明確に定められていることのほ か、次に」と、第十五条第二項ただ し書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		おいて「水道施設運営権者」という。)	
「水道施設運営権者に係る利用料金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		が自らの収入として収受する水道施	
金」という。)を含む。次項第一号 及び第二号、第五項、次条第三項並 びに第二十四条第三項において同 じ。)」と、同条第二項中「次に」 とあるのは「水道施設運営権者に係 る利用料金について、水道施設運営 権者は水道の需要者に対して直接に その支払を請求する権利を有する旨 が明確に定められていることのほ か、次に」と、第十五条第二項ただ し書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		設の利用に係る料金(次項において	
及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		「水道施設運営権者に係る利用料	
びに第二十四条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		金」という。)を含む。次項第一号	
じ。)」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		及び第二号、第五項、次条第三項並	
とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		びに第二十四条第三項において同	
る利用料金について、水道施設運営 権者は水道の需要者に対して直接に その支払を請求する権利を有する旨 が明確に定められていることのほ か、次に」と、第十五条第二項ただ し書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		じ。)」と、同条第二項中「次に」	
権者は水道の需要者に対して直接に その支払を請求する権利を有する旨 が明確に定められていることのほ か、次に」と、第十五条第二項ただ し書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		とあるのは「水道施設運営権者に係	
その支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		る利用料金について、水道施設運営	
が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		権者は水道の需要者に対して直接に	
か、次に」と、第十五条第二項ただ し書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		その支払を請求する権利を有する旨	
し書 (水道施設運営権者が (第二十四条の四第三項に規定する		が明確に定められていることのほ	
(水道施設運営権者が(第二十四条の四第三項に規定する		か、次に」と、第十五条第二項ただ	
		し書	
水道施設運営権者(第二十三条第二		(水道施設運営権者が	(第二十四条の四第三項に規定する
			水道施設運営権者(第二十三条第二
項において「水道施設運営権者」と			項において「水道施設運営権者」と
いう。)が			いう。)が
水道事業者(水道施設運営権者を含水道用水供給事業者(水道施設運営		水道事業者(水道施設運営権者を含	水道用水供給事業者(水道施設運営
む。以下この項及び次条第三項権者を含む。以下この項		む。以下この項及び次条第三項	権者を含む。以下この項
とする。この場合において、水道施とする		とする。この場合において、水道施	とする
設運営権者は、当然に給水契約の利		設運営権者は、当然に給水契約の利	
益(水道施設運営等事業の対象とな		益(水道施設運営等事業の対象とな	
る水道施設の利用料金の支払を請求		る水道施設の利用料金の支払を請求	
する権利に係る部分に限る。)を享		する権利に係る部分に限る。)を享	
受する		受する	
第二十四条の八第第十七条、第二十条第二十条	第二十四条の八第	第十七条、第二十条	第二十条
二項 第二十三条第一項、第二十五条の九 第二十三条第一項	二項	第二十三条第一項、第二十五条の九	第二十三条第一項

第五章 専用水道

(確認)

第三十二条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

- 第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める 書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、 その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の概要
 - 五 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
 - 六 净水方法
 - 七 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

(準用)

第三十四条 第十三条、第十九条(第二項第三号及び第七号を除く。)、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条及び第二十四条の三(第七項を除く。)の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県知事
第十九条第二項	事項	事項(第三号及び第七号に掲げる事

		項を除く。)
第二十四条の三	厚生労働大臣	都道府県知事
第二項		
第二十四条の三	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号(第三号及び第
第四項		七号を除く。)
第二十四条の三	第十七条、第二十条から第二十二条の	第二十条から第二十二条の二
第六項	三	
	第二十五条の九、第三十六条第二項並	第三十六条第二項並びに第三十九条
	びに第三十九条(第二項	(第一項
第二十四条の三	同項各号	同項各号(第三号及び第七号を除
第八項		⟨。)

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

第六章 簡易専用水道

- 第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理 しなければならない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第三十四条の三 前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(準用)

第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十条の二	水質検査	簡易専用水道の管理の検査
第二十条の四第一	第二十条第一項に規定する水質検査	簡易専用水道の管理の検査
項第一号	検査施設	検査設備
	用いて水質検査	用いて簡易専用水道の管理の検査
第二十条の四第一	別表第一	別表第二

項第二号	水質検査	簡易専用水道の管理の検査
	五名	三名
第二十条の四第一	水質検査	簡易専用水道の管理の検査
項第三号		
第二十条の四第二	水質検査機関登録簿	簡易専用水道検査機関登録簿
項		
第二十条の四第二	水質検査	簡易専用水道の管理の検査
項第三号		
第二十条の六第二	登録水質検査機関	第三十四条の二第二項の登録を受け
項		た者
第二十条の七	水質検査を	簡易専用水道の管理の検査を
第二十条の八第一	水質検査の	簡易専用水道の管理の検査の
項	水質検査業務規程	簡易専用水道検査業務規程
第二十条の八第二	水質検査業務規程	簡易専用水道検査業務規程
項	水質検査の	簡易専用水道の管理の検査の
	水質検査に	簡易専用水道の管理の検査に
第二十条の九	水質検査の	簡易専用水道の管理の検査の
第二十条の十第二	水道事業者	簡易専用水道の設置者
項		
第二十条の十二	第二十条の六第一項又は第二項	第二十条の六第二項又は第三十四条
		の三
	水質検査を受託すべき	簡易専用水道の管理の検査を行うべ
		き
	水質検査の	簡易専用水道の管理の検査の
第二十条の十三	水質検査の	簡易専用水道の管理の検査の
第二十条の十三第	第二十条第三項	第三十四条の二第二項
五号		
第二十条の十四	水質検査に	簡易専用水道の管理の検査に
第二十条の十五第	水質検査の	簡易専用水道の管理の検査の
一項	検査施設	検査設備
第二十条の十六第	第二十条第三項	第三十四条の二第二項
一号		
第二十条の十六第	第二十条第三項	第三十四条の二第二項
四号	水質検査	簡易専用水道の管理の検査

第七章 監督

(認可の取消し)

- 第三十五条 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。
- 2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第一項の 処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければ ならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当 該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(改善の指示等)

- 第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、 水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたと きは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術 管理者を変更すべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準 に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該 簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

第三十八条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負

担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第三十九条 厚生労働大臣は、水道(水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。)を検査させることができる。
- 2 都道府県知事は、水道(水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。) の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工 事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の 工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水 質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、 簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をし て簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、 水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章 雑則

(災害その他非常の場合における連携及び協力の確保)

第三十九条の二 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他 非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りな がら協力するよう努めなければならない。

(水道用水の緊急応援)

第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが 公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は

- 水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他 の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を 行うことを指示することができる。
- 3 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。
- 4 第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を 基準として裁定する。
- 5 第一項及び前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、需要者たる水道事業者又は 水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業 者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、第一 項及び前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。
- 6 第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えを もつて供給の対価の増減を請求することができる。
- 7 前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。
- 8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 9 第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について 準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、 第二項又は第三項」とあるのは、「第四十条第八項」と読み替えるものとする。

(合理化の勧告)

第四十一条 厚生労働大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間において、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図ることが、給水区域、給水人口、給水量、水源等に照らし合理的であり、かつ、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、関係者に対しその旨の勧告をすることができる。

(地方公共団体による買収)

第四十二条 地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業 を経営している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善の 指示に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を 拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において 自ら水道事業を経営することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚

- 生労働大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに付随する土地、 建物その他の物件並びに水道事業を経営するために必要な権利を買収することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲、価額及びその他の買収条件について、当該水道事業者と協議しなければならない。
- 3 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生労働大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。
- 4 前項の規定による裁定があつたときは、裁定の効果については、土地収用法(昭和二十六年 法律第二百十九号)に定める収用の効果の例による。
- 5 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月 以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。
- 6 前項の訴においては、買収の他の当事者をもつて被告とする。
- 7 第三項の規定による裁定についての審査請求においては、買収価額についての不服をその裁 定についての不服の理由とすることができない。

(水源の汚濁防止のための要請等)

第四十三条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、又は適当な措置を講ずべきことを要請することができる。

(国庫補助)

第四十四条 国は、水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

(国の特別な助成)

第四十五条 国は、地方公共団体が水道施設の新設、増設若しくは改造又は災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんにつとめなければならない。

(研究等の推進)

第四十五条の二 国は、水道に係る施設及び技術の研究、水質の試験及び研究、日常生活の用に 供する水の適正かつ合理的な供給及び利用に関する調査及び研究その他水道に関する研究及び 試験並びに調査の推進に努めるものとする。

(手数料)

- 第四十五条の三 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする 者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(都道府県が処理する事務)

- 第四十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 2 この法律(第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において 準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九 条第二項及び第三項に限る。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)で定めるところにより、町村長が行うこととすること ができる。

第四十七条 削除

(管轄都道府県知事)

第四十八条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務 は、第三十九条(立入検査に関する部分に限る。)及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。

(市又は特別区に関する読替え等)

- 第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び 第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三 十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市 長」又は「区長」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

(審査請求)

第四十八条の三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働 大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審 査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第 二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政 庁とみなす。

(特別区に関する読替)

第四十九条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

(国の設置する専用水道に関する特例)

- 第五十条 この法律中専用水道に関する規定は、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十 五条及び第五十六条の規定を除き、国の設置する専用水道についても適用されるものとする。
- 2 国の行う専用水道の布設工事については、あらかじめ厚生労働大臣に当該工事の設計を届け出で、厚生労働大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。
- 3 第三十三条の規定は、前項の規定による届出及び厚生労働大臣がその届出を受けた場合における手続について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。
- 4 国の設置する専用水道については、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び 第二十四条の三第二項並びに前章に定める都道府県知事(第四十八条の二第一項の規定により 読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長)の権限に属する事務は、厚生労働大 臣が行う。

(国の設置する簡易専用水道に関する特例)

- 第五十条の二 この法律中簡易専用水道に関する規定は、第五十三条、第五十四条、第五十五条 及び第五十六条の規定を除き、国の設置する簡易専用水道についても適用されるものとする。
- 2 国の設置する簡易専用水道については、第三十六条第三項、第三十七条及び第三十九条第三項に定める都道府県知事(第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長)の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。

(経過措置)

第五十条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

- 第五十一条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、 五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の 罰金に処する。
- 3 前二項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。
- 第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
 - 一 第六条第一項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者
 - 二 第二十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の 規定に違反した者

- 三 第二十六条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者
- 第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す る。
 - 一 第十条第一項前段の規定に違反した者
 - 二 第十一条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 三 第十五条第一項の規定に違反した者
 - 四 第十五条第二項(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の 規定により読み替えて適用する場合を含む。)(第三十一条において準用する場合を含む。) の規定に違反して水を供給しなかつた者
 - 五 第十九条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規 定に違反した者
 - 六 第二十四条の三第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、業務を委託した者
 - 七 第二十四条の三第三項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者
 - 八 第二十四条の七第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 九 第三十条第一項の規定に違反した者
 - 十 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者
 - 十一 第四十条第一項(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第三項の規定による命令に違反した者
- 第五十三条の二 第二十条の十三(第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第五十三条の三 第二十五条の十七第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第五十三条の四 第二十五条の二十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したとき は、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰 金に処する。
- 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
 - 一 第九条第一項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により認可に附せられた条件に違反した者
 - 二 第十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規 定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者
 - 三 第二十条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規 定に違反した者

- 四 第二十一条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の 規定に違反した者
- 五 第二十二条(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に 違反した者
- 六 第二十九条第一項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により認可に 附せられた条件に違反した者
- 七 第三十二条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者
- 八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第七条第四項第七号の規定により事業計画書に 記載した供給条件(第十四条第六項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、 第三十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件)によらないで、料 金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの
- 二 第十条第三項、第十一条第三項(第三十一条において準用する場合を含む。)、第二十四条の三第二項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項(第二十四条の八第一項(第三十 一条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しく は忌避した者

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条の九(第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条の十四(第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿 を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第二十条の十五第一項(第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十五条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽 の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
 - 二 第二十五条の二十二第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の 報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 三 第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

- 第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第五十七条 正当な理由がないのに第二十五条の五第三項の規定による命令に違反して給水装置 工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

〇水道法施行令(抄)

(昭和三十二年十二月十二日) (政令第三百三十六号) 同三一年四月一七日同第一五四号

内閣は、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第六項ただし書及び第九項、第十二条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。)、第十六条、第十九条第三項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定に基き、この政令を制定する。

(専用水道の基準)

- 第一条 水道法(以下「法」という。)第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、 次のとおりとする。
 - 一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル
 - 二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル
- 2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

(水道施設の増設及び改造の工事)

- 第三条 法第三条第十項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に 掲げるものとする。
 - 一 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
 - 二 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(法第十一条第二項に規定する給水人口の基準)

第四条 法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。

(布設工事監督者の資格)

- 第五条 法第十二条第二項(法第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。
 - 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学 科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学におい

て土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者

- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 六 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著し く過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるお それがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつ ては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(水道技術管理者の資格)

第七条 法第十九条第三項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 第五条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- 二 第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(登録水質検査機関等の登録の有効期間)

第八条 法第二十条の五第一項(法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(業務の委託)

- 第九条 法第二十四条の三第一項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。
 - 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。
 - 二 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水 区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。
 - 三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
 - イ 委託に係る業務の内容に関する事項
 - ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - ハ その他厚生労働省令で定める事項
- 第十条 法第二十四条の三第一項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める要件は、法第二十四条の三第一項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

(受託水道業務技術管理者の資格)

第十一条 法第二十四条の三第五項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、第七条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

(国庫補助)

- 第十二条 法第四十四条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき厚生労働大臣が定める基準によつて算出した額(同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として厚生労働大臣が定める額を控除した額)に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。
- 2 前項の費用には、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他別表の中欄に掲げる施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用は、含まれないものとする。

(手数料)

- - 一 給水装置工事主任技術者免状(以下この項において「免状」という。)の交付を受けようとする者 二千五百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者(以下「電子情報処理組織を使用する者」という。)にあつては、二千四百五十円)
 - 二 免状の書換え交付を受けようとする者 二千百五十円(電子情報処理組織を使用する者に あつては、二千五十円)
 - 三 免状の再交付を受けようとする者 二千百五十円(電子情報処理組織を使用する者にあっては、二千五十円)
- 2 法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、一万六千八百円とする。

(都道府県の処理する事務)

第十四条 水道事業(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川(以下この条及び次条第一項において「河川」という。)の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業(以下この条及び次条第一項において「特定水源水道事業」という。)であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。)に関する法第六条第一項、第九条第一項(法第十条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項(都道府県が当事者である場合を除く。)の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

- 2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、 第二十九条第一項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十条第一項 及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及 び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並び に第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うも のとする。
- 3 給水人口が五万人を超える水道事業(特定水源水道事業に限る。)又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十条第一項又は第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。
- 4 次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上であるときは、この限りでない。
 - 一 給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間
 - 二 給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者(特定水源水道事業を経営する者を 除く。)の間
 - 三 一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間 四 給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下で ある水道用水供給事業者との間
 - 五 給水人口が五万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を経営する者を除く。)と一日 最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者(河川の流水を水源とす る水道用水供給事業を経営する者を除く。)との間
- 5 前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 6 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。
- 7 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(指定都道府県の処理する事務)

第十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都道府県(水道事業又は水道用 水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務 が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において 同じ。)の知事が行うものとする。

- 一 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの(特定給水区域水道事業(給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。)であるものに限り、特定河川(河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。)以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。)に関する法第六条第一項、第九条第一項(法第十条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項及び第三項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務(法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務(法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務(法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務(法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務(法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。)
- 二 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの(特定給水区域水道事業であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。)に関する法第四十二条第一項及び第三項(当該指定都道府県が当事者である場合を除く。)の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務
- 三 一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業(特定給水区域水道用水供給事業(特定給水区域水道事業を経営する者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号口及びハにおいて同じ。)であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。)に関する法第二十六条、第二十九条第一項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務(法第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。)
- 四 次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供 給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に 属する事務
 - イ 特定給水区域水道事業である水道事業(特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。)を経営する者である二以上の水道事業者(当該指定都道府県を除く。)の間(給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間及び給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者(特定水源水道事業を経営する者を除く。)の間を除く。)
 - 口 特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業(特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。)を経営する者である二以上の水道用水供給事業者(当該指定都道府県を除く。)の間(一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間を除く。)
 - ハ 特定給水区域水道事業である水道事業(特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。)を経営する者である水道事業者(当該指定都道府県を除く。)と特定給水区域水

道用水供給事業である水道用水供給事業(特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。)を経営する者である水道用水供給事業者(当該指定都道府県を除く。)との間(次に掲げる水道事業者と水道用水供給事業者との間を除く。)

- (1) 給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間
- (2) 給水人口が五万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を経営する者を除く。)と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者(河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者を除く。)との間
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定都道府県の指定があった場合においては、その指定の際現に効力を 有する厚生労働大臣が行った認可等の処分その他の行為又は現に厚生労働大臣に対して行って いる認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知 事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知 事が行った認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行った認可等の申 請その他の行為とみなす。
- 4 厚生労働大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合に おいて、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都道府県の知事」と、「当該指定都道府 県の知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
- 6 第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、指定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。
- 7 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が行うものとする。
- 8 前項の場合において、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(管轄都道府県知事)

- 第十六条 法第四十八条に規定する関係都道府県知事は、次の各号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同条に規定する事務を行うものとする。
 - 一 水道事業 当該事業の給水区域
 - 二 水道用水供給事業 当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域
 - 三 専用水道 当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域
 - 四 簡易専用水道 当該水道により水の供給が行われる区域

別表(第十二条関係)

(昭五二政二二六・追加、昭六〇政一四一・平四政一二一・平一二政三〇九・平一三政四一三・平三一政一五四・一部改正)

_	水源開発施設(水道の水源の開発の用に供する	三分の一(用水単価及び資本単価が				
	ダル 堰 水攺及び海水淡水ル梅設並びにこれ	厚生労働大臣が定める額以上の水道				
		事業又は水道用水供給事業にあつて				
	らの施設と密接な関連を有する施設をいう。以	は二分の一)				
	下同じ。)であつて、用水単価及び資本単価が					
	厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水					
	道用水供給事業の用に供するものの新設又は増					
	設に要する費用					
=	法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計	三分の一				
	画において定められた同条第二項第七号に掲げ					
	る事項に係る水道施設(水源開発施設及び基幹					
	的な配水施設以外の配水施設を除く。)であつ					
	て、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定					
	める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の					
	用に供するものの新設又は増設に要する費用					
=	簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は	財政力指数が厚生労働大臣が定める				
	増設に要する費用	数値を超える市町村にあつては、四				
		分の一(単位管延長が厚生労働大臣				
		が定める数値以上の水道施設にあつ				
		ては十分の四、単位管延長が当該数				
		値未満であつて厚生労働大臣が別に				
		定める数値以上の水道施設にあつて				
		は三分の一)、その他の市町村にあ				
		つては、三分の一(単位管延長が厚				
		生労働大臣が定める数値以上の水道				
		施設にあつては十分の四)				
備考	この表における「用水単価」、「資本単価」、	「財政力指数」及び「単位管延長」				
12.5	については、厚生労働大臣の定めるところによる。					

〇水道法施行規則(抄)

(昭和三十二年十二月十四日) (厚生省令第四十五号) 同元年九月三〇日同第五七号

第一章 水道事業 第一節 事業の認可等

(令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的)

第一条 水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第一条第二項 に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

(水道基盤強化計画の作成の要請)

第一条の二 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。)第二条の二第一項に規定する水道事業者等をいう。)の間の連携等(同条第二項に規定する連携等をいう。)を推進しようとする二以上の市町村は、法第五条の三第五項の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する水道基盤強化計画(以下「水道基盤強化計画」という。)を定めることを要請する場合においては、法第五条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

(認可申請書の添付書類等)

- 第一条の三 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
 - 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する 書類
 - 三 市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類
 - 四 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
 - 五 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約
 - 六 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の 状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図
 - 七 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 八 水源の周辺の概況を明らかにする地図
 - 九 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 十 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- 2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、

前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。

(事業計画書の記載事項)

- 第二条 法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 工事費の算出根拠
 - 二 借入金の償還方法
 - 三 料金の算出根拠
 - 四 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

(工事設計書に記載すべき水質試験の結果)

- 第三条 法第七条第五項第三号(法第十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。
- 2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

(工事設計書の記載事項)

- 第四条 法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 主要な水理計算
 - 二 主要な構造計算

(法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)

- 第五条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に 掲げるものとする。
 - 一 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。
 - 二 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。
- 第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に 掲げるものとする。
 - 一 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
 - 二 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業 との統合について配慮して設定されたものであること。
 - 三 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

- 四 給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 五 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。
- 六 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の 見通しが確実かつ合理的なものであること。
- 七 水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。
- 八 水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。
- 九 水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者 との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。
- 十 取水に当たつて河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条の規定に基づく流水 の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けるこ とが確実であると見込まれること。
- 十一 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合 にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。
- 十二 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法(昭和三十二年 法律第三十五号)第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされ ている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。
- 第七条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

- 第七条の二 法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更 とする。
 - 一 水道施設(送水施設(内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む。)に限る。)並びに配水施設を除く。以下この号において同じ。)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの(ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、口の規定は適用しない。)。
 - イ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであること。
 - ロ 変更後の給水人口と認可給水人口(法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した 給水人口(法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更(同条第一項第一号に 該当するものを除く。)を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする。)をいう。) との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。
 - ハ 変更後の給水量と認可給水量(法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更(同条第一項第一号に該当するものを除く。)を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。)をいう。次号において

同じ。)との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。

- 二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。
 - イ 普通沈殿池
 - 口 薬品沈殿池
 - ハ 高速凝集沈殿池
 - 二 緩速濾過池
 - ネー 急速濾過池
 - へ膜濾過設備
 - ト エアレーション設備
 - チ 除鉄設備
 - リ 除マンガン設備
 - ヌ 粉末活性炭処理設備
 - ル 粒状活性炭処理設備
- 三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間(イ及び口において「特定区間」という。)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。イ 特定区間に流入する河川がないとき。
 - ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

(変更認可申請書の添付書類等)

- 第八条 第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号(給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。)に」と、同項第九号中「除く。)」とあるのは「除く。)であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 2 第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する厚生労

働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号(水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。)」と読み替えるものとする。

3 第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

(事業の変更の届出)

- 第八条の二 法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届 出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類(図面を含む。)を添えなければならない。
 - 一 次に掲げる事項を記載した事業計画書
 - イ 変更後の給水区域、給水人口及び給水量
 - ロ 水道施設の概要
 - ハ 給水開始の予定年月日
 - ニ 変更後の給水人口及び給水量の算出根拠
 - ホ 法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経常 収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
 - 二 次に掲げる事項を記載した工事設計書
 - イ 工事の着手及び完了の予定年月日
 - ロ 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧
 - ハ 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、 取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法
 - 二 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、 水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点
 - 三 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 四 第七条の二第一号(水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。)又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体 以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - 五 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体 以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類
 - 六 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の 者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類
 - 七 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の 水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかに

する書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

- 八 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は 改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 九 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は 改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される 水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

(事業の休廃止の許可の申請)

- 第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次 に掲げる書類(図面を含む。)を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
 - 二 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図
 - 三 地方公共団体以外の水道事業者(給水人口が令第四条で定める基準を超えるものに限る。) である場合は、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書 類
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 休止又は廃止する給水区域
 - 二 休止又は廃止の予定年月日
 - 三 休止又は廃止する理由
 - 四 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定年 月日
 - 五 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量
 - 六 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水人口及び給水量の算出根拠

(事業の休廃止の許可の基準)

第八条の四 厚生労働大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害 されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

(布設工事監督者の資格)

- 第九条 令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の 技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
 - 一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を 専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した 後、同項第一号の卒業者にあつては一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の

卒業者にあつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 二 外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数(簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(給水開始前の水質検査)

- 第十条 法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。
- 2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する 厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

(給水開始前の施設検査)

第十一条 法第十三条第一項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものとする。

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

- 第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の 合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をい う。)との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
 - 二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。
 - 三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

- 四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を 保つことができるよう設定されたものであること。
- 五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を 勘案して設定されたものであること。
- 第十二条の二 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体以外の者が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - ー 料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額 を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その 他営業費用の合算額
 - ロ 事業報酬の額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
 - 二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イ及びハに掲げる額が、当該試 算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであ ること。
 - 三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。
 - 四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を 保つことができるよう設定されたものであること。
 - 五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を 勘案して設定されたものであること。
- 第十二条の三 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - ー 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められている こと。
 - イ 給水区域
 - ロ 料金、給水装置工事の費用等の徴収方法
 - ハ 給水装置工事の施行方法
 - ニ 給水装置の検査及び水質検査の方法
 - ホ 給水の原則及び給水を制限し、又は停止する場合の手続
 - 二 水道の需要者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 給水契約の申込みの手続
 - ロ 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置
 - ハ 水道メーターの設置場所の提供及び保管責任
 - 二 水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあつては、その事項及び金額
 - ホ 給水装置の設置又は変更の手続

- へ 給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定により定める基準に適合していない場合 の措置
- ト 給水装置の検査を拒んだ場合の措置
- チ 給水装置の管理責任
- リ 水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置
- 第十二条の四 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分 に基づき設定されたものであること。
 - 二 料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
- 第十二条の五 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - ー 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められている こと。
 - イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
 - ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供
 - 二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
 - ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

(料金の変更の届出)

第十二条の六 法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠 及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。

(給水装置の軽微な変更)

第十三条 法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の 取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え (配管を伴わないものに限る。)とする。

(水道技術管理者の資格)

- 第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
 - 一 令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、 医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十

条第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。)の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 二 外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。) の課程を修了した者

(登録)

- 第十四条の二 前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。
- 2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
 - 三 登録講習を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
 - 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - 四 講師の氏名、職業及び略歴
 - 五 学科講習の科目及び時間数
 - 六 実務講習の実施方法及び期間
 - 七 登録講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書 類
 - 八 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

- 第十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができない。
 - 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二

年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者 (平一六厚労令三六・追加)

(登録基準)

- 第十四条の四 厚生労働大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件 のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
 - 一 学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - イ 水道行政 二時間以上
 - ロ 公衆衛生・衛生管理 二時間以上
 - ハ 水道経営 三時間以上
 - 二 水道基礎工学概論 二十一時間以上
 - 木 水質管理 十二時間以上
 - へ 水道施設管理 三十三時間以上
 - 二 学科講習の講師が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する 学科を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - ロ 法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十年以上従事した経験を有する者
 - ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
 - 三 水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生省令第十五号)第五条に適合する濾過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習(一日につき五時間以上実施されるものに限る。)が行われること。
- 2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地

(登録の更新)

- 第十四条の五 第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

- 第十四条の六 第十四条第三号の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)は、正当な 理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画 を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。
 - 一 学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項
 - 二 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項

2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、 変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

- 第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 一 登録講習の受講申請に関する事項
 - 二 登録講習の受講手数料に関する事項
 - 三 前号の手数料の収納の方法に関する事項
 - 四 登録講習の講師の選任及び解任に関する事項
 - 五 登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項
 - 六 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - 七 第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に関し必要な事項

(業務の休廃止)

- 第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
 - 二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第十四条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
- 2 登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事

項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供 することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第十四条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十四条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

- 第十四条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その 登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが できる。
 - 一 第十四条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 二 第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条 の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 四 第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

- 第十四条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止するまでこれを保存しなければならない。
 - 一 学科講習、実務講習ごとの講習実施年月日、実施場所、参加者氏名及び住所
 - 二 学科講習の講師の氏名
 - 三 講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日

(報告の徴収)

第十四条の十五 厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

- 第十四条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
 - 一 第十四条第三号の登録をしたとき。
 - 二 第十四条の七の規定による届出があつたとき。
 - 三 第十四条の九の規定による届出があつたとき。
 - 四 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

(定期及び臨時の水質検査)

- 第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行う ものとする。
 - 一 次に掲げる検査を行うこと。
 - イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
 - ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において 「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査
 - 二 検査に供する水(以下「試料」という。)の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。
 - 三 第一号口の検査の回数は、次に掲げるところによること。
 - イ 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。
 - ロ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。
 - ハ 基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及 び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上と すること。ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の 項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上

欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。)の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

基準の表中三の項から五の項まで、七の項、	原水並びに水源及びその周辺の状況
十二の項、十三の項(海水を原水とする場合	
を除く。)、二十六の項(浄水処理にオゾン	
処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用	
いる場合を除く。)、三十六の項、三十七の	
項、三十九の項から四十一の項まで、四十四	
の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項	
基準の表中六の項、八の項及び三十二の項か	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施
ら三十五の項までの上欄に掲げる事項	設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚
	生省令第十五号)第一条第十四号の薬品等及
	び同条第十七号の資機材等の使用状況
基準の表中十四の項から二十の項までの上欄	原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水
に掲げる事項	を水源とする場合は、近傍の地域における地
	下水の状況を含む。)
基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄	原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等
に掲げる事項	水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、
	上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況
	を含む。)

- 2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲 げる事項について検査を行うこと。
 - 二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
 - 三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。
- 3 第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣

が定める方法によつて行うものとする。

- 4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号口の規定により色度及び濁度 に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。
- 5 第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。
- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画(以下「水質検査計画」 という。)を策定しなければならない。
- 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
 - 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
 - 三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
 - 四 第二項の検査に関する事項
 - 五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
 - 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
- 8 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共 団体の機関又は登録水質検査機関(以下この項において「水質検査機関」という。)に委託し て行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項(第二項の検査のみを委託する場合にあつては、口及びへを除く。)を含むこと。
 - イ 委託する水質検査の項目
 - ロ 第一項の検査の時期及び回数
 - ハ 委託に係る料金(以下この項において「委託料」という。)
 - 二 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
 - ホ 水質検査の結果の根拠となる書類
 - へ 第二項の検査の実施の有無
 - 二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。
 - 三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
 - 四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、 試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。
 - 五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を 水質検査機関に速やかに引き渡すこと。
 - 六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

(登録の申請)

- 第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次 に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
 - 三 申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - 四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

- イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に 区分されている検査室を有していることを説明した書類(検査室を撮影した写真並びに縮 尺及び寸法を記載した平面図を含む。)
- ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類
 - (1) 前条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類
 - (2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類
 - (3) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類(借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。)
 - (4) 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真
- 五 法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者(以下「検査員」という。)の氏名 及び略歴
- 六 法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門(以下「水質検査部門」という。)及び同 号ハに規定する専任の部門(以下「信頼性確保部門」という。)が置かれていることを説明 した書類
- 七 法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書
- 八 水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法 並びにその運搬に要する時間を説明した書類
- 九 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分
 - ロ 法第二十条の四第一項第三号イの管理者(以下「水質検査部門管理者」という。)の氏 名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名
 - ハ 第十五条の四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名
 - ニ 水質検査を行う項目ごとの定量下限値
 - ホ 現に行つている事業の概要

(登録の更新)

- 第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による 申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 前条各号に掲げる書類(同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。)
 - 二 直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

(検査の方法)

- 第十五条の四 法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。
 - 一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が 定める方法により行うこと。
 - 二 精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保

つことをいう。以下同じ。)を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査(国又は都道 府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。)を定期 的に受けること。

- 三 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ 検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者(以下「検査区分責 任者」という。)に行わせることができるものとする。
 - イ 水質検査部門の業務を統括すること。
 - ロ 次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。
 - ハ 水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを 確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評 価し、必要な措置を講ずること。
 - ニ その他必要な業務
- 四 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ 指定した者に行わせる者(以下「信頼性確保部門管理者」という。)が置かれていること。
 - イ 第七号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。 ロ 第七号トの文書に基づく精度管理を定期的に実施するための事務、外部精度管理調査を
 - 定期的に受けるための事務及び日常業務確認調査(国、水道事業者、水道用水供給事業者 及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。)を 受けるための事務を行うこと。
 - ハ イの内部監査並びに口の精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果(是 正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。)を水質検査部門管理者に 対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。
 - ニ その他必要な業務
- 五 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を 管理する上で必要な権限を有する者であること。

六 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

作成すべき標準作業書の種類	記載	なすべき事項
検査実施標準作業書		水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称
	_	水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、
	桴	票準品及び標準液(以下「試薬等」という。)の選択
	並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検 に用いる機械器具の操作の方法	
	=	水質検査に当たつての注意事項
	四	水質検査により得られた値の処理の方法
	五	水質検査に関する記録の作成要領
	六	作成及び改定年月日
試料取扱標準作業書		試料の採取の方法
		試料の運搬の方法

		試料の受領の方法
	四	試料の管理の方法
	五	試料の管理に関する記録の作成要領
	六	作成及び改定年月日
試薬等管理標準作業書		試薬等の容器にすべき表示の方法
		試薬等の管理に関する注意事項
	=	試薬等の管理に関する記録の作成要領
	四	作成及び改定年月日
機械器具保守管理標準作業書		機械器具の名称
		常時行うべき保守点検の方法
	=	定期的な保守点検に関する計画
	四	故障が起こつた場合の対応の方法
	五	機械器具の保守管理に関する記録の作成要領
	六	作成及び改定年月日

- 七次に掲げる文書を作成すること。
 - イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
 - ロ 文書の管理について記載した文書
 - ハ 記録の管理について記載した文書
 - ニ 教育訓練について記載した文書
 - ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書
 - へ 内部監査の方法を記載した文書
 - ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
 - チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書
 - リ 受託の方法を記載した文書
 - ヌ 物品の購入の方法を記載した文書
 - ル その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

- 第十五条の五 法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による 届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の 届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。

(平一六厚労令三六・追加、平二三厚労令一二五・一部改正)

(水質検査業務規程)

- 第十五条の六 法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
 - 二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
 - 四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

- 五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿
- 七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
- 八 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項
- 2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根 拠を明らかにする書類
 - 二 前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類
- 3 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届 出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚 生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項(水質 検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。)の変更を行わない場合には、前項各号 に掲げる書類を添えることを要しない。

(業務の休廃止の届出)

- 第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一 部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働 大臣に提出しなければならない。
 - 一 休止又は廃止する検査の業務の範囲
 - 二 休止又は廃止の理由及びその予定期日
 - 三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第十五条の八 法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第十五条の九 法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次 の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。
 - 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の備付け)

- 第十五条の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつ て次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これ を保存しなければならない。
- 2 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。
 - 一 水質検査を委託した者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名)
 - 二 水質検査の委託を受けた年月日
 - 三 試料を採取した場所
 - 四 試料の運搬の方法
 - 五 水質検査の開始及び終了の年月日時
 - 六 水質検査の項目
 - 七 水質検査を行つた検査員の氏名
 - 八 水質検査の結果及びその根拠となる書類
 - 九 第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
 - 十 第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
 - 十一 第十五条の四第七号二の教育訓練に関する記録

)

(健康診断)

- 第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して、行うものとする。
- 2 法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。
- 3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。
- 4 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。)に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

(衛生上必要な措置)

- 第十七条 法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、 次の各号に掲げるものとする。
 - 一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
 - 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染 されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

- 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を〇・一mg/l(結合残留塩素の場合は、〇・四mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、〇・二mg/l(結合残留塩素の場合は、一・五mg/l)以上とする。
- 2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

(水道施設の維持及び修繕)

- 第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況(次号において「水 道施設の状況」という。)を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監 視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持 するために必要な措置を講ずること。
 - 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 前号の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。)にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
 - 四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。
- 2 水道事業者は、前項第二号の点検(コンクリート構造物に係るものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。
 - 一 点検の年月日
 - 二 点検を実施した者の氏名
 - 三 点検の結果
- 3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置(修繕に限る。)を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

(水道施設台帳)

- 第十七条の三 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。
- 2 調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 導水管きよ、送水管及び配水管(次号及び次項において「管路等」という。)にあつては、 その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式(以下この号において「区分等」という。) 並びに区分等ごとの延長
 - 二 水道施設(管路等を除く。)にあつては、その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び 能力

- 3 図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成するものとし、水道施設につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。
 - 一 一般図は、次に掲げる事項を記載した地形図とすること。
 - イ 市町村名及びその境界線
 - ロ 給水区域の境界線
 - ハ 主要な水道施設の位置及び名称
 - ニ 主要な管路等の位置
 - ホ 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日
 - 二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。
 - イ 前号(口を除く。)に掲げる事項
 - 口管路等の位置、口径及び材質
 - ハ 制水弁、空気弁、消火枠、減圧弁及び排水設備の位置及び種類
 - 二 管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
 - ホ 付近の道路、河川、鉄道等の位置
 - 三 一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
 - ロ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
 - ハ 止水枠の位置
 - 二 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長
- 4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

- 第十七条の四 水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三 十年以上の期間(次項において「算定期間」という。)を定めて、その事業に係る長期的な収 支を試算するものとする。
- 2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造(当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。)の需要を算出するものとする。
- 3 前項の需要の算出に当たつては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。
- 4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

(情報提供)

第十七条の五 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に(第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、

第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

- 一 水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道に より供給される水の安全に関する事項
- 二 水道事業の実施体制に関する事項(法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二 十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。)
- 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
- 七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

(委託契約書の記載事項)

第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

(業務の委託の届出)

- 第十七条の七 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 水道事業者の氏名又は名称
 - 二 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合(二以上の法人が、一の場所において 行われる業務を共同連帯して請け負つた場合を含む。)にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)
 - 三 受託水道業務技術管理者の氏名
 - 四 委託した業務の範囲
 - 五 契約期間
- 2 法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生 労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

(業務の委託に関する特例)

第十七条の八 法第二十四条の三第六項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、第二十二条及び第二十二条の二第一項の規定を適用する場合における第十五条第八項、第十七条第一項並びに第十七条の二第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

(水道施設運営権の設定の許可の申請)

第十七条の九 法第二十四条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)

- は、次に掲げるものとする。
- 一 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)の定款又は規約
- 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

(水道施設運営等事業実施計画書)

- 第十七条の十 法第二十四条の五第三項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を 有するものであることを証する書類
 - 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予 定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法
 - 三 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠
 - 四 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果
 - 五 契約終了時の措置

(水道施設運営権の設定の許可基準)

- 第十七条の十一 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該 選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。
 - 二 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう 当該期間が設定されたものであること。
 - 三 水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。
 - 四 災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 五 水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 六 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等 に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なもので あること。
 - 七 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のため に適切なものであること。
 - 八 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を

有するものであること。

- 2 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、 選定事業者を水道施設運営権者とみなして次条の規定により第十二条の二各号及び第十二条の 四各号の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。
- 3 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、 水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更 新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることとする。

(水道施設運営等事業に関する特例)

第十七条の十二 法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第十四条第三項及び第五項、第二十条第三項ただし書、第二十二条、第二十二条の二第一項並びに第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六、第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十二条第一号中「料金」とあるのは「料金(水道施設運営権者が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号まで、次条から第十二条の四まで及び第十二条の六において同じ。)」と、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは「更新(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。)」とする。

第二節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

- 第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約 する書類
 - 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- 3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。
- 第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 法人にあつては、役員の氏名
 - 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所 (第二十一条第三項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者と して選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給 水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号
 - 三 事業の範囲

(厚生労働省令で定める機械器具)

- 第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - 四 水圧テストポンプ

(厚生労働省令で定める者)

第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の選任)

- 第二十一条 指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、 当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければなら ない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事 主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければなら ない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者 となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。
- 第二十二条 法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

- 第二十三条 法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。
 - 一配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の 確認に関する連絡調整
 - 二 第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連 絡調整
 - 三 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

(免状の交付申請)

- 第二十四条 法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)
 - 二 第三十三条の規定により交付する合格証書の写し

(免状の様式)

第二十五条 法第二十五条の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。

(免状の書換え交付申請)

- 第二十六条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍 抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)を添えて、 厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。
- 2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。

(免状の再交付申請)

- 第二十七条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大 臣に免状の再交付を申請することができる。
- 2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。
- 3 免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。
- 4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五 日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第二十八条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第二十九条 厚生労働大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関(以下「指定 試験機関」という。)は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験 (以下「試験」という。)を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の 施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

- 第三十条 試験の科目は、次のとおりとする。
 - 一 公衆衛生概論
 - 二 水道行政

- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論
- 八 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第三十一条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三の表に掲げる 検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験 科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

- 第三十二条 試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、 様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければな らない。
 - 一 法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類
 - 二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメート ル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
 - 三 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水 装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類
- 2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定める ところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出し なければならない。

(合格証書の交付)

第三十三条 厚生労働大臣(指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、 指定試験機関)は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

- 第三十四条 法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、役員の氏名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番 号
- 2 法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
 - 一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個

人にあつては住民票の写し

二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三 号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第三十五条 法第二十五条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

- 第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して 法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
 - 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - 六 施行した給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第 一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録 を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - 木 竣工図
 - へ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

第三節 指定試験機関

(指定試験機関の指定の申請)

- 第三十七条 法第二十五条の十二第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書 によつて行わなければならない。
 - 一 名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 行おうとする試験事務の範囲
 - 三 指定を受けようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日を 含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
 - 三 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 六 現に行つている業務の概要を記載した書類
 - 七 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地を記載した書類
 - 八 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 九 その他参考となる事項を記載した書類

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

- 第三十八条 法第二十五条の十四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所 在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。
 - 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- 2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
 - 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする 年月日
 - 三 新設又は廃止の理由

(役員の選任又は解任の認可の申請)

- 第三十九条 指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする者の氏名
 - 二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

(試験委員の要件)

- 第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該 当する者であることとする。
 - 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授 若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
 - 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの
 - 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(試験委員の選任又は変更の届出)

- 第四十一条 法第二十五条の十六第三項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲 げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。
 - 一 選任した試験委員の氏名、住所及び略歴又は変更した試験委員の氏名
 - 二 選任し、又は変更した年月日
 - 三 選任又は変更の理由

(試験事務規程の認可の申請)

- 第四十二条 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可 を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生 労働大臣に提出しなければならない。
- 2 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を 受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければな らない。
 - 一 変更の内容
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(試験事務規程の記載事項)

- 第四十三条 法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項 は、次のとおりとする。
 - 一 試験事務の実施の方法に関する事項
 - 二 受験手数料の収納に関する事項
 - 三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - 四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - 五 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(事業計画及び収支予算の認可の申請)

- 第四十四条 指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の十九第一項後段の規定による事業計画及び収支 予算の変更の認可について準用する。

(帳簿)

- 第四十五条 法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 試験を施行した日
 - 二 試験地
 - 三 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び合否の別
- 2 法第二十五条の二十に規定する帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験結果の報告)

- 第四十六条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 試験を施行した日
 - 二 試験地
 - 三 受験申込者数
 - 四 受験者数
 - 五 合格者数
- 2 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。

(試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

- 第四十七条 指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
 - 二 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日
 - 三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ等)

第四十八条 指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

第二章 水道用水供給事業

(認可申請書の添付書類等)

- 第四十九条 法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に 掲げるものとする。
 - 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した 書類
 - 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定 を証する書類
 - 三 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
 - 四 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約
 - 五 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 六 水源の周辺の概況を明らかにする地図
 - 七 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断 面図及び構造図
 - 八 導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- 2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

(事業計画書の記載事項)

第五十条 法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根 拠及び借入金の償還方法とする。

(変更認可申請書の添付書類等)

- 第五十一条 第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に 規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び 第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替 えるものとする。
- 2 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号(給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。)」と、同項第七号中「除く。)」とあるのは「除く。)であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそ

れぞれ読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚 生労働省令で定める事項について準用する。

(法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)

- 第五十一条の二 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関する ものは、次に掲げるものとする。
 - 一 給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
 - 二 給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
 - 三 給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。
 - 四 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。
 - 五 水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。
 - 六 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。
 - 七 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合に あつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。
 - 八 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第四条第一項に規 定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用で きることが確実であると見込まれること。
- 第五十一条の三 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関する ものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を 有することとする。

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

- 第五十一条の四 法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。
 - 一 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量(法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更(同条第一項第一号に該当するものを除く。)を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。)をいう。次号において同じ。)との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。
 - 二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用

いる浄水方法への変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水 地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更 については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

- イ 普通沈殿池
- 口 薬品沈殿池
- ハ 高速凝集沈殿池
- 二 緩速濾過池
- へ膜濾過設備
- ト エアレーション設備
- チ 除鉄設備
- リ 除マンガン設備
- ヌ 粉末活性炭処理設備
- ル 粒状活性炭処理設備
- 三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域(イ及び口において「特定区間」という。)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。
 - イ 特定区間に流入する河川がないとき。
 - ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

(事業の変更の届出)

- 第五十一条の五 法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類(図面を含む。)を添えなければならない。
 - 一 次に掲げる事項を記載した事業計画書
 - イ 変更後の給水対象及び給水量
 - ロ 水道施設の概要
 - ハ 給水開始の予定年月日
 - 二 法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の 経常収支の概算
 - 二 次に掲げる事項を記載した工事設計書
 - イ 工事の着手及び完了の予定年月日

- ロ 前条第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地 点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法
- ハ 前条第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、取水地 点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点
- 三 水道施設の位置を明らかにする地図
- 四 前条第一号(水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。)又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 五 前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共 団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を 証する書類
- 六 前条第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 七 前条第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第八条の三(第一項第三号を除く。)から第十一条まで、第十五 条から第十七条の三(第三項第一号口を除く。)まで、第十七条の四及び第十七条の五(第五 号を除く。)から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場 合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第七条第五項第三号	第二十七条第五項第三号	
	第十条第二項	第三十条第二項	
第四条	第七条第五項第八号	第二十七条第五項第七号	
第八条の三第一項	第十一条第一項	第三十一条において準用する法第十	
		一条第一項	
第八条の三第一項	給水区域	給水対象	
第二号			
第八条の三第三項	給水区域	給水対象	
第一号			
第八条の三第三項	給水区域、給水人口	給水対象	
第五号			
第八条の三第三項	給水人口及び給水量	給水量	
第六号			
第八条の四	第十一条第一項	第三十一条において準用する法第十	
		一条第一項	
第十条第一項	第十三条第一項	第三十一条において準用する法第十	

		三条第一項
	第十三条第一項	第三十一条において準用する法第十
		三条第一項
	水道施設(給水装置を含む。)	水道施設
第十五条第一項	第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二
		十条第一項
第十五条第一項第	給水栓	当該水道用水供給事業者が水道用水
二号		を水道事業者に供給する場所
第十五条第七項第	第二十条第三項	第三十一条において準用する法第二
五号		十条第三項
第十五条第八項	第二十条第三項ただし書	第三十一条において準用する法第二
		十条第三項ただし書
第十五条の二	第二十条の二	第三十一条において準用する法第二
		十条の二
第十五条の二第三	第二十条の三各号	第三十一条において準用する法第二
号		十条の三各号
第十五条の二第四	第二十条の四第一項第一号	第三十一条において準用する法第二
号		十条の四第一項第一号
第十五条の二第五	第二十条の四第一項第二号	第三十一条において準用する法第二
号		十条の四第一項第二号
	第二十条の四第一項第三号イ	第三十一条において準用する法第二
号		十条の四第一項第三号イ
	同号ハ	法第三十一条において準用する法第
		二十条の四第一項第三号ハ
	第二十条の四第一項第三号ロ 	第三十一条において準用する法第二
号		十条の四第一項第三号ロ
	第二十条の四第一項第三号イ 	第三十一条において準用する法第二
号口		十条の四第一項第三号イ
第十五条の三	第二十条の五第一項 	第三十一条において準用する法第二
		十条の五第一項
第十五条の四	第二十条の六第二項 	第三十一条において準用する法第二
# L T & o m #	# — Z o III	十条の六第二項
第十五条の四第四	男 _─ 十余の十四 	第三十一条において準用する法第二
号ハ	生ー タのト	十条の十四
第十五条の五第一	男 _一 十余の七 	第三十一条において準用する法第二
項 一	ダー 上タの川ダーで	十条の七
	第二十条の八第二項 	第三十一条において準用する法第二
項		十条の八第二項

		第三十一条において準用する法第二
項第八号	- 号	十条の十第二項第二号及び第四号
第十五条の六第二	第二十条の八第一項前段	第三十一条において準用する法第二
項		十条の八第一項前段
第十五条の六第三	第二十条の八第一項後段	第三十一条において準用する法第二
項		十条の八第一項後段
第十五条の七	第二十条の九	第三十一条において準用する法第二
		十条の九
第十五条の八	第二十条の十第二項第三号	第三十一条において準用する法第二
		十条の十第二項第三号
第十五条の九	第二十条の十第二項第四号	第三十一条において準用する法第二
		十条の十第二項第四号
第十五条の十第二	第二十条の十四	第三十一条において準用する法第二
項		十条の十四
第十六条第一項及	第二十一条第一項	第三十一条において準用する法第二
び第二項		十一条第一項
第十六条第四項	第二十一条第二項	第三十一条において準用する法第二
		十一条第二項
第十七条	第二十二条	第三十一条において準用する法第二
		十二条
第十七条第一項第	給水栓	当該水道用水供給事業者が水道用水
三号		を水道事業者に供給する場所
第十七条の二第一	第二十二条の二第一項	第三十一条において準用する法第二
項		十二条の二第一項
第十七条の三第一	第二十二条の三第一項	第三十一条において準用する法第二
項		十二条の三第一項
第十七条の三第三	止水栓の位置	当該水道用水供給事業者が水道用水
項第三号ハ		を水道事業者に供給する場所
第十七条の四第一	第二十二条の四第二項	第三十一条において準用する法第二
項		十二条の四第二項
第十七条の五	第二十四条の二	第三十一条において準用する法第二
		十四条の二
	第二十四条の三第一項の規定による	
号	委託及び法第二十四条の四第一項の	
	規定による水道施設運営権の設定の	
	内容	法第二十四条の四第一項の規定によ
		る水道施設運営権の設定の内容
第十七条の五第七	第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二

号		十条第一項
第十七条の七	第二十四条の三第二項	第三十一条において準用する法第二
		十四条の三第二項
第十七条の八	第二十四条の三第六項	第三十一条において準用する法第二
		十四条の三第六項
	第二十条第三項ただし書	第三十一条において準用する法第二
		十条第三項ただし書
第十七条の九	第二十四条の五第一項	第三十一条において準用する法第二
		十四条の五第一項
第十七条の十	第二十四条の五第三項第十号	第三十一条において準用する法第二
		十四条の五第三項第十号
第十七条の十一第	第二十四条の六第二項	第三十一条において準用する法第二
一項		十四条の六第二項
	同条第一項第一号	法第三十一条において準用する法第
		二十四条の六第一項第一号
第十七条の十一第	第二十四条の六第二項	第三十一条において準用する法第二
三項		十四条の六第二項
	同条第一項第三号	法第三十一条において準用する法第
		二十四条の六第一項第三号
第十七条の十二	第二十四条の八第二項	第三十一条において準用する法第二
		十四条の八第二項
	第十四条第三項	第三十一条において準用する法第十
		四条第三項

第三章 専用水道

(確認申請書の添付書類等)

- 第五十三条 法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に 掲げるものとする。
 - 一 水の供給を受ける者の数を記載した書類
 - 二 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - 三 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 四 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - 五 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断 面図及び構造図
 - 六 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする 平面図及び縦断面図

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第

十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		
第三条	第七条第五項第三号(法第十条第二	第三十三条第四項第三号
	項において準用する場合を含む。)	
第十条第一項	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用する
		法第十三条第一項
第十一条	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用する
		法第十三条第一項
	給水装置	給水の施設
第十五条第一項及	第二十条第一項	第三十四条第一項において準用する
び第二項		法第二十条第一項
第十五条第七項第	第二十条第三項	第三十四条第一項において準用する
五号		法第二十条第三項
第十五条第八項	第二十条第三項ただし書	第三十四条第一項において準用する
		法第二十条第三項ただし書
第十五条の二	第二十条の二	第三十四条第一項において準用する
		法第二十条の二
第十五条の二第三	第二十条の三各号	第三十四条第一項において準用する
号		法第二十条の三各号
第十五条の二第四	第二十条の四第一項第一号	第三十四条第一項において準用する
号		法第二十条の四第一項第一号
第十五条の二第五	第二十条の四第一項第二号	第三十四条第一項において準用する
号		法第二十条の四第一項第二号
第十五条の二第六	第二十条の四第一項第三号イ	第三十四条第一項において準用する
号		法第二十条の四第一項第三号イ
	同号ハ	法第三十四条第一項において準用す
		る法第二十条の四第一項第三号ハ
第十五条の二第七	第二十条の四第一項第三号ロ	第三十四条第一項において準用する
号		法第二十条の四第一項第三号ロ
第十五条の二第九	第二十条の四第一項第三号イ	第三十四条第一項において準用する
号口		法第二十条の四第一項第三号イ
第十五条の三	第二十条の五第一項	第三十四条第一項において準用する
		法第二十条の五第一項
第十五条の四	第二十条の六第二項	第三十四条第一項において準用する
		法第二十条の六第二項
第十五条の四第四	第二十条の十四	第三十四条第一項において準用する
号ハ		法第二十条の十四
第十五条の五第一	第二十条の七	第三十四条第一項において準用する
L	I	1

項		法第二十条の七
第十五条の六第一	第二十条の八第二項	第三十四条第一項において準用する
項		法第二十条の八第二項
第十五条の六第一	第二十条の十第二項第二号及び第四	第三十四条第一項において準用する
項第八号	号	法第二十条の十第二項第二号及び第
		四号
第十五条の六第二	第二十条の八第一項前段	第三十四条第一項において準用する
項		法第二十条の八第一項前段
第十五条の六第三	第二十条の八第一項後段	第三十四条第一項において準用する
項		法第二十条の八第一項後段
第十五条の七	第二十条の九	第三十四条第一項において準用する
		法第二十条の九
第十五条の八	第二十条の十第二項第三号	第三十四条第一項において準用する
		法第二十条の十第二項第三号
第十五条の九	第二十条の十第二項第四号	第三十四条第一項において準用する
		法第二十条の十第二項第四号
第十五条の十第二	第二十条の十四	第三十四条第一項において準用する
項		法第二十条の十四
第十六条第一項及	第二十一条第一項	第三十四条第一項において準用する
び第二項		法第二十一条第一項
第十六条第四項	第二十一条第二項	第三十四条第一項において準用する
		法第二十一条第二項
第十七条	第二十二条	第三十四条第一項において準用する
		法第二十二条
第十七条の二第一	第二十二条の二第一項	第三十四条第一項において準用する
項		法第二十二条の二第一項
第十七条の七	第二十四条の三第二項	第三十四条第一項において準用する
		法第二十四条の三第二項

第四章 簡易専用水道

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行う

こと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、 かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(登録の申請)

- 第五十六条の二 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - ー 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
 - 三 申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - 四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第一号の必要な検査 設備を有していることを示す書類
 - 五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水 道の管理の検査を実施する者(以下「簡易専用水道検査員」という。)の氏名及び略歴
 - 六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イに規定する 部門(以下「簡易専用水道検査部門」という。)及び同号ハに規定する専任の部門(以下「簡 易専用水道検査信頼性確保部門」という。)が置かれていることを説明した書類
 - 七 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号ロに規定する 文書として、第五十六条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルに掲げる 文書
 - 八 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イの管理 者(以下「簡易専用水道検査部門管理者」という。)の氏名
 - ロ 第五十六条の四第二号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名
 - ハ 現に行つている事業の概要

(登録の更新)

第五十六条の三 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の 更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚 生労働大臣に提出しなければならない。

(検査の方法)

第五十六条の四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労

働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。
 - イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。
 - ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を 講ずること。
 - ハ 簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
 - ニ その他必要な業務
- 二 簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に 応じてあらかじめ指定した者に行わせる者(以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」 という。)が置かれていること。
 - イ 第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を 定期的に行うこと。
 - ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務 を行うこと。
 - ハ イの内部監査並びに口の精度管理及び外部精度管理調査の結果(是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。)を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の帳簿に記載すること。
 - ニ その他必要な業務
- 三 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。
 - イ 簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準
 - ロ 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法
 - ハ 検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査に当たつての注意事項
 - ニ 簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法
 - ホ 作成及び改定年月日
- 五 次に掲げる文書を作成すること。
 - イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
 - ロ 文書の管理について記載した文書
 - ハ 記録の管理について記載した文書
 - ニ 教育訓練について記載した文書
 - ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書
 - へ 内部監査の方法を記載した文書
 - ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書

- チ 簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書
- リ 依頼を受ける方法を記載した文書
- ヌ 物品の購入の方法を記載した文書
- ル その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

第五十六条の五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変 更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければなら ない。

(簡易専用水道検査業務規程)

- 第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 簡易専用水道の管理の検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
 - 二 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限に関する事項
 - 四 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
 - 五 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名並びに簡 易専用水道検査員の名簿
 - 七 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の選任及び解任 に関する事項
 - 八 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号の 請求に係る費用に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理の検査の業務に関し必要な事項
- 2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(準用)

第五十六条の七 第十五条の七から第十五条の九までの規定は法第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第十五条の七中「登録水質検査機関」とあるのは「法第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、「法第二十条の九の規定により水質検査の業務」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け)

- 第五十六条の八 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡 易専用水道の管理の検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易 専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 2 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。
 - 一 簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - 二 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日
 - 三 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称
 - 四 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日
 - 五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名
 - 六 簡易専用水道の管理の検査の結果
 - 七 第五十六条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
 - 八 第五十六条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
 - 九 第五十六条の四第五号二の教育訓練に関する記録

第五章 雑則

(証明書の様式)

- 第五十七条 法第二十条の十五第二項(法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規 定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。
- 2 法第二十五条の二十二第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。
- 3 法第三十九条第四項(法第四十条第九項において準用する場合を含む。)の規定により当該 職員の携帯する証明書は、様式第十二の三とする。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(抄)

平成9年3月19日厚生省令第14号

最終改正:平成26年2月28日厚生労働省令第15号

水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第四条第二項の規定に基づき、給水装置の 構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

(耐圧に関する基準)

- 第一条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。
- 一 給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の 静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
- ロ 減圧弁が設置されているものであること。
- ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
- 二 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具について口の減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
- 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。) については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガ パスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
- ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
- 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる 性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、 水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じ た適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下

「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、 当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講 じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第三条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(防食に関する基準)

- 第四条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸 又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵 食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。
- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

- 第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
- ー 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置)に設置されていること。
- イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水

- 漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。
- ロ 逆止弁 (減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具 (ハにおいて「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対する口の規定の適用については、 同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
逆派防止和水用兵の区方	- 一	説の省んる子 り
(1) 減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止	三キロパスカル及び一・	三キロパスカル
水機構が設けられておらず、かつ、大気	五メガパスカル	
に開口されている逆流防止給水用具		
((3)及び(4)に規定するものを除く。)		
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
する給湯機及び給湯付きふろがま((4)		
に規定するものを除く。)		
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐
する給湯機及び給湯付きふろがまであっ		出圧力又は五〇キロパス
て逆流防止装置の流出側に循環ポンプを		カルのいずれかの高い圧
有するもの		カ

- 二 バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。
- ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四 キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュ ームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面 までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具 にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちい ずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。
- へ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。
- 二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあっては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に 応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面 から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

- ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、 同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。
- 2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第七条 弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び 第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

〇福岡市水道給水条例(抄)

平成12年3月27日 条例第27号 (令和元年10月1日施行)

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 給水(第5条—第15条)

第3章 料金及び加入金(第16条-第22条)

第4章 給水装置工事(第23条—第35条)

第5章 雑則(第36条—第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)その他別に定めがあるもののほか、本市の経営する水道事業及び簡易水道事業(以下「水道事業」という。)の給水について料金、用途区分及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 給水装置 法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
 - (2) 貯水槽以下装置 給水装置に接続して設けられた貯水槽,貯水槽から分岐して設けられた 給水管及びこれに接続する給水用具等の装置をいう。
 - (3) 給水装置工事 給水装置の新設,改造,修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去の工事をいう。
 - (4) 指定給水装置工事事業者 水道事業管理者(以下「管理者」という。)が法第16条の2第 1項の指定をした者をいう。

(給水装置の種別)

- 第3条 給水装置の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 専用給水装置 第2号及び第3号以外のもの
 - (2) 共用給水装置 1個の水栓を2戸以上で共用するため設置したもの
 - (3) 私設消火栓 消防用に使用するため設置したもの

(給水の用途区分等)

- 第4条 給水の用途は、次のとおり区分するものとし、管理者が認定する。
 - (1) 家事用 専用給水装置を使用して家庭における日常生活の用に給水するもの又は管理者 がこれに準じると認めたもの
 - (2) 共用家事用 共用給水装置を使用して家庭における日常生活の用に給水するもの

- (3) 公衆浴場用 福岡市公衆浴場法施行条例(平成24年福岡市条例第76号)第2条第1号に 規定する普通公衆浴場に給水するもの
- (4) 家事以外の用 前3号に掲げる用途以外のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工その他一時の用に給水するものと管理者が認めるものは一時用とする。

第2章 給水

(給水契約の申込み)

- 第5条 給水を受けようとする者は、管理者に申し込み、その承諾を得なければならない。
- 2 管理者は、正当な理由があるときは、前項の申込みを拒むことができる。

(市のメーターの設置等)

- 第6条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置にメーターを設置する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理者は、管理者が特に認めた共同住宅において貯水槽以下装置により給水を受ける者の使用水量を計量するため、貯水槽以下装置にメーターを設置することができる。
- 3 前2項の規定により管理者が設置したメーター(以下「市のメーター」という。)の位置は、 管理者が定めるものとし、管理者の指示による場合又はあらかじめ管理者の承認を受けた場合 を除き、変更してはならない。
- 4 市のメーターを設置していない私設消火栓には、管理者が封かんをする。
- 5 前項の封かんは、正当な理由なく破棄してはならない。
- 6 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、市のメーターのほかに各戸にメーターを設置するときは、管理者に届け出なければならない。

(市のメーター等の管理義務)

- 第7条 給水装置の使用者(第11条第1項の規定により代表者を定めたときは、その代表者。以下「使用者」という。)又は所有者は、市のメーターを常に清潔に保管しなければならない。
- 2 使用者又は所有者(以下「保管者」という。)は、市のメーターの設置、撤去、交換、点検又は修繕(以下「設置等」という。)に支障を生じないように給水装置を常に適正に管理しなければならない。
- 3 保管者は、市のメーターの設置等に支障となるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- 4 保管者が前条第3項及び前3項の規定に反した場合は、管理者は、当該保管者に必要な措置 を行うべきことを指示し、又は自ら行うことができる。
- 5 前項の措置に要した費用は、保管者の負担とする。

(機能試験の請求)

第8条 保管者は、市のメーターの機能試験を管理者に請求することができる。

(亡失,き損等の届出)

第9条 市のメーターを亡失し、若しくはき損した場合又は市のメーターに機能障害が発生した

場合は、保管者は、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 市のメーターの亡失,き損又は機能障害の発生が保管者の責めによる場合は,当該保管者は, 管理者が定める金額を賠償しなければならない。

(給水装置の管理及び検査)

- 第10条 保管者は、水が汚染し、又は漏水しないよう十分な注意をもって給水装置を管理し、水 又は給水装置に異状が発生した場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 管理者は、必要があると認める場合は、給水装置を検査し、又は保管者に修繕その他の必要な措置を行うべきことを指示し、若しくは自ら行うことができる。
- 3 前項の措置に要した費用は、保管者の負担とする。
- 4 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、保管者が賠償しなければならない。
- 5 止水栓又は仕切弁は、正当な理由なく開閉してはならない。 (代表者等の届出)
- 第11条 専用給水装置を共同して使用する者及び共用給水装置を使用する者(第6条第2項に規定する共同住宅において給水を受ける者を除く。)は、代表者を定めて管理者に届け出なければならない。
- 2 保管者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
 - (1) 給水装置の使用を中止し、又は廃止するとき。
 - (2) 給水の用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に給水装置を使用するとき。
- 3 保管者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく管理者に届け出なければならない。
 - (1) 使用者に変動があったとき。
 - (2) 1個の市のメーターをもって2戸(第20条第5項の規定の適用を受ける場合は,1居室を 1戸とみなす。以下この号において同じ。)以上の給水に使用する場合において,給水戸数 又は所有者が各戸に設置したメーター(以下「私設メーター」という。)若しくは給水管の 口径に変動があったとき。
 - (3) 公共の消防用として給水装置を使用したとき(前項第3号の規定によりあらかじめ管理者に届け出た場合を除く。)。
 - (4) 給水装置の所有権に変動があったとき。

(給水の中止)

第12条 管理者は、使用者が1か月以上給水装置を使用していないと認めるときは、前条第2項 第1号の規定による届出がなくても、給水を中止することができる。

(共用給水装置の設置等)

- 第13条 共用給水装置は、1戸ごとに専用給水装置を設置することができない者で管理者が特に 認めたものでなければ、これを設置し、又は使用することができない。
- 2 共用給水装置は、共用家事用以外の用途に使用してはならない。

(給水の制限等)

- 第14条 管理者は、法第40条第1項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由がある場合には、給水区域の全部又は一部につき、給水の制限若しくは停止又は水の使用の制限(以下「給水の制限等」という。)をすることができる。
- 2 管理者は、前項の規定により給水の制限等をする場合は、やむを得ない事情があるときを除き、その区域、期間その他必要と認める事項をあらかじめ関係者に周知させる措置をとるものとする。

(水の有効利用及び節水のための指導)

第15条 管理者は、水の有効利用及び節水を図るため、節水機器の使用その他水の使用に関して 必要な指導を行うものとする。

第3章 料金及び加入金

(料金の徴収等)

- 第16条 使用者からは、水道料金(以下「料金」という。)を徴収する。
- 2 料金の額は、別表第1に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 第17条 料金は、2か月ごとに徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、1 か月ごと若しくは随時に徴収し、又は前納させることができる。
- 2 第14条第1項又は第39条第1項の規定により給水の停止を行った場合においても,基本料金は、徴収する。

(使用水量の計量)

- 第18条 使用水量は、市のメーター(管理者が特に必要と認める場合は、私設メーター)により 2か月ごとに計量する。この場合において、各月の使用水量は均等とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めた場合は、1か月ごと又は随時に計量する。
- 3 使用水量の計量(随時に行う計量を除く。)は、給水装置ごとに管理者が定めた日(以下「計量日」という。)に行う。ただし、管理者は、悪天候その他の理由により計量日を変更することができる。

(使用水量の認定)

第19条 市のメーターに異状があったときその他使用水量が不明のときは、管理者が使用水量を 認定する。

(特別な場合における料金の算定)

- 第20条 計量期間(計量日の翌日から翌計量日までの期間をいう。以下同じ。)の中途において 給水装置の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合においては、その料金は、1か 月分(給水装置の使用日数が30日を超える場合は、2か月分)として算定する。ただし、基本 料金については、給水装置を使用しなかったと認められる日数に応じて管理者が別に定める日 割計算の方法により算出した額を差し引いて算定する。
- 2 計量期間の中途において種別等(給水装置の種別,給水の用途又は市のメーターの口径(第

- 4項の規定を適用するときは、私設メーター又は給水管の口径)をいう。以下この項において同じ。)を変更した場合においては、その計量期間の料金は、その使用日数の多い種別等に従って算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の種別等に従う。
- 3 1個の市のメーターをもって2種以上の給水の用途に使用した場合においては、その料金は、 1種の用途のみに使用したものとして算定した各料金のうち、最も高いものとする。
- 4 1個の市のメーターをもって2戸以上の給水に使用した場合においては、その料金は、各戸に私設メーターが設置されているときは当該私設メーターの口径を、各戸に私設メーターが設置されていないときは各戸の給水管の口径を市のメーターの口径とみなし、各戸均等に使用したものとして算定する。
- 5 寮その他これに準じる住宅で管理者が別に定める基準に適合しているものに係る料金の算定については、使用者の申請により、独立して使用されている1居室を1戸とみなして前項の規定を適用する。この場合において、各居室に私設メーター及び給水管が設置されていないときは、当該居室に口径13ミリメートルの私設メーターが設置されているものとみなす。
- 6 私設メーターにより使用水量を計量する場合における料金の額は、当該私設メーターを市の メーターとみなして算定した額の合算額とする。

(一時用の料金の徴収)

- 第21条 一時用に給水する場合の料金は、1立方メートルにつき973円以内において管理者が定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 前項の一時用に給水する場合の料金は、推定の使用期間及び使用水量を考慮して管理者が相当と認める額を、第5条第1項の規定による申込みの際に徴収する。
- 3 前項の規定により徴収した料金は、給水装置の使用の中止又は廃止のときに精算する。

(加入金)

- 第22条 給水装置又は貯水槽以下装置に係る工事につき次条第1項及び第23条の2の規定による届出をする者からは、当該届出の際に、次項から第5項までに定めるところにより加入金を徴収する。ただし、小呂島地区簡易水道事業に係るもの並びに共用家事用及び一時用に係るものその他管理者が認めるものについては、この限りでない。
- 2 加入金(共同住宅についての工事以外の工事に係るものに限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 給水装置の新設の工事 市のメーター(給水装置に設置されるものに限る。次号において同じ。)の口径に係る別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額
 - (2) 市のメーターの増径又は個数の増加を伴う改造(以下「増径等」という。)の工事 当該 工事後の市のメーターの口径に係る別表第2に定める額と当該工事前の市のメーターの口 径に係る同表に定める額との差額に100分の110を乗じて得た額
- 3 加入金(共同住宅についての工事に係るものに限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 給水装置の新設の工事 当該共同住宅の戸数に市のメーター(各戸に設置されるものに限

- る。)の口径に係る別表第2に定める額を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額
- (2) 市のメーターの増径等又は当該共同住宅の戸数の増加を伴う工事 当該工事後の当該共同住宅の戸数に当該工事後の当該共同住宅に設置される市のメーター(各戸に設置されるものに限る。以下この号において同じ。)の口径に係る別表第2に定める額を乗じて得た額と当該工事前の当該共同住宅の戸数に当該工事前の当該共同住宅に設置される市のメーターの口径に係る同表に定める額を乗じて得た額との差額に100分の110を乗じて得た額
- 4 前2項の規定にかかわらず、給水装置の新設の工事のうち、自己の所有する既設の給水装置を撤去し、新たに給水装置を設置するものに係る加入金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
 - (1) 共同住宅についての工事以外の工事 第2項第2号に規定する額
 - (2) 共同住宅についての工事 前項第2号に規定する額
- 5 第3項に規定する加入金の額及び前項に規定する加入金(共同住宅についての工事に係るものに限る。)の額を算定する場合において、市のメーターが各戸に設置されないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを市のメーターの口径とみなす。
 - (1) 当該共同住宅の各戸に私設メーターが設置される場合 私設メーターの口径
 - (2) 前号に該当する場合以外の場合 当該共同住宅の各戸の給水管の口径
- 6 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 給水装置工事

(工事の届出)

- 第23条 給水装置工事(修繕に係るものを除く。)を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

(貯水槽以下装置に係る工事の届出)

第23条の2 第22条第3項第2号に掲げる工事(前条第1項の規定により管理者の承認を要する工事に該当するものを除く。)を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(工事の承認の取消し)

第24条 第23条第1項の承認を受けた者が、その承認を受けた日から6か月を経過してもなお正 当な理由がなく給水装置工事に着手しない場合は、当該承認を取り消す。

(工事の施工者)

- 第25条 給水装置工事は、指定給水装置工事事業者に施工させなければならない。
- 2 管理者は、特に必要があると認めた場合は、自ら給水装置工事を施工する。

(指定給水装置工事事業者)

第26条 指定給水装置工事事業者は、法、この条例その他の法令及びこれらの規定に基づく管理

者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、管理者に対し、指定給水装置工事事業者証(以下「指定事業者証」という。)の交付を求めることができる。
- 3 管理者は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するときは、 同項の規定によりその指定を取り消し、又は6か月を超えない期間を定めてその指定の効力を 停止することができる。
- 4 指定事業者証の交付を受けた指定給水装置工事事業者は、次に掲げる場合には、指定事業者 証を管理者に返納しなければならない。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる場合にあ っては、直ちに返納しなければならない。
 - (1) 給水装置工事に係る事業を廃止したとき。
 - (2) 法第25条の3の2第1項の規定により指定の効力を失ったとき。
 - (3) 法第25条の3の2第1項の更新の申請をするとき。
 - (4) 法第25条の11第1項の規定によりその指定を取り消されたとき。
 - (5) 指定事業者証に記載された事項を変更するとき。
- 5 指定事業者証の交付を受けた指定給水装置工事事業者が,給水装置工事に係る事業を休止し, 又は第3項の規定により指定の効力を停止されたときは,当該休止又は停止の期間,指定事業 者証は,管理者が保管するものとする。

(給水装置の構造及び材質等)

- 第27条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。) 第6条に規定する基準に適合していなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、配水管への取付口から市のメーターまでの間の給水装置の構造及び材質については、管理者が別に定める基準に適合していなければならない。
- 3 管理者は、第23条第1項の規定による届出(以下「工事の届出」という。)をした者又は指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける給水装置工事又は当該取付口から市のメーターまでの給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の指示をすることができる。

(増圧装置又は貯水槽の設置)

- 第28条 地上の階数が3以上の部分に給水栓を設置する建築物には、増圧装置(配水管の水圧を利用して給水管の水圧をポンプにより増加させる装置で配水管の水圧に影響を及ぼさないものをいう。)又は貯水槽を設置しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が別に定める箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第28条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及

び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報を提供するものとする。

(貯水槽水道の設置者の青務)

- 第28条の3 貯水槽水道(簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下 この条において同じ。)に限る。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該貯 水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 貯水槽水道(簡易専用水道を除く。)の設置者は、簡易専用水道の管理及び検査の例に準じて、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。
- 3 貯水槽水道の管理責任は、当該貯水槽水道の設置者が負うものとする。

(工事の費用負担)

第29条 給水装置工事の費用は、当該工事を施行しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(工事の設計審査及び検査)

- 第30条 指定給水装置工事事業者が給水装置工事(修繕に係るものを除く。)を施工する場合は, 工事の届出の際,管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受けなければな らない。
- 2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工した場合は、当該工事完了後、速やかに管理者にその旨を届け出て、管理者の検査を受けなければならない。

(標識)

- 第31条 管理者は、給水装置工事が前条第2項の検査に合格したとき又は自ら給水装置工事を施工したときは、工事の届出をした者に対して標識を交付する。ただし、管理者が必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により標識の交付を受けた者は、その給水装置を設置した家屋の門戸その他の見 やすい箇所に標識を掲示しなければならない。
- 3 第1項の標識を亡失し、又はき損した場合は、遅滞なく管理者に届け出なければならない。 (配水管の移設等に伴う工事)
- 第32条 管理者は、配水管の移設その他正当な理由によって給水装置工事を必要とするときは、 当該工事に係る給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。この 場合において、当該工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(給水装置の撤去及び切離し)

- 第33条 所有者は、給水装置を使用する見込みがなくなったときは、当該給水装置を撤去しなければならない。
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要があると認めるときは、配水管から給水装置を切り離すことができる。
 - (1) 給水装置が現在使用されておらず、かつ、所有者が90日以上所在が不明であると認めたと

き。

- (2) 給水装置が現在使用されておらず、かつ、将来においても使用される見込みがないと認めたとき。
- 3 前項の規定による切離しに要した費用は、所有者の負担とする。
- 4 第2項の規定により切り離した給水装置を再び使用しようとする場合は、給水装置の新設の工事の例による。

(手数料)

- 第34条 管理者は、次の各号に該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、あらかじめ徴収する。
 - (1) 第30条第1項の設計審査を受けようとする者 1件につき5,300円
 - (2) 第30条第2項の検査(修繕の工事に係るものを除く。)を受けようとする者 1件につき 2,600円(井水用の装置又は貯水槽以下装置の既設管を材料として使用した場合にあっては, 3,900円)
 - (3) 給水装置工事に係る道路占用許可の申請の代行を求める者 1件につき4,600円に100分の110を乗じて得た額
 - (4) 給水装置工事に係る配水管の断水を求める者 1件につき18,000円に100分の110を乗じて得た額
 - (5) 法第25条の2第1項の申請をする者 1件につき5,000円
 - (6) 法第25条の3の2第1項の更新の申請をする者 1件につき5,000円
 - (7) 第26条第2項の指定事業者証の交付を求める者 1件につき2,000円
- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事の保証期間)

第35条 管理者が自ら給水装置工事を施工した場合で、その完了後6か月以内に当該工事に係る 給水装置に故障を生じた場合は、市の費用で修繕する。ただし、当該故障が災害又は保管者の 責めによる場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(料金等の減免)

第36条 管理者は、特別な理由があると認めるときは、料金、加入金、手数料その他この条例に規定する費用を減免することができる。

(職員等の立入り)

- 第37条 管理者は、次に掲げる業務を実施するため、土地又は建物にその職員又は当該業務を実施するに当たり適当と認める者を立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がなければその立入り及び当該業務の実施を拒んではならない。
 - (1) 市のメーターの設置等に関する業務
 - (2) 第10条第2項の規定による給水装置の検査又は修繕その他の必要な措置を行う業務
 - (3) 第14条第1項の給水の制限等若しくは第39条の規定による給水の停止又はこれらの解除 に関する業務

2 前項の規定により土地又は建物に立ち入る者は、使用者の請求があったときは、当該業務に 従事する者であることを証明する証票を提示しなければならない。

(家族等の行為に対する責任)

第38条 保管者は、その家族、同居人又は被用者の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水の停止等)

- 第39条 管理者は、保管者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。
 - (1) 料金,加入金,手数料その他この条例に規定する費用を指定の期限までに納付しないとき。
 - (2) 市のメーターの設置等を拒み、又は妨げたとき。
 - (3) 第7条第4項又は第10条第2項の規定による管理者の指示に従わないとき又はこれらの規定により管理者が行う措置を拒み、若しくは妨げたとき。
 - (4) 第10条第2項の規定による管理者の検査を拒み、又は妨げたとき。
 - (5) 給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないとき(当該給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。)。
 - (6) 給水装置の構造及び材質が、令第6条に規定する基準に適合していないとき。
 - (7) 正当な理由がなく第37条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。

(過料)

- 第40条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。
 - (1) 第5条第1項の承諾を得ずに給水を受けた者
 - (2) 給水装置を水の汚染のおそれのある器具又は施設と直接連結する給水装置工事を施工させた者及び当該工事を施工した者
 - (3) 正当な理由がなく給水装置の止水栓又は仕切弁を開閉した者
 - (4) 第23条第1項の承認を受けずに給水装置工事を施工させた者及び当該工事を施工した者
 - (5) 第30条第2項の規定による届出を行わなかった者
 - (6) 前条第1項の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (7) 前各号に定めるもののほか、この条例に定める義務を怠った者又はこの条例に基づく管理者の指示に反した者
- 第41条 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料を科する。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1

1 基本料金

給水装置種	基本料金(1か月につき)				
別	用途別	メーターの口径	料金		
専用給水装	家事用		H		
置	家事以外の	13ミリメートル	850		
	用	20ミリメートル	1,330		
	公衆浴場用	25ミリメートル	3,110		
		40ミリメートル	10,920		
		50ミリメートル	21,100		
		75ミリメートル	59,700		
		100ミリメートル	129,200		
		150ミリメートル	319,000		
		200ミリメートル	511,000		
		250ミリメートル	946,000		
共用給水装	共用家事用		320		
置					

2 従量料金

給水装置	従量料金(1か月につき)					
種別	用途別	区分	メーターの口径	使用水量	料金	
専用給水	家事用	第1段	25ミリメートル以	10立方メートルまでの部	円	
装置			下	分1立方メートルにつき	17	
			40ミリメートル以	10立方メートルまでの部	120	
			上	分1立方メートルにつき		
			10立方メートルを制	超え20立方メートルまでの	155	
			部分1立方メートル	につき		
		第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの		243	
			部分1立方メートル			
		第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの		284	
			部分1立方メートルにつき			
		第4段	50立方メートルを超え100立方メートルまで		335	
	0		の部分1立方メート	ルにつき		
		第5段	100立方メートルを	超える部分1立方メートル	387	
			につき			
	家事以外	第1段	25ミリメートル以	10立方メートルまでの部	17	
	の用		下	分1立方メートルにつき		
			40ミリメートル以	10立方メートルまでの部	175	
			上	分1立方メートルにつき		

			10立方メートルを記	超え30立方メートルまでの	243
			部分1立方メートル	たつき	
		第2段	30立方メートルを	超え100立方メートルまで	335
			の部分1立方メート	ルにつき	
		第3段	100立方メートルを	と超え300立方メートルまで	416
			の部分1立方メート	ルにつき	
		第4段	300立方メートルを	と超え1,000立方メートルま	497
			での部分1立方メー	-トルにつき	
		第5段	1,000立方メートル	・を超える部分1立方メート	542
			ルにつき		
	公衆浴場	第1段	25ミリメートル以	10立方メートルまでの部	17
	用		下	分1立方メートルにつき	
			40ミリメートル以	10立方メートルまでの部	35
			上	分1立方メートルにつき	
		第2段	10立方メートルを記	超える部分1立方メートル	44
			につき		
共用給水	共用家事	第1段	8立方メートルまで	の部分1立方メートルにつ	11
装置	用		き		
		第2段	8立方メートルを超	える部分1立方メートルに	155
			つき		

備考 計量した使用水量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。 別表第2

(平成16条例35・一部改正)

メーターの口径	加入金		
	円		
13ミリメートル	30,000		
20ミリメートル	70,000		
25ミリメートル	150,000		
40ミリメートル	530,000		
50ミリメートル	970,000		
75ミリメートル	2,850,000		
100ミリメートル	6,100,000		
150ミリメートル	16,500,000		
200ミリメートル	31,000,000		
250ミリメートル	55,000,000		

○福岡市水道給水条例施行規程(抄)

平成12年3月30日 令和元年7月18日水規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市水道給水条例(平成12年福岡市条例第27号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程において使用する用語の意義は、条例の例による。

(給水の用途区分)

- 第2条 条例第4条第1項第1号の家事用に準じるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 口径25ミリメートル以下の1個の市のメーターをもって家庭における日常生活の用とこれ以外の用に給水するもののうち、1か月の使用水量が30立方メートル以下のもの
 - (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、水の用途が家庭における日常生活の用と同様であると認められる施設に給水するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、家事用に認定することが適当であるもの

(届出及び申込みがない場合の料金)

- 第3条 条例第5条第1項の規定による申込みをしないで給水を受けた場合は、直前の使用者があるときは直前の使用者に引き続き給水を受けたものとみなし、直前の使用者がないときは給水装置を設置したときから継続して給水を受けたものとみなし、料金を徴収するものとする。
- 2 保管者が給水装置の使用を中止し、または廃止したにもかかわらず条例第11条第2項第1号 の届出をしなかったときは、届出が行われるまで継続して使用したものとみなし、料金を徴収 するものとする。

(貯水槽以下装置に設置するメーター)

第3条の2 条例第6条第2項の管理者が特に認めた共同住宅は、貯水槽を設置して給水装置を使用する住宅(一部が店舗等の用に供されているものを含む。以下「貯水槽式共同住宅」という。)の所有者(所有者が複数いるときは、その代表者。第6条において同じ。)から申請があり、かつ、管理者が別に定める施設基準に適合する共同住宅とする。

(消防演習の立会)

第4条 管理者は、条例第11条第2項第3号の届出があった場合は、その職員又は適当と認める者を当該届出に係る消防演習に立ち合わせるものとする。

(特例的な料金の徴収及び使用水量の計量)

第5条 条例第17条第1項ただし書の規定により1か月ごとに料金を徴収する必要があると認めた場合及び条例第18条第2項の規定により1か月ごとに市のメーターを計量する必要があると認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、使用者から申請があった場合

とする。

- (1) 口径が50ミリメートル以上の市のメーターにより計量した使用水量に基づき料金を算定するとき(条例第20条第4項又は同条第5項の規定により料金を算定するとき及び一時用に給水するときを除く。)。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6 項第1号の営業のために水を使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、料金の徴収を確保するため、管理者が特に必要があると認めるとき。
- 2 条例第17条第1項ただし書の規定により料金を随時に徴収する必要があると認めた場合及び 条例第18条第2項の規定により随時に市のメーターを計量する必要があると認めた場合は、次 の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 条例第11条第2項第1号の規定による届出があったとき。
 - (2) 水道事業経営の効率化その他の理由によりやむを得ず計量日を変更する必要があるとき。
- 3 条例第18条第2項の規定により1か月ごとに計量することとした場合(管理者が従前の計量日と異なる計量日を定めたときに限る。)又は随時に計量することとした場合(前項第1号に該当する場合を除く。)においては、その料金は、その算定の基礎となる使用水量を各日均等に使用したものとみなし、日数に応じて日割計算により算定するものとする。
- 4 前項の規定は、1か月ごとに計量していたものを2か月ごとに計量することとした場合(管理者が従前の計量日と異なる計量日を定めたときに限る。)における料金の算定について準用する。

(私設メーターによる計量)

第6条 条例第18条第1項の管理者が特に必要と認める場合は、貯水槽式共同住宅の所有者から申請があり、かつ、当該住宅が管理者が別に定める施設基準に適合する場合とする。

(使用水量の認定)

第7条 条例第19条の規定による使用水量の認定(以下「水量認定」という。)は、従前の使用 水量その他の事実を考慮して管理者が必要と認める期間について行う。

(日割計算の方法)

- 第7条の2 条例第20条第1項ただし書の日割計算の方法は、基本料金に給水装置を使用しなかったと認められる日数を乗じ、30で除する方法とする。
- 2 前項の給水装置を使用しなかったと認められる日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める日数とする。
 - (1) 給水装置の使用日数が30日以下の場合 30日から当該使用日数を減じた日数
 - (2) 給水装置の使用日数が30日を超える場合 60日から当該使用日数を減じた日数
- 3 第1項の方法により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(寮その他これに準じる住宅)

第8条 条例第20条第5項の管理者が別に定める基準は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす

こととする。

- (1) 各居室が他の部分と完全に区画され、独立していること。
- (2) 各入居者が水道料金として支払われるべき費用を負担していること。

(加入金の環付)

- 第9条 条例第22条第6項ただし書の管理者が特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとする。
 - (1) 条例第24条の規定により、工事の承認を取り消したとき。
 - (2) 加入金を納めた後,条例第30条第2項の規定による検査に合格する前に工事の届出を取り消したとき又は設計変更その他の理由により徴収すべき加入金の額が減少したとき。

(指定給水装置工事事業者)

- 第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度指定給水装置工事事業者の 氏名又は名称、住所その他必要な事項を公告する。
 - (1) 指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。
 - (2) 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の7の規定による指定給水装置工事事業者からの給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出を受けたとき。
 - (3) 条例第26条第3項の規定に基づき,指定給水装置工事事業者の指定を取り消し,又は指定の効力を停止したとき。
 - (4) 法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったとき。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者証(様式第1号。以下「指定事業者証」という。)の交付を求める者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付を拒むことができる。
 - (1) 現に指定事業者証を保有しているとき。
 - (2) 条例第26条第3項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力が停止されているとき。
 - (3) 給水装置工事の事業を休止しているとき。
- 3 指定事業者証の交付を受けた指定給水装置工事事業者が、その指定事業者証を汚損したため 再度指定事業者証の交付を求めるときは、現に保有する指定事業者証を添付して申請しなければならない。
- 4 指定事業者証の交付を受けた指定給水装置工事事業者が、指定事業者証の紛失により再交付 を受けた後、紛失した指定事業者証を発見したときは、直ちにこれを管理者に返納しなければ ならない。
- 5 管理者は、給水装置の工事の施工に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者その他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を 実施するものとする。

(増圧装置又は貯水槽の設置)

第11条 条例第28条第1項の規定により増圧装置を設置する場合の基準は、管理者が別に定める。

- 2 条例第28条第1項ただし書の管理者が特に認めた場合とは、地上の階数が3の部分に給水栓を設置する建築物について、管理者が別に定める基準に従って給水装置を設置する場合とする。
- 3 条例第28条第2項の管理者が別に定める箇所とは、次の各号に掲げる箇所とする。
 - (1) 常時一定の水圧を必要とする箇所
 - (2) 条例第14条第1項の規定により給水の制限又は停止がなされた場合においても,なお一定の保安用水又は業務用水を必要とする箇所
 - (3) 化学薬品工場、メッキ工場その他事業活動に伴い水を汚染するおそれのある箇所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める箇所

(標識)

- 第12条 条例第31条第1項に規定する標識の形状及び寸法は、様式第2号のとおりとする。
- 2 条例第31条第1項ただし書の管理者が必要がないと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 現に標識が掲示されているとき。
 - (2) 給水装置を撤去する工事のとき。
 - (3) 一時用に給水するとき。

(給水装置工事表示板の設置)

- 第13条 次の各号に掲げる行為をする者は、当該各号に定める期間、給水装置工事表示板(様式 第3号)を見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めた場 合は、この限りでない。
 - (1) 工事(修繕に係るものを除く。)を施工するとき 当該工事に着手してから当該工事に係る条例第30条第2項の規定による検査に合格するまでの期間
 - (2) 一時の用に水を使用するとき 当該水を使用している期間

(手数料の件数等)

- 第14条 条例第34条第1項第1号及び第2号の手数料の件数は、当該設計審査及び検査に係る工事における市のメーターの設置数とする。ただし、同一敷地内において2以上の市のメーターに係る工事を同時に施工する場合は、管理者が定める件数とする。
- 2 条例第34条第2項ただし書の管理者が特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとする。
 - (1) 手数料に係る事務に管理者が着手する前に,当該手数料を支払った者が申込みを取り消したとき。
 - (2) 条例第34条第1項第2号,同条第3号又は同条第4号に規定する手数料に係る事務に管理者が着手する前に,当該手数料に係る工事の承認を条例第24条の規定により取り消されたとき。

(料金等の徴収の方法)

第15条 料金,加入金,手数料その他条例に規定する費用の徴収は、口座振替の方法、自動払込

の方法,納入通知書又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付により行う。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、他の方法により行うことができる。

(申込み等の様式)

- 第16条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める書類を管理者に 提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 条例第5条第1項の申込み又は条例第11条第1項,同条第2項第1号,同項第2号,同条第3項第1号,同項第2号若しくは同項第4号の届出 給水申込書兼関係事項届出書(様式第4号),一時給水申込書(様式第5号)又は一括検針共同住宅関係事項届出書(様式第5号の2)
 - (2) 条例第20条第5項の申請 寮等料金算定申請書(様式第6号)
 - (3) 条例第23条第1項の規定による届出 給水装置(新設・改造・撤去)工事届出書(様式第7号)及び給水装置工事設計書(様式第8号)
 - (4) 条例第23条第1項の承認を受けた工事の設計変更又は中止 給水装置工事(設計変更・中止)届(様式第9号)
 - (5) 条例第26条第2項の交付の求め 指定給水装置工事事業者証交付申請書(様式第10号)
 - (6) 条例第30条第2項の規定による届出 給水装置工事完了届(様式第11号)又は給水装置 修繕工事完了届(様式第12号)
 - (7) 条例第34条第1項第3号の申請の代行の求め 道路占用許可申請依頼書(様式第13号)
 - (8) 条例第34条第1項第4号の断水の求め 一時断水願(様式第14号)
 - (8)の2 第3条の2の申請 市メーター設置申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書 (様式第14号の2)
 - (9) 第5条第1項の申請 毎月検針・毎月徴収申込書(様式第15号)
 - (10) 第6条の申請 私設メーター計量申請書(様式第16号)

(規定外の事項)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

○給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(抄)

昭和34年2月2日 企業管理規程第1号 (令和元年10月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、福岡市水道給水条例(平成12年福岡市条例第27号。以下「条例」という。) 第27条第2項の規定に基づき、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の 損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から市のメーター(以 下「メーター」という。)までの間の給水装置(以下「メーターまでの給水装置」という。) の構造及び材質の基準を定めることを目的とする。

(メーターまでの給水装置の構造)

- 第2条 メーターまでの給水装置の構造の基準は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) メーターまでの給水装置は、配水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、メーター等の給水用具をもつて構成し、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定める附属具を備えること。
 - (2) 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径より小さいものとすること。
 - (3) 口径300ミリメートルを超える配水管から、給水管の分岐をしないこと。
 - (4) 同一給水管に使用する分水栓は、1個とする。
 - (5) 給水管の埋設の深さは、公道敷地内では、管天から1.2メートル以上(道路管理者が特に認めた場合及び道路管理者の指示がある場合を除く。)、私道敷地内では、口径75ミリメートル管以上の管については、管天から0.8メートル以上、口径50ミリメートル管以下の管については、管天から0.5メートル以上、宅地内では、管天から0.3メートル以上とすること。
 - (6) 道路の部分に布設する給水管(条例第4条第2項の一時用に使用する給水管であつて,当該用途を変更する予定のないものを除く。)の口径は,20ミリメートル以上とすること。

(メーターの設置)

- 第3条 メーターは、次の各号により設置しなければならない。
 - (1) メーターは、給水管と同口径のものを使用し、給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。ただし、管理者が特に認めた条件に該当するメーターについては、給水管より小口径のものを使用することができる。
 - (2) メーターの設置場所は、宅地内とすること。ただし、共用給水装置のメーターについては、この限りでない。
 - (3) メーターを設置するに際しては、点検しやすく、常に乾燥して汚水が入らず、損傷及び盗難のおそれがない個所を選定すること。

(メーターまでの給水装置の材料)

第4条 メーターまでの給水装置の材料は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規 定する構造及び材質の基準に適合するもののうち、別表種類の欄に掲げる種類の区分に従い、 同表口径の欄及び規格等の欄に定めるものでなければならない。

2 前項の規定は、建物内部の各戸又は各区画ごとに市のメーターを設置する直結増圧式給水装置の場合においては、「メーターまでの給水装置」を「宅地内に設置された止水栓のうち最も配水管に近い位置に設置された止水栓までの給水装置」と読み替えるものとする。この場合において、当該止水栓以降で分岐して直結増圧式以外の方式により給水装置が設けられたとしても、これを直結増圧式給水装置とみなす。

(メーターまでの給水装置の保護)

- 第5条 メーターまでの給水装置は、次の各号による保護措置を講じなければならない。
 - (1) 給水管の側溝又は下水管を横断する場合は、その下に布設すること。ただし、やむを得ず開きよに構架するときは、給水管が損傷しないような充分の措置を講じ、かつ、高水位以上の高さに布設すること。
 - (2) 給水管が軌道下を横断する場合は、コンクリート管等の被覆管を用いて布設すること。

(管理者の指示)

第6条 特別の理由によりこの規程によりがたいときは、そのつど管理者の指示を受けなければ ならない。

別表

(平成10水規程11・追加,平成21水規程9・平成29水規程9・一部改正)

種類	口径(ミリメートル)	規格等		
水道用GX形ダクタイル鋳鉄	75,100,150,200又は <mark>250</mark>	JWWA G120		
管				
水道用ダクタイル鋳鉄管	75,100,150,200又は250	JWWA G113		
水道用硬質塩化ビニルライ	20, 25, 40又は50	JWWA K116		
ニング綱管VB				
水道用ポリエチレン管 1	20, 25, 40又は50	JIS K6762		
種二層管				
水道用GX形ダクタイル鋳鉄	75,100,150,200又は250	JWWA G121		
異形管				
水道用ダクタイル鋳鉄異形	75,100,150,200又は250	JWWA G114		
管				
水道用樹脂コーティング管	20, 25, 40又は50	JWWA K117又は管理者		
継手		が指定するもの		
水道用ポリエチレン管金属	20, 25, 40又は50	JWWA B116又は管理者		
継手		が指定するもの		
水道用ソフトシール仕切弁	75,100,150,200又は250	JWWA B120		
水道用青銅仕切弁(1型,2	40又は50	管理者が指定するもの		
型)				
	水道用GX形ダクタイル鋳鉄 管 水道用ダクタイル鋳鉄管 水道用硬質塩化ビニルライ ニング綱管VB 水道用ポリエチレン管 1 種二層管 水道用GX形ダクタイル鋳鉄 異形管 水道用ダクタイル鋳鉄異形 管 水道用樹脂コーティング管 水道用ポリエチレン管金属 米道用ポリエチレン管金属 米道用ソフトシール仕切弁	水道用GX形ダクタイル鋳鉄 75,100,150,200又は250 管 75,100,150,200又は250 水道用硬質塩化ビニルライニング綱管VB 20,25,40又は50 120,25,40又は50 120,25,40又は50 120,25,40又は250 120,25,40又は250 120,25,40又は250 120,25,40又は250 120,25,40又は250 120,25,40又は50 120又		

ボール式止水栓	20又は25	管理者が指定するもの
甲型分水栓	20又は25	JWWA B107
サドル付分水栓	(75,100,150,200,250又は	JWWA B117AF型
	300)×25又は50	
不断水用割T字管	75×(40若しくは50), 100	管理者が指定するもの
	× (40, 50若しくは75),	
	150 (40, 50, 75若しくは	
	100), (200若しくは250)	
	× (40, 50,75,100若しく	
	は150) 又は300× (40,	
	50, 75,100,150若しくは	
	200)	
伸縮付甲型止水栓·副弁付伸	13, 20又は25	管理者が指定するもの
縮付甲型止水栓		
その他 ボックス (メーター用,止水	_	管理者が指定するもの
栓用),鉄蓋(青銅仕切弁用,		
仕切弁用)及び下桝類		

備考

- 1 口径の欄中かけ算表記されているものは、その形状上、2つの口径を有する材料の、当該口径の組み合わせを表す。
- 2 規格等の欄中JWWAとは社団法人日本水道協会の定める日本水道協会規格をいい、JISと は産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。

加入金取扱要領

1 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市のメーター

福岡市水道給水条例(平成12年福岡市条例第27号。以下「条例」という。)第6条の規定により水道事業管理者(以下「管理者」という。)が給水装置及び貯水槽以下装置に設置したメーターをいう。

(2) 各戸のメーターの口径

共同住宅等(一部が店舗等の用に供されているもの(以下「店舗付共同住宅」という。)及び2世帯住宅を含む。)において、直結増圧式又は直結直圧式については、各戸に設置された市のメーターの口径をいい、貯水槽式については、各戸に設置された市のメーター又は私設メーターの口径、メーターが設置されていない場合は各戸の給水管の口径をいう。

(3) 着工

次のいずれかに該当し、引き続き給水装置工事が行われる状態にあるものをいう。

- ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事が、当該給水装置を使用する敷地内まで完了しているもの。
- イ 建築工事の基礎工事に着手していることが確認できるもの。
- ウ 貯水槽を設置して給水装置を使用する場合で、貯水槽の骨組み又は据付の工事が完了しているもの。
- エ 配水管未布設箇所からの給水申込みにより配水管布設工事を必要とする場合で,水道局が 配水管布設工事の施工を決定しているもの。

(4) 撤去

配水管又は他の給水装置からの分岐個所において給水管を切断し、当該切断口を完全にふさぎ、給水装置を取り除くことをいう。ただし、既設の給水装置を再度利用する予定がある場合は、給水装置のすべてを取り除くことを要しない。

2 加入金の徴収

加入金は、給水装置の新設工事、市のメーターの増径及び個数の増加を伴う改造工事、貯水槽 以下装置の各戸のメーターの増径及び戸数の増加を伴う改造工事について、工事の届出を行う者 から徴収する。

共同住宅等の工事の届出を行う者は、当該工事の届出を行う際に、共同住宅等工事関係事項届 出書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

【新設工事】

(1) 給水装置の新設工事(共同住宅等についての工事に係るものを除く。)

ア 新設

給水装置を新設する場合は、当該給水装置に設置する市のメーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

- イ 一時用からの用途変更に伴う新設
 - 一時用から、家事用、公衆浴場用又は家事以外の用に切り替えて引き続き使用する場合は、

給水装置の新設の工事とみなして加入金を徴収する。

(2) 共同住宅等の新設工事

ア 共同住宅等(店舗付共同住宅を除く)の新設

共同住宅等で給水装置を新設する場合は、各戸のメーターの口径に応じた額に戸数を乗じて、加入金を徴収する。

ただし、各戸のメーターの口径が異なる共同住宅等の場合については、各戸のメーターの口径ごとに当該口径に係る戸数を乗じて得た額の合計額を徴収する。

イ 店舗付共同住宅の新設

住居部分については前号の例により加入金額を算定し、住居以外の部分(以下「非住居部分」という。)については、下記a又はbにより加入金額を算定し、住居部分と非住居部分の合計額を徴収する。

a 貯水槽式店舗付共同住宅の非住居部分

非住居部分全体を計量できる部分にメーター(以下「中間メーター」という。) が設置されている場合は、当該メーターの口径に応じ、中間メーターが設置されていない場合は、非住居部分の独立した区画ごとに設置された私設メーター又は各区画ごとの給水管の口径のうち、最も大きい口径に応じて、加入金を徴収する。

b 直結増圧式又は直結直圧式の店舗付共同住宅の非住居部分 非住居部分に設置された市のメーターの口径に応じた額に個数を乗じて加入金を徴収 する。

【改造工事】

(3) 市のメーターの増径及び個数の増加を伴う改造工事(共同住宅等についての工事に係るものを除く。)

ア増径

市のメーターの増径を伴う改造工事の場合は、新たに設置する市のメーター(以下「新メーター」という。)の口径に係る加入金の額と、既に設置していた市のメーター(以下「旧メーター」という。)の口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

イ 統合による増径

既設の2個以上の給水装置を1個に統合する場合で、新メーターの口径に係る加入金の額が、旧メーターの口径に係る加入金の合計額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 分割による個数の増加

既設の1個の給水装置を同じ敷地内で2個以上の給水装置に分割し、市のメーターの個数が増加する改造工事の場合(給水装置の所有者が同一で、かつ、同時施工の場合に限る。)で、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

(4) 各戸のメーターの増径及び戸数の増加を伴う共同住宅等の改造工事 改造後の各戸のメーターの口径に係る額に戸数を乗じて得た額が、改造前の各戸のメーター の口径に係る額に戸数を乗じて得た額より大きいときは、差額を徴収する。

3 加入金の額

加入金の額は、次表のとおりとする。

メーターの口径	加入金の額	
	(うち消費税及び地方消費税	(相当額)
13 mm	33,000円	(3,000円)
20 mm	77,000円	(7,000円)
25 mm	165,000円	(15,000円)
40 mm	583,000円	(53,000円)
50 mm	1,067,000円	(97,000円)
75 mm	3, 135, 000円	(285,000円)
100 mm	6,710,000円	(610,000円)
150 mm	18, 150, 000円	(1,650,000円)
200 mm	34, 100, 000円	(3,100,000円)
250 mm	60, 500, 000円	(5,500,000円)

()内の金額は内税。

4 加入金の徴収時期

加入金は、条例第23条第1項及び第23条の2の規定による工事の届出の際に徴収する。なお、原則として納入通知書を交付し、金融機関において収納する。

5 加入金を徴収しない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、加入金は徴収しない。

- (1) 小呂島簡易水道事業により給水するとき
- (2) 共用家事用又は一時用に使用する給水装置のとき。
- (3) 給水装置の所有者が、同じ敷地内に旧メーターと同じ口径で給水装置を改造するとき
- (4) 市のメーターの口径を減径する改造工事のとき
- (5) 貯水槽式共同住宅に設置した親メーター
- (6) 共同住宅等の共用部分の給水栓(非常用水栓を含む。)に設置した市のメーター

6 加入金の減免

- (1) 平成17年3月31日までに条例第23条第1項の規定による工事の届出がなされ、貯水槽式により建設された地上の階が3以上の建物のうち,貯水槽の有効容量が10㎡以下の建物が、当該貯水槽を廃止し、直結増圧式又は直結直圧式に切り替える場合は、必要とする加入金を免除する。
- (2) 既設の貯水槽の有効容量が 10 ㎡を超える場合であっても、当該建物に必要な貯水槽の有効容量を再度算定した結果、10 ㎡以下となるときは、当該既設の貯水槽の有効容量を 10 ㎡以下であるとみなし、前号の規定を準用する。
- (3) 平成17年3月31日までに条例第23条第1項の規定による工事の届出がなされ、貯水槽式により建設された地上の階が3以上の建物のうち、前号で再度算定した貯水槽の有効容量が10㎡を超える建物が、当該貯水槽を廃止し、直結増圧式又は直結直圧式に切り替える場合は、必要とする加入金から990万円を上限として減免する。ただし、必要とする加入金が990万円を超える場合は、当該必要とする加入金から990万円を減額した額を加入金とする。

- (4) 共用家事用を他の用途に切り替えて引き続き使用する場合は、加入金を免除する。
- (5) その他管理者が特に必要と認めた場合。

7 加入金の還付

納入後の加入金は、次の各号に掲げる場合を除いて還付しない。

- (1) 条例第24条の規定により、工事の承認を取り消したとき。
- (2) 加入金を納めた後、条例第 30 条第 2 項の規定による検査に合格する前に工事の届出を取り 消したとき又は設計変更その他の理由により徴収すべき加入金の額が減少したとき。

8 給水装置撤去済証の発行

- (1) 市のメーターを設置した給水装置について撤去届を行い正規の撤去工事が完了したものについては、給水装置撤去済証(様式第2号)を発行する。
- (2) 既設の2個以上の給水装置を統合する場合において、新メーターに統合する給水装置の他残りの給水装置の撤去については、給水装置撤去済証を発行する。
- (3) 共同住宅等の場合は、撤去したものの内訳として、加入金を徴収した戸数と口径(非住居部分で加入金を徴収したメーターの個数と口径を含む。)を記載し、給水装置撤去済証を発行する。
- (4) 給水装置撤去済証を発行した場合は、その内容を給水装置撤去台帳(様式第3号)により、 管理する。
- (5) 給水装置撤去済証を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできない。
- (6) 給水装置撤去済証の内容を書き換えたもの、汚損したもの及び他人に譲渡されたものは、無効とする。
- (7) 給水装置撤去済証を汚損し、又は紛失したときは、管理者に給水装置撤去済証の再交付を申請することができる。再交付の申請にあたっては、給水装置撤去済証再交付願い(様式第4号)に本人であることを確認できるもの(運転免許証の写し又は印鑑登録証明等)を添えて管理者に提出しなければならない。

9 給水装置撤去済証の取扱い

(1) 給水装置又は貯水槽以下装置に係る工事につき条例第23条第1項及び第23条の2の規定による届出がなされた際に、給水装置撤去済証が添付された場合は、当該工事を行う個所において当該給水装置撤去済証に内訳として記載された個数と口径(平成17年3月31日以前に発行された給水装置撤去済証の場合はこれに記載された口径)のメーターが設置されていたものとして、加入金の額を算定する。

10 加入金制度施行前の申込者の取扱い

昭和49年4月30日以前に着工したものについては、各戸の給水装置に設置したメーターの口径 又はメーターが設置されていないときは給水管の口径の加入金を徴収したものとみなして、この 要領を適用する。

- 11 平成17年3月31日以前に給水装置工事の届出がなされたものの改造工事の取扱い
 - (1) 市のメーターの増径及び個数の増加を伴う改造工事(共同住宅等についての工事に係るもの

を除く。)

ア増径

市のメーターの増径を伴う改造工事の場合は、新メーターの口径に係る加入金の額と、 旧メーターの口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

イ 統合による増径

既設の2個以上の給水装置を1個に統合する場合で、新メーターの口径に係る加入金の額が、旧メーターの口径に係る加入金の合計額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 分割による個数の増加

既設の1個の給水装置を同じ敷地内で2個以上の給水装置に分割し、市のメーターの個数が増加する改造工事の場合(給水装置の所有者が同一で、かつ、同時施工の場合に限る。)で、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

エ 数戸給水のメーターの廃止による個数の増加

1個の市のメーターをもって2戸以上に給水しているものが、当該市のメーターを廃止 し各戸に市のメーターを設置する改造工事の場合で、新メーターの口径に係る加入金の合 計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

(2) 共同住宅等の改造工事

ア 貯水槽式共同住宅を貯水槽式のまま改造する場合

改造後の親メーターの口径に係る額が、改造前の親メーターの口径に係る額より大きい ときは、差額を徴収する。

ただし、親メーターの増径を伴わない各戸のメーターの増径及び戸数の増加を伴う改造 を行う場合は加入金を徴収しない。

イ 直結増圧式又は直結直圧式共同住宅を直結式のまま改造する場合

改造後の各戸のメーターの口径に係る額に戸数を乗じて得た額が、改造前の各戸のメーターの口径に係る額に戸数を乗じて得た額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 貯水槽を廃止し、直結増圧式又は直結直圧式共同住宅へ改造する場合

改造後の各戸のメーターの口径に係る額に戸数を乗じて得た額が、改造前の親メーター の口径に係る額より大きいときは、差額を徴収する。

ただし、地上の階が3以上の建物のうち、貯水槽有効容量が10㎡以下の場合は加入金を 免除し、貯水槽有効容量が10㎡を超える場合は990万円を上限として減免する。

(3) 改造前の加入金額を算定する場合は、本要領の単価を適用する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

※様式1号および4号については、第9章様式を参照すること。

水道供給の承諾保留に関する事務処理要領(抄)

確認書(昭和47年12月1日·福岡市建築局長·福岡市水道事業管理者)

福岡市建築局(建築局長)と、福岡市水道局(水道事業管理者)とは、建設、厚生両省の覚書により「水道供給の承諾保留に関する事務処理要領」を別添のとおり定めたことを確認します。

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の施行に伴う建設省と厚生省との間に取り交わされた覚書(44 環水第 9030 号, 44 建設省住指発第 129 号)を有効適切に運用し、違反建築物の防止をはかるために定めるものである。

(適用除外)

- 第2条 この事務処理要領は、次の各号の1に該当する場合には、適用しない。
- 1. 公共、公益事業に係る建築物
- 2. 一時用、その他臨時的な給水装置工事

(建築局の行う事務処理)

- 第3条 建築局の行う事務処理は次の各号に定めるものとする。
- 1. 給水装置工事の申込みをする際に確認通知書の提示が必要である旨を建築主、設計者、工事管理者及び工事施工者(以下「建築主等」という。)に指導するものとする。
- 2. 違反是正命令をした建築物について必要と認めるときは、水道供給の承諾保留に係る要請書 (様式第1号)に、違反是正命令書の写し及び見取図を添えて建築物の所在地を管轄する水道 局の各営業所に送付するものとする。
- 3. 緊急を要する場合は、電話又は口頭にて、水道供給の承諾保留を要請することができるものとし、速やかに第2号の手続をとるものとする。
- 4. 建築物の表示は地名、地番、建築主、住所及び氏名並びに建築物の用途、構造、規模及び見取図等により行うものとする。
- 5. 第2号の手続完了後、ただちに建築主等に対して水道供給の承諾保留に要請した旨の通知書 (様式第2号)を送付するものとする。
- 6. 第2号による水道供給の承諾保留を解除してよい状態までに是正されたときは、遅滞なく水 道供給の承諾保留の解除通知(様式第3号の1)を当該営業所に送付すると共に解除通知(様 式第3号の2)を建築主等に通知するものとする。
- 7. 確認できない建築物又は違反是正命令をだした建築物が前号に該当する状態までに是正されたときは、水道供給の承諾に関する通知書(様式第4号)を送付し、解除することができるものとする。

(水道局の行う事務処理)

第4条 水道局の行う事務処理は次の各号に定めるものとする。

- 1. 給水装置工事の申込みがあった場合は、確認通知書、前条第6号又は前条第7号の通知書を照合し、給水装置工事の申込みを承諾するものとする。
- 2. 前条第2号による水道供給の承諾保留に係る要請があった場合は、確認通知書の提示があっても、前条第6号による解除通知があるまで給水装置工事の申込みの承諾を保留するものとする。
- 3. 福岡市水道局指定水道工事店に対し、この事務処理要領の趣旨を周知徹底させ、違反建築物には、給水装置工事の施工をしないように指導するものとする。

(事務処理要領の施行)

- 第5条 この事務処理要領の施行のための一般事項は次の各号に定めるものとする。
- 1. 建築局と水道局とは、常に十分な連携をとり適正な執行をはかるよう努めるものとする。
- 2. この要領の実施について疑義その他目的達成のため必要な事項は、建築局、水道局協議のうえ定めるものとする。
- 3. 建築局と水道局とは各自担当者を定め、相互に通知し担当者に変更があったときも相互に通知するものとする。

附則

この要領は、昭和47年12月1日から施行するものとする。

福岡市水道局給水工事資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は給水装置等の新設・改造工事(以下「工事」という。)に要する資金の融資に関して必要な事項を定め、市民に工事資金を融資することによりその工事の実施を促進し、もって漏水等の解消及び直結給水の拡大による安全でフレッシュな水道水の提供を図り、快適な生活環境の維持、向上に資することを目的とする。

(資金の預託等)

第2条 水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、この融資制度を実施するため予算に定める範囲内で、融資を行う金融機関(以下「金融機関」という。)に、その融資額の2分の1を超えない範囲内の金額の資金を金融機関に預託するものとする。

(融資の対象工事)

- 第3条 融資の対象とする工事(以下「融資対象工事」という。)は、家事の用に供する給水装置 又は貯水槽以下装置を使用する住宅に係る老朽給水施設(以下「給水施設」という。)の工事の うち次の各号に掲げるもので、かつ、その費用が5万円以上のものとする。
- (1) 老朽給水装置又は給水施設を改造する工事
- (2) 配水管が布設されていない公道若しくは準公道に給水装置を新設する工事
- (3) 井水切替により給水装置を新設する工事
- (4) 既設の建物で、貯水槽式から直結式(直結増圧式を含む。) へ切り替える工事

(融資の対象工事費)

- 第4条 融資の対象とする工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。
- (1) 設計費
- (2) 労 力 費
- (3) 材 料 費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費
- (6) 設計審査及び竣工検査手数料
- (7) その他管理者が必要と認める経費

(融資申込者の要件等)

- 第5条 融資を受けようとする者(以下「融資申込者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。 ただし、第2号に掲げる者については、第3条第4号の工事を行う場合に限る。
- (1)給水装置の所有者(融資対象工事の新設工事の申込者を含む。)又は給水施設の所有者(共同住宅については区分所有者)で、かつ、当該給水装置又は当該給水施設を自ら家事の用に供する者であること。
- (2) 共同住宅の共用部分 {建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)} を管

理する管理組合 {区分所有法第3条(以下「管理組合」という。)}。

- 2 前項に掲げる融資申込者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
- (1) 前項第1号に掲げる者は、福岡市水道料金を完納していること及び毎月の収入額(給与証明書等により証明された年間収入額の12分の1に相当する額)が融資を受けた資金(以下「融資金」という。)に係る毎月の元利均等償還金の額の10倍以上であること。
- (2) 前項第2号に掲げる者の要件は、管理者が別に定める。

(融資額)

- 第6条 第5条第1項第1号に掲げる融資申込者に係る融資額は、融資申込者1人につき5万円 以上50万円を限度とする。
- 2 第5条第1項第2号に掲げる融資申込者に係る融資額は、1件につき100万円以上で、融 資対象工事費の8割以内又は50万円に区分所有者数を乗じた額のいずれか少ない額とし、限 度額は1,000万円とする。

(融資の条件)

- 第7条 融資の条件は次のとおりとする。
- (1) 融資利率 管理者が別に定める利率
- (2) 融資時期 工事の竣工検査完了後
- (3) 償還期間 融資額が25万円以下のとき3年,25万円を超えるとき5年。ただし、管理組合は融資額が500万円以下のとき5年,500万円を超えるとき10年以内
- (4) 償還方法 毎月の元利均等償還とし融資を受けた日の属する月の翌月から償還を開始する。 ただし、融資金の全部又は一部を繰り上げ償還することができる。
- (5)延滞金 当該償還すべき金額にその償還すべき日の翌日から償還した日までの日数に応じ、 年14パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(融資対象工事等の確認及び融資の申込)

- 第8条 融資申込者は、融資を金融機関に申し込む前に、別に定める融資確認申請書を管理者に 提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の提出があったときは、すみやかに融資対象工事等に適合しているかを確認 し、その結果を融資申込者に通知するものとする。
- 3 融資申込者は、別に定める融資申込書に管理者が指示する書類を添え、融資を受けようとする金融機関に提出しなければならない。
- 4 融資の申込を受けた金融機関は、すみやかに必要な審査を行い、融資の可否を決定して、その旨を融資申込者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第9条 融資申込者(管理組合を除く。)は、連帯保証人1人をたてなければならない。ただし、 連帯保証人をたてることが困難なときは、金融機関が指定する保証会社等に保証委託すること により連帯保証人に代えることができる。

- 2 前項の連帯保証人は、次の各号に定める条件を備えている者でなければならない。ただし、 第1号の条件については、特に管理者がその保証能力を確実と認めた者については、この限り ではない。
- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 独立の生計を営み、融資申込者と同等以上の償還能力があると認められること。
- 3 融資を受けた者(以下「借受人」という。)は、連帯保証人が死亡したとき又は前項に規定する要件を欠くに至ったときは、新たに連帯保証人をたて、直ちに管理者に届け出なければならない。

(金融機関の責務)

第10条 金融機関は、融資後の融資金に関する一切の責任を負うものとする。

(重複融資の禁止)

第 11 条 借受人はその融資金の償還が終わるまでは、この融資制度による新たな融資申込みをすることができない。

(融資の取り消し及び融資金の一時償還)

- 第12条 管理者は借受人が次の各号の一に該当するときは融資を取消すことができる。この場合において、借受人は償還期限をまたずに融資に係る未償還金の全額を直ちに一括償還しなければならない。
- (1) 融資を受けて給水装置工事又は給水施設工事をした家屋を解体し、又は他人に譲渡したとき。
- (2) 融資を受けた給水装置等を他人に譲渡し、又は廃止したとき(給水装置を管理者に無償譲渡した場合を除く。)
- (3) 虚偽その他不正の方法により融資を受けたとき。
- (4) この要綱、福岡市水道給水条例又は福岡市水道給水条例施行規程その他の規程に定める事項 に違反したとき。
- (5) その他、管理者が融資の目的を達することができないと認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年 10 月 1 日から施行する。 附則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市水道局給水工事資金融資制度要綱(以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(金融機関)

- 第2条 要綱第2条により管理者が資金を預託する金融機関は、次のとおりとする。
- (1) 株式会社 西日本シティ銀行
- (2) 株式会社 福岡銀行
- 2 前項第1号の金融機関が行う融資は、要綱第5条第1項各号に掲げる者とする。ただし、同 条第1項第2号に掲げる者のうち、建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」とい う。)第47条に基づく管理組合法人を有しない者を除く。
- 3 第1項第2号の金融機関が行う融資は、要綱第5条第1項第2号に掲げる者とする。

(預託金)

第2条の2 要綱第2条により預託する額は、前年度末融資残額の2分の1の額とし、預託期間 は融資に係る当初金銭消費貸借契約証書の最終償還日の年度末までとする。

(融資対象工事の範囲)

- 第3条 要綱第3条に規定する融資の対象とする工事の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 同条第1号の工事

漏水、にごり水又は出水不良の原因となっている給水装置若しくは貯水槽以下装置を使用する 住宅に係る給水施設(以下「給水施設」という。)を改造する工事。

- (2) 同条第4号の工事
- ア. 直結直圧式給水においては、地上の階数が3階までの建物。
- イ. 直結増圧式給水においては、配水管の水圧に加え、給水管の途中に設置した増圧装置を利用 し、直接給水する建物。

(融資申込額)

- 第4条 要綱第5条第1項第1号に規定する融資申込者の融資申込額は、1万円を単位として、 融資対象工事費の額を超えないものとする。
- 2 要綱第5条第1項第2号に規定する者の融資申込額は、10万円を単位として、融資対象工 事費の8割の額を超えないものとする。

(管理組合への融資要件)

- 第4条の2 融資を受けようとする管理組合又は管理組合法人は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
- (1) 第2条第1項各号の金融機関のうち、融資申込を行う金融機関に修繕積立金口座を指定して

いること。

- (2) 管理規約により管理組合の運営に関する定めが整備されていること。(管理組合の組合員、業務、役員、総会、理事会および会計に関する定め。)
- (3) 管理組合が融資を受けることに関して、適正に総会決議されていること。(借入金融機関、借入金額、借入期間、借入予定利率、修繕積立金を返済金に充当)
- (4) 修繕積立金が他の管理費と分別され、適正に管理されていること。また、修繕積立金の滞納 割合が10%以内であること。
- (5) 毎月の返済額(元利合計額)が毎月徴収する修繕積立金の額の80%以内であること。
- (6) 管理組合の代表者が当該共同住宅に居住していること。

(提出書類)

- 第5条 要綱第8条第1項に規定する融資確認申請書(様式第1号又は様式第1号の2)は、次に定める書類を添え、管理者に工事の届出を行うとき提出するもの。
- (1) 要綱第5条第1項第1号に掲げる者。
- ア. 給水装置工事届出書(写)又は給水施設改造工事契約書(写)……1部
- イ. 給水装置工事設計書(写)又は給水施設改造工事設計書(写)……1部
- ウ. その他管理者が必要とする書類
- (2)要綱第5条第1項第2号に掲げる者。
- ア. 給水装置工事届出書(写)……………………1 部
- イ. 給水装置工事設計書(写)……………………………1部
- ウ. その他管理者が必要とする書類
- 2 要綱第8条第3項に規定する融資申込書(様式第1号の3又は様式第1号の4)は、融資を 受けようとする金融機関に次に定める書類を添え提出するもの。
- (1) 要綱第5条第1項第1号に掲げる者。
- ア. 管理者が融資対象工事等の確認を行った融資確認申請書……1部
- イ. 融資申込者及び連帯保証人の給与証明書又は所得証明書……各1部
- ウ. 融資申込者及び連帯保証人の印鑑証明書…………各1部
- エ. その他金融機関が必要とする書類
- (2) 要綱第5条第1項第2号に掲げる者。
- ア. 管理者が融資対象工事等の確認を行った融資確認申請書……1部
- イ. 管理規約(写)、予算及び決算書(写) ……………1部
- ウ. 改造工事の見積書 ………… 1部
- 工. 管理組合法人の場合は法人登記事項証明書、印鑑証明書……1部
- オ. 管理組合法人ではない場合は現在の管理者(理事長)選任の会議事録(写)、管理者(理事長) の本人確認資料 ……………1部
- カ. その他金融機関が必要とする書類

(融資の決定)

第6条 金融機関は、融資の申込を受けたときは、すみやかに必要な審査を行い、融資の可否を

決定し、給水工事資金融資決定通知書(様式第3号又は第3号の2)又は不承認通知書(様式 第2号)により、融資申込者に通知するものとする。

(竣工届又は検査報告書)

第7条 申込者は当該工事が完了したときは、直ちに竣工届を管理者に提出し、管理者の検査を 受けなければならない。ただし、給水施設の所有者(共同住宅については区分所有者。以下同 じ。)は、当該工事が完了したときは、直ちに自ら検査し、給水施設工事竣工検査報告書(様式 第4号。以下「検査報告書」という。)を管理者に提出しなければならない。

(検査合格通知又は検査確認通知)

第8条 管理者は、当該工事の検査が完了したときは、給水装置工事竣工検査合格通知書(様式 第5号。以下「検査合格通知書」という。)を申込者に交付する。ただし、給水施設の所有者か ら検査報告書が提出されたときは、管理者は、給水施設工事竣工検査確認通知書(様式第6号。 以下「検査確認通知書」という。)を給水施設の所有者に交付する。

(借受手続)

第9条 申込者は、管理者から検査合格通知書又は検査確認通知書の交付を受けたときは、 すみやかにこれを金融機関に提出し、融資に必要な手続を行うものとする。

(融資利率)

第10条 融資利率は、融資を行う金融機関が定める利率とし、融資実施時の利率を適用する。

(事務の所管)

第11条 この融資に関する事務は、給水審査課及び節水推進課が行うものとする。

- 附則 この要領は、昭和55年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、昭和58年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成元年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成元年10月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成3年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成4年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成6年2月1日から施行する。ただし、改正後の利率は、平成5年 12 月 22 日以後に受理した申込に係る融資から適用する。
- 附則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 17 年4月1日から施行する。ただし、第2条は平成 16 年 10 月1日か

ら施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年9月1日から施行する。

貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準(抄)

(趣旨)

第1条 この基準は、福岡市水道給水条例(平成12年福岡市条例第27号。以下「条例」という。) 第6条第2項及び第18条第1項並びに福岡市水道給水条例施行規程(平成12年福岡市水道事業管理規程第10号。以下「施行規程」という。)第3条の2及び第6条の規定に基づき、貯水槽を共同で使用する住宅(一部が店舗等の用に供されているものを含む。以下「共同住宅等」という。)の各戸又は共用栓等に設置されたメーター(以下「子メーター」という。)及び住居部分以外の部分(以下「非住居部分」という。)に設置されたメーター(非住居部分の全体又は2以上の独立した区画を点検できるメーターをいう。以下「中間メーター」という。)を点検する場合における検針及び料金徴収(以下「各戸検針料金徴収」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 この基準を適用する共同住宅等は、次の各号に定める要件に適合していなければならない。
- (1) 共同住宅等の全戸及び非住居部分全体を対象とし、水道事業管理者(以下「管理者」という。) が認めたものであること。
- (2) 各戸及び共用栓等に市の子メーター,非住居部分に市の中間メーターが設置できること。 ただし、既に代表者を定めて給水を受けている共同住宅等(以下「一括検針共同住宅等」という。)のうち、分譲住宅及び民間の賃貸住宅において、子メーター及び中間メーター(以下「子メーター等」という。)が設置されている場合は、第11条の規定に基づく寄附がなされること。
- (3) 貯水槽以下装置の構造が管理者が別に定める「貯水槽以下装置の設置及び管理要領」及び「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」に適合していること。

(申請者)

第3条 共同住宅等の設備所有者又は設備所有者の代表者(以下「設備所有者等」という。)は、 管理者に対して、共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いを申請することができる。

(申請手続)

- 第4条 設備所有者等が共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いを受けようとするときは、市メーター設置申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書(様式1)又はメーター寄附申請書兼各戸検 針料金徴収取扱申請書(様式2)に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。
- (1) 管理責任者選定届
- (2)子メーター等部分図(メーター設置図、パイプシャフト内配管、寸法等を記入した平面図及び側面図)
- (3) 貯水槽以下装置図(全体の配管状況, 貯水槽及び付属設備)
- (4) 共同住宅等の水道使用者名簿(様式3(様式2の申請の場合のみ))
- (5) 前回指針数表示書(様式4(様式2の申請の場合のみ))

(6) その他管理者が必要とする書類

(管理責任者の選定)

第5条 設備所有者等は、共同住宅等の水道使用に関する事項に対応するため、管理責任者を選 定して管理者に届け出なければならない。(様式5)

(調査及び承認)

第6条 管理者は、第4条の申請があったときは、必要な事項の調査を行い、設備所有者等より 各戸検針料金徴収承諾書(様式6)の提出を受けた上で、第2条の要件に適合すると認めたと きは、当該申請を承認し、設備所有者等に承認通知をした後、各戸検針料金徴収の取扱いを開 始するものとする。

(貯水槽以下装置の管理責任)

- 第7条 設備所有者等は,条例第28条の3の規定による貯水槽以下装置及びそれにより供給される水の水質保持のための措置及び貯水槽以下装置の清掃,修理その他の維持管理を責任をもって行わなければならない。
- 2 設備所有者等は、貯水槽以下装置の破損等により漏水が発生したときは直ちにその修理を行うとともに、それにより生じた損害を負担しなければならない。

(貯水槽以下装置の立入検査)

- 第8条 管理者は、必要に応じて貯水槽以下装置の立入検査を行うことができるものとし、検査 の結果、当該貯水槽以下装置が「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装 置の施設基準」等の基準に適合しない場合は、設備所有者等に対し、当該貯水槽以下装置の改 善を指示することができる。
- 2 設備所有者等は、前項の立入検査に協力するとともに、改善の指示を受けたときは、自己の負担により速やかに必要な措置を講じなければならない。

(親メーターの設置)

第9条 管理者は貯水槽の上流側に市のメーター(以下「親メーター」という。)を設置し、子メーター等の点検時に点検するものとする。

(子メーター等の管理)

第 10 条 設備所有者等及び各水道使用者は、子メーター等を常に清潔に保管し、子メーター等の 設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物件を置き、又は工作物を設けてはなら ない。

(子メーター等の寄附採納及び維持管理)

第 11 条 一括検針共同住宅等で、「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」に適合するものについては、メーター寄附申請に基づき、管理者が私設の子メ

- ーター等の寄附を受け、その修理、検定有効期間満了時の取替え等の維持管理を行うものとする。
- 2 前項の維持管理は、私設の子メーター等の採納受諾を通知した時点から実施する。
- 3 前項により通知をし、管理者がこれを採納した後において、子メーター等が故障又は破損したとき、その他子メーター等に異常があった時は、速やかに設備所有者等及び各水道使用者は管理者に届け出なければならない。

(各戸検針料金徴収取消等の場合の子メーター等の取扱い)

- 第 12 条 各戸検針料金徴収を取り消す場合にあっては、設備所有者等は子メーター等(寄附された私設の子メーター等を含む。)を速やかに取外し、返戻しなければならない。この場合において子メーター等を取外し、給水できるようにする改造費用は設備所有者等の負担とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 共同住宅等の全部又は一部を取り壊す場合は、子メーター等(寄附された私設の子メーター等を含む。)は速やかに管理者が回収するものとする(取り壊す部分に係るものに限る。)。なお、 子メーター等の取外しに要する費用は設備所有者等の負担とする。

(共用栓の料金の徴収)

第13条 管理者は、設備所有者等から、共同住宅等の共用栓等に係る料金を徴収するものとする。

(水道料金相当額の徴収)

- 第 14 条 管理者は、親メーターの指示水量が、子メーター等の使用水量の総和より多い場合は、 設備所有者等から、その水量差分に対する料金相当額を徴収するものとする。ただし、管理者 が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により、料金相当額を徴収する場合の徴収方法は、管理者が別に定める。
- 第 15 条 貯水槽の清掃に水を使用する場合で、子メーター等により点検できない水量については、 その都度親メーターを点検し、その水量分に対する料金相当額を設備所有者等から徴収するも のとする。
- 2 前項の料金相当額を徴収する場合の方法は、管理者が別に定める。

(改造の場合の措置)

第 16 条 設備所有者等は、住居部分を非住居部分へ改造を行う場合には、非住居部分全体を計量できる中間メーターを設置できるようにしなければならない。

(設備所有者等及び管理責任者の協力事項等)

- 第 17 条 設備所有者等及び管理責任者は、次の各号に掲げる事項につき、管理者に協力しなければならない。
- (1) オートロック式共同住宅の場合,暗証番号の教示又は解錠鍵の貸与若しくは設備所有者等の立会い等の入館方法を届け出,検針・料金徴収業務,メーター取替業務等に支障がないように協力すること。

- (2) 共用栓等及び非住居部分の水道使用者を届け出,変更があった場合も速やかに届け出ること。
- (3) 子メーター等の水道使用者に関する名義及び連絡先や転居先住所等の情報提供について協力すること。
- (4) 共同住宅等の構造その他の理由により管理者の各戸検針料金徴収業務遂行に支障が生じる場合は、管理者と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者の事務を取り次ぎ、及び業務遂行に支障を来さないよう協力すること。

(届出の義務)

- 第 18 条 設備所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 管理責任者を変更するとき (様式5)。
- (2) 設備所有者等に変更があるとき (様式7)。
- (3) 貯水槽の清掃を行うとき (様式8)。
- (4) 貯水槽以下装置の増設, 改造その他変更を行うとき (様式9)。

(承認の取消)

- 第19条 管理者は、設備所有者等が次の各号の一に該当するときは、第6条の承認を取り消すことができる。
- (1) 設備所有者等が承認取消申請を行ったとき(様式 10)。
- (2) この基準に違反したとき。
- (3) 前号のほか、管理者が必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により承認を取り消した場合において、設備所有者等に損害が生じることがあっても、管理者はその責を負わない。

(実施細目)

第20条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、条例及び施行規程 その他の定めに準じて管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に各戸検針料金徴収契約を締結した共同住宅等について,設備所有者等から各戸検 針料金徴収契約の解除の申し出がない限り,平成17年4月1日以降,本基準での各戸検針料金 徴収の取扱いを継続するものとする。
- 3 昭和59年4月1日前に建設され、又は着工されている分譲住宅及び民間の賃貸住宅が貯水槽 以下装置を「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」に適 合するよう改造する場合は、管理者が市の子メーター等を設置し、維持管理を実施する。

ただし、この場合において貯水槽以下装置の改造費用は当該設備所有者等の負担とする。

- 4 施行日前に各戸検針料金徴収契約を締結した共同住宅等で、私設の子メーター等により検針料金徴収を行っているものについては、当該私設の子メーター等が故障又は破損したとき、又は計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定期間が満了しようとするときは、自己の負担において、速やかに取り替えなければならない。
- 5 施行日前に各戸検針料金徴収契約を締結した共同住宅等で、私設の子メーター等により検針料金徴収を行っているものについて、第11条第1項中「一括検針共同住宅等」とあるのを「現に各戸検針により料金を徴収している共同住宅等(公営住宅を除く)」と読み替える。

共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準

1. 趣旨

この基準は、貯水槽を共同で使用する住宅(一部が店舗等の用に供されているものを含む。以下「共同住宅等」という。)の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の構造について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この基準に定めのないものについては、「給水装置工事設計施工基準」及び「貯水槽以下 装置の設置及び管理要領」による。

2. 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子メーター 住居部分の各戸及び共用枠等に設置されたメーター
- (2) 中間メーター 住居部分以外の部分(以下「非住居部分」という。)の全体又は2以上の独立した区画を点検できるメーター
- (3) 親メーター 貯水槽の上流側に設置された市のメーター
- (4) 遠隔メーター 集中検針装置を構成する遠隔指示装置付のリモート式又は電子式メーター

3. 事前協議

共同住宅等の設計及び工事の施工をする場合,共同住宅等の設備所有者又は設備所有者の代表者(以下「設備所有者等」という。)は,事前に次の各号に掲げる書類を提出し,水道事業管理者 (以下「管理者」という。)と協議しなければならない。

- (1) 子メーター及び中間メーター(以下「子メーター等」という。) 部分図(メーター設置 図, パイプシャフト内配管, 寸法等を記入した平面図及び側面図)
- (2) 貯水槽以下装置図(全体の配管状況, 貯水槽及び付属設備)
- (3) その他管理者が必要とする書類

4. 市のメーターの設置基準

- (1) 設置基準
- ① 各戸ごとに市の子メーターを設置する。
- ② 共用部分に給水栓(非常用水栓を含む)を設置する場合は、当該共用部分に市の子メーターを設置する。
- ③ 店舗付共同住宅の場合,非住居部分の全体を点検できる部分に市の中間メーターを設置する。 ただし,非住居部分の各区画には市の子メーター等を設置しない。
- ④ 貯水槽の上流側に親メーターを設置する。
- ⑤ 既に代表者を定めて給水を受けている共同住宅等において,市のメーターと同規格で検定期間が有効な私設メーターが設置されている場合は,市の子メーター等は設置せず,当該私設メーターを管理者に寄附することとする。
- ⑥ 子メーター等の集中検針装置(以下「集中検針装置」という。)においては、市の子メーター 等は設置せず、市のメーターと同規格で検定期間が有効な私設遠隔メーターを管理者に寄附す

ることとする。

(2) 形状・寸法

	TI -L	指示部 桁数 (m³以上)	全長	取付ねじ部分			88 \ ± +0 +6
口径 	型式			外径	山数 (25.4m 当り)	通称名	関連規格
φ13mm	接線流羽根車単箱型	4桁	165m	25.8mm 1	14 山	金門ねじ	JWWA B127
φτοιιιιι	(型式承認L)	7 111	m				SD13
φ20mm	接線流羽根車複箱型	1 + ⁄=	190m	33.0mm 14 Щ	金門ねじ	JWWA B128	
φ 20111111	(型式承認L)	4 桁	m		14 Щ	型これの	DD20
φ25mm	接線流羽根車複箱型	A +⁄=	210m	39.0mm	14 山	金門ねじ	JWWA B128
	(型式承認L)	4桁	m				DD25

- ※ 口径40mm以上については、管理者が別に定める。
- (3) 交付
- ① 市のメーターの交付は、竣工検査時に、親メーターと子メーター等を同時に交付する。
- ② 市のメーターの交付は、指定給水装置工事事業者に行うものとする。

5. 子メーター等の設置場所及び位置

- (1) 子メーター等は、給水管と同口径のものを設置すること。
- (2) 子メーター等の位置は、給水栓より低位で容易に検針ができる箇所とし、概ね 800 mm以下と すること。
- (3) 子メーター等は、水平に設置できるようにすること。
- (4) 子メーター等の設置箇所は、点検しやすく、常に乾燥して汚水が入らず、損傷及び盗難のおそれがない場所とすること。
- (5) 子メーター等の設置箇所は、不在でも容易に点検並びに取替えができる場所とすること。
- (6) 地下式メーターの場合は、市指定のメーターボックスを使用すること。
- (7) パイプシャフト内に設置する場合は、取替え等による水漏れにより、階下に被害を及ぼさないよう、防水又は水はけに必要な措置を施すこと。
- (8) パイプシャフト内に設置する場合は、図1のように設置できるようにすること。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- (9) 子メーター等と他の配管が近接する場合は、概ね左右 100 mm以上、上下 200 mm以上の間隔を 設け、取替えに支障がない配管とすること。

6. メーター廻りの配管等基準

- (1) パイプシャフト内の子メーター等及びメーター廻りの配管には、凍結防止のため保温装置を 施すこと。
- (2) パイプシャフト内に,市指定のメーターユニットを設置することも可とする。設置する場合は図2のように設置できるようにすること。ただし,管理者が特に認めた場合は,この限りでない。なお,子メーター等との接続には,市指定のメーターパッキンを使用すること。

- (3) 子メーター等の上流側に接してボール止水栓(伸縮付)を設置し、下流側に逆止弁を設置すること。
- (4) 必要に応じ、減圧弁の設置を指示することがある。
- (5) パイプシャフト内に設置する場合は、子メーター等の上流側の配管部分や子メーター等の蓋等のわかりやすい箇所にペンキ等で水栓番号、室号数等を記載すること。さらに水栓番号、室号数等を記載した札を付けること。
- (6)検針票(「ご使用水量等のお知らせ」)の受け箱を各戸ごとに設置すること。ただし郵便受箱等これに代わるものがある場合は、この限りでない。
- (7) 給水管の露出部分は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具等、その他を用いて建物等に取付すること。
- (8) 緊急時の連絡のため、緊急時連絡先標示板を貯水槽の目につきやすいところに設置すること。また、入居者に対しては、掲示板等により、常時緊急連絡先を掲示すること。

緊急連絡標示板(参考)



7. 集中検針装置の設置基準

(1) 事前協議

集中検針装置の設計及び工事施工にあたっては、事前に次の各号に定める図面等を提出し、 管理者と協議しなければならない。

- ① 遠隔メーター部分図(遠隔メーター設置図, 寸法等を記入した平面図及び側面図)
- ② 集中検針盤配置図(配置位置の平面図及び正面図)
- ③ 集中検針盤配列図(遠隔メーター呼出しの配列図)
- ④ 配線系統図(遠隔メーターから集中検針盤までの配線図)
- (2) 集中検針装置の構成

集中検針装置は、遠隔メーターと集中検針盤をもって構成し、遠隔メーターと集中検針盤とは、リモート式は3芯又は5芯の電線、電子式は4芯の電線により接続するものとする。なお、電線の仕様は次の各号に定めるとおりとする。

- ① 色別
 3 芯
 赤, 白, 黒

 4 芯
 黒, 白, 赤, 緑

 5 芯
 赤, 白, 黒, 緑, 黄
- ② 導体径 0.5 mm² (断面積)又は 0.8 mm²~1.2 mm²とする。
- ③ 外装 ビニールシース又はポリエチレンシース

- (3) 集中検針盤
- ① 集中検針盤は、集中選択装置を有し、かつ配線等に起因する異常を検出する機能を内蔵していなければならない。
- ② 集中検針盤は、共同住宅等の1棟又は数棟につき、1箇所設置すること。
- ③ 集中検針盤の設置位置は1階とし、維持管理及び検針に適する場所を選定すること。
- (4) 遠隔メーター
- ① 形状・寸法

本基準に定める「4 市メーターの設置基準(2)形状・寸法」の規定のとおりとする。

② 設置場所及び位置並びにメーター廻りの配管等本基準に定める「5 子メーター等の設置場所及び位置」及び「6 メーター廻りの配管等基準」の規定のとおりとする。

- (5) その他
- ① 集中検針装置の維持管理に必要な事項は、設備所有者等において措置するものとする。
- ② 設計及び工事施工にあたっては、別紙設置図及び標準図を参照のうえ実施するものとする。
- ③ 集中検針装置は、メーター点検のため管理者が無償で使用する。
- ④ 検針票(「ご使用水量等のお知らせ」)の受け箱を集中検針盤と同階に設置し、その配列順序は 集中検針盤における遠隔メーター選択配列順序と同一にするものとする。 ただし、郵便受箱等これに代わるものがある場合は、この限りでない。
- 8. 貯水槽及び高置水槽の施設基準

「給水装置工事設計施工基準」及び「貯水槽以下装置の設置及び管理要領」の規定による。

- 9. メーターの管理義務
- (1) メーターは常に清潔に保管し、その設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物件を置き、または工作物を設けてはならない。
- (2) 設備所有者等は、各入居者に対しメーターの管理義務を周知徹底させなければならない。
- (3) メーターが故障又は破損したとき、その他異常があったときは、直ちに届けなければならない。
- (4) メーターが故障又は破損したとき及び計量法に基づく検定期間が満了するときは、管理者が 取替えを行うが、取替えに支障がないように、メーター廻りの配管の維持管理を適切に行うこ と。また取替えに支障がある場合は、自己の負担で取替可能なように改造すること。
- 10. 貯水槽以下装置の管理責任
- (1) 設備所有者等は、貯水槽により供給される水の水質保持のための措置及び貯水槽以下装置の清掃、修理その他の維持管理を責任をもって行わなければならない。
- (2) 設備所有者等は、貯水槽以下装置の破損等により漏水が発生したときは直ちにその修理を行うとともに、それにより生じた損害を負担しなければならない。
- (3) 入居者に対し、設備所有者等の管理責任について、入居の際に必ず周知すること。
- (4) 貯水槽の維持管理については、福岡市水道給水条例、福岡市水道給水条例施行規程、貯水槽

水道管理指導要綱,小規模貯水槽水道衛生対策実施要領,専用水道及び簡易専用水道に関する 規則ほか関連法規等により,適切に実施すること。

11. 立入検査

- (1) 管理者は、必要に応じて貯水槽以下装置の立入検査を行う。
- (2)検査の結果, 貯水槽以下装置が基準に適合しない場合は, 管理者は当該装置の改善を指示する。
- (3) 設備所有者は、立入検査に協力するとともに、改善の指示を受けたときは、自己の負担により速やかに必要な措置を講じなければならない。

12. 貯水槽以下装置の増設・改造届

設備所有者等は、貯水槽以下装置の増設、改造その他変更を行う場合は、管理者へ届け出なければならない。

(附則)

(施行期日)

この基準は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

施行日以後に、給水装置工事届出をするものから適用する。

(「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下装置の施設基準」(昭和50年10月1日施行),「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下のメーター集中検針装置の設置基準」(昭和51年7月1日施行)及び「共同住宅等の子メーター等の維持管理実施基準」(昭和59年4月1日実施)の廃止)

「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下装置の施設基準」(昭和50年10月1日施行),「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下のメーター集中検針装置の設置基準」(昭和51年7月1日施行)及び「共同住宅等の子メーター等の維持管理実施基準」(昭和59年4月1日実施)は、廃止する。

(経過措置)

- 1 施行日前に給水装置工事届出をしている共同住宅等については、本基準に定める「4 市メーターの設置基準(2)形状・寸法」「5 子メーター等の設置場所及び位置」、「6 メーター廻りの配管等基準」、「7 集中検針装置の設置基準」(集中検針装置設置の場合)、「8 貯水槽及び高置水槽の施設基準」の規定に適合することのほか、検定期間が有効で市のメーターの形状・寸法と同規格の私設メーターを市へ寄附することをもって、この基準に適合したものとみなす。
- 2 施行日前に給水装置工事届出をしている共同住宅等のうち、昭和59年4月1日前に建設され、または着工されたものについては、本基準に定める「5 メーターの設置場所及び位置」、「6 メーター廻りの配管等基準」の規定に適合するよう改造する場合は、市の子メーター等を設置する。
- 3 経過措置第1項及び第2項の共同住宅等において、本基準に定める「6 メーター廻りの配管等基準」の規定の中で、メーターの上流側に設置する止水栓については、ボール止水栓(伸

縮付)又は伸縮付甲型止水栓とし、パイプシャフト内の設置寸法は図3のとおりとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

図1 パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準寸法(単位mm)

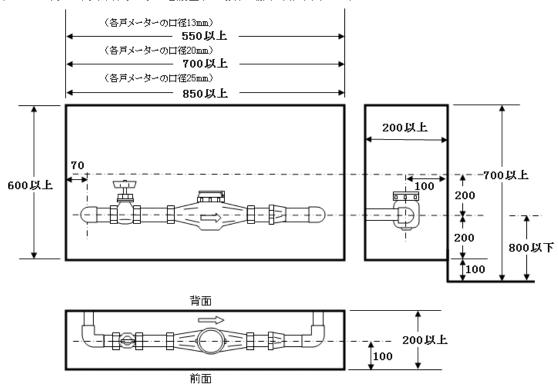


図2 パイプシャフト内にメーターユニットを設置する場合の標準寸法(単位mm)

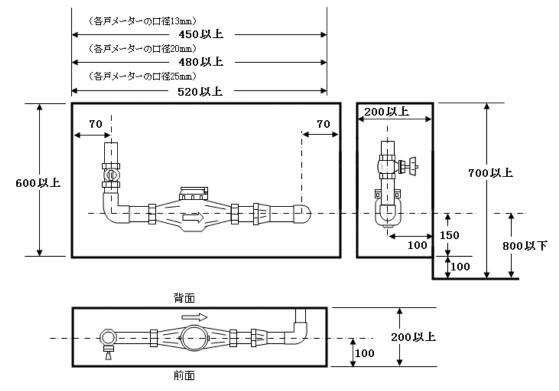
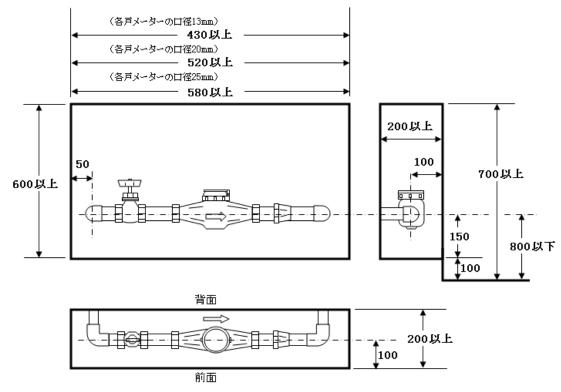
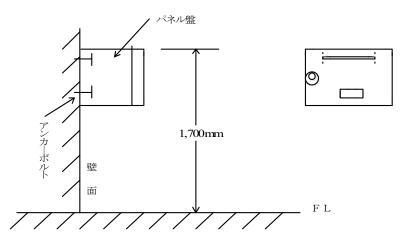


図3 平成17年3月31日前に給水装置工事の届出がなされた共同住宅等における必要寸法(単位mm)

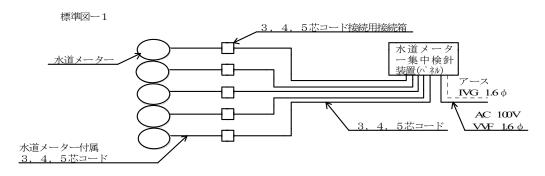


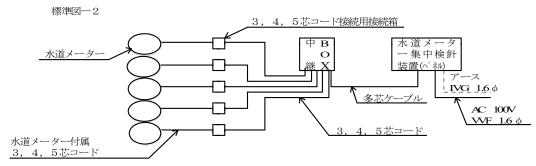
集中検針盤設置図及び配置図

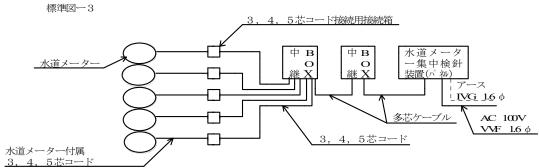
集中検針盤設置図



集中検針装置標準図







給水装置に係る集中検針装置の設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、給水装置に係る集中検針装置の設置、費用負担、維持管理等について必要な事項を定めるものとする。なお、この基準に定めがないものについては、「給水装置工事設計施工基準」による。

(集中検針装置の定義)

第2条 集中検針装置とは、メーターの設置場所から離れた場所で指示水量を効率よく検針する ための装置で、遠隔指示装置付のリモート式又は電子式メーター(以下「遠隔メーター」とい う。)と集中検針盤及びそれらに接続する器具により構成されたものをいう。

(集中検針装置の設置及び使用)

- 第3条 給水装置の所有者又はその代表者(以下「所有者等」という。)は,集中検針装置の設置にあたり,福岡市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に対し,集中検針装置設置兼メーター寄附申請書(様式1)を提出し,管理者の承認を受けた上で設置する。
- 2 管理者は、メーター点検のため当該集中検針装置を無償で使用する。

(遠隔メーターの寄附)

第4条 所有者等は、集中検針装置の設置にあたり、市のメーターと同規格で検定期間が有効な 市のメーターを設置するべき部分の私設遠隔メーターを管理者に寄附するものとする。

(費用の負担)

第5条 集中検針装置の設置,維持管理及び更新等に要する費用は,所有者等の負担とする。ただし,遠隔メーターの修理及び検定有効期間満了時等の交換に要する費用は,管理者の負担とする。

(事前協議)

- 第6条 所有者等は、集中検針装置の設計及び工事施工にあたっては、図1を参照の上、事前に 次の各号に定める図面等を提出し、管理者と協議しなければならない。
 - (1) 遠隔メーター部分図(遠隔メーター配置図,寸法等を記入した平面図及び側面図)
 - (2) 集中検針盤配置図(配置位置の平面図及び正面図)
 - (3) 集中検針盤配列図(遠隔メーター呼出しの配列図)
 - (4) 配線系統図(遠隔メーターから集中検針盤までの配線図)

(集中検針装置の構成)

第7条 集中検針装置を構成する遠隔メーターと集中検針盤は、リモート式は3芯又は5芯の電線、電子式は4芯の電線により接続するものとする。なお、電線の仕様は次の各号に定めるものとする。

- (1) 色別 3芯 赤,白,黒
 - 4芯 黒, 白, 赤, 緑
 - 5芯 赤,白,黒,緑,黄
- (2) 導体径 0.5 mm (断面積) 又は 0.8 mm ~ 1.2 mm とする。
- (3) 外装 ビニールシース又はポリエチレンシース

(集中検針盤)

- 第8条 集中検針盤の設置基準は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)集中検針盤は、集中検針装置を有し、かつ配線等に起因する異常を検出する機能を内蔵していること。
 - (2) 集中検針盤は、建物の1棟又は数棟につき、1箇所設置すること。
 - (3) 集中検針盤の設置位置は1階とし、維持管理及び検針に適する場所を選定すること。

(遠隔メーター)

第9条 集中検針装置に設置する遠隔メーターの形状・寸法は、次のとおりとする。

口径	型式	指示部	全長	取付ねじ部分			
		桁数		外径	山数	通称名	関連規格
		(m ³ 以上)			(25.4mm 当り)		
φ13mm	接線流羽根車単箱型	4桁	165mm	25.8mm	14 Щ	金門ねじ	JWWA B127
	(型式承認L)						SD13
φ 20mm	接線流羽根車複箱型	4桁	190mm	33.0mm	14 山	金門ねじ	JWWA B128
	(型式承認L)						DD20
φ 25mm	接線流羽根車複箱型	4桁	210mm	39.0mm	14 山	金門ねじ	JWWA B128
	(型式承認L)						DD25

- ※ 口径40mm以上については、管理者が別に定める。
- 2 遠隔メーターの設置場所及び位置は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 遠隔メーターは、給水管と同口径のものを設置すること。
 - (2) 遠隔メーターの位置は、給水栓より低位で容易に検針ができる箇所とし、概ね 800 mm以下とすること。
 - (3) 遠隔メーターは、水平に設置すること。
 - (4) 遠隔メーターの設置箇所は、点検しやすく、常に乾燥して汚水が入らず、損傷及び盗難のおそれがない場所とすること。
 - (5) 遠隔メーターの設置箇所は、不在でも容易に点検及び交換ができる場所とすること。
 - (6) 遠隔メーターが地下式メーターの場合は、市指定のメーターボックスを使用すること。
 - (7) 遠隔メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、交換等による水漏れにより、階下に被害を及ぼさないよう、防水又は水はけに必要な措置を施すこと。
 - (8) 遠隔メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、図2のように設置すること。ただし、 管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (9) 遠隔メーターと他の配管が近接する場合は、概ね左右 100 mm以上、上下 200 mm以上の間隔

を設け、交換に支障がない配管とすること。

- 3 遠隔メーター廻りの配管等の基準は、次の各号に定める。
 - (1) パイプシャフト内の遠隔メーター及びメーター廻りの配管には、凍結防止のため保温装置を施すこと。
 - (2) パイプシャフト内に、市指定のメーターユニットを設置することも可とする。設置する場合は図3のように設置すること。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。なお、遠隔メーターとの接続には、市指定のメーターパッキンを使用すること。
 - (3) 遠隔メーターの上流側に接してボール止水栓(伸縮付)を設置し、下流側に逆止弁を設置すること。
 - (4) 必要に応じ、減圧弁の設置を指示することがある。
 - (5) パイプシャフト内に設置する場合は、遠隔メーターの上流側の配管部分や遠隔メーター等の蓋等のわかりやすい箇所にペンキ等で水栓番号、室号数等を記載すること。さらに水栓番号、室号数等を記載した札を付けること。
 - (6) 給水管の露出部分は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具等を用いて建物等に取付すること。

(集中検針装置の維持管理等)

- 第 10 条 所有者等は,集中検針装置を維持管理するものとし,異常を発見したとき,又は管理者から異常の通知を受けたときは,直ちに点検及び修理を行い,施工後に管理者の確認を受けるものとする。
- 2 所有者等は、遠隔メーターを常に清潔に保管し、その設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物件を置き、または工作物を設けてはならない。
- 3 所有者等は、遠隔メーターが故障又は破損したとき、その他異常があったときは、直ちに管理者へ届けなければならない。
- 4 所有者等は、遠隔メーターの交換に支障がないように、遠隔メーター廻りの配管の維持管理 を適切に行なわなければならない。
- 5 所有者等は、設置した集中検針装置(遠隔メーターを除く。)を撤去するときは、管理者に事前に届け出ること。この場合の撤去費用は、所有者等の負担とする。
- 6 前各項に掲げるほか集中検針装置の維持管理に必要な措置は、所有者等において行うものとする。

(承諾書)

- 第 11 条 所有者等は,集中検針装置を設置するときは,集中検針装置設置に関する承諾書(様式 2)(以下「承諾書」という。)を提出し,費用負担及び維持管理等について遵守しなければならない。
- 2 所有者等は、所有者等に変更があったときは、速やかに管理者に承諾書を提出しなければならない。

(紛争の責任阻却)

第 12 条 集中検針装置の設置及び維持管理等について所有者等その他の利害関係人の間に紛争が生じることがあっても、管理者は一切の責任を負わないものとする。

附則

(施行期日)

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

個別検針方式における遠隔指示装置付メーターの設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、個別検針方式における遠隔指示装置付メーター(以下「遠隔個別メーター」 という。)の設置及び施工に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遠隔指示装置の定義)

第2条 水道メーターの遠隔指示装置とは、設置したメーターを離れた場所で効率よく検針する ためのもので、指示水量等のメーター状態を外部に伝える機能を持った出力装置と、それを受 信、表示する受信器及びその間の付属ケーブルから構成され、メーター本体と一体となって機 能するものをいう。

(設置対象)

- 第3条 遠隔個別メーターの設置対象となるものは、次の通りとする。
- (1) 口径 ϕ 150mm 以上のもの。ただし、逆止弁を同一メーターボックス内に設置する場合は口径 ϕ 75mm以上とする。
- (2) 上記以外で、需要者からの申請により、福岡市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めたもの。

(事前協議)

- 第4条 遠隔個別メーターを設置する場合は、事前に次の各号に定める書類を提出させなければならない。
- (1) 受信器設置図(設置位置の平面図及び正面図)
- (2) 配管配線図 (メーターから受信器までの配管図及び配線図)
- (3) メーター及び受信器の仕様書(前条第2号の場合のみ)
- (4) その他管理者が必要と認めるもの。

(遠隔個別メーター)

- 第5条 遠隔個別メーターは、本市の指定するものでなければならない。
- 2 メーター本体は計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。

(施 工)

- 第6条 遠隔個別メーターは、次の各号の定めに従い設置しなければならない。
- (1) 受信器は、床面から1.5m程度の高さになるように取付ける。
- (2) 受信器の取付は、外部からの損傷を受けにくい、検針しやすい場所とし、できるだけメーターの近くに設置すること。
- (3) 電線管は、現場の状況に応じた深さに埋設することとし、通常は 300mm 以上の深さとすること。
- (4) メーター交換時は、配管内のメーター付属ケーブルも同時に取替えるため、配管は極力曲げ

の箇所を少なくするだけでなく、ノーマルベンドを使用できない場合は、曲率半径を大きくする等容易にケーブルの布設替えができるようにすること。

- (5) メーターボックスからの電線管の取出し位置は側面の上部とし、電線管の端末から、土砂やゴミが入らないよう適当な措置をすること。
- (6) 配管を行う際は同時に導入線(リード線)を管内にいれておき、ケーブル入線の際に利用できるようにしておくこと。
- (7) 使用材料

ア. 電線管

伝送ケーブル用の配管には原則として電線管を使用するものとし、その種類については現場に応じ選定すること。また、やむを得ず水道管で代用する場合はケーブルの布設替えに支障があるため、エルボの使用は禁止する。

イ. 延長用ケーブル

メーターと受信器とは、原則としてメーターの付属ケーブル(コード)で直接接続するものとするが、メーターと受信器間の配線距離が長く、付属ケーブル(約10m)では足りない場合は、局の指示するケーブルで接続するものとし、メーター側の結線はメーターボックス内、ハンドホール内又は中継ボックス内にて行う。

ウ. 中継ボックス及びハンドホール

メーターと受信器間の配線距離が長い場合、又はその間に曲がりが数箇所あるなどケーブル (コード)の布設替えが困難と思われる場合は、その途中に適宜中継ボックス、又はハンドホールを設けることとし、その仕様は次のとおりとする。

中継ボックス ステンレス製

防水型

寸法150×150×100mm程度

ハンドホール 設置場所に適した構造のものとし、蓋も設置場所にあった荷重用のものとする。

エ. 受信器収納ボックス

受信器は維持管理上必要な場合、これを収納ボックスに収めるものとし、その仕様について は各々の目的に応じたものとする。

(費用の負担)

- 第7条 遠隔個別メーターは、第3条第1号に該当する場合は局が貸与するものとし、第3条第 2号に該当する場合は申請者が購入し施工完了までに局に無償譲渡した後に局がこれを貸与するものとする。
- 2 遠隔個別メーターの設置に伴う前項以外の施工費用は需要者の負担とする。

(その他)

- 第8条 メーターについて本基準に記載なき事項は、一般メーターの基準によるものとする。
- 2 各戸検針料金徴収の取扱いをする共同住宅の集中検針装置に用いる遠隔指示装置付メーター に関しては、別途基準によるものとする。

附則

(実施期日)

1 この基準は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1号の規定は、この基準の施行の際既に給水装置工事申し込みを受け付けているものは適用を除外する。
- 3 この基準施行後、メーターの口径を変更する場合はこの基準を適用する。

附則

(実施期日)

この基準は平成18年1月1日から施行する。

福岡市節水推進条例

平成 15 年 7 月 7 日条例第 39 号 (平成 15 年 12 月 1 日施行)

目次

第1章 総則(第1条一第6条)

第2章 節水施策の推進

第1節 雑用水道の設置等(第7条―第16条)

第2節 節水型機器の使用奨励等(第17条―第19条)

第3章 雑則(第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水資源に恵まれない本市の状況に鑑み、水の有効利用及び節水に関する市民、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、雑用水道の設置その他の節水を推進するために必要な措置を講じることにより、市民の健康で文化的な生活及び健全な都市活動に必要な水の安定的な供給を図り、もって環境にやさしく渇水に強い都市づくりに資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語の意義は,建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定めるもののほか,次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 大型建築物 新築し、又は増築する場合における次のいずれかに該当する建築物をいう。
- ア 建築物を新築する場合にあっては、当該建築物(専ら共同住宅、寄宿舎、倉庫又は駐車場の用途のいずれか一の用途に供されるものを除く。)の延べ面積が基準面積以上のもの
- イ 建築物を増築する場合にあっては、当該建築物の増築される部分(当該部分が専ら共同住宅、 寄宿舎、倉庫又は駐車場の用途のいずれか一の用途に供されるものを除く。)の床面積の合計が 基準面積以上のもの
- (2) 対象建築物 次に掲げる大型建築物の区分に応じ、それぞれに定める建築物又はその部分から、共同住宅、寄宿舎、倉庫、駐車場その他規則で定める用途に供される部分を除いた部分(以下「節水対象部分」という。)の床面積の合計が基準面積以上の大型建築物をいう。
- ア 前号アに掲げる大型建築物 当該大型建築物
- イ 前号イに掲げる大型建築物 当該大型建築物の増築される部分
- (3) 基準面積 5,000 平方メートル(第9条第1項に規定する促進区域内にあっては,3,000平方メートル)をいう。

- (4) 雑用水 水道水以外の水で水道水と比較して低水質のものをいう。
- (5) 再生水 福岡市再生水利用下水道事業に関する条例(平成 15 年福岡市条例第 42 号。以下「再生水条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する再生水をいう。
- (6) 再生処理施設 再生水条例第2条第2号に規定する再生処理施設をいう。
- (7) 雑用水道 水洗便所の使用に伴う洗浄の用途その他の用途で規則で定めるもの(以下「特定用途」という。)に使用する水として雑用水を供給する施設をいう。
- (8) 個別循環型雑用水道 建築物からの排水を処理して得た水を当該建築物又は当該建築物の 敷地若しくは当該敷地を含む一団の土地に存する建築物において雑用水として使用する方式の 雑用水道をいう。
- (9) 広域循環型雑用水道 再生処理施設から供給を受けた再生水(供給を受けた後において再生水を処理した水を含む。)を雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。
- (10) 非循環型雑用水道 雨水その他の水(建築物等からの排水(雨水を除く。)及びこれを処理して得た水、再生水並びに水道水を除く。)を貯留し、又はこれを供給する施設から供給を受けた水を雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、水資源が有限であることを認識するとともに、水の有効利用及び節水に常に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動を行う場合においては、水の有効利用及び節水に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、特に渇水時においては、生活用水を確保するため、市に協力して節水の推進に努めなければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、水の有効利用及び節水を推進するため、漏水防止、配水調整、市民及び事業者に対する節水意識の啓発、節水方法及び貯水量等の水源に関する情報の提供その他の必要な施策を総合的に実施するものとする。
- 2 市は、渇水のおそれがあるときは、速やかに、必要な水の確保に努めるとともに、水源における貯水量等の状況等に応じて必要な組織を設置し、市民及び事業者への情報の提供、節水の協力要請その他の必要な措置を講じることにより、渇水の対応に努めるものとする。

(節水と関連する施策の総合的な推進の確保等)

- 第6条 市は、前条の施策等を推進するに当たっては、水の安定的な供給及び健全な水循環が確保されたまちづくりを推進するための次に掲げる施策が、同条の施策等と一体性を保ち、かつ効果的なものとなるように配意しなければならない。
- (1) 水源地域及びその流域との連携、水源かん養機能の向上その他の水の安定的な供給のために

必要な施策

- (2) 雨水の貯留利用の拡大、雨水が浸透する施設の普及による地下水のかん養、下水処理水の利用拡大その他の健全な水循環系の構築を図るために必要な施策
- 2 市は,前条及び前項に規定する施策等を実施するために必要な財源の確保に努めるものとする。

第2章 節水施策の推進

第1節 雑用水道の設置等

(雑用水道の普及等)

第7条 市は、雑用水道の普及を図るために必要な措置を講じるとともに、市の施設に雑用水道 を設置するよう努めるものとする。

(雑用水道の設置義務)

- 第8条 対象建築物の建築主は、当該対象建築物の節水対象部分における水の供給のための設備のうち水洗便所の使用に伴う洗浄の用途に供される設備の部分(以下「特定設備」という。)については、雑用水道としなければならない。ただし、次条第1項の促進区域以外の区域にその敷地を有する対象建築物については、再生水が供給される場合を除き、広域循環型雑用水道を設置することができない。
- 2 前項の規定により設置すべき雑用水道は、その設置すべき対象建築物において複数の方式が併用されたものとすることができる。

(雑用水道設置促進区域)

- 第9条 市長は、事業所その他の施設が集中して設置されている地域又は設置されることが想定される地域であって、当該地域における水の需要が多く、当該地域において特定用途に使用される水を雑用水とすることによって節水を効果的に推進することができると認められる地域を、雑用水道設置促進区域(以下「促進区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、促進区域を指定するときは、あらかじめ規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 促進区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、促進区域を変更することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による促進区域の変更について準用する。

(技術基準等)

- 第 10 条 市長は、雑用水道の構造及び機能に関する基準(以下「技術基準」という。)を定めるものとする。
- 2 第8条第1項の規定により対象建築物に設置すべき雑用水道は、技術基準に適合するもので なければならない。
- 3 建築主が前項の雑用水道を対象建築物に設置した場合において,同時に当該対象建築物の節水 対象部分における水の供給のための設備のうち特定設備以外の設備の部分を雑用水道としたと

きは、建築主は、その雑用水道についても技術基準に適合させなければならない。

- 4 技術基準は、規則で定める。
- 5 市長は、技術基準のほか、技術基準により確保される水準よりも高度な水準で雑用水道を安全 かつ有効に利用できるようにするための雑用水道の計画、構造、施工及び維持管理に関する指 針を定めることができる。
- 6 対象建築物の建築主は、その設置する雑用水道について、前項の指針に適合させるよう努めなければならない。

(節水計画書の提出)

- 第11条 建築主は、大型建築物を新築し、又は大型建築物となる建築物を増築する場合においては、これらの大型建築物に係る法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「建築確認申請等」という。)をしようとする日の30日前までに、当該大型建築物に係る節水対象部分の床面積の合計、雑用水道の方式、節水量その他給排水施設に関する事項を記載した書類及び図面(以下「節水計画書」という。)を市長に提出し、当該工事に着手する前に、当該大型建築物が対象建築物に該当するかどうか及び当該大型建築物が対象建築物に該当する場合には当該対象建築物に設置される雑用水道の計画が技術基準に適合するものであるかどうかについて市長の確認を受け、節水計画確認書の交付を受けなければならない。節水計画書を提出した後に当該節水計画書の内容の変更をした場合も、また同様とする。
- 2 前項の規定により節水計画書についての確認を受けた建築主は、当該節水計画書の内容の変更 (規則で定める軽微な変更を除く。)をしたとき(変更後の建築物が大型建築物に該当しないこと となるときを除く。)は、速やかに当該変更後の節水計画書を市長に提出し、当該節水計画書に 係る大型建築物が対象建築物に該当するかどうか及び当該大型建築物が対象建築物に該当する 場合には当該対象建築物に設置される雑用水道の計画が技術基準に適合するものであるかどう かについて市長の確認を受け、節水計画確認書の交付を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により節水計画書についての確認を受けた建築主は、当該節水計画書の内容について規則で定める軽微な変更をしたとき又は当該節水計画書の内容の変更をした場合において変更後の建築物が大型建築物に該当しないこととなるときは、速やかにこれらの変更後の節水計画書を市長に提出しなければならない。
- 4 節水計画書の様式その他節水計画書についての確認に関し必要な事項は、規則で定める。

(確認及び指導等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により節水計画書が提出された場合において、 当該節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当すると認めたときは、速やかに当該節水 計画書における雑用水道の計画が技術基準に適合するものであるかどうかを審査し、審査の結 果に基づいて技術基準に適合するものであることを確認したときは、当該建築主に節水計画確 認書を交付しなければならない。この場合において、当該節水計画書に係る大型建築物が対象 建築物に該当しないと認めたときは、市長は、当該建築主にその旨を記載した節水計画確認書 を交付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合において、節水計画書における雑用水道の計画が技術基準に適合しないと認めたときは、当該建築主に対し、その旨を通知するとともに、これを是正するために必要な措置を講じるよう命じることができる。
- 3 市長は、対象建築物の建築主に対し、水の有効利用及び節水に関する取組の推進を図る観点から、必要に応じて助言又は指導を行うことができる。

(工事完了の届出及び完了検査)

- 第 13 条 対象建築物の建築主は、雑用水道の設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより市長にその旨を届け出て、雑用水道の構造及び機能に関し、市長の検査を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の検査の結果、当該雑用水道が技術基準(規則で定める事項を除く。次項において同じ。)に適合していると認めたときは、建築主に対し雑用水道検査済証を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の検査の結果、当該雑用水道が技術基準に適合していないと認めたときは、建築主にその旨を通知するとともに、当該建築主に対して必要な指導をし、又はこれを是正するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(維持保全)

- 第 14 条 この条例の規定に基づき雑用水道が設置されている建築物を所有し,又は管理する者は, 当該雑用水道を技術基準に基づいて適切に維持し、及び保全するよう努めなければならない。
- 2 市は、再生水を供給するための施設を適切に維持し、及び保全するとともに、広域循環型雑用水道が設置されている建築物に対して、再生水を安定的に供給しなければならない。

(立入検査)

- 第15条 市長は、この節の規定を施行するため必要な限度において、対象建築物の建築主から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして当該対象建築物若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、雑用水道の構造及び機能に関し、検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び公表)

- 第 16 条 市長は、対象建築物の建築主が第 8 条第 1 項の規定に違反して雑用水道を設置しないとき又は第 10 条第 2 項の規定に違反して雑用水道を技術基準に適合させないときは、当該建築主に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 2 市長は,前項の規定による勧告を受けた建築主が正当な理由なく当該勧告に従わないとき又は対象建築物の建築主が正当な理由なく第13条第3項の規定による命令(第8条第1項の規定により設置された雑用水道に係るものに限る。)に従わないときは,その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、当該建築主に対しその理

由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第2節 節水型機器の使用奨励等

(節水型機器の使用奨励等)

- 第 17 条 市長は、市民及び事業者が水の利用に際して用いる器具、用具その他の機器(以下「水 使用機器」という。)であってその構造上節水を図ることができるもののうち、市民及び事業者 が入手することが容易でかつ節水の効果が高いと認められるものについて、その種別、基準及 び型式を指定することができる。
- 2 市長は、市民及び事業者に対し、前項の規定により指定した水使用機器(以下「節水型機器」という。)の使用を奨励するものとする。
- 3 市民及び事業者は、水使用機器を購入し、又は設置するときは、節水型機器を選択するよう努めなければならない。
- 4 市長は、水使用機器を製造し、又は販売する者に対し、節水型機器の普及促進及びその効果の向上を図るための開発促進について働きかけるものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市長は、対象建築物に個別循環型雑用水道を設置し、その設置について雑用水道検査済証の交付を受けた建築主に対して、規則で定めるところにより、補助金を交付することができる。

(優良者の表彰)

第 19 条 市は、水の有効利用及び節水に関する取組が優良で顕著な市民及び事業者に対して、その取組をたたえ、表彰することができる。

第3章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2章第1節及び第18条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築確認申請等がされる建築物について適用する。

(経過措置)

3 施行日から平成15年12月31日までの間に建築確認申請等がされた建築物に係るこの条例の

規定の適用については、第 11 条第 1 項中「これらの大型建築物に係る法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(以下「建築確認申請等」という。)をしようとする日の 30 日前までに、当該大型建築物」とあるのは、「速やかに、これらの大型建築物」とする。

福岡市節水推進条例施行規則(抄)

平成 15 年 10 月 16 日規則第 114 号 (平成 20 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市節水推進条例(平成15年福岡市条例第39号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる 用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 原水 雑用水道において供給される雑用水の原料となる水(補給装置により補給される水を除く。)をいう。
- (2) 原水貯留槽 水処理設備で雑用水として製造される前の原水を貯留するための施設をいう。
- (3) 水処理設備 雑用水道において供給される雑用水を製造するための施設をいう。
- (4) 貯留槽 水処理設備で製造された雑用水を貯留するための施設(福岡市再生水利用下水道事業に関する条例(平成 15 年福岡市条例第 42 号)第 2 条第 6 号に規定する再生水受水槽を含む。) をいう。
- (5) 補給装置 雑用水道において原水の不足又は水質の悪化を防止するため、水道水その他の水処理設備において雑用水とするための製造を行う必要がない水を補給する施設をいう。
- (6) 雑用水給水設備 貯留槽に貯留された雑用水を供給するための増圧装置,雑用水給水管,水 使用機器及びこれらに附属する設備をいう。

(節水対象部分から除外する用途)

- 第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。
- (1) 電気室、機械室及び通信機械室であって専ら当該建築物のために設置されたもの以外のもの
- (2) 工場の生産用機械室であって居室に該当しないもの
- (3) 次の施設に設置されている留置室(人を留置するための部屋をいう。)
- ア 刑務所,検察庁の庁舎及び拘置所
- イ 県警察本部又は警察署の留置場
- ウ 海上保安庁の留置場
- (4) 刑務所内の水洗便所であって被収容者が使用するもの
- (平成 16 規則 122·一部改正)

(特定用途)

- 第4条 条例第2条第7号に規定する規則で定めるその他の用途は、次に掲げる用途とする。
- (1) 植栽への散水の用途
- (2) 建築物の清掃の用途

(促進区域の指定等)

- 第5条 条例第9条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める 事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 促進区域の名称
- (2) 促進区域の範囲
- (3) 促進区域の指定年月日(促進区域を変更する場合にあっては、変更年月日)

(技術基準)

- 第6条 条例第10条第1項に規定する技術基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 雑用水道の方式については、次のとおりとすること。
- ア 雑用水の供給量は、使用水量に対応できるものであること。
- イ 水処理の方式は、原水の水質及び水量、雑用水の用途並びに水処理設備の管理方法が勘案された適切かつ効率的な方式であること。
- (2) 個別循環型雑用水道の原水については、安定した水質及び水量が確保できる雑排水等のうち水処理設備で雑用水として製造されることにより第9号の水質に関する基準を満たすこととなると見込まれるものとすること。
- (3) 雑用水道には、次に掲げる要件を備えた原水貯留槽及び水処理設備を設置すること。ただし、 雑用水の水質が第9号に規定する基準に常に適合しうるものと市長が認めたときは、原水貯留 槽及び水処理設備を設置しないことができる。
- ア 水圧, 土圧その他の荷重に対する十分な耐力と耐水性を有する構造及び材質であること。
- イ 原水の水質が最も低下する場合においても十分その機能が発揮できるものであること。
- ウ 水処理設備にあっては、スクリーン及び原水調整槽並びに生物処理、沈殿処理、ろ過処理、活性炭処理、オゾン処理、塩素処理その他の処理方式の設備を単独で又は組み合わせて設ける ものであること。
- (4) 雑用水道には、次に掲げる要件を備えた貯留槽を設置すること。
- ア 補給装置を設けること。
- イ 個別循環型雑用水道及び雨水を利用する非循環型雑用水道における補給装置には、補給水量 (補給装置により補給される水の量をいう。以下同じ。)を把握するためのメーターを管理しや すい位置に設けること。
- ウ 補給装置により水道水を補給する場合は、雑用水が補給装置に逆流することを防止できるように、吐水口と受口との間隙を 15 センチメートル以上とすること。
- (5) 雑用水給水設備については、他の給水設備の系統とは異なる独立した系統により雑用水を供給するものとすること。
- (6) 雑用水給水管については、次のとおりとすること。
- ア 雑用水に対して十分な耐食性を有し、使用圧力に十分耐えうる材質であること。
- イ 建築物内に設置する部分には、他の用途に使用される管と識別できるように、次に掲げる措置を講じること。
- (ア) いんぺい配管は、その表面に黄緑色の表示テープを巻くこと。

- (イ) 露出配管は、その表面に黄緑色の表示テープを巻くとともに、仕切弁付近等の要所に雑用水と記載すること。
- ウ 個別循環型雑用水道及び非循環型雑用水道の雑用水給水管にあっては、運転水量を把握する ためのメーターを管理しやすい位置に設けること。
- (7) 雨水を原水として利用する場合については、次のとおりとすること。
- ア 集中豪雨時等の急激な雨水の流入に対応できる構造の集水装置を設置すること。
- イ 雨水のみを原水として利用するときは、雨水利用率(年間雨水利用可能量の年間雑用水使用量 に占める割合をいう。)を50パーセント以上とすること。
- (8) 雑用水の使用については、次のとおりとすること。
- ア 雑用水を使用する箇所には、誤使用を防止するため、雑用水が使用されている旨の表示を使 用者に分かりやすい位置に行うこと。
- イ 雑用水を使用する便器に洗浄水貯留タンクを設ける場合は、手洗いができるものとしないこと。
- ウ 温水洗浄便座に使用する洗浄水には、雑用水を使用しないこと。
- (9) 雑用水の水質の管理については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年 法律第 20 号)第 4 条第 1 項の建築物環境衛生管理基準の規定に則して行うこと。
- (10) 雑用水を植栽への散水及び建築物の清掃の用途に使用する場合については、給水栓は、一般の者が容易に操作できない構造とすること。

(平成 15 規則 117·一部改正)

(雑用水道の管理)

- 第7条 雑用水道が設置されている建築物を所有し、又は管理する者は、定期的に運転水量及び 補給水量を記録するとともに、運転状況を常に把握しなければならない。
- 2 前項に規定する者が個別循環型雑用水道又は雨水を利用する非循環型雑用水道を設置する場合においては、原水貯留槽に貯留された原水についても衛生上支障のないよう管理しなければならない。

(節水計画書)

- 第8条 条例第11条第1項の規定により提出する節水計画書は、様式第1号に、次に掲げる図書を添付したものとする。
- (1) 付近見取図
- (2) 面積表
- (3) 給排水設備の各階平面図
- (4) 給排水設備の系統図及び機器仕様書
- (5) 水処理フロー図
- (6) 給水計算書
- (7) 水収支・給排水フロー図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 2 条例第11条第2項の規定により提出する節水計画書は、様式第2号に、前項各号に掲げる図

書を添付したものとする。

- 3 条例第 11 条第 3 項の規定により提出する節水計画書は、様式第 3 号に、第 1 項各号に掲げる 図書を添付したものとする。
- 4 前3項に規定する節水計画書は、2部提出しなければならない。ただし、当該節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当すると市長が認めたときは、建築主は、さらに2部を追加して提出しなければならない。
- 5 節水計画書の記載は、次のとおりに行わなければならない。
- (1) 記載する水量については、社団法人空気調和・衛生工学会が定めた基準により算出した水量とすること。ただし、類似施設等における実績があり、当該実績に基づいて算出することが合理的であると市長が認めたときは、当該実績に基づいて算出した水量とすることができる。
- (2) 第1項各号に掲げる図書については、配管及び水使用機器を、水道水を供給する系統は赤色に雑用水を供給する系統は黄緑色にそれぞれ着色すること。
- (3) 第1項第2号の面積表及び同項第3号の給排水設備の各階平面図については,節水対象部分の位置及び各部分の用途を明記すること。
- (4) 第2項及び第3項の節水計画書については、変更に係る箇所を明記すること。

(変更手続に係る特例)

第9条 建築主は、建築物の計画の変更を行う場合においてその変更が雑用水道の計画に影響が ないと市長が認めたときは、変更後の節水計画書を提出することを要しない。

(軽微な変更)

- 第10条 条例第11条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 大型建築物を新築する場合の延べ面積又は大型建築物となる建築物を増築する場合の床面積の合計の変更でその増減が 100 平方メートルの範囲内であるもの
- (2) 節水量の変更を伴わない雑用水道の配置箇所の変更
- (3) 建築物の名称, 建築主又は建築場所の変更
- (4) 条例第 12 条第 1 項後段の規定により節水計画確認書の交付を受けた建築物の建築主が当該 建築物の計画の変更を行う場合における当該変更でその変更後の建築物が対象建築物に該当し ないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

(節水計画確認書)

第 11 条 条例第 12 条第 1 項前段の節水計画確認書は様式第 4 号に, 同項後段の節水計画確認書は様式第 5 号によるものとする。

(工事完了の届出及び完了検査)

- 第 12 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、雑用水道工事完了届(様式第 6 号)を提出して 行うものとする。
- 2 雑用水道の施工者は,前項の雑用水道工事完了届の提出前に,あらかじめ当該雑用水道が技術

基準(第 4 項に規定する事項を除く。次条において同じ。)に適合しているかどうかについて検査を行わなければならない。

- 3 条例第 13 条第 1 項の検査(以下「完了検査」という。)のうち誤接合の有無を確認する検査は、対象建築物の用途及び規模並びに雑用水道の方式に照らし合理的であると認められる方法により行うものとする。
- 4 条例第13条第2項に規定する規則で定める事項は、第6条第9号に掲げる事項とする。
- 5 条例第13条第2項の雑用水道検査済証は、様式第7号によるものとする。

(中間検査)

- 第 13 条 対象建築物の建築主は、雑用水道の設置工事が完了する前に、当該対象建築物の部分を 仮使用する必要があるときは、当該部分に係る雑用水道の部分について、雑用水道工事部分完 了届(様式第 8 号)を市長に提出して中間検査の実施を求めることができる。
- 2 市長は、中間検査の結果、雑用水道の部分が技術基準に適合していると認めたときは、建築主に対し雑用水道中間検査済証(様式第9号)を交付するものとする。
- 3 市長は、中間検査を行った雑用水道の設置工事が完了した場合において、完了検査を実施するときは、前項の規定により交付された雑用水道中間検査済証に係る雑用水道の部分については、 完了検査をすることを要しない。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、中間検査について準用する。
- 5 市長は、中間検査の結果、当該雑用水道が技術基準に適合していないと認めたときは、建築主にその旨を通知するとともに、当該建築主に対して必要な指導をし、又はこれを是正するために条例第13条第3項の規定による命令を行うものとする。

(措置命令の方式)

第 14 条 条例第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定による命令は, 措置命令書(様式第 10 号) を交付して行うものとする。

(職員の証明書の様式)

第 15条 条例第 15条第 2項の証明書は、様式第 11号によるものとする。

(勧告の方式)

第 16 条 条例第 16 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 12 号)を交付して行うものとする。

(意見陳述の方法)

第 17 条 条例第 16 条第 3 項の規定による意見の陳述は、書面により行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

(補助金の交付)

第18条 条例第18条の規定による補助金の交付は、条例第8条第1項の規定に基づき技術基準

に適合する個別循環型雑用水道を新たに設置した者(国,独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等,地方公共団体及びこれらが出資している法人を除く。)に対し,個別循環型雑用水道に係る設備のうち原水貯留槽,水処理設備及び貯留槽の設置に要する費用(し尿浄化槽の設置に要する費用を除く。)の一部について行うものとする。

(規定外の事項)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、公布の日から施行する。

附則(平成 15 年 11 月 13 日規則第 117 号)抄 (施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附則(平成 16 年 12 月 16 日規則第 122 号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号) この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

〇建築基準法施行令(抄)

(昭和二十五年十一月十六日) (政令第三百三十八号) 同元年九月六日同第九一号

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

- 第百二十九条の二の四 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。
 - ー コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐 食防止のための措置を講ずること。
 - 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
 - 三 第百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
 - 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
 - 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
 - 六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平 方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、 メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの(屋外に面する部分その他防火 上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は、不燃材料で造ること。
 - 七 給水管、配電管その他の管が、第百十二条第十九項の準耐火構造の防火区画、第百十三条 第一項の防火壁若しくは防火床、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条 第三項若しくは第四項の隔壁(ハにおいて「防火区画等」という。)を貫通する場合におい ては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただ し、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他 の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部 分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一 メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交 通大臣が定める数値未満であること。
 - ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間(第百十二条第一項若しくは第三項から第五項まで、同条第六項(同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第九項(同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)を第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)若

しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁 又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)防火区画等の加熱側の反対 側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定 を受けたものであること。

- 八 三階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
 - 二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
 - 三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
 - ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。
 - 四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
 - 五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属 性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
 - 六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定め た構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
 - 二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
 - 三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
 - 四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
 - 五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定め た構造方法を用いるものであること。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件 (抄)

昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号 最終改正: 平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1406 号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の二の五第二項第六号及び 第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安 全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第一 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効 なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、 操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。
- 二 給水タンク及び貯水タンク
- イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
- (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)の天井、底又は周壁 の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
- (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
- (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
- (い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
- (ろ) 直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものとすること。ただし、外部 から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、こ の限りでない。
- (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
- (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管 を有効に設けること。
- (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に 給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知 し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

- (8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置 を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等については、こ の限りでない。
- (9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。
- (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し 尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。)、 ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が五メート ル未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。
- (2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第二 (省略)

第三 適用の特例

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第一(い)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一(第一号口を除く。)並びに第二第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以下である場合を除く。)に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が五立方メートルを超える給水タンク等については、第一第二号の規定の適用があるものとする。

附則

(昭和五七年一〇月一六日建設省告示第一六七四号) この告示は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

附則

(昭和六二年一一月一四日建設省告示第一九二四号) この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附則

(平成一二年五月三〇日建設省告示第一四〇六号) この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(抄)

平成 15 年 7 月 23 日厚生労働省告示第 262 号 最終改正:平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 148 号

水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)第五十六条第二項の規定に基づき、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を次のように定め、平成十五年十月一日から適用する。

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項

第一 総則的事項

- 一 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査は、当該簡易専用水道の設置者(以下「設置者」という。)の依頼に基づき実施すること。
- 二 検査は、清潔な作業衣を着用する等の衛生的な配慮の下に行うこと。
- 三 検査に際しては、検査者は別記様式による身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

第二 検査項目

検査項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査とする。

第三 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査

- 一 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査は、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態が、当該簡易専用水道の水質に害を及ぼすおそれのあるものであるか否かを検査するものであり、当該簡易専用水道に設置された水槽(以下「水槽」という。)の水を抜かずに、次に掲げる検査を行うものとする。
- 1 水槽その他当該簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
- 2 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
- 3 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第一に定めるところによる。

第四 給水栓における水質の検査

- 一 給水栓における水質について、次に掲げる検査を行うものとする。
- 1 臭気、味、色及び濁りに関する検査
- 2 残留塩素に関する検査
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第二に定めるところによる。

第五 書類の整理等に関する検査

- 一次に掲げる書類の整理及び保存の状況について、検査を行うものとする。
- 1 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 2 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- 3 水槽の掃除の記録
- 4 その他の管理についての記録
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第三に定めるところによる。

第六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。)の適用がある簡易専用水道については、第二の規定にかかわらず、水道法第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の検査項目は、書類検査とすることができる。この場合において、当該書類検査に係る書類は、設置者が別表第一から別表第三までに掲げる検査事項がこれらの表に掲げる判定基準を満たすか否かについて作成するものとし、建築物衛生法第十条に規定する帳簿書類を添えて、検査者に提出するものとする。

第七 検査後の措置

- 一 検査者は、検査終了後、次に掲げる措置を行うものとする。
- 1 設置者に検査済みを証する書類を交付すること。この場合において、当該書類には次に掲げる事項を記載すること。
- (一) 検査機関の名称及び所在地
- (二)検査員の氏名
- (三) 簡易専用水道を有する施設の名称及び所在地
- (四) 設置者の氏名又は名称
- (五) 簡易専用水道を有する施設の概要
- (六) 水槽の数、有効容量、形状、設置場所及び材質
- (七) 検査の結果
- (八) その他必要な事項
- 2 検査の結果、別表第一から別表第三までに掲げる判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言を行うこと。
- 3 検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、2に掲げるもののほか、直ちに当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長)にその旨を報告するよう助言を行うこと。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあっては、厚生労働大臣に報告するよう助言を行うこと。
- (一) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- (二) 水槽内に動物等の死骸がある場合
- (三)給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

- (四) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- (五) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- (六) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

別表第一 検査事項及び判定基準 (施設及びその管理の状態に関する検査)

	1A + + - =	Nu
番号	検査事項	判定基準
_	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
		水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
=	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
		亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。
		雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
		水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されている
		こと。
三	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上
	(二に掲げるもの	有害なものが堆積していないこと。
	を除く。)	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。
		水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等
		が置かれていないこと。
四	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の
	(二に掲げるもの	剥離等が異常に存在しないこと。
	を除く。)	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。
		外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこ
		Ł。
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		流入口と流出口が近接していないこと。
		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
五	水槽のマンホール	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なも
	の状態	のが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉
		できないものであること。
		マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
六	水槽のオーバーフ	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にある
	ロー管の状態	こと。
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大き
		さは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔
		は逆流の防止に十分な距離であること。

七	水槽の通気管の状	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にある
	態	こと。
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大き
		さは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
八	水槽の水抜管の状	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔
	態	は逆流の防止に十分な距離であること。
九	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。
		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。

備考

四の項の下欄については、水槽の沈積物がおおむね年間三センチメートルを超えない程度に あること。

九の項に係る検査については、別表第二に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。

別表第二 検査事項及び判定基準(給水栓における水質の検査)

番号	検査事項	判定基準
_	臭気	異常な臭気が認められないこと。
=	味	異常な味が認められないこと。
Ξ	色	異常な色が認められないこと。
四	色度	五度以下であること。
五	濁度	二度以下であること。
六	残留塩素	検出されること。

備考

一の項から六の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水 に入れ替わるまで放流してから採水すること。

一の項、二の項、四の項及び五の項に係る検査については、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号)の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。

三の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器(約二百ミリリットル入り)に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。

六の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水についても検査すること。

別表第三 検査事項及び判定基準(書類の整理等に関する検査)

番号	検査事項	判定基準
_	書類の整理及び保	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽
	存の状況	の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記
		録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。

備考

水槽の掃除の記録その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について(抄)

水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第56条第2項の規定に基づき、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示(平成15年厚生労働省告示第262号)が平成15年7月23日に公布され、平成15年10月1日から適用されることとなった。ついては、当該告示に関する留意点を次のとおりとりまとめたものである。

第1 全般的事項

- 1 今回の告示は、本年4月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、 簡易専用水道の管理のあり方等に関して答申がなされたこと、公益法人に係る改革を推進する ための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第102号)が公布され、水 道法第34条の2第2項の規定の「厚生労働大臣の指定する者」が「厚生労働大臣の登録を受 けた者」に改定されることとなったこと等を踏まえ定めたものである。
- 2 簡易専用水道の管理に係る検査方法等については、従前「水道法第34条の2第、2項の検査の方法等について(昭和53年6月5日衛水第63号厚生省環境衛生局」水道環境部長通知)及び「簡易専用水道の規制について(昭和53年6月23日環」水第68号厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知)に基づいて実施することとされてきたところであるが、今回の告示の制定によりこれらの通知は効力を失い、簡易専用水道の管理に係る検査については本告示に従い実施されなければならない

第2 従前からの主な変更点

従前からの変更点は、以下のとおりである。

- 1 給水栓における水質の検査
 - 給水栓における水質検査の検査事項について、臭気、味、色、濁り及び残留塩素であったものを、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素としたこと。これは、色及び濁りを定量的にも検査し、把握することとしたものである。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査建築物における衛生的環境の確保に関する法律昭和45年法律第20号(以下「建築物衛生法」という)の適用がある簡易専用水道の検査については、従前と同様に書類検査とすることができるが、この場合、当該簡易専用水道の設置者(以下「設置者」という)は、建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類についても、検査者に提出するものとされたこと。
- 3 検査後の措置
- (1) 検査者が、設置者に対して交付する検査済みを証する書類について、その内容が明確に定められたこと。
- (2) 検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、検査者は設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言を行うこととされたこと。
- (3) 検査の結果、特に衛生上問題がある場合には、従前は、検査者が当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。国が設置する簡易専用水道にあっては、厚生労働大臣。以下「管轄都道府県知事等」という)にその

旨通報することとされていたが、検査者が設置者に対し管轄都道府県知事等にその旨報告をするよう助言を行うこととされたこと。また、特に衛生上問題がある場合の具体的な内容が定められたこと。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律(抄)

(昭和四十五年四月十四日)

(法律第二十号)

同三〇年五月三〇日同第三三号

(目的)

第一条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要 な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛 生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。 (保健所の業務)
- 第三条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。
 - 一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の 普及を図ること。
 - 二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、 及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第二章 特定建築物等の維持管理

(建築物環境衛生管理基準)

- 第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。
- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の 者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当 該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

(特定建築物についての届出)

第五条 特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は

特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。) に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に 伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当するこ ととなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用される に至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替え るものとする。
- 3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(建築物環境衛生管理技術者の選任)

- 第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう に監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を 有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。
- 2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(抄)

(昭和四十五年十月十二日)

(政令第三百四号)

同二六年一二月二四日同第四一二号

(特定建築物)

- 第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の 政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和 二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。) が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条 に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第三号にお いて「第一条学校等」という。)の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上 のものとする。
 - 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - 二 店舗又は事務所
 - 三 第一条学校等以外の学校(研修所を含む。)
 - 四 旅館

(建築物環境衛生管理基準)

- 第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 (省略)
 - 二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。
 - イ 給水に関する設備(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第九項に規定する 給水装置を除く。口において同じ。)を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目 的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定 による水質基準に適合する水を供給すること。
 - ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、 厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための 措置を講ずること。
 - ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(抄)

(昭和四十六年一月二十一日)

(厚生省令第二号)

令和元年六月二八日同第二〇号

(飲料水に関する衛生上必要な措置等)

第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

- 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一(結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四)以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二(結合残留塩素の場合は、百万分の一・五)以上とすること。
- 二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置
- 三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水(以下「飲料水」という。)を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。イ 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。)の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
- 四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四 の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄 に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。
 - ハ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項に ついて、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
 - 二 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に 掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
- 五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたと きは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の 事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄 に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なもの について検査を行うこと。
- 七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期 に、行うこと。

- 八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、 かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。
- 2 令第二条第二号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

○福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則(抄)

平成12年4月27日 規則第115号 平成28年3月31日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)に基づく専用水道及び簡易専用水道に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(専用水道布設工事の確認申請等)

- 第3条 法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)を専用水道の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。
- 2 専用水道布設工事確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法第33条第1項に規定する書類
 - (2) 附帯設備の概要図
 - (3) その他専用水道の所在地を管轄する保健所長が必要と認める書類
- 3 法第33条第5項の規定による通知は、工事の設計が法第5条の規定による施設基準に 適合することを確認したときは専用水道布設工事確認済通知書(様式第2号)により、 適合しないと認めたとき又は適合するかしないかを判断することができないときは専用 水道布設工事不適合通知書(様式第3号)により行うものとする。

(専用水道布設工事確認申請書の記載事項の変更の届出)

第4条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届(様式第4号)に変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。

(専用水道の給水開始前の届出)

- 第5条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道の設置者(所有者その他の者で、当該水道の管理について権原を有するものをいう。以下同じ。)が、専用水道給水開始届(様式第5号)により行わなければならない。
- 2 専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法第13条第1項に規定する水質検査の結果書の写し
 - (2) 法第13条第1項に規定する施設検査の成績書の写し
 - (3) 主要施設の平面図

(専用水道の水道技術管理者の届出)

- 第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を置き、又は変更したときは、速やかに水道技術管理者設置(変更)届(様式第6号)により専用水道の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。
- 2 水道技術管理者設置(変更)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) 勤務証明書
 - (3) 水道技術管理者としての任命辞令の写し
 - (4) 省令第14条第3号に定める厚生労働大臣が認定する講習の修了証書の写し

(業務の委託の届出)

- 第6条の2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、 専用水道の設置者が、水道管理業務委託(開始・終了)届(様式第6号の2)により行 わなければならない。
- 2 水道管理業務委託(開始・終了)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 業務委託契約書の写し
 - (2) 受託水道業務技術管理者としての任命辞令の写し
 - (3) 受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類
 - (4) その他専用水道の所在地を管轄する保健所長が必要と認める書類
- 3 水道管理業務委託(開始・終了)届の記載事項に変更を生じたときは,専用水道の設置者は,速やかに水道管理業務委託変更届(様式第6号の3)により専用水道の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(専用水道の休止等の届出)

第7条 専用水道の設置者は、当該専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道 が専用水道に該当しなくなったときは、速やかに専用水道廃止(休止)届(様式第7号) により専用水道の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置等の届出)

- 第8条 受水槽の設置者は,当該受水槽を簡易専用水道の施設として使用するに至ったときは,速やかに簡易専用水道設置届(様式第8号)により簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水 道届出事項変更届(様式第9号)により簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長に届 け出なければならない。
 - (1) 建築物の名称
 - (2) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (3) 受水槽, 高置水槽その他の給水設備の構造及び給水管の材質
- 3 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道が簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに簡易専用水道廃止(休止)届 (様式第10号)により簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(改善の指示等)

- 第9条 法第36条第1項の規定により専用水道を改善すべき旨を指示するとき又は同条第3項の規定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、専用水道又は簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長は、改善指示書(様式第11号)により行うものとする。
- 2 法第36条第2項の規定により水道技術管理者(法第24条の3第6項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、専用水道の所在地を管轄する保健所長は、勧告書(様式第12号)により行うものとする。

(給水停止命令)

第10条 法第37条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを 命じるときは、専用水道又は簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長は、給水停止命 令書(様式第13号)により行うものとする。

2 前項の給水停止命令を行った場合であって、水道水の管理上必要と認めるときは、専用水道又は簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長は、水道事業管理者に対してその旨を通知するものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第11条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23 条第1項又は省令第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに専 用水道又は簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長に報告しなければならない。

貯水槽以下装置の設置及び管理要領

1. 趣旨

貯水槽以下装置は、水道法第3条第9項に規定する給水装置ではない。しかしながら、その構造及び管理に不備があるときは、水質上の問題が生じるおそれがあることから、設置者等に対し、維持管理を適正かつ容易に行えるよう、必要な事項を定める。

貯水槽以下装置の設置位置及び構造は、建築基準法施行令第 129 条の 2 及び同規定に基づく建設省告示(昭 62 年建告 1924)の基準によるほか、次に掲げるところによる。

なお、この基準に定めのない事項については、給水装置工事施行基準に準じるものとする。

2. 貯水槽式の採用条件

- (1)採用条件
- ア. 一時に多量の水を使用する箇所
- イ. 常時一定の水圧を必要とする箇所
- ウ、給水の制限又は停止がなされた場合でも一定の保安用水又は業務用水等を必要とする箇所
- 工. 事業活動に伴い水を汚染するおそれのある箇所
- オ. その他、管理者が必要と認める箇所
- (2) 貯水槽以下の給水方式
- ア. 貯水槽以下の給水方式

貯水槽以下の給水方式には下記の方法があるが、いずれの方式をとるかは使用水量及び立地条件等を考慮して決定すること。

方式	説明
高置水槽式	貯水槽に受水したのち、ポンプで高置水槽に汲み上げ、自然流下で
	給水する方式
 圧力水槽式	貯水槽に受水したのち、ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力で
上	給水する方式
ポンプ直送式	貯水槽に受水したのち,使用水量に応じてポンプの運転台数の変更
ハノノ但区式	や回転数制御によって給水する方式

3. 事前協議

貯水槽以下装置の設計及び工事の施工をする場合には、事前に給水審査課と次に掲げる事項について協議しなければならない。

- (1)建築物の用途
- (2)給水量,貯水槽容量
- (3) 使用資材及び給水器具(節水型機器,節水コマを含む)
- (4) 貯水槽の位置及び構造
- (5)メーター設置方法
- (6) その他、管理者が必要と認めるもの

4. 節水型機器の使用

給水装置工事施行基準の第6章6.7.4に準じる

5. 節水コマの使用

給水装置工事施行基準の第6章6.7.4 に準じる

6. 散水栓設置の制限

給水装置工事施行基準の第6章6.7.4に準じる

7. 構造基準

(1) 貯水槽設備

給水装置工事施行基準の第6章6.9に準じる

(2) 高置水槽

- ア. 高置水槽は、頑丈にして内部に熱及び光が透過しないこと。なお、構造、材質については貯水槽に準じる。
- イ. 空虚時の風圧及び満水時の地震力に対して、安全であること。
- ウ. 最上階の給水器具の使用に支障をきたさないよう, 高さ及び位置を考慮して設けることとし, 給水栓における最低水圧が 0.078Mpa 以上を標準とすること。
- 工. 高置水槽の有効容量は、次の式を標準とする。

有効容量=1日当り計画使用水量/1日当り使用時間×0.5~1時間

(3)配管設備

- ア. 建築物の部分を貫通して配管する場合は、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講じること。
- イ. 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生じるおそれがある場合は、伸縮継手を設ける 等、有効な損傷防止のための措置を講じること。
- ウ. 管を支持し、又は固定する場合は、つり金具又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講じること。
- エ. 給水管にウォーターハンマーが生じるおそれがある場合は、エアチャンバーを設ける等有効 なウォーターハンマー防止のための措置を講じること。
- オ. 各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分にはバルブを設けること。
- カ. 給水管とその他の設備と直接連結させてはならない。
- キ. 給水管は、汚染されるおそれのある箇所に配管してはならない。
- ク. 貯水槽の受水部と揚水部は、停滞水を生じないよう対称位置に設置すること。
- ケ. 凍結, 結露, 破壊, 浸食及び電食等に対する防護措置を講じること。
- コ.他の設備と明瞭に識別できる措置を講じること。
- サ. 高置水槽への立上り管の下部に、逆止弁とバルブを設けること。

(4) メーター設備

ア. メーター

- (ア)メーターは、計量関係法令等に適合したものを設置すること。なお、計量法で検定期間は 8年と定めているので、検定満期切れ前に取り替えること。
- (イ)メーターは次表に掲げる形状,寸法のものであること。

	TII N	指示部	^ E	取付ねじ部分			BB \= +B +6	
口径 	型式	桁数 (m³以上)	全長	外径	山数 (25.4m 当り)	通称名	関連規格	
4 1 0	接線流羽根車単箱型	4桁	165m	25.8mm	14 Ш	金門ねじ	JWWA B127	
φ13mm	(型式承認L)	4 11	m	25.011111	14 Щ	並门はし	SD13	
φ 20mm	接線流羽根車複箱型	4桁	190m	33.0mm	14 山	金門ねじ	JWWA B128	
<i>φ</i> 20111111	(型式承認L)	4 11]	m	33.011111	14 Щ	並[1]14 し	DD20	
φ 25mm	接線流羽根車複箱型	4 +⁄=	210m	39.0mm	14 山	金門ねじ	JWWA B128	
	(型式承認L)	4桁	m	SS.UIIIII	1 4 ДД		DD25	

備考 口径 40 mm以上のメーターについては、別に管理者が定める基準による。

イ. メーター取付

- (ア)メーターの設置箇所は、不在でも容易に検針並びに取替えができる場所としメーター取替え等による水もれにより、階下に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置を施すこと。
- (イ)メーターは、給水管と同口径のものを使用し、給水栓より低位に、かつ、水平に設置する こと。ただし、管理者が特に認めた条件に該当するものについては、この限りではない。
- (ウ) メーターの上流側に接して伸縮付ボール式止水栓を設置すること。
- (エ)メーターと他の配管が近接する場合は、10 cm以上の間隔を設け、メーター取替えに支障がない配管とすること。
- (オ)メーター設置の高さは、できる限り低位置とし最高80cmとする。
- (カ)メーター及びメーター廻りの配管には保温装置を施すこと。
- (キ) 地下式の場合は、局指定のメーターボックスを使用し、パイプシャフト等を使用する場合は、凍結防止のため、ふた等で保護すること。
- (5) その他
- ア. ポンプ室には,事故に備えポンプの操作方法,配管系統図及びその他注意事項を記入した標 示板を設置すること。
- イ. 貯水槽以下装置に使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する規程第 4 条第 1 項の規定に準じたものを使用しなければならない。

8. 維持管理基準

貯水槽水道の設置者等は、当該貯水槽水道が水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道に該当するときは、同法第34条の2の定めにより、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第2条に規定する特定建築物に該当するときは、同法第4条の定めにより、またこれらの法律に規定されていないもの(小規模貯水槽水道)については簡易専用水道の管理及び検査の例に準じて、水質の保全と施設の管理を行わなければならない。

- (1)水槽の掃除を1年以内ごとに1回,定期の期間を定めて行うこと。また,高置水槽の掃除は,原則として貯水槽の掃除と同じ日に行うこと。
- (2) 水槽の掃除及び消毒終了後,残留塩素(給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を 0.1 p p m以上に保持)の測定を行うこと。また,残留塩素の測定は飲料水を供給する給水栓で採取した水について行うこと。
- (3) 水槽の点検等有害物,汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。
- (4) 高置水槽内に藻類が発生しないよう表面塗装する等有効な措置を講じること。
- (5) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準の項目のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (6) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者(利用する可能性のある人)に周知させる措置を講じること。
- (7) 供給される水の衛生確保をより実効あるものとするため、1年以内ごとに1回,定期に,地方公共団体の機関又は登録検査機関に依頼して,次の事項について検査を受けること。ただし,建築物衛生法に規定する特定建築物についての検査は、書類検査で足りる。
- ア. 施設の外観検査(水槽等の点検,清掃状態の点検)
- イ. 給水栓の水質検査(臭気,味,色,色度,濁度,残留塩素)
- ウ. 書類検査(整備保存の状態)
- (8) 貯水槽水道の設置者は、次に掲げる帳簿書類等を備えること。
- ア. 貯水槽水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- イ. 貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする図面
- ウ. 飲料水の水質検査及び残留塩素の測定に関しては、採水の日時及び場所、検査(又は測定) の日時、検査(又は測定)結果、実施者名及び方法等
- エ. 水槽の掃除及び管洗浄に関しては、掃除等を実施した年月日、実施者名、作業内容、点検及 び補修状況、使用消毒剤名等
- オ.帳簿書類等の保存期間は、ア及びイにあっては永久、ウ及びエにあっては3年間とする。

附則

- 1. この要領は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. この要領施行時,既に着工しているものは適用を除外する。

附則

この要領は平成27年10月1日から施行する。

福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する 水道事業の用に供する水道又は法第3条第6項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水 源とする貯水槽を有する施設であって、法第3条第7項に規定する簡易専用水道に該当する施設 を除くもの(以下「小規模貯水槽水道」という。)の衛生管理に必要な事項及び汚染防止のための 対策並びに汚染時の措置を定めることにより、本市における小規模貯水槽水道について総合的な 衛生の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

この要領に基づく対策は、保健福祉局生活衛生部生活衛生課及び区衛生課が関係機関の協力を 得て実施するものとする。

3 対象施設

この要領において対象とする施設は、法令等の適用を受けない小規模貯水槽水道とする。

4 衛生確保対策

- (1) 実態の把握及び啓発
- ア 小規模貯水槽水道の衛生確保を図るため、次の方法等により小規模貯水槽水道の設置場所、 設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、実態の把握に努めるものとする。
- (ア) 法第34条の2第2項の規定による厚生労働大臣の指定する検査機関(以下「検査機関」という。)に対して、同項に準じる検査の結果、管理について衛生上問題があると認めた小規模貯水槽水道について、小規模貯水槽水道検査結果通知書により所轄の区衛生課に通知するよう協力を求めること。
- (イ) 年度当初に水道局から小規模貯水槽水道の設置状況等に関する情報の提供を求めること。
- (ウ) その他, 相談等の受付時に聞き取り調査を行うこと等。
- イ 小規模貯水槽水道の管理を適正に確保するために、小規模貯水槽水道を設置しようとする者 又は設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)の協力を求め、小規模貯水槽水道の管 理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。
- ウ 設置者等及び使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 小規模貯水槽水道の管理等

小規模貯水槽水道の衛生の確保を図るため、設置者に対し、法第 34 条の 2 に規定する簡易専用水道の管理基準に準じて、自主的かつ適正に管理等を実施するよう指導するものとする。

また、小規模貯水槽水道の汚染が判明した場合には、所轄の区衛生課及び給水審査課もしくは、保全課(水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源としている場合)又は専用水道設置者(専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合)へ連絡し指示を受けるよう併せて指導するものとする。

(3) 汚染された小規模貯水槽水道に対する措置

- ア 区衛生課は、前記4-(2)により、設置者等からの連絡を受けた場合、その汚染原因を調査し、改善に関する指導を行う等必要な措置をとるものとする。
- イ 検査機関から、4-(1)-P-(7)に基づく通知を受けた場合は、必要に応じて現地調査を 行い、設置者に対して施設の改善、清掃の実施等適切な指導・助言を行うものとする。

附則

この要領は、昭和64年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成6年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

福岡市貯水槽水道管理指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市水道給水条例(以下「給水条例」という。)の規定に基づき、貯水槽 水道の設置者が行う管理及び水道事業管理者(以下「管理者」という。)が行う指導や情報提供 等について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 貯水槽水道の管理は、給水条例第28条の3により設置者が自ら責任をもって行うものであり、管理者は、給水条例第28条の2により貯水槽水道の管理について指導、助言及び勧告を行うものとする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
- (1) 貯水槽水道 水道法(以下「法」という。) 第14条第2項第5号に規定するものをいう。
- (2) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定するものをいう。
- (3) 小規模貯水槽水道 貯水槽水道のうち、水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。
- (4)設置者 貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で当該貯水槽水道の全部の管理について権原を有する者をいう。
- (5) 貯水槽 建物内に飲料水を供給する受水槽及び高置水槽等をいう。
- (6)登録検査機関 簡易専用水道検査部門管理者等を置き,簡易専用水道の管理の検査を行うために必要な検査設備を有し,厚生労働大臣に登録された者をいう。

(貯水槽水道の届出等)

- 第4条 設置者は、貯水槽水道のうち簡易専用水道については、福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第8条第1項により市長へ届け出なければならない。また、設置届の事項に変更を生じたとき、当該貯水槽水道を休止し、若しくは廃止したとき又は簡易専用水道に該当しなくなったときも同様とする。
- 2 管理者は、小規模貯水槽水道の設置者に対して、小規模貯水槽水道を設置し、変更し、又は休止し、若しくは廃止したときは、前項に準じて届け出るよう求めることができる。
- 3 管理者は、設置者から新設、改造及び撤去の届出があったときは、その都度、その貯水槽水道の所在地を所管する区保健福祉センター衛生課(以下「区衛生課」という。)に通知するものとする。

(帳簿書類の備付け)

- 第5条 管理者は、設置者に対し、次に掲げる帳簿書類を備えるよう指導するものとする。
- (1) 貯水槽水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

- (2) 貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする図面
- (3) 法第34条の2第2項に規定する定期の検査に関する帳簿書類
- (4) 貯水槽の清掃の記録
- (5) その他管理についての記録
- 2 前項の帳簿書類の保存期間は、前項第1号及び第2号に掲げるものにあっては永久、前項第 3号から第5号までに掲げるものにあっては3年間とする。

(職員の立入調査)

- 第6条 管理者は、必要に応じて設置者の協力のもと、立入調査を行い、貯水槽水道の管理の状 況等について把握を行うものとする。
- 2 管理者は、前項の立入調査の結果、必要があると認めるときは、貯水槽水道の管理について、 指導を行うものとする。

(管理基準)

- 第7条 設置者が、貯水槽水道を管理する基準は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 貯水槽水道のうち、簡易専用水道については、法第34条の2に定めるところにより、管理を行わなければならない。
- (2) 貯水槽水道のうち、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用のある簡易専用水道については、同法の規定に基づき、管理を行わなければならない。
- (3) 小規模貯水槽水道については、第1号に掲げる管理基準に準じて管理を行うよう努めなければならない。

(管理の状況に関する検査)

- 第8条 設置者が行う、貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、次のとおりとする。
- (1) 貯水槽水道のうち、簡易専用水道については、法第34条の2第2項に基づき、1年以内 ごとに1回、定期に、地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けなければならない。
- (2) 小規模貯水槽水道については、前号の規定に準じて、検査を受けるよう努めなければならない。

(事故発生時の措置)

- 第9条 設置者は、貯水槽水道に汚染事故(以下「事故」という。)が発生し、飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに区衛生課に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 貯水槽水道の利用者(以下「利用者」という。)に事故の発生を周知するとともに,給水停止等の措置をとること。
- (2)速やかに汚染の原因を除き、当該貯水槽水道の復旧を図ること。
- (3) 当該貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。
- 2 管理者は、貯水槽水道に事故が発生し、飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるとき

- は、次に掲げる措置を行うものとする。
- (1) 当該貯水槽水道に市が供給する水に異常がないか調査を行うものとする。
- (2) 貯水槽水道の末端給水栓から採水し、水質の異常の可能性の調査を行うものとする。
- (3) 管理者は、前2号の調査の結果により、必要があると認めたときは、前項の規定により適切な措置をとるよう、当該貯水槽水道の設置者を指導すること。
- (4) 事故の内容を的確に把握すること。
- (5) 区衛生課に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。
- 3 管理者は、前項に掲げる措置に必要な体制等は別に要領で定める。

(情報の管理等)

- 第 10 条 管理者は、貯水槽水道に関する情報の管理に関し必要な事項を要領で定め、これに基づき情報を適正に管理しなければならない。
- 2 管理者は、利用者が貯水槽水道に関する情報について請求をすることができるよう、その保有する情報の検索に必要な資料を作成し、利用者に供するほか、利用者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(水質検査)

- 第11条 管理者は、利用者からの水質相談に応じるものとする。
- 2 利用者から、貯水槽水道から供給される水の水質に異常の可能性があるとの相談があったときは、確認検査を行うものとする。
- 3 前項の検査において、異常が認められたときは、別表に規定する手順に従い、処理するものとする。
- 4 第2項の検査の結果については利用者に通知するものとする。

(情報提供)

- 第12条 管理者は、給水条例第28条の2第2項により、利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報を提供するものとする。
- 2 管理者は、貯水槽水道に関する情報のうち、施設に関する情報及び貯水槽水道の管理に関する情報は提供するものとする。
- 3 管理者は、貯水槽水道に関する情報のうち、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に規定するものをいう。以下同じ。)に該当するものについては、利用者の確認に関し必要な事項を要領で定め、これに基づき確認を行った後、当該情報を提供するものとする。
- 4 管理者は、個人情報であっても利用者の身体、健康若しくは生活等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は提供するものとする。
- 5 管理者が貯水槽水道に関して有している情報のうち、利用者に提供できるものは要領で定める。

(規定外の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が要領で定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

福岡市貯水槽水道管理指導要領(抄)

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市貯水槽水道管理指導要綱(以下「要綱」という。)の施行について、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(事故発生時の体制等)

- 第3条 要綱第9条第2項第6号に規定する事項は、別表のとおりとする。
- 2 保健医療局との調整等は、保全部節水推進課(以下「節水推進課」という。)が行うものとする。

(情報の管理等)

- 第4条 要綱第10条第1項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
- (1)情報の分類順は、区別毎に、次に掲げる事項とする。
- ア 簡易専用水道一覧表
- イ 小規模貯水槽水道一覧表
- ウ 法定検査受検施設一覧表
- 工 (公社)全国建築物飲料水管理協会会員名簿一覧表
- 才 厚生労働大臣登録検査機関一覧表
- 2 情報の管理は、次に掲げるとおり節水推進課において行う。
- (1)情報の管理を適正に行うため、節水推進課職員の中から、情報管理の担当者(以下「担当者」という。)を決め、情報管理に関する事務を行わせるものとする。
- (2) 担当者は、要綱第10条及び第12条に規定する業務を行う。
- 3 利用者が前項に掲げるものを閲覧できる場所は、節水推進課とする。

(水質検査)

第5条 要綱第11条第4項の通知は,通知書(様式第1号)により行う。ただし,利用者が通知書による通知を必要としないときは口頭で通知することができるものとする。

(提供できる事項)

- 第6条 要綱第12条第5項の規定により、利用者に提供できる事項は、要綱第12条第2項に 規定するもののほか、設置者に関する情報のうち、次に掲げる事項をいう。
- (1)給水の用途が家事用の共同住宅の場合
- ア 設置者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名、その事務所の所在地及び連絡先。
- イ 設置者が権利能力無き社団の場合は、団体名。

- ウ 設置者が個人事業主の場合は、氏名。
- (2) 給水の用途が家事以外の用(ホテル,病院,デパート等)の場合
- ア 設置者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名、その事務所の所在地及び連絡先

(個人情報)

- 第7条 貯水槽水道の管理に関する情報のうち個人情報とは、次に掲げる事項をいう。
- (1)給水の用途が家事用の共同住宅の場合
- ア 設置者が個人の場合は、氏名、住所及び連絡先。
- (2) 給水の用途が家事以外の用(ホテル,病院,デパート等)の場合
- ア 設置者名が個人の場合は、氏名、住所及び連絡先。

(実施機関)

第8条 情報提供を実施する機関は、節水推進課とする。

(情報提供の手続)

- 第9条 利用者は、第7条に規定する情報の開示を請求するときは、次に掲げる事項を記載した 書面によらなければならない。
- ア 利用者の住所(法人又は組合にあっては,その事務所の所在地)
- イ 氏名(法人又は組合にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- ウ 建築物の所在地及び名称
- 工 連絡先
- 2 第7条に関する情報の提供は、前項に規定する書面を実施機関が受理したのちに提供する。

(利用者の確認)

- 第10条 要綱第12条第3項に規定する利用者を確認するための事項は,次に掲げる事項とする。
- (1)建築物の所在地,名称
- (2) 氏名, 生年月日, 連絡先
- (3)請求目的及び理由

(情報提供の拒否)

第 11 条 第 10 条に規定する事項を、市が保有する情報から確認ができない場合は、第 7 条に掲 げる情報の提供をしないことができる。その場合は、原則として、利用者に対し、その旨を様 式第 2 号により通知しなければならない。

(情報の提供)

- 第12条 第6条に規定する事項は、閲覧又は視聴により提供するものとする。
- 2 第7条に規定する事項は、閲覧又は写しの交付により提供するものとする。

(費 用)

第13条 情報の提供に要する費用は、無料とする。

(整理等)

第14条 利用者に提供した情報については、整理し保存するものとする。

附則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

「貯水槽水道通知書(新設・改造・変更・廃止)」 「貯水槽水道情報変更連絡票」の取扱いマニュアル

はじめに

福岡市水道給水条例の改正により、水道事業者が貯水槽水道の設置者に対して、管理に関する 指導・助言及び勧告を行うこととなった。

これに伴い、貯水槽水道の施設及び管理に関する情報を継続的に収集するため「貯水槽水道通知書(新設・改造・変更・廃止)」(以下「通知書」という。)及び「貯水槽水道情報変更連絡票」 (以下「連絡票」という。)を定めその取り扱いは次のとおりとする。

- 1 貯水槽水道通知書(新設・改造・変更・廃止)の取り扱い
- (1)業者指導について

給水装置工事届出の際に、工事事業者などに対して「通知書」を提出するよう指導を行うものとする。

また、貯水槽水道の工事を行なわない場合においても、施設名・設置者(所有者)・管理者の住所・氏名・連絡先などに変更が生じた場合は、その情報を把握するために「通知書」を提出するよう指導を行うものとする。

(2)区分について

(新設・改造・変更・廃止)の区分は、以下のとおりとする。

- ① 新設とは、給水装置工事などに伴い、貯水槽水道を新たに設置した場合。
- ② 改造とは、給水装置工事などに伴い、貯水槽水道の一部または全部に変更・改造が生じたが、 貯水槽は設置されている場合。
- (例:貯水槽の容量・形式の変更、給水管の口径変更、給水装置の改造、貯水槽水道全体の更新など)
- ③ 変更とは、給水装置工事などを伴わないが、施設名・所有者・管理者の住所・氏名・連絡先、 その他の事項に変更が生じた場合
- ④ 廃止とは、貯水槽水道に該当しなくなった場合

(例:直結給水方式などへの切り替え、将来にわたり水道を廃止、水栓番号の廃止など)

- (3)受付フローフロー図1
- ① 給水装置工事届出に伴い、貯水槽水道の一部、または、全部に変更、改造が生じたが、貯水槽水道は設置されている場合は、「通知書」(様式第1号)を提出するよう設置者(指定工事事業者なども含む)に対して指導する。
- ② 給水装置工事は伴わないが、施設名、設置者(所有者)、管理者の住所・氏名・連絡先、その他の事項に変更が生じた場合①と同様に、「通知書」(様式第1号)を提出するよう設置者などに対して指導する。
- ③ 給水装置工事の完成検査時に、貯水槽水道通知書の内容(設備所有者、管理会社の名称、連絡先など)について確認を行う。
- ④ 給水装置工事の完成検査迄に管理者などが未定の場合は、設置者などに対して、決定次第に 通知書(変更)を再提出するよう指導を行う。(※貯水槽の清掃は1年以内に実施する必要があ

るため通知書においても1年以内に決定し提出するよう指導する。)

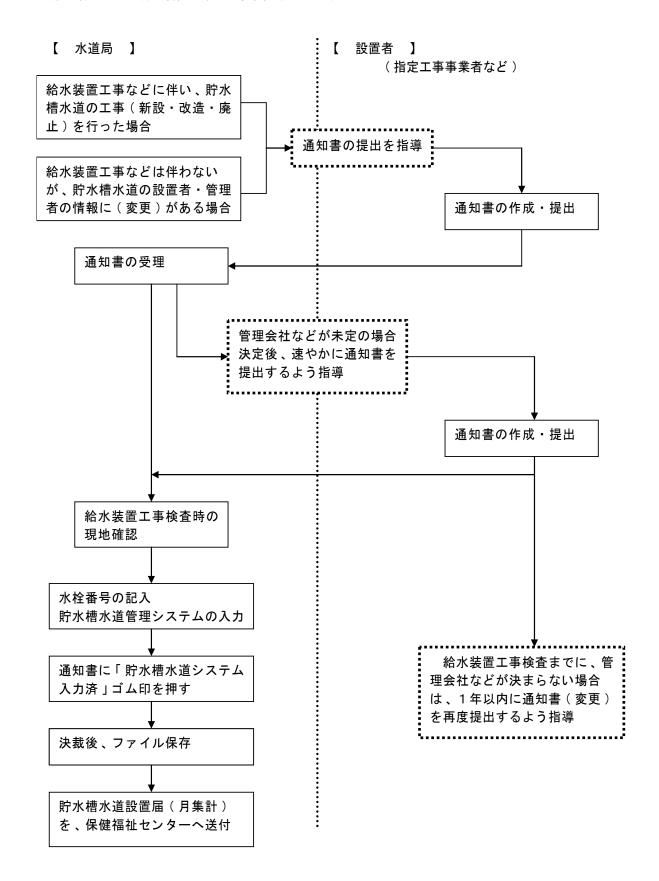
- ⑤ 「通知書」を受理し、水栓番号、設置年月日(検査日)を記入する。
- ⑥ 貯水槽水道管理システムに必要事項を入力し、「通知書」に「貯水槽水道管理システム入力済」 ゴム印を押し、決裁後に給水審査課でファイルし保管する。
- ⑦ 貯水槽水道管理システムにより出力した帳票「貯水槽水道設置届」を毎月、各区の保健福祉 センター衛生課へ送付する。
- 2 簡易専用水道設置届(福岡市長)の取扱いフロー図ー2
- ① 簡易専用水道に関する届出書(福岡市長)については、保健福祉局生活衛生課より毎月送付された届出書を節水推進課で一括して受付けする。
- ② 届出書(福岡市長)と貯水槽水道管理システムのデータを照合する。
- ③ 「届出書」は、節水推進課でファイルし保管する。
- 3 貯水槽水道情報変更連絡票の取扱いフロー図ー3

利用者、設置者からの相談、問合せ及び各種現場調査などより、貯水槽水道の設置状況などについて次の事項を確認した場合は、必要に応じて給水装置工事の申請を行うよう設置者に対して指導を行ったうえで「連絡票」(様式第2号)を作成する。

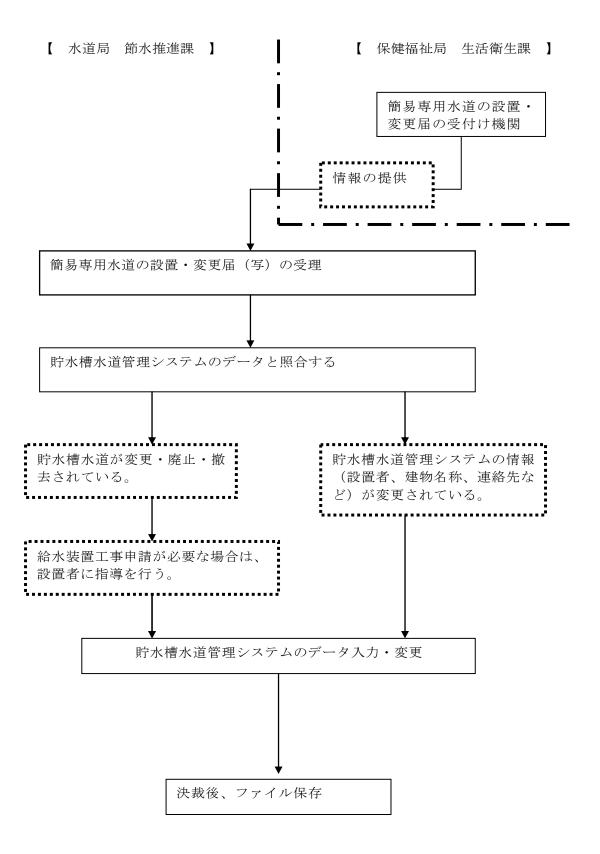
- ① 建物の解体などにより、当該貯水槽水道が既に無くなっていることを確認した場合。
- ② 設置者や建物名称、連絡先が変更されていることを確認した場合。
- ③ その他、すでに把握している情報と現地の状況が異なることを確認した場合。 確認した内容は、貯水槽水道管理システムに必要事項を入力し、「連絡票」に「貯水槽水道管 理システム入力済」ゴム印を押し決裁後、給水審査課でファイル保管する。

「連絡票」の写しは、毎月節水推進課へ送付する。

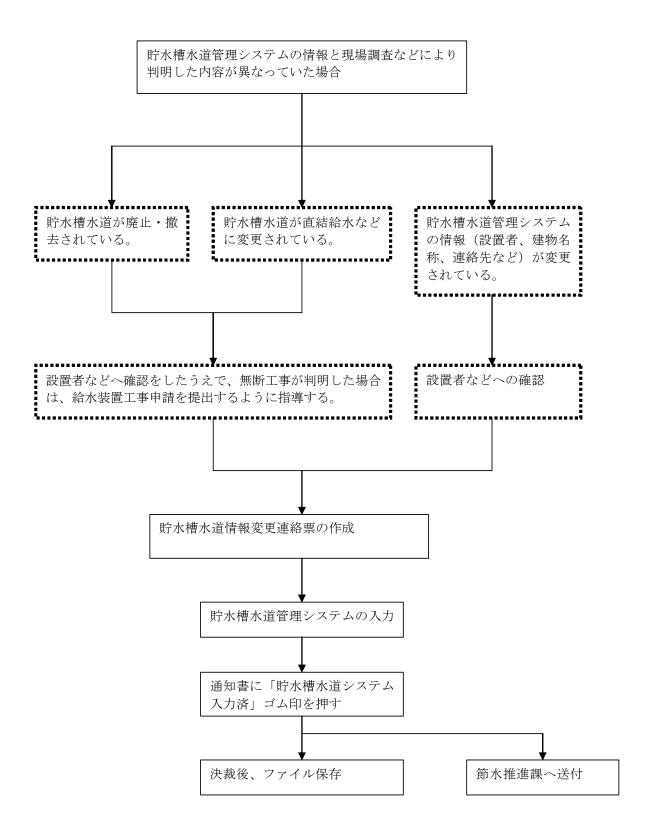
貯水槽水道通知書(新設・改造・変更・廃止)の受付フロー



簡易専用水道設置届の受付フロー



貯水槽水道情報変更連絡票の受付フロー



	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	ſ	No.1
戸 数	B L 最大給水量 (L / min)	流速2m/sでの 管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
1	42	25	103	0.7000
2	53	25	156	0.8799
3	60	40	22	1.0059
4	66	40	26	1.1061
5	71	40	29	1.1906
6	76	40	33	1.2644
7	80	40	36	1.3304
8	83	40	39	1.3903
9	87	40	42	1.4454
10	89	40	44	1.4812
11	95	40	49	1.5788
12	100	40	54	1.6736
13	106	40	59	1.7658
14	111	40	65	1.8557
15	117	40	70	1.9435
16	122	40	76	2.0294
17	127	40	81	2.1135
18	132	40	87	2.1960
19	137	40	93	2.2770
20	141	40	99	2.3566
21	146	40	105	2.4349
22	151	50	39	2.5120
23	155	50	41	2.5880
24	160	50	43	2.6628
25	164	50	45	2.7367
26	169	50	47	2.8095
27	173	50	50	2.8815
28	177	50	52	2.9526
29	181	50	54	3.0228
30	186	50	56	3.0922
31	190	50	58	3.1609
32	194	50	61	3.2289
33	198	50	63	3.2961
34	202	50	65	3.3627
35	206	50	68	3.4287
36	210	50	70	3.4940
37	214	50	72	3.5588
38	217	50	75	3.6229
39	221	50	77	3.6865
40	225	50	79	3.7496
41	229	50	82	3.8121
42	232	50	84	3.8742
43	236	50	87	3.9357
43	240	75	16	3.9968
45	243	75	17	4.0575
46	247	75	17	4.0373
47	251	75	18	4.1177
47	254	75	18	4.1774
49	258	75	19	4.2957
50	261	75	19	4.2937
อบ	201	/ 0	19	4.3042

	r	r		No.2
戸 数	B L 最大給水量 (L / min)	流速2m/sでの 管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
51	265	75	20	4.4124
52	268	75	20	4.4702
53	272	75	21	4.5276
54	275	75	22	4.5846
55	278	75	22	4.6414
56	282	75	23	4.6977
57	285	75	23	4.7538
58	289	75	23	4.8095
59	292	75	24	4.8649
60	295	75	24	4.9200
61	298	75	25	4.9748
62	302	75	25	5.0293
63	305	75	26	5.0835
64	308	75	26	5.1374
65	311	75	27	5.1910
66	315	75	27	5.2444
67	318	75	28	5.2975
68	321	75	28	5.3504
69	324	75	29	5.4030
70	327	75	29	5.4553
71	330	75	30	5.5074
72	334	75	30	5.5592
73	337	75	31	5.6109
74	340	75	31	5.6622
75	343	75	32	5.7134
76	346	75	32	5.7643
77	349	75	33	5.8150
78	352	75	34	5.8655
79	355	75	34	5.9158
80	358	75	35	5.9659
81	361	75	35	6.0157
82	364	75	36	6.0654
83	367	75	36	6.1148
84	370	75	37	6.1641
85	373	75	37	6.2132
86	376	75	38	6.2620
87	379	75	38	6.3107
88	382	75	39	6.3592
89	384	75	39	6.4076
90	387	75	40	6.4557
91	390	75	41	6.5037
92	393	75	41	6.5515
93	396	75	42	6.5991
94	399	75	42	6.6466
95	402	75	43	6.6939
96	404	75	43	6.7410
97	407	75	44	6.7880
98	410	75	44	6.8348
99	413	75	45	6.8814
100	416	75	46	6.9279
	•	•	•	•

			T	No.3
戸 数	B L 最大給水量 (L / min)	流速2m/sでの 管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
101	418	75	46	6.9742
102	421	75	47	7.0204
103	424	75	47	7.0664
104	427	75	48	7.1123
105	429	75	49	7.1581
106	432	75	49	7.2037
107	435	75	50	7.2491
108	438	75	50	7.2945
109	440	75	51	7.3396
110	443	75	52	7.3847
111	446	75	52	7.4296
112	448	75	53	7.4744
113	451	75	53	7.4744
114	451	75	54	7.5636
115	454	75 75	54	7.6079
116	459	75	55	7.6522
117	462	75	56	7.6963
118	464	75	56	7.7403
119	467	75	57	7.7842
120	470	75	58	7.8280
121	472	75	58	7.8717
122	475	75	59	7.9152
123	478	75	59	7.9586
124	480	75	60	8.0019
125	483	75	61	8.0451
126	485	75	61	8.0881
127	488	75	62	8.1311
128	490	75	62	8.1739
129	493	75	63	8.2167
130	496	75	64	8.2593
131	498	75	64	8.3018
132	501	75	65	8.3442
133	503	75	65	8.3865
134	506	75	66	8.4287
135	508	75	67	8.4708
136	511	75	67	8.5128
137	513	75	68	8.5547
138	516	75	68	8.5964
139	518	75	69	8.6381
140	521	75	70	8.6797
141	523	75	70	8.7212
142	526	75	71	8.7626
143	528	75	71	8.8039
144	531	100	17	8.8451
145	533	100	18	8.8862
146	536	100	18	8.9272
147	538	100	18	8.9681
148	541	100	18	9.0090
149	543	100	18	9.0497
150	545	100	18	9.0904
F		•	•	-

声数		D. B. W. L. B.	<u> </u>	1	No.4
151	戸 数			動水勾配(‰)	給水量(L/s)
152	151			18	9 1309
153					
154					
155 558 100 19 9.2923 156 560 100 19 9.3324 157 562 100 19 9.3724 158 565 100 20 9.4124 159 567 100 20 9.4523 160 570 100 20 9.4521 161 572 100 20 9.5318 162 574 100 20 9.5714 163 577 100 20 9.5118 162 574 100 20 9.5714 163 577 100 21 9.6504 164 579 100 21 9.6898 165 581 100 21 9.6898 166 584 100 21 9.7863 167 586 100 21 9.8456 170 593 100 21 9.8366 170 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
156					
167 562 100 19 9.3724 158 565 100 20 9.4124 159 567 100 20 9.4523 160 570 100 20 9.4521 161 572 100 20 9.5318 162 574 100 20 9.5714 163 577 100 20 9.6109 164 579 100 21 9.6504 165 581 100 21 9.6898 166 584 100 21 9.7883 166 584 100 21 9.7883 168 588 100 21 9.7883 169 591 100 21 9.8075 170 593 100 21 9.8466 170 593 100 22 9.9245 171 595 100 22 9.9245 172 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
158 565 100 20 9.4124 159 567 100 20 9.4523 160 570 100 20 9.4521 161 572 100 20 9.5318 162 574 100 20 9.5714 163 577 100 20 9.6109 164 579 100 21 9.6504 165 581 100 21 9.6804 166 584 100 21 9.6898 166 584 100 21 9.7683 168 588 100 21 9.7683 169 591 100 21 9.8456 170 593 100 21 9.8456 170 593 100 21 9.8856 171 595 100 22 9.9633 173 600 100 22 9.9633 173 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
159					
160 570 100 20 9.4921 161 572 100 20 9.5318 162 574 100 20 9.5714 163 577 100 20 9.6109 164 579 100 21 9.6504 165 581 100 21 9.7921 166 584 100 21 9.7921 167 586 100 21 9.7683 168 588 100 21 9.7683 169 591 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8466 170 593 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0408 174 602 100 22 10.0408 175 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
161 572 100 20 9,5318 162 574 100 20 9,5714 163 577 100 20 9,6109 164 579 100 21 9,6804 165 581 100 21 9,6898 166 584 100 21 9,7683 167 586 100 21 9,7683 168 588 100 21 9,8075 169 591 100 21 9,8466 170 593 100 21 9,8856 171 595 100 22 9,9245 172 598 100 22 9,9633 173 600 100 22 10,0021 174 602 100 22 10,0021 175 605 100 22 10,002 176 607 100 22 10,1180 177<					
162 574 100 20 9.5714 163 577 100 20 9.6109 164 579 100 21 9.6504 165 581 100 21 9.6898 166 584 100 21 9.7291 167 586 100 21 9.7883 168 588 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8256 171 595 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 9.9633 174 602 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0408 176					
163 577 100 20 9.6109 164 579 100 21 9.6504 165 581 100 21 9.6898 166 584 100 21 9.7291 167 586 100 21 9.7683 168 588 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8856 171 595 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0408 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0408 176 607 100 22 10.0408 177 609 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 1					
164 579 100 21 9.6504 165 581 100 21 9.6898 166 584 100 21 9.7291 167 586 100 21 9.7883 168 588 100 21 9.8075 169 591 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8856 171 595 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0408 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 1					
165 581 100 21 9,6898 166 584 100 21 9,7291 167 586 100 21 9,7683 168 588 100 21 9,8075 169 591 100 21 9,8466 170 593 100 21 9,8856 171 595 100 22 9,9245 172 598 100 22 9,9633 173 600 100 22 10,0021 174 602 100 22 10,0021 174 602 100 22 10,0408 175 605 100 22 10,0408 176 607 100 22 10,0408 177 609 100 23 10,1565 178 612 100 23 10,1565 178 612 100 23 10,231					
166 584 100 21 9.7291 167 586 100 21 9.7683 168 588 100 21 9.8075 169 591 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8856 171 595 100 22 9.9633 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0408 176 607 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.3097 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>					
167 586 100 21 9.7683 168 588 100 21 9.8075 169 591 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8856 171 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2322 180 616 100 23 10.2322 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478					
168 588 100 21 9.8075 169 591 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8856 171 595 100 22 9.9633 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.0794 177 609 100 23 10.180 177 609 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>					
169 591 100 21 9.8466 170 593 100 21 9.8856 171 595 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1565 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.2332 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4618					
170 593 100 21 9.8856 171 595 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.794 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.4399 184 625 100 24 10.4618					
171 595 100 22 9.9245 172 598 100 22 9.9633 173 600 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.232 180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.4239 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5751					
172 598 100 22 9,9633 173 600 100 22 10,0021 174 602 100 22 10,0408 175 605 100 22 10,0794 176 607 100 22 10,1180 177 609 100 23 10,1565 178 612 100 23 10,1949 179 614 100 23 10,2332 180 616 100 23 10,2715 181 619 100 23 10,3097 182 621 100 23 10,3478 183 623 100 24 10,4878 184 625 100 24 10,4239 185 628 100 24 10,4618 186 630 100 24 10,4618 187 632 100 24 10,5374					
173 600 100 22 10.0021 174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2332 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374					
174 602 100 22 10.0408 175 605 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4239 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.604					
175 605 100 22 10.0794 176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.3478 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4239 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504					
176 607 100 22 10.1180 177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4638 185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6879 191 641 100 25 10.7254					
177 609 100 23 10.1565 178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5374 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628					
178 612 100 23 10.1949 179 614 100 23 10.2332 180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.8001					
179 614 100 23 10,2332 180 616 100 23 10,2715 181 619 100 23 10,3097 182 621 100 23 10,3478 183 623 100 24 10,3859 184 625 100 24 10,4239 185 628 100 24 10,4618 186 630 100 24 10,4996 187 632 100 24 10,5374 188 635 100 24 10,5751 189 637 100 24 10,5751 189 637 100 25 10,6128 190 639 100 25 10,6504 191 641 100 25 10,6879 192 644 100 25 10,7254 193 646 100 25 10,8001					
180 616 100 23 10.2715 181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5374 189 637 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8746					
181 619 100 23 10.3097 182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5374 189 637 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746					
182 621 100 23 10.3478 183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9488					
183 623 100 24 10.3859 184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
184 625 100 24 10.4239 185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.8001 195 650 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
185 628 100 24 10.4618 186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.8001 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
186 630 100 24 10.4996 187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
187 632 100 24 10.5374 188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
188 635 100 24 10.5751 189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
189 637 100 25 10.6128 190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
190 639 100 25 10.6504 191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
191 641 100 25 10.6879 192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
192 644 100 25 10.7254 193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
193 646 100 25 10.7628 194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
194 648 100 25 10.8001 195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858					
195 650 100 26 10.8374 196 652 100 26 10.8746 197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858	194		100		
197 655 100 26 10.9117 198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858	195	650	100	26	10.8374
198 657 100 26 10.9488 199 659 100 26 10.9858	196	652	100	26	10.8746
199 659 100 26 10.9858	197	655	100	26	10.9117
	198	657	100	26	10.9488
200 661 100 26 11.0228	199	659	100	26	10.9858
	200	661	100	26	11.0228

No 5

	BL最大給水量	流速2m/sでの		No.5
戸 数	して収入間が重 (L/min)	管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
201	664	100	27	11.0597
202	666	100	27	11.0965
203	668	100	27	11.1333
204	670	100	27	11.1700
205	672	100	27	11.2066
206	675	100	27	11.2432
207	677	100	28	11.2798
208	679	100	28	11.3163
209	681	100	28	11.3527
210	683	100	28	11.3890
211	686	100	28	11.4254
212	688	100	28	11.4616
213	690	100	29	11.4978
214	692	100	29	11.5339
215	694	100	29	11.5700
216	696	100	29	11.6061
217	699	100	29	11.6420
218	701	100	29	11.6779
219	703	100	30	11.7138
220	705	100	30	11.7496
221	707	100	30	11.7854
222	709	100	30	11.8211
223	711	100	30	11.8567
224	714	100	30	11.8923
225	716	100	31	11.9279
226	718	100	31	11.9634
227	720	100	31	11.9988
228	722	100	31	12.0342
229	724	100	31	12.0695
230	726	100	31	12.1048
231	728	100	32	12.1401
232	731	100	32	12.1752
233	733	100	32	12.2104
234	735	100	32	12.2455
235	737	100	32	12.2805
236	739	100	33	12.3155
237	741	100	33	12.3504
238	743	100	33	12.3853
239	745	100	33	12.4202
240	747	100	33	12.4550
241	749	100	33	12.4897
242	751	100	34	12.5244
243	754	100	34	12.5591
244	756	100	34	12.5937
245	758	100	34	12.6282
246	760	100	34	12.6627
247	762	100	34	12.6972
248	764	100	35	12.7316
249	766	100	35	12.7660
250	768	100	35	12.8003

			_	No.6
戸 数	B L 最大給水量 (L / min)	流速2m/sでの 管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
251	770	100	35	12.8346
252	772	100	35	12.8688
253	774	100	35	12.9030
254	776	100	36	12.9372
255	778	100	36	12.9713
256	780	100	36	13.0053
257	782	100	36	13.0393
258	784	100	36	13.0733
259	786	100	37	13.1072
260	788	100	37	13.1411
261	791	100	37	13.1750
262	793	100	37	13.2088
263	795	100	37	13.2425
264	797	100	37	13.2762
265	799	100	38	13.3099
266	801	100	38	13.3436
267	803	100	38	13.3771
268	805	100	38	13.4107
269	807	100	38	13.4442
270	809	100	39	13.4777
271	811	100	39	13.5111
272	813	100	39	13.5445
273	815	100	39	13.5778
274	817	100	39	13.6111
275	819	100	39	13.6444
276	821	100	40	13.6776
277	823	100	40	13.7108
278	825	100	40	13.7439
279	827	100	40	13.7770
280	829	100	40	13.8101
281	831	100	41	13.8431
282	833	100	41	13.8761
283	835	100	41	13.9091
284	837	100	41	13.9420
285	838	100	41	13.9748
286	840	100	41	14.0077
287	842	100	42	14.0405
288	844	100	42	14.0732
289	846	100	42	14.1060
290	848	100	42	14.1386
291	850	100	42	14.1713
292	852	100	42	14.2039
293	854	100	43	14.2365
294	856	100	43	14.2690
295	858	100	43	14.3015
296	860	100	43	14.3340
297	862	100	43	14.3664
298	864	100	44	14.3988
299	866	100	44	14.4311
300	868	100	44	14.4635

N I		4
	\sim	- 1

光海会ぶ	夕八坦人	汝汝√坤』	ビタハ担ム	光海会ぶ	夕八坦人	ナム ル 歯 4	ジタハ担ム	光海会ぶ	夕八坦人	洗浄水槽 #	No.1
洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽 #	ン多い場合 L/min	洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽 # 単位総数	N多い場合 L/min	洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	単位総数	N多い場合 L/min
1	93.9	1 1	16.8	<u> </u>	216.6	68	127.6	135	295.3	135	200.4
2	96.2	2	18.8	69	218.0	69	128.9	136	296.3	136	201.3
3	98.5	3	20.9	70	219.4	70	130.2	137	297.2	137	202.2
4	100.7	4	22.9	71	220.9	71	131.5	138	298.1	138	203.1
5	102.9	5	24.9	72	222.3	72	132.8	139	299.1	139	204.0
6	105.1	6	26.9	73	223.7	73	134.1	140	300.0	140	204.9
7 8	107.3 109.5	7	28.9 30.9	74 75	225.1	74 75	135.3	141	300.9 301.8	141 142	205.8
9	111.7	8	30.9	76	226.5 227.8	76	136.6 137.9	143	301.8	143	206.6 207.5
10	113.8	10	34.8	77	229.2	77	137.3	144	302.8	144	207.3
11	116.0	11	36.7	78	230.6	78	140.3	145	304.6	145	209.3
12	118.1	12	38.6	79	231.9	79	141.6	146	305.5	146	210.1
13	120.2	13	40.5	80	233.3	80	142.8	147	306.4	147	211.0
14	122.3	14	42.4	81	234.6	81	144.0	148	307.2	148	211.8
15	124.4	15	44.3	82	235.9	82	145.2	149	308.1	149	212.7
16	126.4	16	46.2	83	237.2	83	146.4	150	309.0	150	213.6
17 18	128.5 130.5	17 18	48.0 49.8	84 85	238.5 239.8	84 85	147.6 148.8	151 152	309.9 310.7	151 152	214.4 215.3
19	130.5	19	51.7	86	239.0	86	150.0	153	311.6	153	216.1
20	134.5	20	53.5	87	242.4	87	151.1	154	312.5	154	216.9
21	136.5	21	55.3	88	243.7	88	152.3	155	313.3	155	217.8
22	138.5	22	57.1	89	244.9	89	153.5	156	314.2	156	218.6
23	140.5	23	58.9	90	246.2	90	154.6	157	315.0	157	219.4
24	142.5	24	60.6	91	247.4	91	155.8	158	315.9	158	220.3
25	144.4	25	62.4	92	248.7	92	156.9	159	316.7	159	221.1
26	146.3	26	64.1	93	249.9	93	158.0	160	317.5	160	221.9
27 28	148.2 150.1	27 28	65.8 67.6	94 95	251.1 252.4	94 95	159.1 160.3	161 162	318.4 319.2	161 162	222.7 223.6
29	152.0	29	69.3	96	253.6	96	161.4	163	320.0	163	224.4
30	153.9	30	71.0	97	254.8	97	162.5	164	320.8	164	225.2
31	155.8	31	72.6	98	256.0	98	163.6	165	321.7	165	226.0
32	157.6	32	74.3	99	257.1	99	164.7	166	322.5	166	226.8
33	159.5	33	76.0	100	258.3	100	165.8	167	323.3	167	227.6
34	161.3	34	77.6	101	259.5	101	166.8	168	324.1	168	228.4
35	163.1	35	79.3	102	260.6	102	167.9	169	324.9	169	229.2
36	164.9	36	80.9	103	261.8 263.0	103	169.0	170	325.7	170	230.0
37 38	166.7 168.5	37 38	82.5 84.1	104 105	264.1	104 105	170.0 171.1	171 172	326.5 327.3	171 172	230.8 231.6
39	170.2	39	85.7	106	265.2	106	171.1	173	328.0	173	232.4
40	172.0	40	87.3	107	266.4	107	173.2	174	328.8	174	233.1
41	173.7	41	88.9	108	267.5	108	174.2	175	329.6	175	233.9
42	175.5	42	90.4	109	268.6	109	175.3	176	330.4	176	234.7
43	177.2	43	92.0	110	269.7	110	176.3	177	331.1	177	235.5
44	178.9	44	93.5	111	270.8	111	177.3	178	331.9	178	236.3
45	180.6	45	95.0	112	271.9	112	178.3	179	332.7	179	237.0
46	182.3	46	96.6	113	273.0	113	179.4	180	333.4	180	237.8
47 48	183.9 185.6	47 48	98.1 99.6	114 115	274.1 275.1	114 115	180.4 181.4	181 182	334.2 335.0	181 182	238.6 239.3
49	187.2	49	101.1	116	276.2	116	182.4	183	335.7	183	240.1
50	188.9	50	102.5	117	277.3	117	183.3	184	336.5	184	240.1
51	190.5	51	104.0	118	278.3	118	184.3	185	337.2	185	241.6
52	192.1	52	105.5	119	279.4	119	185.3	186	337.9	186	242.4
53	193.7	53	106.9	120	280.4	120	186.3	187	338.7	187	243.2
54	195.3	54	108.4	121	281.4	121	187.3	188	339.4	188	243.9
55	196.9	55	109.8	122	282.5	122	188.2	189	340.1	189	244.7
56 57	198.5	56 57	111.2	123	283.5	123	189.2	190	340.9	190	245.4
57 58	200.1	57 58	112.6 114.0	124 125	284.5 285.5	124 125	190.1 191.1	191 192	341.6 342.3	191 192	246.2 246.9
59	201.6	58	115.4	126	286.5	126	191.1	193	342.3	193	246.9
60	204.7	60	116.8	127	287.5	127	193.0	194	343.8	194	248.4
61	206.2	61	118.2	128	288.5	128	193.9	195	344.5	195	249.2
62	207.7	62	119.6	129	289.5	129	194.9	196	345.2	196	249.9
63	209.2	63	120.9	130	290.5	130	195.8	197	345.9	197	250.7
64	210.7	64	122.3	131	291.5	131	196.7	198	346.6	198	251.4
65	212.2	65	123.6	132	292.4	132	197.6	199	347.3	199	252.1
66	213.7	66	125.0	133	293.4	133	198.6	200	348.0	200	252.9
67	215.1	67	126.3	134	294.4	134	199.5	201	348.7	201	253.6

1 -	0
10	/

***	A. 1. 18 A	\4\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	\$ 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-		可甲位流重和		** ** ** **	A I \ ↓B ∧	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	No.2
洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽 # 単位総数	が多い場合 L/min	洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽 t 単位総数	が多い場合 L/min	洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽 <i>t</i> 単位総数	ド多い場合 L/min
202	349.4	202	254.3	269	392.3	269	302.0	336	432.1	336	350.2
203	350.1	203	255.1	270	392.9	270	302.7	337	432.7	337	350.9
204	350.8	204	255.8	271	393.5	271	303.4	338	433.3	338	351.7
205 206	351.5 352.2	205 206	256.5 257.3	272 273	394.1 394.7	272 273	304.1 304.8	339 340	433.9 434.5	339 340	352.4 353.2
206	352.2	206	257.3	273	394.7	274	304.8	340	434.5	340	353.2
208	353.6	208	258.7	275	395.9	275	306.2	342	435.7	342	354.7
209	354.2	209	259.5	276	396.5	276	306.9	343	436.3	343	355.4
210	354.9	210	260.2	277	397.1	277	307.6	344	436.9	344	356.1
211	355.6	211	260.9	278	397.7	278	308.3	345	437.5	345	356.9
212 213	356.3 357.0	212 213	262.6 262.4	279 280	398.2 398.8	279 280	309.0 309.7	346 347	438.1 438.7	346 347	357.6 358.4
214	357.6	214	263.1	281	399.4	281	310.5	348	439.3	348	359.1
215	358.3	215	263.8	282	400.0	282	311.2	349	439.9	349	359.9
216	359.0	216	264.5	283	400.6	283	311.9	350	440.5	350	360.6
217	359.6	217	265.2	284	401.2	284	312.6	351	441.1	351	361.4
218	360.3	218	266.0	285	401.8	285	313.3	352	441.7	352	362.2
219 220	361.0 361.6	219 220	266.7 267.4	286 287	402.4 403.0	286 287	314.0 314.7	353 354	442.3 442.9	353 354	362.9 363.7
221	362.3	221	268.1	288	403.6	288	315.4	355	443.6	355	364.4
222	362.9	222	268.8	289	404.2	289	316.1	356	444.2	356	365.2
223	363.6	223	269.5	290	404.8	290	316.8	357	444.8	357	365.9
224 225	364.2 364.9	224 225	270.2 271.0	291 292	405.4 406.0	291 292	317.5 318.3	358 359	445.4 446.0	358 359	366.7 367.4
225	365.5	225	271.0	292	406.0	292	318.3	360	446.0	360	367.4
227	366.2	227	272.4	294	407.2	294	319.7	361	447.2	361	369.0
228	366.8	228	273.1	295	407.8	295	320.4	362	447.8	362	369.7
229	367.5	229	273.8	296	408.4	296	321.1	363	448.4	363	370.5
230	368.1	230	274.5	297	408.9	297	321.8	364	449.0	364	371.2
231 232	368.8 369.4	231 232	275.2 275.9	298 299	409.5 410.1	298 299	322.5 323.3	365 366	449.6 450.3	365 366	372.0 372.8
233	370.0	233	276.6	300	410.7	300	324.0	367	450.9	367	373.5
234	370.7	234	277.3	301	411.3	301	324.7	368	451.5	368	374.3
235	371.3	235	278.1	302	411.9	302	325.4	369	452.1	369	375.1
236	371.9	236	278.8	303	412.5	303	326.1	370	452.7	370	375.8
237 238	372.6 373.2	237 238	279.5 280.2	304 305	413.1 413.7	304 305	326.8 327.6	371 372	453.3 453.9	371 372	376.6 377.4
239	373.8	239	280.9	306	414.3	306	328.3	373	454.5	373	378.1
240	374.5	240	281.6	307	414.9	307	329.0	374	455.2	374	378.9
241	375.1	241	282.3	308	415.5	308	329.7	375	455.8	375	379.7
242	375.7	242	283.0	309	416.1	309	330.5	376	456.4	376	380.4
243 244	376.3 377.0	243 244	283.7 284.4	310 311	416.6 417.2	310 311	331.2 331.9	377 378	457.0 457.6	377 378	381.2 382.0
245	377.6	245	285.1	312	417.2	312	332.6	379	457.0	379	382.8
246	378.2	246	285.8	313	418.4	313	333.3	380	458.9	380	383.5
247	378.8	247	286.5	314	419.0	314	334.1	381	459.5	381	384.3
248	379.5	248	287.2	315	419.6	315	334.8	382	460.1	382	385.1
249 250	380.1 380.7	249 250	287.9 288.6	316 317	420.2 420.8	316 317	335.5 336.2	383 384	460.7 461.4	383 384	385.9 386.6
250	380.7	250	288.6	317	420.8	317	336.2	384	461.4	384	386.6
252	381.9	252	290.0	319	422.0	319	337.7	386	462.6	386	388.2
253	382.5	253	290.7	320	422.6	320	338.4	387	463.2	387	389.0
254	383.1	254	291.4	321	423.2	321	339.2	388	463.8	388	389.8
255	383.8	255	292.1	322	423.8	322	339.9	389	464.5	389	390.5
256 257	384.4 385.0	256 257	292.8 293.5	323 324	424.4 425.0	323 324	340.6 341.4	390 391	465.1 465.7	390 391	391.3 392.1
258	385.6	258	294.2	325	425.6	325	342.1	392	466.3	392	392.1
259	386.2	259	294.9	326	426.1	326	342.8	393	467.0	393	393.7
260	386.8	260	295.7	327	426.7	327	343.6	394	467.6	394	394.4
261	387.4	261	296.4	328	427.3	328	344.3	395	468.2	395	395.2
262	388.0	262	297.1	329	427.9	329	345.0	396	468.9	396	396.0
263 264	388.6 389.2	263 264	297.8 298.5	330 331	428.5 429.1	330 331	345.8 346.5	397 398	469.5 470.1	397 398	396.8 397.6
265	389.8	265	290.3	332	429.1	332	347.2	399	470.1	399	398.4
266	390.4	266	299.9	333	430.3	333	348.0	400	471.4	400	399.2
267	391.0	267	300.6	334	430.9	334	348.7	401	472.0	401	399.9
268	391.7	268	301.3	335	431.5	335	349.5	402	472.6	402	400.7

	0
I٨	

洗浄弁が多い場合 洗浄水槽が多い場合			稻水岙具具何 <u>里</u> 位流重表						No.3		
洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽な	が多い場合 L/min	洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽 t 単位総数	が多い場合 L/min	洗浄弁が 単位総数	多い場合 L/min	洗浄水槽 # 単位総数	ド多い場合 L/min
403	473.3	403	401.5	470	516.8	470	455.3	537	561.8	537	508.9
404	473.9	404	402.3	471	517.5	471	456.1	538	562.5	538	509.7
405	474.5	405	403.1	472	518.2	472	456.9	539	563.1	539	510.5
406	475.2	406	403.9	473	518.8	473	457.7	540	563.8	540	511.2
407 408	475.8 476.4	407 408	404.7 405.5	474 475	519.5 520.2	474 475	458.5 459.3	541 542	564.5 565.1	541 542	512.0 512.8
408	477.1	409	406.3	475	520.2	476	460.2	543	565.8	543	513.6
410	477.7	410	407.1	477	521.5	477	461.0	544	566.5	544	514.4
411	478.3	411	407.8	478	522.2	478	461.8	545	567.1	545	515.1
412	479.0	412	408.6	479	522.8	479	462.6	546	567.8	546	515.9
413 414	479.6 480.3	413 414	409.4 410.2	480 481	523.5 524.2	480 481	463.4 464.2	547 548	568.5 569.1	547 548	516.7 517.4
414	480.9	415	411.0	482	524.8	482	465.0	549	569.8	549	517.4
416	481.5	416	411.8	483	525.5	483	465.8	550	570.5	550	519.0
417	482.2	417	412.6	484	526.2	484	466.6	551	571.1	551	519.8
418	482.8	418	413.4	485	526.9	485	467.4	552	571.8	552	520.5
419	483.5	419	414.2	486	527.5	486	468.2	553	572.5	553	521.3
420 421	484.1 484.7	420 421	415.0 415.8	487 488	528.2 528.9	487 488	469.0 469.9	554 555	573.1 573.8	554 555	522.1 522.8
421	485.4	422	416.6	489	529.5	489	470.7	556	574.5	556	523.6
423	486.0	423	417.4	490	530.2	490	471.5	557	575.1	557	524.4
424	486.7	424	418.2	491	530.9	491	472.3	558	575.8	558	525.1
425	487.3	425	419.0	492	531.5	492	473.1	559	576.5	559	525.9
426	488.0	426	419.8	493	532.2	493	473.9	560	577.1	560	526.6
427 428	488.6 489.3	427 428	420.6 421.4	494 495	532.9 533.6	494 495	474.7 475.5	561 562	577.8 578.5	561 562	527.4 528.2
429	489.9	429	421.4	496	534.2	496	476.3	563	579.1	563	528.9
430	490.6	430	423.0	497	534.9	497	477.1	564	579.8	564	529.7
431	491.2	431	423.8	498	535.6	498	477.9	565	580.4	565	530.4
432	491.9	432	424.6	499	536.2	499	478.7	566	581.1	566	531.2
433	492.5	433	425.4	500	536.9	500	479.5	567	581.8	567	531.9
434 435	493.1 493.8	434 435	426.2 427.0	501 502	537.6 538.3	501 502	480.3 481.1	568 569	582.4 583.1	568 569	532.7 533.4
436	493.6	436	427.8	503	538.9	503	481.9	570	583.7	570	534.2
437	495.1	437	428.6	504	539.6	504	482.7	571	584.4	571	534.9
438	495.8	438	429.4	505	540.3	505	483.5	572	585.1	572	535.7
439	496.4	439	430.2	506	540.9	506	484.3	573	585.7	573	536.4
440	497.1	440	431.0	507	541.6	507	485.1	574	586.4	574	537.2
441 442	497.7 498.4	441 442	431.9 432.7	508 509	542.3 543.0	508 509	485.9 486.7	575 576	587.0 587.7	575 576	537.9 538.7
443	499.0	443	433.5	510	543.6	510	487.5	577	588.3	577	539.4
444	499.7	444	434.3	511	544.3	511	488.3	578	589.0	578	540.1
445	500.3	445	435.1	512	545.0	512	489.1	579	589.7	579	540.9
446	501.0	446	435.9	513	545.7	513	489.9	580	590.3	580	541.6
447	501.6	447	436.7	514	546.3	514 515	490.7	581	591.0	581 592	542.4 543.1
448 449	502.3 503.0	448 449	437.5 438.3	515 516	547.0 547.7	515 516	491.5 492.3	582 583	591.6 592.3	582 583	543.1
450	503.6	450	439.1	517	548.3	517	493.1	584	592.9	584	544.6
451	504.3	451	439.9	518	549.0	518	493.9	585	593.6	585	545.3
452	504.9	452	440.7	519	549.7	519	494.7	586	594.2	586	546.0
453	505.6	453	441.5	520	550.4	520	495.5	587	594.9	587	546.7
454 455	506.2 506.9	454 455	442.3 443.2	521 522	551.0 551.7	521	496.3	588	595.5 596.2	588	547.5 548.2
455 456	506.9	455 456	443.2	522	551.7	522 523	497.1 497.9	589 590	596.2	589 590	548.2
457	508.2	457	444.8	524	553.1	524	498.7	591	597.5	591	549.6
458	508.9	458	445.6	525	553.7	525	499.5	592	598.1	592	550.4
459	509.5	459	446.4	526	554.4	526	500.3	593	598.8	593	551.1
460	510.2	460	447.2	527	555.1	527	501.0	594	599.4	594	551.8
461 462	510.9 511.5	461 462	448.0 448.8	528 529	555.7 556.4	528 529	501.8 502.6	595 596	600.0 600.7	595 596	552.5 553.2
462	511.5	462 463	448.8	530	556.4	530	502.6	596 597	600.7	596 597	553.2
464	512.2	464	450.4	531	557.8	531	504.2	598	602.0	598	554.7
465	513.5	465	451.2	532	558.4	532	505.0	599	602.6	599	555.4
466	514.2	466	452.1	533	559.1	533	505.8	600	603.3	600	556.1
467	514.8	467	452.9	534	559.8	534	506.6	601	603.9	601	556.8
468	515.5	468	453.7	535	560.4	535	507.3	602	604.5	602	557.5
469	516.2	469	454.5	536	561.1	536	508.1	603	605.2	603	558.2

d	^	4

\4\h /\ I\		\4.\b .1# /	\$ 5 B . A .	\ 4 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	IB A	\4\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	\$ 5 B A	`#` <i>\</i> /\ /\	A B . ^	\4\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	No.4
洗浄弁が		洗浄水槽が		洗浄弁が		洗浄水槽が		洗浄弁が		洗浄水槽が	
単位総数 604	L/min 605.8	単位総数 604	L/min 558.9	単位総数 671	L/min 646.3	単位総数 671	L/min 602.3	単位総数 738	L/min 681.4	単位総数 738	L/min 637.8
605	606.4	605	559.6	672	646.9	672	602.9	739	681.9	739	638.3
606	607.1	606	560.3	673	647.5	673	603.5	740	682.4	740	638.7
607	607.7	607	561.0	674	648.0	674	604.1	741	682.8	741	639.2
608	608.4	608	561.7	675	648.6	675	604.7	742	683.3	742	639.7
609	609.0	609	562.4	676	649.2	676	605.3	743	683.8	743	640.1
610	609.6	610	563.1	677	649.7	677	605.8	744	684.3	744	640.6
611	610.3	611	563.8	678	650.3	678	606.4	745	684.7	745	641.1
612	610.9	612	564.5	679	650.8	679	607.0	746	685.2	746	641.5
613	611.5	613	565.2	680	651.4	680	607.6	747	685.7	747	642.0
614	612.1	614	565.9	681	651.9	681	608.1	748	686.1	748	642.4
615	612.8	615	566.6	682	652.5	682	608.7	749	686.6	749	642.9
616	613.4	616	567.2	683	653.1	683	609.3	750	687.1	750	643.4
617	614.0	617	567.9	684	653.6	684	609.8	751	687.5	751	643.8
618 619	614.6 615.3	618 619	568.6 569.3	685 686	654.2 654.7	685 686	610.4 611.0	752 753	688.0 688.4	752 753	644.3 644.7
620	615.9	620	570.0	687	655.3	687	611.5	753	688.9	753	645.2
621	616.5	621	570.7	688	655.8	688	612.1	755	689.3	755	645.6
622	617.1	622	570.7	689	656.3	689	612.7	756	689.8	756	646.1
623	617.8	623	572.0	690	656.9	690	613.2	757	690.3	757	646.5
624	618.4	624	572.7	691	657.4	691	613.8	758	690.7	757	646.9
625	619.0	625	573.3	692	658.0	692	614.3	759	691.2	759	647.4
626	619.6	626	574.0	693	658.5	693	614.9	760	691.6	760	647.8
627	620.2	627	574.7	694	659.0	694	615.4	761	692.1	761	648.3
628	620.9	628	575.3	695	659.6	695	616.0	762	692.5	762	648.7
629	621.5	629	576.0	696	660.1	696	616.5	763	693.0	763	649.2
630	622.1	630	576.7	697	660.7	697	617.0	764	693.4	764	649.6
631	622.7	631	577.3	698	661.2	698	617.6	765	693.8	765	650.0
632	623.3	632	578.0	699	661.7	699	618.1	766	694.3	766	650.5
633	623.9	633	578.7	700	662.3	700	618.7	767	694.7	767	650.9
634	624.5	634	579.3	701	662.8	701	619.2	768	695.2	768	651.3
635	625.1	635	580.0	702 703	663.3	702 703	619.7	769 770	695.6	769 770	651.8
636 637	625.7 626.4	636 637	580.6 581.3	703	663.8 664.4	703	620.3	771	696.0 696.5	771	652.2
638	627.0	638	581.9	704	664.9	704	620.8 621.3	771	696.9	771	652.6 653.0
639	627.6	639	582.6	706	665.4	706	621.8	773	697.4	773	653.5
640	628.2	640	583.2	707	665.9	707	622.4	774	697.8	774	653.9
641	628.8	641	583.9	708	666.4	708	622.9	775	698.2	775	654.3
642	629.4	642	584.5	709	667.0	709	623.4	776	698.6	776	654.7
643	630.0	643	585.1	710	667.5	710	623.9	777	699.1	777	655.2
644	630.6	644	585.8	711	668.0	711	624.5	778	699.5	778	655.6
645	631.2	645	586.4	712	668.5	712	625.0	779	699.9	779	656.0
646	631.8	646	587.0	713	669.0	713	625.5	780	700.4	780	656.4
647	632.4	647	587.7	714	669.5	714	626.0	781	700.8	781	656.9
648	633.0	648	588.3	715	670.0	715	626.5	782	701.2	782	657.3
649	633.6	649	588.9	716	670.6	716	627.0	783	701.6	783	657.7
650	634.1	650 651	589.6	717	671.1	717	627.5	784	702.1	784	658.1
651 652	634.7 635.3	651 652	590.2	718	671.6 672.1	718	628.0	785 786	702.5	785 786	658.5 658.9
653	635.3	653	590.8 591.4	719 720	672.1 672.6	719 720	628.5 629.0	786 787	702.9 703.3	786 787	659.3
654	636.5	654	591.4	721	673.1	720	629.0	787	703.3	787	659.8
655	637.1	655	592.7	721	673.6	721	630.0	789	703.7	789	660.2
656	637.7	656	593.3	723	674.1	723	630.5	790	704.1	790	660.6
657	638.3	657	593.9	724	674.6	724	631.0	791	705.0	791	661.0
658	638.9	658	594.5	725	675.1	725	631.5	792	705.4	792	661.4
659	639.4	659	595.1	726	675.6	726	632.0	793	705.8	793	661.8
660	640.0	660	595.8	727	676.1	727	632.5	794	706.2	794	662.2
661	640.6	661	596.4	728	676.6	728	633.0	795	706.6	795	662.6
662	641.2	662	597.0	729	677.0	729	633.5	796	707.0	796	663.0
663	641.8	663	597.6	730	677.5	730	634.0	797	707.4	797	663.5
664	642.3	664	598.2	731	678.0	731	634.5	798	707.8	798	663.9
665	642.9	665	598.8	732	678.5	732	634.9	799	708.3	799	664.3
666	643.5	666	599.4	733	679.0	733	635.4	800	708.7	800	664.7
667	644.1	667	600.0	734	679.5	734	635.9	801	709.1	801	665.1
668	644.6	668	600.6	735	680.0	735	636.4	802	709.5	802	665.5
669	645.2	669	601.2	736	680.4	736	636.8	803	709.9	803	665.9
670	645.8	670	601.8	737	680.9	737	637.3	804	710.3	804	666.3

	$\overline{}$		5
4	U	١.	J

N 35 / 13	- 15 4	1 50 55 1 145	A 6 15 A	30.35 (- 15 4	I sa se a ae.	à -	3/1 3/5 /: / 3	- 15 4		No.5
洗浄弁が		洗浄水槽が			多い場合	洗浄水槽が		洗浄弁が		洗浄水槽が	
単位総数	L/min	単位総数	L/min	単位総数	L/min	単位総数	L/min	単位総数	L/min	単位総数	L/min
805 806	710.7 711.1	805 806	666.7 667.1	872 873	736.3 736.7	872 873	694.5 694.9	939 940	763.9 764.4	939 940	731.7 732.5
806	711.1	807	667.5	874	737.1	874	695.4	940	764.4	940	732.5
808	711.9	808	667.9	875	737.1	875	695.8	942	765.4	942	733.2
809	711.3	809	668.3	876	737.8	876	696.3	943	765.8	943	734.6
810	712.7	810	668.7	877	738.2	877	696.7	944	766.3	944	735.3
811	713.1	811	669.1	878	738.6	878	697.2	945	766.8	945	736.1
812	713.5	812	669.5	879	739.0	879	697.7	946	767.3	946	736.8
813	713.8	813	669.9	880	739.3	880	698.1	947	767.8	947	737.6
814	714.2	814	670.3	881	739.7	881	698.6	948	768.3	948	738.3
815	714.6	815	670.7	882	740.1	882	699.1	949	768.8	949	739.1
816	715.0	816	671.1	883	740.5	883	699.6	950	769.3	950	739.8
817	715.4	817	671.5	884	740.9	884	700.0	951	769.8	951	740.6
818	715.8	818	671.9	885	741.3	885	700.5	952	770.3	952	741.4
819	716.2	819	672.3	886	741.6	886	701.0	953	770.8	953	742.2
820	716.6	820	672.7	887	742.0	887	701.5	954	771.3	954	743.0
821	717.0	821	673.1	888	742.4	888	702.0	955	771.8	955	743.8
822 823	717.4 717.7	822	673.5	889	742.8	889	702.5	956	772.3	956	744.6
823	717.7	823 824	673.9 674.3	890 891	743.2 743.6	890 891	703.0 703.5	957 958	772.9 773.4	957 958	745.4 746.2
825	718.5	825	674.7	892	743.6	892	703.5	959	773.4	959	740.2
826	718.9	826	674.7	893	744.0	893	704.0	960	773.9	960	747.1
827	719.3	827	675.5	894	744.4	894	704.3	961	774.3	961	747.3
828	719.7	828	675.9	895	745.2	895	705.5	962	775.5	962	749.6
829	720.1	829	676.3	896	745.5	896	706.0	963	776.1	963	750.5
830	720.4	830	676.7	897	745.9	897	706.5	964	776.6	964	751.3
831	720.8	831	677.1	898	746.3	898	707.0	965	777.2	965	752.2
832	721.2	832	677.6	899	746.7	899	707.5	966	777.7	966	753.1
833	721.6	833	678.0	900	747.1	900	708.1	967	778.3	967	754.0
834	722.0	834	678.4	901	747.5	901	708.6	968	778.9	968	754.9
835	722.4	835	678.8	902	747.9	902	709.1	969	779.4	969	755.8
836	722.7	836	679.2	903	748.3	903	709.7	970	780.0	970	756.7
837	723.1	837	679.6	904	748.7	904	710.2	971	780.6	971	757.6
838 839	723.5 723.9	838 839	680.0 680.4	905 906	749.1 749.6	905 906	710.7 711.3	972 973	781.1 781.7	972 973	758.5 759.5
840	723.9	840	680.8	907	750.0	906	711.8	973	782.3	973	760.4
841	724.2	841	681.2	908	750.4	908	711.8	975	782.9	975	761.4
842	725.0	842	681.6	909	750.4	909	713.0	976	783.5	976	762.3
843	725.4	843	682.0	910	751.2	910	713.5	977	784.1	977	763.3
844	725.8	844	682.4	911	751.6	911	714.1	978	784.7	978	764.3
845	726.1	845	682.9	912	752.0	912	714.6	979	785.3	979	765.3
846	726.5	846	683.3	913	752.4	913	715.2	980	785.9	980	766.3
847	726.9	847	683.7	914	752.9	914	715.8	981	786.5	981	767.3
848	727.3	848	684.1	915	753.3	915	716.4	982	787.2	982	768.3
849	727.6	849	684.5	916	753.7	916	717.0	983	787.8	983	769.3
850	728.0	850	684.9	917	754.1	917	717.6	984	788.4	984	770.3
851	728.4	851	685.4	918	754.5	918	718.1	985	789.1	985	771.4
852	728.8	852	685.8	919	755.0	919	718.7	986	789.7	986	772.4
853 854	729.1 729.5	853 854	686.2 686.6	920 921	755.4 755.8	920 921	719.3 720.0	987 988	790.3 791.0	987 988	773.5 774.6
854 855	729.5	854 855	687.0	921	756.3	921	720.0	988	791.0	988	774.6
856	730.3	856	687.5	923	756.7	923	721.2	990	791.0	990	776.7
857	730.6	857	687.9	924	757.1	924	721.8	991	793.0	991	777.8
858	731.0	858	688.3	925	757.6	925	722.4	992	793.6	992	779.0
859	731.4	859	688.7	926	758.0	926	723.1	993	794.3	993	780.1
860	731.8	860	689.2	927	758.4	927	723.7	994	795.0	994	781.2
861	732.2	861	689.6	928	758.9	928	724.3	995	795.7	995	782.3
862	732.5	862	690.0	929	759.3	929	725.0	996	796.4	996	783.5
863	732.9	863	690.5	930	759.8	930	725.6	997	797.1	997	784.7
864	733.3	864	690.9	931	760.2	931	726.3	998	797.8	998	785.8
865	733.7	865	691.3	932	760.7	932	727.0	999	798.5	999	787.0
866	734.0	866	691.8	933	761.1	933	727.6				
867	734.4	867	692.2	934	761.6	934	728.3				
868	734.8	868	692.7	935	762.1	935	729.0				
869 870	735.2	869 870	693.1 693.6	936 937	762.5 763.0	936 937	729.7 730.4				
870	735.5 735.9	870	694.0	937	763.0	937	730.4				
0/1	100.9	0/1	034.0	900	700.0	300	731.0				

動水勾配早見表(ϕ 50mm以下)

流量			协水勾配	3		流量		重	协水勾配	3		流量			助水勾酥	3	
L/min	13	20	25	40	50	L/min	13	20	25	40	50	L/min	13	20	25	40	50
1	4	1				58		514	182	21	7	115			623	69	24
2	11	2	1			59		530	188	21	8	116			633	70	24
3	22	3	1			60		546	194	22	8	117			643	71	25
4	35 51	5	2			61		563	200	23	8	118			653	72	25
5	69	8 10	3 4			62		579	205	23	8	119			663 673	73 74	26 26
6 7	90	13	5	1		63 64		596 613	211 217	24 25	9	120 121			683	75	26
8	113	17	6	1		65		631	223	25	9	122			694	76	27
9	138	20	7	1		66		648	230	26	9	123			704	77	27
10	166	24	9	1		67		666	236	27	9	124			714	79	27
11	196	28	10	1		68		684	242	27	10	125			725	80	28
12	228	33	12	1	1	69		703	249	28	10	126			736	81	28
13	263	38	14	2	1	70		721	255	29	10	127			746	82	29
14	299	43	16	2	1	71		740	262	29	10	128			757	83	29
15	338	48	18	2	1	72		759	268	30	11	129			768	84	29
16	378	54	20	2	1	73		778	275	31	11	130			779	85	30
17	421	59	22	3	1	74		797	282	32	11	131			790	87	30
18	466	66	24	3	1	75		817	288	32	11	132			801	88	31
19	513	72	26	3	1	76		837	295	33	12	133			812	89	31
20	561	79	29	3	1	77		857	302	34	12	134			823	90	31
21	612 665	86 93	31 34	4	1	78 79		877 898	309 317	35 35	12 12	135 136			834 845	91 93	32 32
23	720	100	36	4	2	80		918	317	36	13	137			857	93	33
24	777	108	39	5	2	81		939	331	37	13	138			868	95	33
25	836	116	42	5	2	82		960	338	38	13	139			880	96	34
26	897	124	45	5	2	83		982	346	39	14	140			891	98	34
27	960	132	48	6	2	84		002	353	40	14	141			903	99	34
28		141	51	6	2	85			361	40	14	142			915	100	35
29		150	54	6	2	86			369	41	14	143			927	101	35
30		159	57	7	2	87			376	42	15	144			938	103	36
31		169	61	7	3	88			384	43	15	145			950	104	36
32		178	64	7	3	89			392	44	15	146			962	105	37
33		188	68	8	3	90			400	45	16	147			974	106	37
34		199	71	8	3	91			408	45	16	148			987	108	37
35		209	75	9	3	92			416	46	16	149			999	109	38
36		220	79	9	3	93			424	47	17	150				110	38
37		231	83	10	3	94			433	48	17	151				112	39
38 39		242 253	87 91	10 10	4	95 96			441 449	49 50	17 18	152 153				113 114	39 40
40		265	95	11	4	97			458	51	18	154				116	40
41		277	99	11	4	98			466	52	18	155				117	41
42		289	103	12	4	99			475	53	18	156				118	41
43		301	108	12	4	100			484	54	19	157				120	42
44		314	112	13	5	101			493	55	19	158				121	42
45		326	117	13	5	102			501	56	19	159				122	43
46		339	121	14	5	103			510	57	20	160				124	43
47		353	126	14	5	104			519	58	20	161				125	44
48		366	131	15	5	105			528	59	20	162				127	44
49		380	135	16	5	106			538	59	21	163				128	44
50		394	140	16	6	107			547	60	21	164				129	45
51		408	145	17	6	108			556	61	22	165				131	45
52		422	150	17	6	109			565	63	22	166				132	46
53		437	156	18	6	110			575	64 65	22	167				134	46
54 55		452 467	161 166	18 19	6 7	111			584 594	65 66	23 23	168				135 137	47 47
56		467	171	20	7	113			604	67	23	169 170				137	47
57		498	177	20	7	114			613	68	24	171				139	48
IJ/		490	1//	20	/	114		$oxed{oxed}$	013	00	24	1/1		<u> </u>		109	40

流量			動水勾酉	2		流量		Ē	動水勾酉	2		流量		Ī	動水勾配]	
L/min	13	20	25	40	50	L/min	13	20	25	40	50	L/min	13	20	25	40	50
172				141	49	229				236	82	286				354	122
173				142	49	230				238	82	287				356	123
174				144	50	231				240	83	288				359	123
175				145	50	232				242	84	289				361	124
176				147	51	233				244	84	290				363	125
177				148	51	234				246	85	291				366	126
178				150	52	235				248	86	292				368	127
179				151	53	236				250	86	293				370	127
180				153	53	237				251	87	294				372	128
181				154	54	238				253	88	295				375	129
182				156	54	239				255	88	296				377	130
183				158	55	240				257	89	297				379	131
184				159	55	241				259	89	298				382	131
185				161	56	242				261	90	299				384	132
186				162	56	243				263	91	300				386	133
187				164	57	244				265	92	301				389	134
188				165	57	245				267	92	302				391	135
189				167	58	246				269	93	303				394	135
190				169	58	247				271	94	304				396	136
191				170	59	248				273	94	305				398	137
192				172	60	249				275	95	306				401	138
193				173	60	250				277	96	307				403	139
194				175	61	251				279	96	308				406	139
195				177	61	252				281	97	309				408	140
196				178	62	253				283	98	310				410	141
197				180	62	254				285	98	311				413	142
198				182	63	255				287	99	312				415	143
199				183	63	256				289	100	313				418	144
200				185	64	257				291	100	314				420	144
201				187	65	258				293	101	315				423	145
202				188	65	259				296	102	316				425	146
203				190	66	260				298	103	317				427	147
204				192	66	261				300	103	318				430	148
205				193	67	262				302	104	319				432	149
206				195	68	263				304	105	320				435	149
207				197	68	264				306	105	321				437	150
208				199	69	265				308	106	322				440	151
209				200	69	266				310	107	323				442	152
210				202	70	267				312	108	324				445	153
211				204	70	268				315	108	325				447	154
212				205	71	269				317	109	326				450	155
213				207	72	270				319	110	327				453	155
214				209	72	271				321	111	328				455	156
215				211	73	272				323	111	329		İ		458	157
216				213	74	273				325	112	330				460	158
217				214	74	274				327	113	331				463	159
218				216	75	275				330	114	332		İ		465	160
219				218	75	276				332	114	333				468	161
220				220	76	277				334	115	334				470	162
221				222	77	278				336	116	335				473	162
222				223	77	279				338	117	336				476	163
223				225	78	280				341	117	337				478	164
224				227	78	281				343	118	338		t		481	165
225				229	79	282				345	119	339		t		483	166
226				231	80	283				347	120	340				486	167
227				233	80	284				350	120	341				489	168
228				234	81	285				352	121	342		 		491	169
220			<u> </u>	204	0 1	200				302	121	342		ļ		491	109

流量			動水勾酉	5		流量		Ī	動水勾酉	3		流量		į	動水勾配	3	
L/min	13	20	25	40	50	L/min	13	20	25	40	50	L/min	13	20	25	40	50
343				494	170	400				656	225	457				839	287
344				497	170	401				659	226	458				842	288
345				499	171	402				662	227	459				845	289
346				502	172	403				665	228	460				849	290
347				505	173	404				668	229	461				852	291
348				507	174	405				671	230	462				856	292
349				510	175	406				674	231	463				859	294
350				513	176	407				677	232	464				863	295
351				515	177	408				680	233	465				866	296
352				518	178	409				683	234	466				870	297
353				521	179	410				686	235	467				873	298
354				524	180	411				689	236	468				876	299
355				526	181	412				692	237	469				880	301
356				529	181	413				695	238	470				883	302
357				532	182	414				699	239	471				887	303
358				534	183	415				702	240	472				890	304
359				537	184	416				705	241	473			\vdash	894	305
360				540	185	417				708	242	474				897	307
361				543	186	418				711	243	475				901	308
362 363				545 548	187 188	419 420				714 717	244 246	476 477				904 908	309 310
364				551	189	420				717	246	477				908	310
365				554	190	421				721	247	479				915	313
366				557	191	423				727	249	480				919	314
367				559	191	424				730	250	481				922	315
368				562	193	425				733	251	482				926	316
369				565	194	426				736	252	483				929	317
370				568	195	427				740	253	484				933	319
371				571	196	428				743	254	485				936	320
372				574	197	429				746	255	486				940	321
373				576	198	430				749	256	487				944	322
374				579	199	431				753	257	488				947	323
375				582	200	432				756	259	489				951	325
376				585	201	433				759	260	490				954	326
377				588	201	434				762	261	491				958	327
378				591	202	435				765	262	492				962	328
379				594	203	436				769	263	493				965	330
380				596	204	437				772	264	494				969	331
381				599	205	438				775	265	495				973	332
382				602	206	439				779	266	496				976	333
383				605	207	440				782	267	497			$oxed{oxed}$	980	335
384				608	208	441				785	269	498			$oxed{oxed}$	983	336
385				611	209	442				788	270	499				987	337
386				614	210	443				792	271	500				991	338
387				617	211	444				795	272	501				995	340
388				620	212	445				798	273	502				998	341
389				623	213	446				802	274	503					342
390				626	214	447				805	275	504					343
391				629	215	448				808	276	505					345
392				632	216	449				812	278	506					346
393				635	217	450				815	279	507					347
394				638	218	451				818	280	508					348
395				641	219	452				822	281	509					350
396				644	220	453				825	282	510					351
397				647	221	454				828	283	511					352
398				650	222	455				832	284	512					353
399				653	224	456				835	286	513		<u> </u>			355

流量		Ē	動水勾酉	7.		流量		Ē	動水勾酉	7.		流量		Ē	動水勾西	i2.	
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
1		, ,				58	3	1				115	10	5	1		
2						59	3	1				116	10	5	1		
3						60	3	2				117	10	5	1		
4						61	3	2				118	11	5	1		
5						62	3	2				119	11	5	1		
						63	3	2				120	11	5			
6															1		
7						64	3	2				121	11	6	1		
8						65	4	2				122	11	6	1		
9						66	4	2				123	11	6	1		
10						67	4	2				124	12	6	1		
11						68	4	2				125	12	6	1		
12						69	4	2				126	12	6	1		
13						70	4	2				127	12	6	1	1	
14						71	4	2	1			128	12	6	2	1	
15						72	4	2	1			129	13	6	2	1	
16						73	4	2	1			130	13	6	2	1	
17						74	4	2	1			131	13	6	2	1	
18						75	5	2	1			132	13	7	2	1	
19						76	5	2				133	13	7	2	1	
20						77	5	2				134	13	7	2	1	
21						78	5	2				135	14	7	2	1	
22						79	5	3				136	14	7	2	1	
23	1					80	5	3				137	14	7	2	1	
24	1					81	5	3				138	14	7	2	1	
25	1					82	5	3				139	14	7	2	1	
26	1					83	6	3				140	15	7	2	1	
27	1					84	6	3				141	15	7	2	1	
28	1					85	6	3				142	15	7	2	1	
29	1					86	6	3	1			143	15	8	2	1	
30	1					87	6	3	1			144	15	8	2	1	
31	1					88	6	3	1			145	16	8	2	1	
32	1					89	6	3	1			146	16	8	2	1	
33	1	1				90	6	3	1			147	16	8	2	1	
34	1	1				91	7	3	1			148	16	8	2	1	
35	1	1				92	7	3	1			149	16	8	2	1	
36	1	1				93	7	3	1			150	17	8	2	1	
37	1	1				94	7	3				151	17	8		•	
38	1	1				95	7	4	1			152	17	8	2		
39	1	1				96	7	4					17	9			
						-						153	17				
40	1	1				97	7	4				154		9	2	1	
41	2	1				98	8	4				155	18	9	2	1	
42	2	1				99	8	4				156	18	9	2	1	
43	2	1				100	8	4				157	18	9	2	1	igwdot
44	2	1				101	8	4	1			158	18	9	2	1	igsquare
45	2	1				102	8	4				159	18	9	2	1	igsquare
46	2	1				103	8	4	1			160	19	9	2	1	
47	2	1				104	8	4	1			161	19	9	2	1	
48	2	1				105	9	4	1			162	19	10	2	1	
49	2	1				106	9	4	1			163	19	10	2	1	
50	2	1				107	9	4	1			164	20	10	2	1	
51	2	1				108	9	4	1			165	20	10	2	1	
52	2	1				109	9	5				166	20	10	2	1	
53	2	1				110	9	5				167	20	10	2	1	
54	2	1				111	9	5				168	20	10	3		
55	3	1				112	10	5				169	21	10	3		
56	3	1				113	10	5				170	21	10	3		
	3					-	10	5 5					21	11	3		
57	3	1				114	10	5				171	۷۱	- 11	3	1	<u> </u>

流量		重	助水勾面	2		流量		J	助水勾配]		流量	<u> </u>	j	動水勾酉	2	
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/m	in 65	75	100	125	150
172	21	11	3	1		229	36	18	4	1	1	28	5 55	27	7	2	1
173	22	11	3	1		230	36	18	4	2	1	28	7 55	27	7	2	1
174	22	11	3	1		231	37	18	5	2	1	28	3 55	28	7	2	1
175	22	11	3	1		232	37	18	5	2	1	28	56	28	7	2	1
176	22	11	3	1		233	37	19	5	2	1	29) 56	28	7	2	1
177	22	11	3	1		234	38	19	5	2	1	29	56	28	7	2	1
178	23	11	3	1		235	38	19	5	2	1	29	2 57	28	7	2	1
179	23	11	3	1		236	38	19	5	2	1	29	3 57	28	7	2	1
180	23	12	3	1		237	39	19	5	2	1	29	1 57	29	7	2	1
181	23	12	3	1		238	39	19	5	2	1	29	5 58	29	7	2	1
182	24	12	3	1		239	39	20	5	2	1	29	5 58	29	7	2	1
183	24	12	3	1		240	39	20	5	2	1	29	7 59	29	7	2	1
184	24	12	3	1		241	40	20	5	2	1	29	3 59	29	7	2	1
185	24	12	3	1		242	40	20	5	2	1	29	59	30	7	2	1
186	25	12	3	1		243	40	20	5	2	1	30) 60	30	7	2	1
187	25	12	3	1		244	41	20	5	2	1	30	60	30	7	2	1
188	25	13	3	1		245	41	20	5	2	1	30	2 60	30	7	2	1
189	25	13	3	1		246	41	21	5	2	1	30	3 61	30	7	3	1
190	26	13	3	1		247	42	21	5	2	1	30	1 61	30	8	3	1
191	26	13	3	1		248	42	21	5	2	1	30	5 62	31	8	3	1
192	26	13	3	1		249	42	21	5	2	1	30	62	31	8	3	1
193	26	13	3	1		250	43	21	5	2	1	30	7 62	31	8	3	1
194	27	13	3	1		251	43	21	5	2	1	30	3 63	31	8	3	1
195	27	13	3	1		252	43	22	5	2	1	30) 63	31	8	3	1
196	27	14	3	1		253	44	22	5	2	1	31) 63	32	8	3	1
197	27	14	3	1		254	44	22	5	2	1	31	64	32	8	3	1
198	28	14	3	1		255	44	22	5	2	1	31:	2 64	32	8	3	1
199	28	14	3	1		256	44	22	5	2	1	31	3 65	32	8	3	1
200	28	14	3	1		257	45	22	5	2	1	31	1 65	32	8	3	1
201	28	14	3	1		258	45	22	6	2	1	31	5 65	33	8	3	1
202	29	14	4	1		259	45	23	6	2	1	31	66	33	8	3	1
203	29	14	4	1		260	46	23	6	2	1	31	7 66	33	8	3	1
204	29	15	4	1		261	46	23	6	2	1	31	3 66	33	8	3	1
205	29	15	4	1	1	262	46	23	6	2	1	31) 67	33	8	3	1
206	30	15	4	1	1	263	47	23	6	2	1	32) 67	33	8	3	1
207	30	15	4	1	1	264	47	23	6	2	1	32	68	34	8	3	1
208	30	15	4	1	1	265	47	24	6	2	1	32			8	3	1
209	31	15	4	1	1	266	48	24	6	2	1	32	_		8	3	1
210	31	15	4	1	1	267	48	24	6	2	1	32		1	8	3	1
211	31	15	4	1	1	268	48	24	6	2	1	32			8	3	1
212	31	16	4	1	1	269	49	24	6	2	1	32			9	3	1
213	32	16	4	1	1	270	49	24	6	2	1	32			9	3	1
214	32	16	4	1	1	271	49	25	6	2	1	32	_		9	3	1
215	32	16	4	1	1	272	50	25	6	2	1	32			9	3	1
216	32	16	4	1	1	273	50	25	6	2	1	330	_		9	3	1
217	33	16	4	1	1	274	50	25	6	2	1	33	_		9	3	1
218	33	16	4	1	1	275	51	25	6	2	1	33:	_		9	3	1
219	33	17	4	1	1	276	51	25	6	2	1	33	_		9	3	1
220	34	17	4	1	1	277	51	26	6	2	1	33			9	3	1
221	34	17	4	1	1	278	52	26	6	2	1	33			9	3	1
222	34	17	4	1	1	279	52	26	6	2	1	33			9	3	1
223	34	17	4	1	1	280	53	26	6	2	1	33			9	3	1
224	35	17	4	1	1	281	53	26	6	2	1	33			9	3	1
225	35	17	4	1	1	282	53	27	7	2	1	33	_		9	3	1
226	35	18	4	1	1	283	54	27	7	2	1	34			9	3	1
227	36	18	4	1	1	284	54	27	7	2	1	34	_		9	3	1
228	36	18	4	1	1	285	54	27	7	2	1	34	_		9	3	1
220	30	10	4		ı	200	J4	۷1	,		ı	34	- / /	30	J	J	1

流量		重	水勾配	3		流量		重	助水勾配]		流量		重	助水勾酉	2	
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
343	76	38	9	3	1	400	102	51	12	4	2	457	130	65	16	5	2
344	77	38	9	3	1	401	102	51	13	4	2	458	130	65	16	5	2
345	77	38	9	3	1	402	103	51	13	4	2	459	131	65	16	5	2
346	78	39	10	3	1	403	103	51	13	4	2	460	132	66	16	5	2
347	78	39	10	3	1	404	103	52	13	4	2	461	132	66	16	5	2
348	79	39	10	3	1	405	104	52	13	4	2	462	133	66	16	5	2
349	79	39	10	3	1	406	104	52	13	4	2	463	133	66	16	6	2
350	79	40	10	3	1	407	105	52	13	4	2	464	134	67	16	6	2
351	80	40	10	3	1	408	105	52	13	4	2	465	134	67	16	6	2
352	80	40	10	3	1	409	106	53	13	4	2	466	135	67	17	6	2
353	81	40	10	3	1	410	106	53	13	4	2	467	135	67	17	6	2
354	81	40	10	3	1	411	107	53	13	4	2	468	136	68	17	6	2
355	81	41	10	3	1	412	107	53	13	4	2	469	136	68	17	6	2
356	82	41	10	3	1	413	108	54	13	4	2	470	137	68	17	6	2
357	82	41	10	3	1	414	108	54	13	4	2	471	137	68	17	6	2
358	83	41	10	3	1	415	109	54	13	5	2	472	138	69	17	6	2
359	83	41	10	3	1	416	109	54	13	5	2	473	139	69	17	6	2
360	84	42	10	3	1	417	110	55	13	5	2	474	139	69	17	6	2
361	84	42	10	3	1	418	110	55	14	5	2	475	140	70	17	6	2
362	84	42	10	3	1	419	111	55	14	5	2	476	140	70	17	6	2
363	85	42	10	4	1	420	111	55	14	5	2	477	141	70	17	6	2
364	85	42	10	4	1	421	112	56	14	5	2	478	141	70	17	6	2
365	86	43	11	4	1	422	112	56	14	5	2	479	142	71	17	6	2
366	86	43	11	4	1	423	113	56	14	5	2	480	142	71	17	6	2
367	87	43	11	4	1	424	113	56	14	5	2	481	143	71	18	6	2
368	87	43	11	4	1	425	114	57	14	5	2	482	143	71	18	6	2
369	87	44	11	4	1	426	114	57	14	5	2	483	144	72	18	6	2
370	88	44	11	4	1	427	115	57	14	5	2	484	145	72	18	6	2
371	88	44	11	4	2	428	115	57	14	5	2	485	145	72	18	6	2
372	89	44	11	4	2	429	116	58	14	5	2	486	146	73	18	6	2
373	89	44	11	4	2	430	116	58	14	5	2	487	146	73	18	6	2
374	90	45	11	4	2	431	117	58	14	5	2	488	147	73	18	6	2
375	90	45	11	4	2	432	117	58	14	5	2	489	147	73	18	6	3
376	91	45	11	4	2	433	118	59	14	5	2	490	148	74	18	6	3
377	91	45	11	4	2	434	118	59	14	5	2	491	148	74	18	6	3
378	91	46	11	4	2	435	119	59	15	5	2	492	149	74	18	6	3
379	92	46	11	4	2	436	119	59	15	5	2	493	150	74	18	6	3
380	92	46	11	4	2	437	120	60	15	5	2	494	150	75	18	6	3
381	93	46	11	4	2	438	120	60	15	5	2	495	151	75	18	6	3
382	93	46	11	4	2	438	121	60	15	5 5	2	496	151	75 75	19	6	3
383	94	47	12	4	2	440	121	60	15	5	2	497	152	75 76	19	6	3
384	94	47	12	4	2	441	122	61	15	5	2	498	152	76	19	6	3
-	95	47	12	4	2	\vdash	122	61	15	5 5	2	-	153	76 76	19	6	3
385	95	47	12		2	442	123		15	5 5	2	499	153	76 76		6	3
386 387	96	47	12	4	2	443 444	123	61 61	15	5 5	2	500	154	76	19 19	6	3
-			12		2	\vdash	123	62	15	5 5	2	501	155	77	19	6	3
388	96	48		4		445						502					
389	96	48	12	4	2	446	124 125	62	15 15	5	2	503	155	77 78	19	6	3
390	97	48	12	4	2	447		62		5	2	504	156		19	6	3
391	97	49	12	4	2	448	125	62	15	5	2	505	156	78 70	19	6	3
392	98	49	12	4	2	449	126	63	15	5	2	506	157	78 70	19	6	3
393	98	49	12	4	2	450	126	63	15	5	2	507	157	78	19	7	3
394	99	49	12	4	2	451	127	63	16	5	2	508	158	79	19	7	3
395	99	49	12	4	2	452	127	63	16	5	2	509	159	79	19	7	3
396	100	50	12	4	2	453	128	64	16	5	2	510	159	79	20	7	3
397	100	50	12	4	2	454	128	64	16	5	2	511	160	80	20	7	3
398	101	50	12	4	2	455	129	64	16	5	2	512	160	80	20	7	3
399	101	50	12	4	2	456	129	64	16	5	2	513	161	80	20	7	3

流量		重	加水勾配]		流量		1	助水勾面	3		流量			助水勾酉	2	
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
514	162	80	20	7	3	571	196	98	24	8	3	628	234	117	29	10	4
515	162	81	20	7	3	572	197	98	24	8	3	629	235	117	29	10	4
516	163	81	20	7	3	573	197	98	24	8	3	630	235	117	29	10	4
517	163	81	20	7	3	574	198	99	24	8	3	631	236	118	29	10	4
518	164	82	20	7	3	575	199	99	24	8	3	632	237	118	29	10	4
519	164	82	20	7	3	576	199	99	24	8	3	633	237	118	29	10	4
520	165	82	20	7	3	577	200	100	25	8	3	634	238	119	29	10	4
521	166	82	20	7	3	578	201	100	25	8	3	635	239	119	29	10	4
522	166	83	20	7	3	579	201	100	25	8	3	636	240	119	29	10	4
523	167	83	20	7	3	580	202	101	25	8	3	637	240	120	29	10	4
524	167	83	21	7	3	581	203	101	25	8	3	638	241	120	30	10	4
525	168	84	21	7	3	582	203	101	25	8	3	639	242	120	30	10	4
526	169	84	21	7	3	583	204	102	25	8	3	640	242	121	30	10	4
527	169	84	21	7	3	584	205	102	25	8	3	641	243	121	30	10	4
528	170	85	21	7	3	585	205	102	25	8	3	642	244	121	30	10	4
529	170	85	21	7	3	586	206	103	25	9	4	643	244	122	30	10	4
530	171	85	21	7	3	587	207	103	25	9	4	644	245	122	30	10	4
531	172	85	21	7	3	588	207	103	25	9	4	645	246	122	30	10	4
532	172	86	21	7	3	589	208	104	26	9	4	646	247	123	30	10	4
533	173	86	21	7	3	590	208	104	26	9	4	647	247	123	30	10	4
534	173	86	21	7	3	591	209	104	26	9	4	648	248	124	30	10	4
535	174	87	21	7	3	592	210	104	26	9	4	649	249	124	31	10	4
536	175	87	21	7	3	593	210	105	26	9	4	650	249	124	31	10	4
537	175	87	21	7	3	594	211	105	26	9	4	651	250	125	31	10	4
538	176	88	22	7	3	595	212	105	26	9	4	652	251	125	31	10	4
539	176	88	22	7	3	596	212	106	26	9	4	653	252	125	31	10	4
540	177	88	22	7	3	597	213	106	26	9	4	654	252	126	31	10	4
541	178	88	22	7	3	598	214	106	26	9	4	655	253	126	31	10	4
542	178	89	22	7	3	599	214	107	26	9	4	656	254	126	31	10	4
543	179	89	22	7	3	600	215	107	26	9	4	657	254	127	31	11	4
544	179	89	22	7	3	601	216	107	26	9	4	658	255	127	31	11	4
545	180	90	22	7	3	602	216	108	27	9	4	659	256	127	31	11	4
546	181	90	22	7	3	603	217	108	27	9	4	660	257	128	31	11	4
547	181	90	22	8	3	604	218	108	27	9	4	661	257	128	32	11	4
548	182	91	22	8	3	605	218	109	27	9	4	662	258	128	32	11	4
549	182	91	22	8	3	606	219	109	27	9	4	663	259	129	32	11	4
550	183	91	22	8	3	607	220	109	27	9	4	664	259	129	32	11	4
551	184	92	23	8	3	608	220	110	27	9	4	665	260	130	32	11	4
552	184	92	23	8	3	609	221	110	27	9		666	261	130	32	11	4
553	185	92	23	8	3	610	222	110	27	9	4	667	262	130	32	11	4
554	186	92	23	8	3	611	222	111	27	9	4	668	262	131	32	11	4
555	186	93	23	8	3	612	223	111	27	9	4	669	263	131	32	11	4
556	187	93	23	8	3	613	224	111	27	9	4	670	264	131	32	11	4
557	187	93	23	8	3	614	224	112	28	9	4	671	264	132	32	11	5
558	188	94	23	8	3	615	225	112	28	9	4	672	265	132	33	11	5
559	189	94	23	8	3	616	226	112	28	9	4	673	266	132	33	11	5
560	189	94	23	8	3	617	226	113	28	9	4	674	267	133	33	11	5
561	190	95	23	8	3	618	227	113	28	9	4	675	267	133	33	11	5
562	191	95	23	8	3	619	228	113	28	9	4	676	268	134	33	11	5
563	191	95	23	8	3	620	228	114	28	9	4	677	269	134	33	11	5
564	192	96	24	8	3	621	229	114	28	9	4	678	270	134	33	11	5
565	192	96	24	8	3	622	230	115	28	10	4	679	270	135	33	11	5
566	193	96	24	8	3	623	231	115	28	10	4	680	271	135	33	11	5
567	194	96	24	8	3	624	231	115	28	10	4	681	272	135	33	11	5
568	194	97	24	8	3	625	232	116	28	10	4	682	273	136	33	11	5
569	195	97	24	8	3	626	233	116	29	10	4	683	273	136	34	11	5
570	196	97	24	8	3	627	233	116	29	10	4	684	274	137	34	11	5

	流量		動	小公面	3		流量		1	動水勾酯]		流量		重	加水勾画	3	N0.5
Sept 176 137 34		65	75	100	125	150		65	75	100	125	150		65	75	100	125	150
Sept 178 138 34	685	275	137	34	11		742	319	159	39	13		799	365	182	45	15	
See 277 138 34 11 5 745 321 160 39 13 5 802 388 182 45 15 6 680 279 139 34 12 5 747 322 161 40 13 5 804 370 184 45 15 6 680 279 139 34 12 5 748 322 161 40 13 6 806 370 186 45 15 6 680 280 139 34 12 5 748 322 161 40 13 6 806 370 186 46 15 6 680 280 139 34 12 5 748 322 161 40 13 6 806 371 185 46 15 6 680 48 140 35 12 5 758 325 162 40 13 6 806 371 185 46 15 6 680 48 140 35 12 5 758 322 161 40 13 6 806 371 185 46 15 6 680 48 140 35 12 5 758 322 163 40 14 6 800 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 374 186 46 15 6 680 80 375 187 40 40 14 6 800 374 186 46 16 6 6 680 40 40 40 40 40 40 40	686				11		743						800					
Sep 278 138 34	-												_					
1890 279 139 34 12 55 747 323 161 40 13 5 6 602 280 139 34 12 55 748 323 161 40 13 6 6 606 371 185 46 15 6 608 282 141 34 12 5 750 325 162 40 13 6 806 371 185 46 15 6 608 282 141 35 12 5 750 325 162 40 13 6 806 371 185 46 15 6 608 282 141 35 12 5 752 327 163 40 14 6 809 374 186 46 15 6 608 808 371 185 46 15 6 608 808 371 185 46 15 6 608 808 371 185 46 15 6 6 608 371 185 46 15 6 6 608 371 185 46 15 6 6 608 371 185 46 15 6 6 6 6 6 6 6 6 6	-												_					
1991 279 139 34	-						-						_					
Begs 280 139 34 12 5 749 324 161 40 13 6 800 371 185 46 15 6 684 281 140 35 12 5 750 325 162 40 13 6 800 371 185 46 15 6 6896 282 141 35 12 5 751 326 162 40 13 6 800 371 185 46 15 6 6896 283 141 35 12 5 752 327 163 40 14 6 800 374 186 46 15 6 6896 283 141 35 12 5 753 327 163 40 14 6 800 374 186 46 15 6 6896 283 141 35 12 5 754 328 163 40 14 6 811 376 187 46 16 6 6 6898 285 142 35 12 5 756 330 164 40 14 6 811 376 187 46 16 6 6 6 6898 285 142 35 12 5 756 330 164 40 14 6 811 376 187 46 16 6 6 6 6 6 6 6 6	-		-				-			-			-					
Begs 2281 140 34 12 5 750 325 162 40 13 6 807 372 185 46 15 6 689 282 141 35 12 5 752 326 162 40 13 6 808 373 186 46 15 6 689 283 141 35 12 5 753 327 163 40 14 6 809 374 186 46 15 6 6 697 284 141 35 12 5 754 328 183 40 14 6 810 375 187 46 16 6 6 6 6 6 6 6 6	-												_					
Best 281	-						-						_					
895 282 141 35 12 5 752 327 163 40 14 6 809 374 186 46 15 6 699 283 141 35 12 5 754 328 163 40 14 6 810 375 187 46 16 6 699 285 142 35 12 5 756 329 164 40 14 6 811 376 187 46 16 6 6 699 285 142 35 12 5 756 330 164 40 14 6 811 376 187 46 16 6 6 6 6 6 6 6 6	-		-				_			-								
Beg 283	-											_	_					
B997 284 141 35 12 5 755 329 164 40 14 6 811 376 187 46 16 6 6 6 6 6 6 9 285 142 35 12 5 756 330 164 40 14 6 8 811 377 187 46 16 6 6 6 6 6 6 6 6	-						-			40	14							
Fig. 1985 1442 35 112 5 756 330 164 40 14 6 813 377 188 46 16 6 6 6 700 286 142 35 12 5 757 331 165 41 14 6 815 378 189 47 16 6 6 702 288 144 35 12 5 758 333 166 41 14 6 816 380 189 47 16 6 6 704 289 144 35 12 5 759 332 166 41 14 6 816 380 189 47 16 6 6 704 289 144 35 12 5 760 333 166 41 14 6 816 380 189 47 16 6 6 704 289 144 35 12 5 760 333 166 41 14 6 816 380 189 47 16 6 705 290 144 36 12 5 763 335 167 41 14 6 818 382 190 47 16 6 706 291 145 36 12 5 763 335 167 41 14 6 819 382 190 47 16 707 708 292 145 36 12 5 763 335 167 41 14 6 820 383 191 47 16 709 709 293 146 36 12 5 765 337 168 41 14 6 822 383 191 47 16 709 709 293 146 36 12 5 765 338 168 41 14 6 822 385 192 47 16 709	697	284	141	35	12	5	754	328	163	40	14	6	811	376	187	46	16	6
The color The	698	285	142	35	12	5	755	329	164	40	14	6	812	376	187	46	16	6
The color The	699	285	142	35	12		756	330	164	40	14	6	813	377	188	46	16	
Total Tota	700	286	142	35	12		757	331	165	41	14	6	814	378	188	46	16	6
Total Tota	-						-						815					
Total 288	-						-						_					
The color The	-						-					_	_					
The color The	-		-										-					
The color of the	-						-						-					
Total Tota	-						-						_					
Top	-						-					_	_					
The color of the	-						-						-					
711 294 147 36 12 5 768 340 169 42 14 6 825 388 193 48 16 7 712 295 147 36 12 5 769 341 170 42 14 6 826 388 194 48 16 7 714 297 148 36 12 5 771 342 170 42 14 6 828 390 194 48 16 7 715 297 148 37 12 5 772 343 171 42 14 6 828 390 194 48 16 7 716 298 149 37 12 5 773 344 171 42 14 6 830 392 195 48 16 7 711 299 149 37 12	-						-						_					
712 295 147 36 12 5 769 340 170 42 14 6 826 388 194 48 16 7 713 296 147 36 12 5 770 341 170 42 14 6 827 389 194 48 16 7 714 297 148 36 12 5 771 342 170 42 14 6 828 390 194 48 16 7 716 298 149 37 12 5 773 344 171 42 14 6 829 391 195 48 16 7 716 298 149 37 12 5 777 344 172 42 14 6 832 391 196 48 16 7 719 301 150 37 12	-						-						_					
714 297 148 36 12 5 771 342 170 42 14 6 828 390 194 48 16 7 715 297 148 37 12 5 772 333 171 42 14 6 829 391 195 48 16 7 716 298 149 37 12 5 774 344 171 42 14 6 831 393 195 48 16 7 718 300 149 37 12 5 776 345 172 42 14 6 831 393 196 48 16 7 719 301 150 37 12 5 776 346 172 42 14 6 833 395 197 48 16 7 721 302 150 37 13	712	295	147	36	12		769	340	170	42	14	6	826	388	194	48	16	
715 297 148 37 12 5 772 343 171 42 14 6 829 391 195 48 16 7 716 298 149 37 12 55 773 344 171 42 14 6 830 392 195 48 16 7 718 300 149 37 12 5 775 345 172 42 14 6 831 393 196 48 16 7 719 301 150 37 12 5 776 346 172 42 14 6 833 395 197 48 16 7 720 301 150 37 13 5 776 346 172 42 14 6 833 395 197 48 16 7 721 302 150 37 13	713	296	147	36	12	5	770	341	170	42	14	6	827	389	194	48	16	
716 298 149 37 12 5 773 344 171 42 14 6 830 392 195 48 16 7 717 299 149 37 12 55 774 334 172 42 14 6 831 393 196 48 16 7 718 300 149 37 12 5 775 345 172 42 14 6 831 393 196 48 16 7 719 301 150 37 13 5 776 346 172 42 14 6 833 395 197 48 16 7 721 302 150 37 13 5 778 348 173 43 14 6 833 395 197 49 16 7 721 303 151 37 13	714	297	148	36	12	5	771	342	170	42	14	6	828	390	194	48	16	
717 299 149 37 12 5 774 344 172 42 14 6 831 393 196 48 16 7 718 300 149 37 12 5 775 345 172 42 14 6 832 394 196 48 16 7 719 301 150 37 12 5 776 346 172 42 14 6 833 395 197 48 16 7 720 301 150 37 13 5 777 347 173 43 14 6 836 395 197 49 16 7 722 303 151 37 13 5 778 348 173 43 14 6 836 397 198 49 16 7 722 305 152 37 13 5	715	297	148				772	343			14		829			48		
718 300 149 37 12 5 775 345 172 42 14 6 832 394 196 48 16 7 719 301 150 37 12 5 776 346 172 42 14 6 833 395 197 48 16 7 720 301 150 37 12 5 777 347 173 43 14 6 834 395 197 49 16 7 721 302 150 37 13 5 778 348 173 43 14 6 834 395 197 49 16 7 722 303 151 37 13 5 778 348 173 43 14 6 834 399 199 49 16 7 723 305 152 37 13 5													830					
719 301 150 37 12 5 776 346 172 42 14 6 833 395 197 48 16 7 720 301 150 37 12 5 777 347 173 43 14 6 834 395 197 49 16 7 721 302 150 37 13 5 778 348 173 43 14 6 835 396 197 49 16 7 722 303 151 37 13 5 779 349 174 43 14 6 836 397 198 49 16 7 724 304 152 37 13 5 780 349 174 43 14 6 836 399 199 49 16 7 725 306 152 38 13 5	-						-						_					
720 301 150 37 12 5 777 347 173 43 14 6 834 395 197 49 16 7 721 302 150 37 13 5 778 348 173 43 14 6 835 396 197 49 16 7 722 303 151 37 13 5 780 349 174 43 14 6 836 397 198 49 16 7 724 304 152 37 13 5 780 349 174 43 14 6 836 397 198 49 16 7 724 304 152 37 13 5 781 350 174 43 14 6 837 398 198 49 16 7 726 306 152 38 13							-											
721 302 150 37 13 5 778 348 173 43 14 6 835 396 197 49 16 7 722 303 151 37 13 5 779 349 174 43 14 6 836 397 198 49 16 7 723 304 151 37 13 5 780 349 174 43 14 6 836 397 198 49 16 7 724 304 152 37 13 5 781 350 174 43 14 6 838 399 199 49 17 7 725 305 152 37 13 5 782 351 175 43 15 6 840 401 199 49 17 7 726 306 152 38 13 5	-						-						-					
722 303 151 37 13 5 779 349 174 43 14 6 836 397 198 49 16 7 723 304 151 37 13 5 780 349 174 43 14 6 837 398 198 49 16 7 724 304 152 37 13 5 781 350 174 43 14 6 838 399 199 49 17 7 726 306 152 38 13 5 782 351 175 43 15 6 839 400 199 49 17 7 727 307 153 38 13 5 784 353 176 43 15 6 840 401 200 49 17 7 729 308 154 38 13																		7
723 304 151 37 13 5 780 349 174 43 14 6 837 398 198 49 16 7 7 724 304 152 37 13 5 781 350 174 43 14 6 838 399 199 49 17 7 7 725 305 152 37 13 5 782 351 175 43 15 6 839 400 199 49 17 7 7 726 306 152 38 13 5 783 352 175 43 15 6 840 401 200 49 17 7 7 722 308 153 38 13 5 785 354 176 43 15 6 841 402 200 49 17 7 7 729 308 154 38 13							_											
724 304 152 37 13 5 781 350 174 43 14 6 838 399 199 49 17 7 7 725 305 152 37 13 5 782 351 175 43 15 6 839 400 199 49 17 7 7 726 306 152 38 13 5 783 352 175 43 15 6 840 401 200 49 17 7 7 727 307 153 38 13 5 784 353 176 43 15 6 840 401 200 49 17 7 7 728 308 153 38 13 5 786 354 177 43 15 6 842 403 201 49 17 7 7 733 311 155 38 13							-						_					
725 305 152 37 13 5 782 351 175 43 15 6 839 400 199 49 17 7 726 306 152 38 13 5 783 352 175 43 15 6 840 401 200 49 17 7 727 307 153 38 13 5 784 353 176 43 15 6 841 402 200 49 17 7 728 308 153 38 13 5 785 354 176 43 15 6 842 403 201 49 17 7 729 308 154 38 13 5 786 354 177 43 15 6 842 403 201 49 17 7 730 309 154 38 13																		
726 306 152 38 13 5 783 352 175 43 15 6 840 401 200 49 17 7 727 307 153 38 13 5 784 353 176 43 15 6 841 402 200 49 17 7 728 308 153 38 13 5 785 354 176 43 15 6 842 403 201 49 17 7 729 308 154 38 13 5 786 354 177 43 15 6 842 403 201 49 17 7 730 309 154 38 13 5 786 354 177 44 15 6 844 404 201 50 17 7 731 310 154 38 13							_											
727 307 153 38 13 5 728 308 153 38 13 5 729 308 154 38 13 5 730 309 154 38 13 5 731 310 154 38 13 5 731 310 154 38 13 5 732 311 155 38 13 5 733 311 155 38 13 5 733 311 155 38 13 5 734 312 156 38 13 5 735 313 156 38 13 5 736 314 156 39 13 5 738 315 157 39 13 5 739 316 158 39 13 5 739 316 158 <td></td> <td>306</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>200</td> <td>49</td> <td></td> <td></td>		306					-						-		200	49		
729 308 154 38 13 5 786 354 177 43 15 6 843 403 201 50 17 7 730 309 154 38 13 5 787 355 177 44 15 6 844 404 201 50 17 7 731 310 154 38 13 5 788 356 177 44 15 6 844 404 201 50 17 7 732 311 155 38 13 5 789 357 178 44 15 6 846 406 202 50 17 7 733 311 155 38 13 5 790 358 178 44 15 6 846 406 202 50 17 7 734 312 156 38 13	727	307	153	38	13		784	353	176	43	15	6	841	402	200	49	17	
730 309 154 38 13 5 787 355 177 44 15 6 844 404 201 50 17 7 731 310 154 38 13 5 788 356 177 44 15 6 845 405 202 50 17 7 732 311 155 38 13 5 789 357 178 44 15 6 846 406 202 50 17 7 733 311 155 38 13 5 790 358 178 44 15 6 846 406 202 50 17 7 734 312 156 38 13 5 791 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 736 314 156 39 13	728	308					785						842					
731 310 154 38 13 5 788 356 177 44 15 6 845 405 202 50 17 7 732 311 155 38 13 5 789 357 178 44 15 6 846 406 202 50 17 7 733 311 155 38 13 5 790 358 178 44 15 6 846 406 202 50 17 7 734 312 156 38 13 5 791 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 735 313 156 38 13 5 792 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 736 314 156 39 13	729						786						843					
732 311 155 38 13 5 789 357 178 44 15 6 846 406 202 50 17 7 733 311 155 38 13 5 790 358 178 44 15 6 847 407 203 50 17 7 734 312 156 38 13 5 791 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 735 313 156 38 13 5 792 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 736 314 156 39 13 5 793 360 179 44 15 6 849 409 204 50 17 7 737 315 157 39 13										_								
733 311 155 38 13 5 790 358 178 44 15 6 847 407 203 50 17 7 734 312 156 38 13 5 791 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 735 313 156 38 13 5 792 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 736 314 156 39 13 5 792 359 179 44 15 6 849 409 204 50 17 7 737 315 157 39 13 5 794 361 180 44 15 6 850 410 204 50 17 7 739 316 158 39 13	_																	
734 312 156 38 13 5 791 359 179 44 15 6 848 408 203 50 17 7 735 313 156 38 13 5 792 359 179 44 15 6 849 409 204 50 17 7 736 314 156 39 13 5 793 360 179 44 15 6 850 410 204 50 17 7 737 315 157 39 13 5 794 361 180 44 15 6 850 410 204 50 17 7 738 315 157 39 13 5 795 362 180 44 15 6 851 411 204 50 17 7 739 316 158 39 13							-						_					
735 313 156 38 13 5 792 359 179 44 15 6 849 409 204 50 17 7 736 314 156 39 13 5 793 360 179 44 15 6 850 410 204 50 17 7 737 315 157 39 13 5 794 361 180 44 15 6 851 411 204 50 17 7 738 315 157 39 13 5 795 362 180 44 15 6 851 411 204 50 17 7 739 316 158 39 13 5 796 363 181 45 15 6 853 412 205 51 17 7 740 317 158 39 13	-						-						-					
736 314 156 39 13 5 793 360 179 44 15 6 850 410 204 50 17 7 737 315 157 39 13 5 794 361 180 44 15 6 851 411 204 50 17 7 738 315 157 39 13 5 795 362 180 44 15 6 852 411 204 50 17 7 739 316 158 39 13 5 796 363 181 45 15 6 853 412 205 51 17 7 740 317 158 39 13 5 797 364 181 45 15 6 854 413 206 51 17 7																		
737 315 157 39 13 5 794 361 180 44 15 6 851 411 204 50 17 7 738 315 157 39 13 5 795 362 180 44 15 6 852 411 205 50 17 7 739 316 158 39 13 5 796 363 181 45 15 6 853 412 205 51 17 7 740 317 158 39 13 5 797 364 181 45 15 6 854 413 206 51 17 7							_											
738 315 157 39 13 5 795 362 180 44 15 6 852 411 205 50 17 7 739 316 158 39 13 5 796 363 181 45 15 6 853 412 205 51 17 7 740 317 158 39 13 5 797 364 181 45 15 6 854 413 206 51 17 7 740 317 158 39 13 5 797 364 181 45 15 6 854 413 206 51 17 7							-						_					
739 316 158 39 13 5 796 363 181 45 15 6 853 412 205 51 17 7 740 317 158 39 13 5 797 364 181 45 15 6 854 413 206 51 17 7 7 7 364 181 45 15 6 854 413 206 51 17 7							-											
740 317 158 39 13 5 797 364 181 45 15 6 854 413 206 51 17 7																		
							-											
							-						_					7

流量		重	水勾配	3		流量動水勾配			流量			助水勾酉	2				
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
856	415	207	51	17	7	913	468	233	57	19	8	970	523	261	64	22	9
857	416	207	51	17	7	914	468	233	57	19	8	971	524	261	64	22	9
858	417	208	51	17	7	915	469	234	58	19	8	972	525	262	64	22	9
859	418	208	51	17	7	916	470	234	58	19	8	973	526	262	65	22	9
860	419	209	51	17	7	917	471	235	58	20	8	974	527	263	65	22	9
861	419	209	51	17	7	918	472	235	58	20	8	975	528	263	65	22	9
862	420	209	52	17	7	919	473	236	58	20	8	976	529	263	65	22	9
863	421	210	52	17	7	920	474	236	58	20	8	977	530	264	65	22	9
864	422	210	52	17	7	921	475	237	58	20	8	978	531	264	65	22	9
865	423	211	52	18	7	922	476	237	58	20	8	979	532	265	65	22	9
866	424	211	52	18	7	923	477	238	59	20	8	980	533	266	65	22	9
867	425	212	52	18	7	924	478	238	59	20	8	981	534	266	66	22	9
868	426	212	52	18	7	925	479	239	59	20	8	982	535	267	66	22	9
869	427	213	52	18	7	926	480	239	59	20	8	983	536	267	66	22	9
870	428	213	52	18	7	927	481	240	59	20	8	984	537	268	66	22	9
871	429	213	53	18	7	928	482	240	59	20	8	985	538	268	66	22	9
872	429	214	53	18	7	929	483	241	59	20	8	986	539	269	66	22	9
873	430	214	53	18	7	930	484	241	59	20	8	987	540	269	66	22	9
874	431	215	53	18	7	931	485	241	59	20	8	988	541	270	66	22	9
875	432	215	53	18	7	932	486	242	60	20	8	989	542	270	67	22	9
876	433	216	53	18	7	933	487	242	60	20	8	990	543	271	67	22	9
877	434	216	53	18	7	934	488	243	60	20	8	991	544	271	67	23	9
878	435	217	53	18	7	935	489	243	60	20	8	992	545	272	67	23	9
879	436	217	53	18	7	936	490	244	60	20	8	993	546	272	67	23	9
880	437	218	54	18	7	937	491	244	60	20	8	994	547	273	67	23	9
881	438	218	54	18	7	938	492	245	60	20	8	995	548	273	67	23	9
882	439	218	54	18	7	939	492	245	60	20	8	996	549	274	67	23	9
883	440	219	54	18	7	940	493	246	61	20	8	997	550	274	68	23	9
884	440	219	54	18	8	941	494	246	61	20	8	998	551	275	68	23	9
885	441	220	54	18	8	942	495	247	61	21	8	999	552	275	68	23	9
886	442	220	54	18	8	943	496	247	61	21	8	1,000	553	276	68	23	9
887	443	221	54	18	8	944	497	248	61	21	8	1,001	554	276	68	23	9
888	444	221	55	18	8	945	498	248	61	21	8	1,002	555	277	68	23	9
889	445	222	55	18	8	946	499	249	61	21	9	1,003	556	277	68	23	9
890	446	222	55	18	8	947	500	249	61	21	9	1,004	557	278	68	23	9
891	447	223	55	18	8	948	501	250	62	21	9	1,005	558	278	69	23	10
892	448	223	55	19	8	949	502	250	62	21	9	1,006	559	279	69	23	10
893	449	224	55	19	8	950	503	251	62	21	9	1,007	560	279	69	23	10
894	450	224	55	19	8	951	504	251	62	21	9	1,008	562	280	69	23	10
895	451	224	55	19	8	952	505	252	62	21	9	1,009	563	280	69	23	10
896	452	225	55	19	8	953	506	252	62	21	9	1,010	564	281	69	23	10
897	453	225	56	19	8	954	507	253	62	21	9	1,011	565	281	69	23	10
898	453	226	56	19	8	955	508	253	62	21	9	1,012	566	282	69	23	10
899	454	226	56	19	8	956	509	254	62	21	9	1,013	567	282	70	23	10
900	455	227	56	19	8	957	510	254	63	21	9	1,014	568	283	70	23	10
901	456	227	56	19	8	958	511	255	63	21	9	1,015	569	283	70	24	10
902	457	228	56	19	8	959	512	255	63	21	9	1,016	570	284	70	24	10
903	458	228	56	19	8	960	513	256	63	21	9	1,017	571	284	70	24	10
904	459	229	56	19	8	961	514	256	63	21	9	1,018	572	285	70	24	10
905	460	229	56	19	8	962	515	257	63	21	9	1,019	573	285	70	24	10
906	461	230	57	19	8	963	516	257	63	21	9	1,020	574	286	70	24	10
907	462	230	57	19	8	964	517	258	63	21	9	1,021	575	286	71	24	10
908	463	231	57	19	8	965	518	258	64	21	9	1,022	576	287	71	24	10
909	464	231	57	19	8	966	519	259	64	21	9	1,023	577	287	71	24	10
910	465	231	57	19	8	967	520	259	64	22	9	1,024	578	288	71	24	10
911	466	232	57	19	8	968	521	260	64	22	9	1,025	579	288	71	24	10
912	467	232	57	19	8	969	522	260	64	22	9	1,026	580	289	71	24	10

流量		Ī	動水勾酥	7.		流量		Ī	動水勾酉	2		流量		Ē	動水勾酉	2	110.1
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
1	- 00	,,,	100	120	100	58	2	1	100	120	100	115	7		1	120	100
2						59	2	1				116	8		1		
3						60	2	1				117	8		1		
4						61	2	1				118	8		1		
5						62	2	1				119	8		1		
6							2	1				120	8		1		
						63						_	8				
7						64	3	1 1				121			1		
8						65	3					122	8		1		
9						66	3	1				123	8		1		
10						67	3	1				124	9		1		
11						68	3	1				125	9		1		
12						69	3	1				126	9		1		
13						70	3	1				127	9		1		
14						71	3	2				128	9		1		
15						72	3	2				129	9		1		ļ
16						73	3	2				130	9				
17						74	3	2				131	9				
18						75	3	2				132	10	5	1		
19						76	3	2				133	10				
20						77	4	2				134	10	5	1		
21						78	4	2				135	10	5	1		
22						79	4	2				136	10	5	1		
23						80	4	2				137	10	5	1		
24						81	4	2				138	10	5	1		
25						82	4	2				139	11	5	1		
26						83	4	2				140	11	5	1		
27	1					84	4	2				141	11	5	1		
28	1					85	4	2				142	11	5	-		
29	1					86	4	2	1			143	11	6			
30	1					87	4	2				144	11	6			
31	1					88	5	2				145	11	6			
32	1					89	5	2				146	12				
33	1					90	5	2				147	12	6	1		
34	1					91	5	2	1			148	12	6			
35	1					92	5	2	1				12	6			
	1						5	2				149	12			1	
36 37						93 94	5	3				150 151				•	
	1												12			1	
38	1	-				95	5	3				152	12			1	
39	1	1				96	5	3				153	13			1	
40	1	1				97	5	3				154	13			1	
41	1	1				98	6	3				155	13			1	
42	1	1				99	6	3				156	13		2	1	
43	1	1				100	6	3				157	13		2	1	
44	1	1				101	6	3				158	13		2	1	<u> </u>
45	1	1				102	6	3				159	14		2	1	
46	1	1				103	6	3				160	14		2	1	
47	1	1				104	6	3				161	14		2	1	
48	1	1				105	6	3				162	14		2	1	
49	2	1				106	6	3	1			163	14	7	2	1	
50	2	1				107	7	3	1			164	14		2	1	
51	2	1				108	7	3	1			165	14	7	2	1	
52	2	1				109	7	3				166	15		2	1	
53	2	1				110	7	3				167	15		2	1	
54	2	1				111	7	3				168	15		2	1	
55	2	1				112	7	4				169	15			1	
56	2	1				113	7	4				170	15			1	
57	2	1				114	7	4				171	15			1	
07			<u> </u>			- ' ' -	,		<u> </u>			_ ' ' '	10	J			

流量		重	助水勾配]		流量		I	助水勾面]		流量		重	协水勾配		
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
172	16	8	2	1		229	27	13	3	1		286	40	20	5	2	1
173	16	8	2	1		230	27	13	3	1		287	40	20	5	2	1
174	16	8	2	1		231	27	13	3	1		288	41	20	5	2	1
175	16	8	2	1		232	27	14	3	1		289	41	20	5	2	1
176	16	8	2	1		233	27	14	3	1		290	41	20	5	2	1
177	17	8	2	1		234	28	14	3	1		291	41	21	5	2	1
178	17	8	2	1		235	28	14	3	1		292	42	21	5	2	1
179	17	8	2	1		236	28	14	3	1		293	42	21	5	2	1
180	17	8	2	1		237	28	14	3	1		294	42	21	5	2	1
181	17	9	2	1		238	29	14	4	1		295	42	21	5	2	1
182	17	9	2	1		239	29	14	4	1		296	43	21	5	2	1
183	18	9	2	1		240	29	14	4	1		297	43	21	5	2	1
184	18	9	2	1		241	29	15	4	1		298	43	22	5	2	1
185	18	9	2	1		242	29	15	4	1	1	299	44	22	5	2	1
186	18	9	2	1		243	30	15	4	1	1	300	44	22	5	2	1
187	18	9	2	1		244	30	15	4	1	1	301	44	22	5	2	1
188	18	9	2	1		245	30	15	4	1	1	302	44	22	5	2	1
189	19	9	2	1		246	30	15	4	1	1	303	45	22	5	2	1
190	19	9	2	1		247	31	15	4	1	1	304	45	22	6	2	1
191	19	9	2	1		248	31	15	4	1	1	305	45	22	6	2	1
192	19	10	2	1		249	31	15	4	1	1	306	45	23	6	2	1
193	19	10	2	1		250	31	16	4	1	1	307	46	23	6	2	1
194	20	10	2	1		251	31	16	4	1	1	308	46	23	6	2	1
195	20	10	2	1		252	32	16	4	1	1	309	46	23	6	2	1
196	20	10	2	1		253	32	16	4	1	1	310	47	23	6	2	1
197	20	10	2	1		254	32	16	4	1	1	311	47	23	6	2	1
198	20	10	2	1		255	32	16	4	1	1	312	47	23	6	2	1
199	20	10	3	1		256	33	16	4	1	1	313	47	24	6	2	1
200	21	10	3	1		257	33	16	4	1	1	314	48	24	6	2	1
201	21	10	3	1		258	33	17	4	1	1	315	48	24	6	2	1
202	21	10	3	1		259	33	17	4	1	1	316	48	24	6	2	1
203	21	11	3	1		260	34	17	4	1	1	317	48	24	6	2	1
204	21	11	3	1		261	34	17	4	1	1	318	49	24	6	2	1
205	22	11	3	1		262	34	17	4	1	1	319	49	24	6	2	1
206	22	11	3	1		263	34	17	4	1	1	320	49	25	6	2	1
207	22	11	3	1		264	35	17	4	1	1	321	50	25	6	2	1
208	22	11	3	1		265	35	17	4	1	1	322	50	25	6	2	1
209	22	11	3	1		266	35	17	4	1	1	323	50	25	6	2	1
210	23	11	3	1		267	35	18	4	1	1	324	50	25	6	2	1
211	23	11	3	1		268	36	18	4	1	1	325	51	25	6	2	1
212	23	11	3	1		269	36	18	4	1	1	326	51	25	6	2	1
213	23	12	3	1		270	36	18	4	1	1	327	51	26	6	2	1
214	23	12	3	1		271	36	18	4	2	1	328	52	26	6	2	1
215	24	12	3	1		272	37	18	4	2	1	329	52	26	6	2	1
216	24	12	3	1		273	37	18	5	2	1	330	52	26	6	2	1
217	24	12	3	1		274	37	18	5	2	1	331	53	26	6	2	1
218	24	12	3	1		275	37	19	5	2	1	332	53	26	6	2	1
219	24	12	3	1		276	38	19	5	2	1	333	53	26	7	2	1
220	25	12	3	1		277	38	19	5	2	1	334	53	27	7	2	1
221	25	12	3	1		278	38	19	5	2	1	335	54	27	7	2	1
222	25	12	3	1		279	38	19	5	2	1	336	54	27	7	2	1
223	25	13	3	1		280	39	19	5	2	1	337	54	27	7	2	1
224	26	13	3	1		281	39	19	5	2	1	338	55	27	7	2	1
225	26	13	3	1		282	39	19	5	2	1	339	55	27	7	2	1
226	26	13	3	1		283	39	20	5	2	1	340	55	27	7	2	1
227	26	13	3	1		284	40	20	5	2	1	341	56	28	7	2	1
228	26	13	3	1		285	40	20	5	2	1	342	56	28	7	2	1

流量		重	加水勾配	<u>j</u>		流量		重	助水勾配	3		流量		1	协水勾配]	
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
343	56	28	7	2	1	400	75	37	9	3	1	457	95	48	12	4	2
344	56	28	7	2	1	401	75	37	9	3	1	458	96	48	12	4	2
345	57	28	7	2	1	402	75	37	9	3	1	459	96	48	12	4	2
346	57	28	7	2	1	403	76	38	9	3	1	460	97	48	12	4	2
347	57	29	7	2	1	404	76	38	9	3	1	461	97	48	12	4	2
348	58	29	7	2	1	405	76	38	9	3	1	462	97	48	12	4	2
349	58	29	7	2	1	406	77	38	9	3	1	463	98	49	12	4	2
350	58	29	7	2	1	407	77	38	9	3	1	464	98	49	12	4	2
351	59	29	7	2	1	408	77	39	9	3	1	465	99	49	12	4	2
352	59	29	7	2	1	409	78	39	10	3	1	466	99	49	12	4	2
353	59	29	7	2	1	410	78	39	10	3	1	467	99	49	12	4	2
354	59	30	7	2	1	411	78	39	10	3	1	468	100	50	12	4	2
355	60	30	7	2	1	412	79	39	10	3	1	469	100	50	12	4	2
356	60	30	7	2	1	413	79	39	10	3	1	470	100	50	12	4	2
357	60	30	7	3	1	414	79	40	10	3	1	471	101	50	12	4	2
358	61	30	7	3	1	415	80	40	10	3	1	472	101	50	12	4	2
359	61	30	7	3	1	416	80	40	10	3	1	473	102	51	12	4	2
360	61	31	8	3	1	417	81	40	10	3	1	474	102	51	13	4	2
361	62	31	8	3	1	418	81	40	10	3	1	475	102	51	13	4	2
362	62	31	8	3	1	419	81	40	10	3	1	476	103	51	13	4	2
363	62	31	8	3	1	420	82	41	10	3	1	477	103	51	13	4	2
364	63	31	8	3	1	421	82	41	10	3	1	478	104	52	13	4	2
365	63	31	8	3	1	422	82	41	10	3	1	479	104	52	13	4	2
366	63	32	8	3	1	423	83	41	10	3	1	480	104	52	13	4	2
367	64	32	8	3	1	424	83	41	10	3	1	481	105	52	13	4	2
368	64	32	8	3	1	425	83	42	10	3	1	482	105	52	13	4	2
369	64	32	8	3	1	426	84	42	10	3	1	483	106	53	13	4	2
370	65	32	8	3	1	427	84	42	10	3	1	484	106	53	13	4	2
371	65	32	8	3	1	428	85	42	10	3	1	485	107	53	13	4	2
372	65	32	8	3	1	429	85	42	10	4	1	486	107	53	13	4	2
373	66	33	8	3	1	430	85	42	10	4	1	487	107	53	13	4	2
374	66	33	8	3	1	431	86	43	11	4	1	488	108	54	13	4	2
375	66	33	8	3	1	432	86	43	11	4	1	489	108	54	13	4	2
376	67	33	8	3	1	433	86	43	11	4	1	490	109	54	13	4	2
377	67	33	8	3	1	434	87	43	11	4	1	491	109	54	13	5	2
378	67	33	8	3	1	435	87	43	11	4	1	492	109	54	13	5	2
379	67	34	8	3	1	436	87	44	11	4	1	493	110	55	13	5	2
380	68	34	8	3	1	437	88	44	11	4	1	494	110	55	14	5	2
381	68	34	8	3	1	438	88	44	11	4	2	495	111	55	14	5	2
382	68	34	8	3	1	439	89	44	11	4	2	496	111	55	14	5	2
383	69	34	8	3	1	440	89	44	11	4	2	497	111	56	14	5	2
384	69	34	8	3	1	441	89	44	11	4	2	498	112	56	14	5	2
385	69	35	9	3	1	442	90	45	11	4	2	499	112	56	14	5	2
386	70	35	9	3	1	443	90	45	11	4	2	500	113	56	14	5	2
387	70	35	9	3	1	444	90	45	11	4	2	501	113	56	14	5	2
388	70	35	9	3	1	445	91	45	11	4	2	502	114	57	14	5	2
389	71	35	9	3	1	446	91	45	11	4	2	503	114	57	14	5	2
390	71	35	9	3	1	447	92	46	11	4	2	504	114	57	14	5	2
391	71	36	9	3	1	448	92	46	11	4	2	505	115	57	14	5	2
392	72	36	9	3	1	449	92	46	11	4	2	506	115	57	14	5	2
393	72	36	9	3	1	450	93	46	11	4	2	507	116	58	14	5	2
394	73	36	9	3	1	451	93	46	11	4	2	508	116		14	5	2
395	73	36	9	3	1	452	93	47	11	4	2	509	116		14	5	2
396	73	36	9	3	1	453	94	47	12	4	2	510	117	58	14	5	2
397	74	37	9	3	1	454	94	47	12	4	2	511	117	58	14	5	2
398	74	37	9	3	1	455	95	47	12	4	2	512	118	59	14	5	2
399	74	37	9	3	1	456	95	47	12	4	2	513	118		14	5	2
000	/ 4	37	J	J	1	700	30	7/	12	+	۷	513	110	JJ	14	J	L

	流量		重	加水勾配	ļ		流量		1	助水勾配	3		流量		重	协水勾配]	
Section Sect	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150		65	75	100	125	150
Section Sect	514	119	59	15	5	2	571	144	72	18	6	2	628	172	86	21	7	3
Section Sect	515	119	59	15	5	2	572	145	72	18	6	2	629	172	86	21	7	3
Sign 120	516	119	59				573	145	72	18	6		630	173	86			
Separate 121	517	120	60		5		574	145		18	6		631	173	86		7	
Sept	518	120	60	15	5		575	146		18	6		632	174	87			
Sept 122	519	121	60	15	5		576	146	73	18	6		633	174	87	21		
S22	520	121	60	15	5		577	147	73	18	6		634	175	87	21		
Separage 122	521	122	61	15	5		578	147	73	18	6		635	175	87	22		
5246 123 61 15 5 2 881 149 74 18 6 3 633 177 88 22 7 3 526 123 61 15 5 2 883 150 75 18 6 3 639 177 88 22 7 3 528 125 62 15 5 2 883 150 75 18 6 3 640 178 89 22 7 3 528 125 62 15 5 2 886 151 75 18 6 3 641 178 89 22 7 3 530 126 63 15 5 2 588 152 76 19 6 3 644 18 90 22 7 3 531 128 64 16 5 2 589	522	122	61	15	5	2	579	148	74	18	6	3	636	176	88	22	7	
525 123 61 15 5 2 582 149 74 18 6 3 639 177 88 22 7 3 527 124 62 15 5 2 584 150 75 18 6 3 641 178 89 22 7 3 529 125 62 15 5 2 586 151 75 18 6 3 641 178 89 22 7 3 530 126 63 15 5 2 586 151 75 19 6 3 644 180 90 22 7 3 531 126 63 15 5 2 588 152 76 19 6 3 644 180 90 22 7 3 333 127 63 16 5 2 599	523	122	61	15	5	2	580	148	74	18	6	3	637	176	88	22	7	
Separate 124 Ge2 15 5 6 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3	524	123	61	15	5	2	581	149	74	18	6	3	638	177	88	22	7	3
527 124 62 15 5 2 584 150 75 18 6 3 641 178 89 22 7 3 528 125 62 15 5 2 585 151 75 18 6 3 641 178 89 22 7 3 390 126 62 15 5 2 587 152 76 19 6 3 644 180 90 22 7 3 331 126 63 16 5 2 588 152 76 19 6 3 644 180 90 22 7 3 332 127 63 16 5 2 589 153 76 19 6 3 646 181 90 22 8 3 335 128 64 16 5 2 599	525	123	61	15	5	2	582	149	74	18	6	3	639	177	88	22	7	3
5288 125 62 15 5 2 585 151 75 18 6 3 642 179 89 22 7 3 330 126 63 15 5 2 586 151 75 19 6 3 643 179 89 22 7 7 3 531 126 63 16 5 2 588 152 76 19 6 3 644 180 90 22 7 3 533 127 63 16 5 2 599 153 76 19 6 3 644 180 90 22 7 3 533 128 64 16 5 2 599 153 76 19 6 3 647 182 99 22 8 3 336 128 64 16 5 2	526	124	62	15	5	2	583	150	75	18	6	3	640	178	89	22	7	3
Separate 125	527	124	62	15	5	2	584	150	75	18	6	3	641	178	89	22	7	3
S80	528	125	62	15	5	2	585	151	75	18	6	3	642	179	89	22	7	3
Sal	529	125	62	15	5	2	586	151	75	19	6	3	643	179	89	22	7	3
532 1266 63 16 5 2 589 153 76 19 6 3 646 181 90 22 7 3 534 127 63 16 5 2 591 153 76 19 6 3 648 182 91 22 8 3 535 128 64 16 5 2 593 154 77 19 6 3 649 183 91 22 8 3 537 129 64 16 5 2 594 155 77 19 6 3 651 184 91 23 8 3 539 129 64 16 5 2 595 156 78 19 6 3 652 184 91 23 8 3 539 129 64 16 5 2 599 <td>530</td> <td>126</td> <td>63</td> <td>15</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>587</td> <td>152</td> <td>76</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>644</td> <td>180</td> <td>90</td> <td>22</td> <td>7</td> <td>3</td>	530	126	63	15	5	2	587	152	76	19	6	3	644	180	90	22	7	3
532 1266 63 16 5 2 589 153 76 19 6 3 646 181 90 22 7 3 534 127 63 16 5 2 591 153 76 19 6 3 648 182 91 22 8 3 535 128 64 16 5 2 593 154 77 19 6 3 649 183 91 22 8 3 537 129 64 16 5 2 594 155 77 19 6 3 651 184 91 23 8 3 539 129 64 16 5 2 595 156 78 19 6 3 652 184 91 23 8 3 539 129 64 16 5 2 599 <td>531</td> <td>126</td> <td>63</td> <td>15</td> <td>5</td> <td></td> <td>588</td> <td>152</td> <td>76</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>645</td> <td>180</td> <td>90</td> <td>22</td> <td>7</td> <td></td>	531	126	63	15	5		588	152	76	19	6	3	645	180	90	22	7	
Say 127 63 16 5 22 590 153 76 19 6 3 647 182 90 22 8 3 3 3 3 127 63 16 5 22 591 154 77 19 6 3 648 182 91 22 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3	532		63		5		589		76	19	6		646		90		7	
534 127 63 16 5 2 591 154 76 19 6 3 648 182 91 22 8 3 536 128 64 16 5 2 593 154 77 19 6 3 669 183 91 22 8 3 537 129 64 16 5 2 594 155 77 19 6 3 650 183 91 22 8 3 539 129 64 16 5 2 596 155 77 19 6 3 653 185 92 23 8 3 540 130 65 16 5 2 599 157 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 542 131 65 16 5 2 599	533	127	63	16	5	2	590	153	76	19	6	3	647	182	90	22	8	3
535 128 64 16 5 2 592 154 77 19 6 3 649 183 91 22 8 3 536 128 64 16 5 2 593 154 77 19 6 3 651 184 91 22 8 3 538 129 64 16 5 2 596 155 77 19 6 3 651 184 91 23 8 3 540 130 65 16 5 2 596 156 78 19 6 3 653 185 92 23 8 3 541 130 65 16 5 2 599 157 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 542 131 65 16 5 2 600	-			16			591				6		648	182	91			
536 128 64 16 5 2 593 154 77 19 6 3 650 183 91 22 8 3 537 129 64 16 5 2 595 155 77 19 6 3 651 184 91 23 8 3 539 129 64 16 5 2 596 156 78 19 6 3 652 184 92 23 8 3 540 130 65 16 5 2 598 157 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 542 131 65 16 5 2 599 157 78 19 7 3 665 186 92 23 8 3 542 131 65 16 5 2 600	535	128		16			592	154	77	19	6		649	183	91			
537 129 64 16 5 2 594 155 77 19 6 3 651 184 91 23 8 3 538 129 64 16 5 2 595 155 77 19 6 3 652 184 92 23 8 3 540 130 655 16 5 2 598 157 78 19 6 3 656 186 92 23 8 3 541 130 65 16 5 2 598 157 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 542 131 65 16 5 2 600 158 79 19 7 3 655 186 92 23 8 3 543 133 66 16 5 2 600 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>\vdash</td> <td></td>							\vdash											
538 129 64 16 5 2 595 155 77 19 6 3 652 184 92 23 8 3 539 129 64 16 5 2 596 156 78 19 6 3 653 185 92 23 8 3 540 130 65 16 5 2 597 156 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 541 130 65 16 5 2 599 157 78 19 7 3 656 186 92 23 8 3 544 132 66 16 5 2 601 158 79 19 7 3 656 186 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 603	\vdash						-											
539 129 64 16 5 2 596 156 78 19 6 3 653 185 92 23 8 3 540 130 655 16 5 2 597 156 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 541 130 655 16 5 2 599 157 78 19 6 3 656 186 92 23 8 3 543 131 65 16 5 2 600 158 79 19 7 3 656 186 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 603 159 79 19 7 3 656 186 92 23 8 3 546 133 66 16 6 2 603 <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	-						-						-					
540 130 65 16 5 2 597 156 78 19 6 3 654 185 92 23 8 3 541 130 65 16 5 2 598 157 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 543 131 65 16 5 2 600 158 79 19 7 3 656 186 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 600 158 79 19 7 3 658 187 93 23 8 3 546 133 66 16 6 2 602 159 79 20 7 3 660 188 94 23 8 3 544 133 66 16 6 2 605							\vdash											
541 130 65 16 5 2 598 157 78 19 6 3 655 186 92 23 8 3 542 131 65 16 5 2 600 158 79 19 7 3 656 186 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 601 158 79 19 7 3 656 166 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 602 159 79 19 7 3 658 187 93 23 8 3 544 133 66 16 5 2 602 160 160 80 20 7 3 660 188 94 23 8 3 544 134 67 16 6 2	\vdash						\vdash											
542 131 65 16 5 2 599 157 78 19 7 3 656 186 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 601 158 79 19 7 3 657 187 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 602 159 79 19 7 3 658 187 93 23 8 3 546 133 66 16 5 2 603 159 79 20 7 3 660 188 94 23 8 3 548 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 661 189 94 23 8 3 550 134 67 16 6 2 606	_						_				_							
543 131 65 16 5 2 600 158 79 19 7 3 657 187 93 23 8 3 544 132 66 16 5 2 601 158 79 19 7 3 658 187 93 23 8 3 545 132 666 16 5 2 603 159 79 19 7 3 658 187 93 23 8 3 546 133 66 16 6 2 604 160 80 20 7 3 660 188 94 23 8 3 548 134 67 16 6 2 605 160 80 20 7 3 662 189 94 23 8 3 550 134 67 17 6 2 608 <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	-										7		-					
544 132 66 16 5 2 601 158 79 19 7 3 658 187 93 23 8 3 545 132 66 16 5 2 602 159 79 19 7 3 659 188 94 23 8 3 547 133 66 16 6 2 604 160 80 20 7 3 660 188 94 23 8 3 548 134 67 16 6 2 605 160 80 20 7 3 662 189 94 23 8 3 550 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 662 189 94 23 8 3 551 135 67 17 6 2 608	\vdash						\vdash				7		-					
545 132 66 16 5 2 602 159 79 19 7 3 659 188 94 23 8 3 546 133 66 16 5 2 603 159 79 20 7 3 660 188 94 23 8 3 548 134 67 16 6 2 605 160 80 20 7 3 661 189 94 23 8 3 548 134 67 16 6 2 605 160 80 20 7 3 661 189 94 23 8 3 550 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 664 190 95 23 8 3 551 135 67 17 6 2 608	_						_											
546 133 66 16 5 2 603 159 79 20 7 3 660 188 94 23 8 3 547 133 66 16 6 2 604 160 80 20 7 3 661 189 94 23 8 3 549 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 662 189 94 23 8 3 550 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 663 190 95 23 8 3 551 135 67 17 6 2 608 162 81 20 7 3 665 191 95 23 8 3 552 135 67 17 6 2 610	-						-						-					
547 133 66 16 6 2 604 160 80 20 7 3 661 189 94 23 8 3 548 134 67 16 6 2 605 160 80 20 7 3 662 189 94 23 8 3 550 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 662 189 94 23 8 3 551 135 67 17 6 2 608 162 81 20 7 3 666 190 95 23 8 3 552 135 67 17 6 2 609 162 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 554 136 68 17 6 2 611							\vdash				7		-					
548 134 67 16 6 2 605 160 80 20 7 3 662 189 94 23 8 3 549 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 663 190 95 23 8 3 550 134 67 16 6 2 607 161 80 20 7 3 664 190 95 23 8 3 551 135 67 17 6 2 608 162 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 552 135 67 17 6 2 660 161 163 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 555 137 68 17 6 2	_						_				7							
549 134 67 16 6 2 606 161 80 20 7 3 663 190 95 23 8 3 550 134 67 16 6 2 607 161 80 20 7 3 664 190 95 23 8 3 551 135 67 17 6 2 609 162 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 552 135 67 17 6 2 610 163 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 553 136 68 17 6 2 611 163 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 555 137 68 17 6 2 612	\vdash						-				7		-					
550 134 67 16 6 2 607 161 80 20 7 3 664 190 95 23 8 3 551 135 67 17 6 2 608 162 81 20 7 3 665 191 95 23 8 3 552 135 67 17 6 2 609 162 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 553 136 68 17 6 2 610 163 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 554 136 68 17 6 2 611 163 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 555 137 68 17 6 2 612											7		-					
551 135 67 17 6 2 608 162 81 20 7 3 665 191 95 23 8 3 552 135 67 17 6 2 609 162 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 553 136 68 17 6 2 610 163 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 554 136 68 17 6 2 611 163 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 555 137 68 17 6 2 612 164 82 20 7 3 668 193 96 24 8 3 557 138 69 17 6 2 615											7		_					
552 135 67 17 6 2 609 162 81 20 7 3 666 191 95 23 8 3 553 136 68 17 6 2 610 163 81 20 7 3 667 192 96 24 8 3 554 136 68 17 6 2 611 163 81 20 7 3 668 193 96 24 8 3 555 137 68 17 6 2 612 164 82 20 7 3 669 193 96 24 8 3 556 137 68 17 6 2 613 164 82 20 7 3 669 193 96 24 8 3 557 138 69 17 6 2 615						_	—				7	U	—					
553 136 68 17 6 2 610 163 81 20 7 3 667 192 96 24 8 3 554 136 68 17 6 2 611 163 81 20 7 3 668 193 96 24 8 3 555 137 68 17 6 2 612 164 82 20 7 3 669 193 96 24 8 3 556 137 68 17 6 2 613 164 82 20 7 3 670 194 96 24 8 3 557 138 69 17 6 2 615 165 82 20 7 3 671 194 96 24 8 3 558 139 69 17 6 2 616	\vdash						\vdash						-					
554 136 68 17 6 2 611 163 81 20 7 3 668 193 96 24 8 3 555 137 68 17 6 2 612 164 82 20 7 3 669 193 96 24 8 3 556 137 68 17 6 2 613 164 82 20 7 3 669 193 96 24 8 3 557 138 69 17 6 2 614 165 82 20 7 3 671 194 96 24 8 3 558 138 69 17 6 2 615 165 82 20 7 3 672 195 97 24 8 3 559 139 69 17 6 2 617													-					
555 137 68 17 6 2 612 164 82 20 7 3 669 193 96 24 8 3 556 137 68 17 6 2 613 164 82 20 7 3 670 194 96 24 8 3 557 138 69 17 6 2 614 165 82 20 7 3 670 194 96 24 8 3 558 138 69 17 6 2 615 165 82 20 7 3 671 194 97 24 8 3 559 139 69 17 6 2 616 166 83 20 7 3 673 195 97 24 8 3 561 139 69 17 6 2 618													-					
556 137 68 17 6 2 613 164 82 20 7 3 670 194 96 24 8 3 557 138 69 17 6 2 614 165 82 20 7 3 671 194 96 24 8 3 558 138 69 17 6 2 615 165 82 20 7 3 672 195 97 24 8 3 559 139 69 17 6 2 616 166 83 20 7 3 673 195 97 24 8 3 560 139 69 17 6 2 616 166 83 20 7 3 674 196 98 24 8 3 561 139 69 17 6 2 618	\vdash						\vdash						-					
557 138 69 17 6 2 614 165 82 20 7 3 671 194 97 24 8 3 558 138 69 17 6 2 615 165 82 20 7 3 672 195 97 24 8 3 559 139 69 17 6 2 616 166 83 20 7 3 673 195 97 24 8 3 560 139 69 17 6 2 618 167 83 20 7 3 674 196 98 24 8 3 561 139 69 17 6 2 618 167 83 20 7 3 675 196 98 24 8 3 562 140 70 17 6 2 620	\vdash						-						-					
558 138 69 17 6 2 615 165 82 20 7 3 672 195 97 24 8 3 559 139 69 17 6 2 616 166 83 20 7 3 673 195 97 24 8 3 560 139 69 17 6 2 618 167 83 20 7 3 674 196 98 24 8 3 561 139 69 17 6 2 618 167 83 20 7 3 674 196 98 24 8 3 562 140 70 17 6 2 619 167 83 21 7 3 676 197 98 24 8 3 563 140 70 17 6 2 620	_												-					
559 139 69 17 6 2 616 166 83 20 7 3 673 195 97 24 8 3 560 139 69 17 6 2 617 166 83 20 7 3 674 196 98 24 8 3 561 139 69 17 6 2 618 167 83 20 7 3 675 196 98 24 8 3 562 140 70 17 6 2 619 167 83 21 7 3 676 197 98 24 8 3 563 140 70 17 6 2 620 168 84 21 7 3 676 197 98 24 8 3 565 141 70 17 6 2 622	-						\vdash											
560 139 69 17 6 2 617 166 83 20 7 3 674 196 98 24 8 3 561 139 69 17 6 2 618 167 83 20 7 3 675 196 98 24 8 3 562 140 70 17 6 2 619 167 83 21 7 3 676 197 98 24 8 3 563 140 70 17 6 2 620 168 84 21 7 3 676 197 98 24 8 3 564 141 70 17 6 2 621 168 84 21 7 3 678 198 99 24 8 3 565 141 70 17 6 2 622							\vdash						-					
561 139 69 17 6 2 618 167 83 20 7 3 675 196 98 24 8 3 562 140 70 17 6 2 619 167 83 21 7 3 676 197 98 24 8 3 563 140 70 17 6 2 620 168 84 21 7 3 676 197 98 24 8 3 564 141 70 17 6 2 621 168 84 21 7 3 677 197 98 24 8 3 565 141 70 17 6 2 621 168 84 21 7 3 678 198 99 24 8 3 566 142 71 17 6 2 623	_						-						-					
562 140 70 17 6 2 619 167 83 21 7 3 676 197 98 24 8 3 563 140 70 17 6 2 620 168 84 21 7 3 677 197 98 24 8 3 564 141 70 17 6 2 621 168 84 21 7 3 678 198 99 24 8 3 565 141 70 17 6 2 622 169 84 21 7 3 678 198 99 24 8 3 566 142 71 17 6 2 622 169 84 21 7 3 679 198 99 24 8 3 567 142 71 17 6 2 624 170 85 21 7 3 680 199 99 24 8	-						\vdash											
563 140 70 17 6 2 620 168 84 21 7 3 677 197 98 24 8 3 564 141 70 17 6 2 621 168 84 21 7 3 678 198 99 24 8 3 565 141 70 17 6 2 622 169 84 21 7 3 679 198 99 24 8 3 566 142 71 17 6 2 623 169 84 21 7 3 680 199 99 24 8 3 567 142 71 17 6 2 624 170 85 21 7 3 681 200 99 24 8 3 568 143 71 18 6 2 625	\vdash						-						-					
564 141 70 17 6 2 621 168 84 21 7 3 678 198 99 24 8 3 565 141 70 17 6 2 622 169 84 21 7 3 679 198 99 24 8 3 566 142 71 17 6 2 623 169 84 21 7 3 680 199 99 24 8 3 567 142 71 17 6 2 624 170 85 21 7 3 681 200 99 24 8 3 568 143 71 18 6 2 625 170 85 21 7 3 682 200 100 25 8 3 569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3	\vdash						\vdash						\vdash					
565 141 70 17 6 2 622 169 84 21 7 3 679 198 99 24 8 3 566 142 71 17 6 2 623 169 84 21 7 3 680 199 99 24 8 3 567 142 71 17 6 2 624 170 85 21 7 3 681 200 99 24 8 3 568 143 71 18 6 2 625 170 85 21 7 3 682 200 100 25 8 3 569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3	563						\vdash						677					
566 142 71 17 6 2 623 169 84 21 7 3 680 199 99 24 8 3 567 142 71 17 6 2 624 170 85 21 7 3 681 200 99 24 8 3 568 143 71 18 6 2 625 170 85 21 7 3 682 200 100 25 8 3 569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3	564						621						678					
567 142 71 17 6 2 624 170 85 21 7 3 681 200 99 24 8 3 568 143 71 18 6 2 625 170 85 21 7 3 682 200 100 25 8 3 569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3	565						622						679					
568 143 71 18 6 2 625 170 85 21 7 3 682 200 100 25 8 3 569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3 569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3 3 3 4 3 4	566	142	71	17	6		623	169	84	21	7		680	199	99	24	8	
569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3	567	142	71	17	6	2	624	170	85	21	7	3	681	200	99	24	8	
569 143 71 18 6 2 626 171 85 21 7 3 683 201 100 25 8 3	568	143	71	18	6		625	170	85	21	7		682	200	100	25	8	
570 144 72 18 6 2 627 171 85 21 7 3 684 201 100 25 8 3	569	143	71	18	6	2	626	171	85	21	7	3	683	201	100	25	8	
	570	144	72	18	6		627	171	85	21	7	3	684	201	100	25	8	3

流量		重	协水勾配	ļ		流量		1	動水勾酥	2		流量		1	助水勾酉	2	
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
685	202	100	25	8	3	742	234	116	29	10	4	799	268	134	33	11	5
686	202	101	25	8	3	743	234	117	29	10	4	800	269	134	33	11	5
687	203	101	25	8	3	744	235	117	29	10	4	801	269	134	33	11	5
688	203	101	25	8	3	745	236	117	29	10	4	802	270	135	33	11	5
689	204	102	25	8	3	746	236	118	29	10	4	803	271	135	33	11	5
690	204	102	25	8	3	747	237	118	29	10	4	804	271	135	33	11	5
691	205	102	25	8	3	748	237	118	29	10	4	805	272	135	33	11	5
692	206	102	25	9	4	749	238	119	29	10	4	806	273	136	33	11	5
693	206	103	25	9	4	750	239	119	29	10	4	807	273	136	34	11	5
694	207	103	25	9	4	751	239	119	29	10	4	808	274	136	34	11	5
695	207	103	25	9	4	752	240	119	29	10	4	809	274	137	34	11	5
696	208	103	25	9	4	753	240	120	29	10	4	810	275	137	34	11	5
697	208	104	26	9	4	754	241	120	30	10	4	811	276	137	34	11	5
698	209	104	26	9	4	755	242	120	30	10	4	812	276	138	34	11	5
699	209	104	26	9	4	756	242	121	30	10	4	813	277	138	34	11	5
700	210	105	26	9	4	757	243	121	30	10	4	814	278	138	34	11	5
701	211	105	26	9	4	758	243	121	30	10	4	815	278	139	34	12	5
702	211	105	26	9	4	759	244	121	30	10	4	816	279	139	34	12	5
703	212	105	26	9	4	760	244	122	30	10	4	817	279	139	34	12	5
704	212	106	26	9	4	761	245	122	30	10	4	818	280	140	34	12	5
705	213	106	26	9	4	762	246	122	30	10	4	819	281	140	34	12	5
706	213	106	26	9	4	763	246	123	30	10	4	820	281	140	35	12	5
707	214	107	26	9	4	764	247	123	30	10	4	821	282	140	35	12	5
708	214	107	26	9	4	765	247	123	30	10	4	822	283	141	35	12	5
709	215	107	26	9	4	766	248	124	30	10	4	823	283	141	35	12	5
710	216	107	26	9	4	767	249	124	31	10	4	824	284	141	35	12	5
711	216	108	27	9	4	768	249	124	31	10	4	825	285	142	35	12	5
712	217	108	27	9	4	769	250	124	31	10	4	826	285	142	35	12	5
713	217	108	27	9	4	770	250	125	31	10	4	827	286	142	35	12	5
714	218	108	27	9	4	771	251	125	31	10	4	828	286	143	35	12	5
715	218	109	27	9	4	772	252	125	31	10	4	829	287	143	35	12	5
716	219	109	27	9	4	773	252	126	31	10	4	830	288	143	35	12	5
717	220	109	27	9	4	774	253	126	31	10	4	831	288	144	35	12	5
718	220	110	27	9	4	775	253	126	31	10	4	832	289	144	35	12	5
719	221	110	27	9	4	776	254	127	31	11	4	833	290	144	36	12	5
720	221	110	27	9	4	777	255	127	31	11	4	834	290	145	36	12	5
721	222	110	27	9	4	778	255	127	31	11	4	835	291	145	36	12	5
722	222	111	27	9	4	779	256	127	31	11	4	836	292	145	36	12	5
723	223	111	27	9	4	780	257	128	31	11	4	837	292	146	36	12	5
724	223 224	111 112	27 27	9	4	781	257 258	128 128	32 32	11 11	4	838	293 294	146 146	36 36	12 12	5 5
725			28	9	4	782			32			839				12	5 5
726	225	112				783	258	129	32	11	4	840	294	147	36	12	5
727	225	112	28	9	4	784	259	129		11	4	841	295	147	36		
728 729	226 226	112 113	28 28	9	4	785	260 260	129 130	32 32	11 11	4	842	296 296	147 148	36 36	12 12	5 5
		113				786			32			843				12	5 5
730	227		28	9	4	787	261	130	32	11	4	844	297	148	36 37	12	5 5
731	228 228	113 114	28 28	9	4	788	261 262	130 131	32	11 11	4	845	297 298	148 148	37	12	5
732 733	228	114	28	9	4	789	262	131	32	11	4	846 847	298	148	37	12	5 5
	229		28	9		790	263		32		4	_				12	5 5
734	230	114	28	10	4	791	263	131	32	11	4	848	299 300	149 149	37 37	12	5
735		114				792		131	32	11	5	849			37	12	5
736	230	115	28	10 10	4	793	264	132		11	5	850	301	150		12	
737	231	115	28			794	265	132	33	11		851	301	150	37		5
738	232	115	28	10	4	795	266	132	33	11	5 5	852	302	150	37	13	5
739	232	116	28	10	4	796	266	133	33 33	11	5	853	303	151	37 37	13 13	5
740	233	116	29	10	4	797	267	133		11	5	854	303	151			5
741	233	116	29	10	4	798	268	133	33	11	5	855	304	151	37	13	5

流量		重	水勾配	<u>j</u>		流量		重	助水勾酯	3		流量		重	协水勾配	<u>j</u>	
L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150	L/min	65	75	100	125	150
856	305	152	37	13	5	913	343	171	42	14	6	970	384	191	47	16	7
857	305	152	37	13	5	914	344	171	42	14	6	971	385	192	47	16	7
858	306	152	38	13	5	915	345	172	42	14	6	972	385	192	47	16	7
859	307	153	38	13	5	916	345	172	42	14	6	973	386	192	47	16	7
860	307	153	38	13	5	917	346	172	42	14	6	974	387	193	47	16	7
861	308	153	38	13	5	918	347	173	43	14	6	975	388	193	48	16	7
862	309	154	38	13	5	919	347	173	43	14	6	976	388	193	48	16	7
863	309	154	38	13	5	920	348	173	43	14	6	977	389	194	48	16	7
864	310	154	38	13	5	921	349	174	43	14	6	978	390	194	48	16	7
865	311	155	38	13	5	922	350	174	43	14	6	979	391	195	48	16	7
866	311	155	38	13	5	923	350	174	43	14	6	980	391	195	48	16	7
867	312	155	38	13	5	924	351	175	43	15	6	981	392	195	48	16	7
868	313	156	38	13	5	925	352	175	43	15	6	982	393	196	48	16	7
869	313	156	38	13	5	926	352	176	43	15	6	983	394	196	48	16	7
870	314	156	39	13	5	927	353	176	43	15	6	984	394	196	48	16	7
871	315	157	39	13	5	928	354	176	43	15	6	985	395	197	48	16	7
872	315	157	39	13	5	929	354	177	43	15	6	986	396	197	49	16	7
873	316	157	39	13	5	930	355	177	44	15	6	987	396	197	49	16	7
874	317	158	39	13	5	931	356	177	44	15	6	988	397	198	49	16	7
875	317	158	39	13	5	932	357	178	44	15	6	989	398	198	49	16	7
876	318	158	39	13	5	933	357	178	44	15	6	990	399	199	49	17	7
877	319	159	39	13	5	934	358	178	44	15	6	991	399	199	49	17	7
878	319	159	39	13	5	935	359	179	44	15	6	992	400	199	49	17	7
879	320	159	39	13	5	936	359	179	44	15	6	993	401	200	49	17	7
880	321	160	39	13	5 5	937	360	179	44	15	6	994	402	200	49	17	7
881	321	160	39	13	5	938	361	180	44	15	6	995	402	200	49	17	7
882	322	160	40	13	5	939	362	180	44	15		996	403	201	49	17 17	7
883	323 323	161 161	40 40	13 13	6	940	362	180	44	15 15	6	997	404 405	201 202	50 50	17	7
884	323	161	40	13	6	941	363 364	181 181	45 45	15	6	998	405	202	50	17	7
885 886	325	162	40	13	6	942 943	364	182	45	15	6	999	406	202	50	17	7
887	325	162	40	13	6	944	365	182	45	15	6	1,000	407	202	50	17	7
888	326	162	40	13	6	945	366	182	45	15	6	1,001	408	203	50	17	7
889	327	163	40	14	6	946	367	183	45	15	6	1,002	408	203	50	17	7
890	327	163	40	14	6	947	367	183	45	15	6	1,004	409	204	50	17	7
891	328	163	40	14	6	948	368	183	45	15	6	1,005	410	204	50	17	7
892	329	164	40	14	6	949	369	184	45	15	6	1,006	411	205	50	17	7
893	329	164	40	14	6	950	369	184	45	15	6	1,007	411	205	50	17	7
894	330	164	41	14	6	951	370	184	45	15	6	1,008	412	205	51	17	7
895	331	165	41	14	6	952	371	185	46	15	6	1,009	413	206	51	17	7
896	332	165	41	14	6	953	372	185	46	15	6	1,010	414	206	51	17	7
897	332	165	41	14	6	954	372	185	46	15	6	1,011	415	206	51	17	7
898	333	166	41	14	6	955	373	186	46	15	6	1,012	415	207	51	17	7
899	334	166	41	14	6	956	374	186	46	15	6	1,013	416	207	51	17	7
900	334	167	41	14	6	957	374	187	46	16	6	1,014	417	208	51	17	7
901	335	167	41	14	6	958	375	187	46	16	6	1,015	418	208	51	17	7
902	336	167	41	14	6	959	376	187	46	16	6	1,016	418	208	51	17	7
903	336	168	41	14	6	960	377	188	46	16	6	1,017	419	209	51	17	7
904	337	168	41	14	6	961	377	188	46	16	6	1,018	420	209	52	17	7
905	338	168	41	14	6	962	378	188	46	16	6	1,019	421	210	52	17	7
906	338	169	42	14	6	963	379	189	46	16	6	1,020	421	210	52	17	7
907	339	169	42	14	6	964	380	189	47	16	6	1,021	422	210	52	17	7
908	340	169	42	14	6	965	380	189	47	16	6	1,022	423	211	52	18	7
909	340	170	42	14	6	966	381	190	47	16	6	1,023	424	211	52	18	7
910	341	170	42	14	6	967	382	190	47	16	7	1,024	424	211	52	18	7
911	342	170	42	14	6	968	382	191	47	16	7	1,025	425	212	52	18	7
912	343	171	42	14	6	969	383	191	47	16	7	1,026	426	212	52	18	7
	0.10	.,,,	12			200	550		'''	13		.,020	.20	-12	72	10	

	 最大給水量	流速2m/sでの		No.1
人 数	取入桁水里 (L/min)	デージ デージ データ データ データ データ データ データ データ データ データ データ	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
1	26	25	45	0.4333
2	33	25	69	0.5562
3	39	25	89	0.6436
4	43	25	107	0.7138
5	46	25	123	0.7735
6	50	25	138	0.8260
7	52	25	153	0.8731
8	55	25	166	0.9161
9	57	25	179	0.9558
10	60	40	22	0.9927
11	62	40	23	1.0274
12	64	40	24	1.0601
13	65	40	26	1.0910
14	67	40	27	1.1205
15	69	40	28	1.1487
16	71	40	29	1.1757
17	72	40	30	1.2017
18	74	40	31	1.2266
19	75	40	32	1.2508
20	76	40	34	1.2741
21	78	40	35	1.2966
22	79	40	36	1.3185
23	80	40	37	1.3398
24	82	40	38	1.3605
25	83	40	39	1.3806
26	84	40	40	1.4003
27	85	40	41	1.4194
28	86	40	41	1.4381
29	87	40	42	1.4564
30	88	40	43	1.4743
31	88	40	43	1.4598
32	89	40	44	1.4836
33	90	40	45	1.5071
34	92	40	46	1.5302
35	93	40	47	1.5530
36	95	40	49	1.5755
37	96	40	50	1.5976
38	97	40	51	1.6195
39	98	40	52	1.6411
40	100	40	53	1.6624
41	101	40	55	1.6835
42	102	40	56	1.7043
43	103	40	57	1.7249
44	105	40	58	1.7452
45	106	40	59	1.7653
46	107	40	61	1.7852
47	108	40	62	1.8049
48	109	40	63	1.8244
49	111	40	64	1.8437
50	112	40	65	1.8628
JU	112	4∪	UU	1.0020

		<u> </u>	1	No.2
人 数	最大給水量 (L /min)	流速2m/sでの 管径 (mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
51	113	40	67	1.8817
52	114	40	68	1.9004
53	115	40	69	1.9190
54	116	40	70	1.9374
55	117	40	71	1.9556
56	118	40	72	1.9736
57	119	40	74	1.9915
58	121	40	75	2.0093
59	122	40	76	2.0269
60	123	40	77	2.0443
61	124	40	78	2.0616
62	125	40	79	2.0788
63	126	40	81	2.0958
64	127	40	82	2.1127
65	128	40	83	2.1295
66	129	40	84	2.1461
67	130	40	85	2.1627
68	131	40	86	2.1791
69	132	40	88	2.1751
70	133	40	89	2.2115
71	134	40	90	2.2276
72	135	40	91	2.2435
73	136	40	92	2.2594
74	137	40	93	2.2751
75	137	40	93	2.2907
76	138	40	96	2.3063
77	139	40	97	2.3217
77	140	40	98	2.3370
79	141	40	99	2.3522
80	142	40	100	2.3674
81		40		2.3824
	143		101	
82	144	40	102	2.3974
83 84	145	40	104	2.4122
85	146 147	40	105 106	2.4270
				2.4417
86	147	40	107	2.4563
87	148	40	108	2.4709
88	149	40	109	2.4853
89	150	40	110	2.4997
90	151	50	39	2.5139
91	152	50	39	2.5282
92	153	50	40	2.5423
93	153	50	40	2.5563
94	154	50	40	2.5703
95	155	50	41	2.5842
96	156	50	41	2.5981
97	157	50	42	2.6118
98	158	50	42	2.6255
99	158	50	42	2.6392
100	159	50	43	2.6527

	最大給水量	流速2m/sでの		No.3
人 数	取入和水里 (L/min)	管径 (mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
101	160	50	43	2.6662
102	161	50	43	2.6797
103	162	50	44	2.6930
104	162	50	44	2.7063
105	163	50	45	2.7196
106	164	50	45	2.7327
107	165	50	45	2.7459
108	166	50	46	2.7589
109	166	50	46	2.7719
110	167	50	47	2.7849
111	168	50	47	2.7977
112	169	50	47	2.8106
113	169	50	48	2.8233
114	170	50	48	2.8360
115	171	50	48	2.8487
116	172	50	49	2.8613
117	172	50	49	2.8739
118	173	50	50	2.8864
119	174	50	50	2.8988
120	175	50	50	2.9112
121	175	50	51	2.9236
122	176	50	51	2.9359
123	177	50	51	2.9481
124	178	50	52	2.9603
125	178	50	52	2.9725
126	179	50	53	2.9846
127	180	50	53	2.9966
128	181	50	53	3.0086
129	181	50	54	3.0206
130	182	50	54	3.0325
131	183	50	55	3.0444
132	183	50	55	3.0562
133	184	50	55	3.0680
134	185	50	56	3.0798
135	185	50	56	3.0915
		50	56	
136 137	186	50	56	3.1031 3.1147
	187			
138	188	50	57	3.1263
139	188	50	58	3.1378 3.1493
140	189	50	58	
141	190	50	58	3.1608
142	190	50	59 50	3.1722
143	191	50	59	3.1836
144	192	50	59	3.1949
145	192	50	60	3.2062
146	193	50	60	3.2175
147	194	50	61	3.2287
148	194	50	61	3.2399
149	195	50	61	3.2510
150	196	50	62	3.2621

		 		No.4
人数	最大給水量 (L / min)	流速2m/sでの 管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
151	196	50	62	3.2732
152	197	50	62	3.2842
153	198	50	63	3.2952
154	198	50	63	3.3062
155	199	50	64	3.3171
156	200	50	64	3.3280
157	200	50	64	3.3389
158	201	50	65	3.3497
159	202	50	65	3.3605
160	202	50	65	3.3713
161	203	50	66	3.3820
162	204	50	66	3.3927
163	204	50	67	3.4034
164	205	50	67	3.4140
165	205	50	67	3.4246
166	206	50	68	3.4352
167	207	50	68	3.4457
168	207	50	68	3.4562
169	208	50	69	3.4667
170	209	50	69	3.4771
171	209	50	70	3.4875
172	210	50	70	3.4979
173	210	50	70	3.5083
174	211	50	71	3.5186
175	212	50	71	3.5289
176	212	50	71	3.5392
177	213	50	72	3.5494
178	214	50	72	3.5596
179	214	50	72	3.5698
180	215	50	73	3.5800
181	215	50	73	3.5901
182	216	50	74	3.6002
183	217	50	74	3.6103
184	217	50	74	3.6203
185	218	50	75	3.6304
186	218	50	75	3.6404
187	219	50	75	3.6503
188	220	50	76	3.6603
189	220	50	76	3.6702
190	221	50	77	3.6801
191	221	50	77	3.6899
192	222	50	77	3.6998
193	223	50	78	3.7096
194	223	50	78	3.7194
195	224	50	78	3.7292
196	224	50	79	3.7389
197	225	50	79	3.7486
198	225	50	79	3.7583
199	226	50	80	3.7680
200	227	50	80	3.7776
200	441	30	00	0.7770

	日十公小旦			No.5
人 数	最大給水量 (L / min)	流速2m/sでの 管径 (mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
201	227	50	81	3.7872
202	228	50	81	3.7968
203	228	50	81	3.8064
204	229	50	82	3.8160
205	230	50	82	3.8255
206	230	50	82	3.8350
207	231	50	83	3.8445
208	231	50	83	3.8539
209	232	50	84	3.8634
210	232	50	84	3.8728
211	233	50	84	3.8822
212	233	50	85	3.8916
213	234	50	85	3.9009
214	235	50	85	3.9102
215	235	50	86	3.9195
216	236	75	19	3.9288
217	236	75	19	3.9381
218	237	75	19	3.9473
219	237	75	19	3.9566
220	238	75	19	3.9658
221	238	75	19	3.9750
222	239	75	20	3.9841
223	240	75	20	3.9933
224	240	75	20	4.0024
225	241	75	20	4.0115
226	241	75	20	4.0206
227	242	75	20	4.0296
228	242	75	20	4.0387
229	243	75	20	4.0477
230	243	75	20	4.0567
231	244	75	20	4.0657
232	244	75	20	4.0747
233	245	75	20	4.0836
234	246	75	21	4.0925
235	246	75	21	4.1014
236	247	75	21	4.1103
237	247	75	21	4.1192
238	248	75	21	4.1281
239	248	75	21	4.1369
240	249	75	21	4.1457
241	249	75	21	4.1545
242	250	75	21	4.1633
243	250	75	21	4.1721
244	251	75	21	4.1808
245	251	75	21	4.1895
246	252	75	22	4.1983
247	252	75	22	4.2070
248	253	75	22	4.2156
249	253	75	22	4.2243
250	254	75	22	4.2329

		* * * * * * * * * *		No.6
人 数	最大給水量 (L /min)	流速2m/sでの 管径 (mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
251	254	75	22	4.2416
252	255	75	22	4.2502
253	256	75	22	4.2588
254	256	75	22	4.2673
255	257	75	22	4.2759
256	257	75	22	4.2844
257	258	75	22	4.2930
258	258	75	22	4.3015
259	259	75	23	4.3100
260	259	75	23	4.3185
261	260	75	23	4.3269
262	260	75	23	4.3354
263	261	75	23	4.3438
264	261	75	23	4.3522
265	262	75	23	4.3606
266	262	75	23	4.3690
267	263	75	23	4.3774
268	263	75	23	4.3857
269	264	75	23	4.3941
270	264	75	23	4.4024
271	265	75	24	4.4107
272	265	75	24	4.4190
273	266	75	24	4.4273
274	266	75	24	4.4355
275	267	75	24	4.4438
276	267	75	24	4.4520
277	268	75	24	4.4602
278	268	75	24	4.4684
279	269	75	24	4.4766
280	269	75	24	4.4848
281	270	75	24	4.4930
282	270	75	24	4.5011
283	271	75	25	4.5092
284	271	75	25	4.5174
285	272	75	25	4.5255
286	272	75	25	4.5336
287	272	75	25	4.5416
288	273	75	25	4.5497
289	273	75	25	4.5577
290	274	75	25	4.5658
291	274	75	25	4.5738
292	275	75	25	4.5818
293	275	75	25	4.5898
294	276	75	25	4.5978
295	276	75	26	4.6058
296	277	75	26	4.6137
297	277	75	26	4.6217
298	278	75	26	4.6296
299	278	75	26	4.6375
300	279	75	26	4.6454
300	210	, ,		1.0 10 7

	是十級水旱	流速2m/sでの		No.7
人 数	最大給水量 (L / min)	管径 (mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
301	279	75	26	4.6533
302	280	75	26	4.6612
303	280	75	26	4.6690
304	281	75	26	4.6769
305	281	75	26	4.6847
306	282	75	26	4.6926
307	282	75	27	4.7004
308	282	75	27	4.7082
309	283	75	27	4.7160
310	283	75	27	4.7237
311	284	75	27	4.7315
312	284	75	27	4.7393
313	285	75	27	4.7470
314	285	75	27	4.7547
315	286	75	27	4.7625
316	286	75	27	4.7702
317	287	75	27	4.7779
318	287	75	27	4.7779
319	288	75	27	4.7932
320	288	75	28	4.8009
321	289	75	28	4.8085
322	289	75	28	
				4.8161
323	289	75 75	28 28	4.8238
324	290			4.8314
325	290	75	28	4.8390
326	291	75	28	4.8466
327	291	75	28	4.8541
328	292	75	28	4.8617
329	292	75	28	4.8693
330	293	75	28	4.8768
331	293	75	28	4.8843
332	294	75	29	4.8918
333	294	75	29	4.8994
334	294	75	29	4.9069
335	295	75	29	4.9143
336	295	75	29	4.9218
337	296	75	29	4.9293
338	296	75	29	4.9367
339	297	75	29	4.9442
340	297	75	29	4.9516
341	298	75	29	4.9590
342	298	75	29	4.9664
343	298	75	29	4.9738
344	299	75	30	4.9812
345	299	75	30	4.9886
346	300	75	30	4.9960
347	300	75	30	5.0033
348	301	75	30	5.0107
349	301	75	30	5.0180
350	302	75	30	5.0254

	最大給水量	流速2m/sでの	1	No.8
人 数	取入和小里 (L/min)	管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
351	302	75	30	5.0327
352	302	75	30	5.0400
353	303	75	30	5.0473
354	303	75	30	5.0546
355	304	75	30	5.0618
356	304	75	30	5.0691
357	305	75	31	5.0764
358	305	75	31	5.0836
359	305	75	31	5.0909
360	306	75	31	5.0981
361	306	75	31	5.1053
362	307	75	31	5.1125
363	307	75	31	5.1197
364	308	75	31	5.1269
365	308	75	31	5.1341
366	308	75	31	5.1412
367	309	75	31	5.1484
368	309	75	31	5.1555
369	310	75	32	5.1627
370	310	75	32	5.1698
371	311	75	32	5.1769
372	311	75	32	5.1841
373	311	75	32	5.1912
374	312	75	32	5.1982
375	312	75	32	5.2053
376	313	75	32	5.2124
377	313	75	32	5.2195
378	314	75	32	5.2265
379	314	75	32	5.2336
380	314	75	32	5.2406
381	315	75	32	5.2476
382	315	75	33	5.2547
383	316	75	33	5.2617
384	316	75	33	5.2687
385	317	75	33	5.2757
386	317	75	33	5.2827
387	317	75	33	5.2896
388	318	75	33	5.2966
389	318	75	33	5.3035
390	319	75	33	5.3105
391	319	75	33	5.3174
392	319	75	33	5.3244
393	320	75	33	5.3313
394	320	75	34	5.3382
395	321	75	34	5.3451
396	321	75	34	5.3520
397	322	75	34	5.3589
398	322	75	34	5.3658
399	322	75	34	5.3726
400	323	75	34	5.3795

	里十级小里			No.9
人 数	最大給水量 (L / min)	流速2m/sでの 管径(mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
401	323	75	34	5.3864
402	324	75	34	5.3932
403	324	75	34	5.4001
404	324	75	34	5.4069
405	325	75	34	5.4137
406	325	75	35	5.4205
407	326	75	35	5.4273
408	326	75	35	5.4341
409	326	75	35	5.4409
410	327	75	35	5.4477
411	327	75	35	5.4545
412	328	75	35	5.4612
413	328	75	35	5.4680
414	328	75	35	5.4747
415	329	75	35	5.4815
416	329	75	35	5.4882
417	330	75	35	5.4949
418	330	75	35	5.5016
419	331	75	36	5.5083
420	331	75	36	5.5151
421	331	75	36	5.5217
422	332	75	36	5.5284
423	332	75	36	5.5351
424	333	75	36	5.5418
425	333	75	36	5.5484
426	333	75	36	5.5551
427	334	75	36	5.5617
428	334	75	36	5.5684
429	335	75	36	5.5750
430	335	75	36	5.5816
431	335	75	37	5.5882
432	336	75	37	5.5949
433	336	75	37	5.6015
434	336	75	37	5.6081
435	337	75	37	5.6146
436	337	75	37	5.6212
437	338	75	37	5.6278
438	338	75	37	5.6344
439	338	75	37	5.6409
440	339	75	37	5.6475
441	339	75	37	5.6540
442	340	75	37	5.6605
443	340	75	37	5.6671
444	340	75	38	5.6736
445	341	75	38	5.6801
446	341	75	38	5.6866
447	342	75	38	5.6931
448	342	75	38	5.6996
449	342	75	38	5.7061
450	343	75	38	5.7126
		•	•	•

No 10

	 最大給水量	流速2m/sでの		No.10
人 数	取入桁水里 (L/min)	管径 (mm)	動水勾配(‰)	給水量(L/s)
451	343	75	38	5.7190
452	344	75	38	5.7255
453	344	75	38	5.7320
454	344	75	38	5.7384
455	345	75	38	5.7448
456	345	75	38	5.7513
457	345	75	39	5.7577
458	346	75	39	5.7641
459	346	75	39	5.7705
460	347	75	39	5.7770
461	347	75	39	5.7834
462	347	75	39	5.7897
463	348	75	39	5.7961
464	348	75	39	5.8025
465	349	75	39	5.8089
466	349	75	39	5.8153
467	349	75	39	5.8216
468	350	75	39	5.8280
469	350	75	40	5.8343
470	350	75	40	5.8407
471	351	75	40	5.8470
472	351	75	40	5.8533
473	352	75	40	5.8596
474	352	75	40	5.8660
475	352	75	40	5.8723
476	353	75	40	5.8786
477	353	75	40	5.8849
478	353	75	40	5.8912
479	354	75	40	5.8974
480	354	75	40	5.9037
481	355	75	40	5.9100
482	355	75	41	5.9162
483	355	75	41	5.9225
484	356	75	41	5.9288
485	356	75	41	5.9350
486	356	75	41	5.9412
487	357	75	41	5.9475
488	357	75	41	5.9537
489	358	75	41	5.9599
490	358	75	41	5.9661
491	358	75	41	5.9723
492	359	75	41	5.9785
493	359	75	41	5.9847
494	359	75	42	5.9909
495	360	75	42	5.9971
496	360	75	42	6.0033
497	361	75	42	6.0094
498	361	75	42	6.0156
499	361	75	42	6.0218
500	362	75	42	6.0279

新規申請のご案内

【提出書類】

○指定申請時には、下記の「◆指定申請に必要な書類」「◆指定事業者の営業内容を確認する書類」を 提出する必要があります。

【留意事項】

◆指定申請に必要な書類

		提出書類	添付書類
1	指定給	3水装置工事事業者指定申請書(様式1)	・事業所の位置図 ・事業所の(外観・内観)写真
2	機械器	具調書(別表)	・機械器具調書に記載した機械器具の写真
3	誓約書	詩(様式2)	
4	給水裝	置工事主任技術者選任・解任届出書(様式3)	・選任する主任技術者の免状の写し
	法人	定款の写し	
5	法人	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
	個人	住民票の写し	
6		水装置工事事業者証交付申請書 第 10 号)	

⑤ 定款の写し:代表者の原本証明が必要。

登記事項証明書:発行日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本。

住民票の写し:発行日から3ヶ月以内の原本,個人番号の記載のないもの。

- ※⑤の書類に、事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地が証明できるものが必要になります。(例:所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書)
- ⑥ 希望者のみ。

◆指定事業者の営業内容を確認する書類

	提出書類	添付書類
1	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 (様式 4)	
2	福岡市水道局指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書(様式9)	

【申請受付】

○受付日時:開庁日の午前9:30~午後5:00

※予約制としてますので、事前に連絡した上で来局していただきますようお願いします。

【手数料】

○指定手数料

5,000円

○指定事業者証交付手数料 2,000円

(支払方法)

手数料は、水道局が発行する納入通知書での支払いになります。 納入後、<u>領収書の写しを節水推進課まで FAX(092-436-7841)等で送付</u>してくだ さい。

※留意事項※

納期限は,発行日から2週間となります。納期限までに納入しなかった場合,申請を取り下げたものと見なします。

【指定日】

〇指定日は、手数料の納付が確認できた翌月1日が指定日となります。

ただし,21日~月末の間に納付が確認できた場合は,翌々月1日が指定日となります。

- (例 1)納付送付確認日が、4月1~20日の場合、指定日は、5月1日
- (例2)納付送付確認日が、4月21~30日の場合、指定日は、6月1日

【有効期間】

- ○指定の有効期間は、指定日から 5年間となっております。
 - (例)指定日が、令和2年4月1日の場合は、令和7年3月31日まで有効。

【新規指定事業者講習会】

○水道局より,指定を受けた後,新規の指定給水装置工事事業者に対して,講習会を 実施します。後日,案内文を送付します。

【講習会の主な内容】

- ①指定給水装置工事事業者の責務について
- ② 給水装置工事施行基準について
- ③給水装置工事の流れ(窓口業務)について



【参考】指定・更新申請フロー図

①指定・更新申請関係書類の作成





②指定・更新申請書類の提出

· 事前に来局予定日時の予約 (TEL:092-483-3138)



○対面による審査

可

※書類受理

否

〇手数料の納入通知書発行



③手数料の納入・領収書写しの送付

- ・指定の金融機関で納入通知書により手数料を納入
- ・領収書の写しを FAX 等で節水推進課に提出(FAX: 092-436-7841)
- ※留意事項※

納入通知書の納期限は,発行日から2週間となります。納期限までに納入しなかった場合,申請を取り下げたものとみなします。

申請手続完了



〇指定・更新通知書の送付



④指定事業者証の受取り(申請者のみ)

・事前に来局予定日時を連絡 (TEL:092-483-3138)

 :水道局

(----

╏: 申請者及び水道局

更新申請のご案内

【提出書類】

○更新申請時には,下記の「◆更新申請に必要な書類」「◆指定事業者の事業運営等を確認する書類」を 提出する必要があります。

◆更新申請に必要な書類

		提出書類	添付書類
1	指定給	3水装置工事事業者更新申請書(様式1)	・選任されている主任技術者の免状の写し ・事業所の位置図 ・事業所の(外観・内観)写真
2	機械器	具調書(別表)	・機械器具調書に記載した機械器具の写真
3	誓約書(様式2)		
	<u>:+ 1</u>	定款の写し	
4	法人	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
	個人	住民票の写し	
5	旧指定	と給水装置工事事業者証の返納	
6	指定給	冰装置工事事業者証交付申請書(様式第 10 号)	

【留意事項】

④ 定款の写し:代表者の原本証明が必要。

登記事項証明書:発行日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本。

住民票の写し:発行日から3ヶ月以内の原本,個人番号の記載のないもの。

- ※④の書類に、事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地が証明できるものが必要になります。(例:所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書)
- ⑤ 指定給水装置工事事業者証の交付を受けている場合。
- ⑥ 希望者のみ

◆指定事業者の事業運営等を確認する書類

	提出書類	添付書類
1	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 (様式 4)	・受講を証明する書類(修了証の写し)
2	給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認 (様式 5)	・受講を証明する書類(受講証等の写し)
3	過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業 を行うことができる技能を有する者の状況確認 (様式6)	・資格を証明する書類 (資格者証・講習会修了証等の写し)
4	福岡市水道局指定給水装置工事事業者リストの公表 に関する同意書(様式9)	

【手数料】

○更新手数料
5,000円

○指定事業者証交付手数料 2,000円

(支払方法)

手数料は、水道局が発行する納入通知書での支払いになります。 納入後、<u>領収書の写しを節水推進課まで FAX(092-436-7841)等で送付</u>して ください。

※留意事項※

納期限は,発行日から2週間となります。納期限までに納入しなかった場合,申請を取り下げたものと見なします。

【更新申請の受付期間】

- 〇指定の更新申請は,有効期限の1年前から受け付けます。
- 〇申請のため来局する方は、事前に連絡し、来局予定の日時を予約してください。 節水推進課 給水工事事業者指導係:(連絡先)092-483-3138

【指定事業者定期講習会】

- ○毎年8月下旬頃に, 定期講習会を実施します。
- 〇受講を希望する方は,「指定給水装置工事事業者講習会 募集要項」に従い, 申し込みください。
- ※「指定給水装置工事事業者講習会 募集要項」は、水道局ホームページに掲載します。

【講習会の主な内容】

- ①指定給水装置工事事業者の責務について
- ②給水装置工事施行基準について
- ③窓口業務の流れについて
- ④ 更新申請の手続きについて



【参考】指定・更新申請フロー図

①指定・更新申請関係書類の作成





②指定・更新申請書類の提出

· 事前に来局予定日時の予約 (TEL: 092-483-3138)



○対面による審査

口

※書類受理

否

○手数料の納入通知書発行



③手数料の納入・領収書写しの送付

- ・指定の金融機関で納入通知書により手数料を納入
- ・領収書の写しを FAX 等で節水推進課に提出(FAX: 092-436-7841)
- ※留意事項※

納入通知書の納期限は,発行日から2週間となります。納期限までに 納入しなかった場合,申請を取り下げたものとみなします。

申請手続完了



〇指定・更新通知書の送付



④指定事業者証の受取り(申請者のみ)

·事前に来局予定日時を連絡 (TEL:092-483-3138)

※ [____]: 申

:申請者

:水道局

(____

:申請者及び水道局

各種届出等のご案内

指定事項変更届

名称や所在地などの指定事項に変更が生じた場合は、当該変更のあった日から<u>30日以内</u>に、次のとおり書類を提出して下さい。

【提出書類】

			2	(3	4	(5)	6
提出書類変更事項		指定給水装置工事事業 者指定事項変更届出書 (様式7)	誓約書	定款の 写し	登記事項証明書	住民票の写し	位置図 外観内観写真	旧指定給水 装置工事事 業者証
氏名または	法人	0	-	0	0	-	-	0
名称	個人	0	1	1	1	0	1	0
住所	法人	0	1	0	0	1	-	_
王州	個人	0	_	_	_	0	_	_
代表者	法人	0	0	0	0	_	-	0
役員	法人	0	0	0	0	1	-	_
事業所の	法人	0	-	0	0	-	〇(外観写真のみ)	-
名称	個人	0	ı	-	ı	ı	〇(外観写真のみ)	0
事業所の	法人	0	-	0%	0%	-	0	_
所在地	個人	0	_	_	_	0%	0	_

※留意事項※

- ③ 定款の写し:代表者の原本証明が必要。
 - 履歴事項全部証明書:発行して3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本。
 - ※ 事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地を証明できるものが必要になります。 (例:所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書)
- ④ 住民票の写し:発行して3ヶ月以内の原本。
 - ※ 事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地を証明できるものが必要になります。 (例:所在地証明書,納税証明書,賃貸借契約書)
- ⑥ 指定給水装置工事事業者証の交付を受けている場合。

指定給水装置工事事業者証の交付申請

記載事項の変更, 紛失等により「福岡市指定給水装置工事事業者証」の交付を希望する場合は,「指定給水装置工事事業者証交付申請書」(様式第 10 号)を提出してください。

なお, 手数料が 2,000 円 かかります。

給水装置工事主任技術者選任 · 解任届

給水装置工事主任技術者選任・解任したときは、当該事由が生じた日から速やかに、「給水装置工事主任技術 者選任・解任届出書」(様式3)を提出してください。

なお、選任をする場合は、当該給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付してください。

事業の廃止・休止・再開届

指定給水装置工事事業者を廃止・休止の場合は、当該事由が生じた30日以内、再開の場合は、当該事由が生じた10日以内に「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」(様式8)を提出してください。

また、廃止・休止する場合は、「給水装置工事主任技術者解任届出書」(様式3)を併せて、提出してください。 再開する場合は、「給水装置工事主任技術者選任届出書」(様式3)を併せて、提出してください。

なお、「福岡市指定給水装置工事事業者証」の交付を受けている場合は、廃止・休止の際に返納する必要がありますのでご注意ください。

事業運営等の確認事項に変更が生じた場合

水道局ホームページ等で公表している事業運営等の確認事項に変更が生じた場合は、「指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項」(様式4)及び「福岡市水道局指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書」(様式9)を速やかに提出してください。

組織変更および個人の代表者変更(相続)の場合

	内容		届出方法	
個	法人化	個人⇒法人(法人⇒個人	、 の場合も同様の取扱い)	廃止届 及び 指定申請
人	相続	相続人が事業を継続した	こいとき	廃止届 及び 指定申請
		合同会社		
	40 6th	合名会社⇒株式会社		<u>廃止届</u> 及び <u>指定申請</u>
	組織	合資会社		
	変更	有限会社⇒株式会社(同	指定事項変更届	
\ <u>_</u>		合同会社·合名会社·合	指定事項変更届	
法			A 杉 D 左呱四合併	A は指定事項変更届、
人		指定工事店 A と	│A が B を吸収合併 │	<u>B は廃止届</u>
	△ /¥	指定工事店 B が合併	新会社 C 設立(新設合併)	A、B ともに廃止届、
	合併		机去位 0 改立(机设合计)	<u>C は指定申請</u>
		会社 A と指定工事店 B	A が指定工事店 B を吸収合併	A は指定申請、B は廃止届
		が合併	新会社 C 設立(新設合併)	B は廃止届、C は指定申請



指定番号:〇〇〇〇号

指定日 : 〇〇年〇〇月〇〇日

福岡市水道局指定給水装置工事事業者証

上記の者は福岡市水道局指定給水装置工事事業者

であることを証する。

有効期間:○○年○○月○○日まで有効

年 月 日

福岡市水道事業管理者

印

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準 【別表】

法第25条の11第1項又は条例第26条第3項に該当する指定業者について、次の区分に従い処分を行う。

- 1. 指定の取消し 指定の要件を欠くに至ったとき、又は、違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。 2. 指定の効力の停止(停止6箇月以内) 違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを留保する情状酌量すべき特段の事由があるとき。

(令和4年3月1日 改正)

違反項目	根拠条文	関係:	去令条文	違反内容	<u>4年3月1日 改止)</u> 処 分 内 容
指定要件違反	第25条の11	第25条の3	施行規則第21条	1.事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し
ALCAIL CO	第1項第1号	第1項第1号		THE STREET OF THE STREET OF STREET OF STREET	-W //J O
		第1項第2号	施行規則第20条	2.厚生省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	取消し
		第1項第3号イ		3.精神の機能障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、 判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。	取消し
		第1項第3号口		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。	取消し
		第1項第3号八		5.水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受ける ことがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し
		第1項第3号二		6.指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明 したとき。	取消し
		第1項第3号木		7.業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤警告に従わないとき。 ⑥その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	停止1~6月 停止1~6月 停止1~3月 停止3~6月 停止1~3月 停止1~6月
給水装置工事 主任技術者選任 等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項及び 第2項	施行規則第21条 第1項及び第2項	1.給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	取消し
· 守规///庄/人		<i>₹</i> 12-74	第3項	2.給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障がある とき。	取消し
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	1.事業所の名称及び所在地等の変更届を堤出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取消し
			施行規則第35条	2.休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取消し
事業の運営 基 準 違 反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条第1号	1.給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	停止1月
			第2号	2.配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から 水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋 設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うこと ができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者 を実施に監督させないとき。	停止1月
			第3号	3.管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	停止3~6月
			第5号イ	4.水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第5条:給水装置の構造及び材質の基準)	停止3~6月
			第5号口	5.給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	停止1~3月
			第6号	6.指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成 させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかった とき。	停止1~3月
工事施行に 関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		1.給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任 技術者を検査に立ち会わせないとき。	停止1~3月
	第6号	第25条の10		2.給水装置工事に関する報告又は資料の堤出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	停止1~3月
	第7号			3.施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	停止3~6月
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1.不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	取消し